令和元年第１回定例会会議録

令和元年第１回菊池市議会定例会会期日程表（会期２３日間）

月　　日	曜日	区　分	日　　程
６月２０日	木	本会議	開会宣言・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
６日２１日	金	休　会	議案調査
６月２２日	土	休　会	（市の休日）
６月２３日	日	休　会	（市の休日）
６月２４日	月	休　会	議案調査
６月２５日	火	休　会	議案調査
６月２６日	水	本会議	質疑・委員会付託
		委員会	予算決算常任委員会
６月２７日	木	本会議	一般質問
６月２８日	金	本会議	一般質問
６月２９日	土	休　会	（市の休日）
６月３０日	日	休　会	（市の休日）
７月　１日	月	本会議	一般質問
７月　２日	火	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
７月　３日	水	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
７月　４日	木	休　会	議事整理
７月　５日	金	休　会	議事整理
７月　６日	土	休　会	（市の休日）
７月　７日	日	休　会	（市の休日）
７月　８日	月	休　会	議事整理
７月　９日	火	委員会	予算決算常任委員会
７月１０日	水	休　会	議事整理
７日１１日	木	休　会	議事整理
７月１２日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣言

令和元年　第１回菊池市議会定例会会議録（目次）

６月２０日（木曜日）　本会議　頁

１．議事日程第１号…… 43
２．本日の会議に付した事件…… 44
３．出席議員氏名…… 46
４．欠席議員氏名…… 47
５．説明のため出席した者の職氏名…… 47
６．事務局職員出席者…… 47
７．開　会…… 49
８．開　議…… 50
９．日程第１　会議録署名議員の指名…… 50
10．日程第２　会期の決定…… 50
11．日程第３　議案第９号から議案第１８号まで一括上程・説明…… 51
12．日程第４　議案第１９号　上程・説明・質疑・討論・採決…… 57
13．日程第５　議案第２０号　上程・説明・質疑・討論・採決…… 58
14．日程第６　議案第２１号から議案第２３号まで一括上程・説明・質疑・
　　討論・採決…… 60
15．日程第７　議案第２４号から議案第２８号まで一括上程・説明…… 62
16．日程第８　議案第２９号　上程・説明・質疑・討論・採決…… 64
　休　憩…… 66
　開　議…… 66
17．日程第９　報告第３号から報告第１０号まで一括上程・報告・質疑…… 66
18．日程第10　報告第１１号から報告第１８号まで一括上程・報告…… 69
19．日程第11　陳情第１号　上程…… 77
20．日程通告　散会…… 78

６月２１日（金曜日）　休　会
６月２２日（土曜日）　休　会
６月２３日（日曜日）　休　会
６月２４日（月曜日）　休　会
６月２５日（火曜日）　休　会

６月２６日（水曜日）　本会議　　**頁**

１．議事日程第２号…… 81
２．本日の会議に付した事件…… 81
３．出席議員氏名…… 81
４．欠席議員氏名…… 81
５．説明のため出席した者の職氏名…… 82
６．事務局職員出席者…… 82
７．開　議…… 83
８．日程第１　委員会付託…… 83
９．日程通告　散会…… 84

６月２７日（木曜日）　本会議　　**頁**

１．議事日程第３号…… 87
２．本日の会議に付した事件…… 87
３．出席議員氏名…… 87
４．欠席議員氏名…… 87
５．説明のため出席した者の職氏名…… 88
６．事務局職員出席者…… 88
７．開　議…… 89
８．日程第１　一般質問…… 89
（１）城　典臣君質問…… 89
「キャッシュレス時代の対応について」…… 89
○経済部長　笹本義臣君答弁…… 90
城　典臣君質問…… 91
○経済部長　笹本義臣君答弁…… 92
城　典臣君質問…… 92
○経済部長　笹本義臣君答弁…… 93
○市長　江頭　実君答弁…… 94
○経済部長　笹本義臣君発言の申し出…… 94
城　典臣君質問…… 94
○市長　江頭　実君答弁…… 95
（２）城　典臣君質問…… 95
「鞍岳登山道の整備について」…… 95
○経済部長　笹本義臣君答弁…… 96

城　典臣君質問…… 96
○経済部長　笹本義臣君答弁…… 97
○経済部長　笹本義臣君発言の申し出…… 98
（３）城　典臣君質問…… 98
「災害時における防災拠点と備蓄品について」…… 98
○総務部長　上田敏雄君答弁…… 99
城　典臣君質問…… 100
○総務部長　上田敏雄君答弁…… 100
（４）城　典臣君質問…… 101
「義務教育における家庭の負担について」…… 101
○教育部長　木下徳幸君答弁…… 101
城　典臣君質問…… 102
○教育部長　木下徳幸君答弁…… 103
○市長　江頭　実君答弁…… 103
（５）城　典臣君質問…… 104
「東京オリンピック・パラリンピックについて」…… 104
○教育部長　木下徳幸君答弁…… 105
休　憩…… 106
開　議…… 107
（１）大賀慶一君質問…… 107
「本市の防災・減災対策について」…… 107
○総務部長　上田敏雄君答弁…… 108
大賀慶一君質問…… 110
○総務部長　上田敏雄君答弁…… 111
大賀慶一君質問…… 112
○総務部長　上田敏雄君答弁…… 113
大賀慶一君質問…… 114
○総務部長　上田敏雄君答弁…… 114
（２）大賀慶一君質問…… 114
「本市の外国人労働者について」…… 114
○経済部長　笹本義臣君答弁…… 115
○教育部長　木下徳幸君答弁…… 116
大賀慶一君質問…… 117
○経済部長　笹本義臣君答弁…… 117

○教育部長　木下徳幸君答弁…… 118
大賀慶一君質問…… 118
○市長　江頭　実君答弁…… 119
昼食休憩…… 120
開　議…… 120
（１）泉田栄一朗君質問…… 120
「人生１００年時代の健康について」…… 121
○健康福祉部長　泉　大助君答弁…… 123
泉田栄一朗君質問…… 124
○健康福祉部長　泉　大助君答弁…… 126
○市長　江頭　実君答弁…… 128
（２）泉田栄一朗君質問…… 129
「環境都市菊池について」…… 129
○市民環境部長　古田浩敏君答弁…… 130
泉田栄一朗君質問…… 131
○市民環境部長　古田浩敏君答弁…… 132
泉田栄一朗君質問…… 132
○市民環境部長　古田浩敏君答弁…… 133
（３）泉田栄一朗君質問…… 133
「食品ロスについて」…… 133
○経済部長　笹本義臣君答弁…… 134
泉田栄一朗君質問…… 134
○市民環境部長　古田浩敏君答弁…… 135
○市長　江頭　実君答弁…… 136
休　憩…… 136
開　議…… 136
（１）後藤英夫君質問…… 137
「市営住宅について」…… 137
○建設部長　中村喜範君答弁…… 137
後藤英夫君質問…… 138
○建設部長　中村喜範君答弁…… 138
後藤英夫君質問…… 139
○建設部長　中村喜範君答弁…… 139
後藤英夫君質問…… 139

○建設部長　中村喜範君答弁…… 140
後藤英夫君質問…… 140
○建設部長　中村喜範君答弁…… 140
（２）後藤英夫君質問…… 141
「本市の外国人労働者、外国人技能実習生について」…… 141
○経済部長　笹本義臣君答弁…… 142
後藤英夫君質問…… 142
○総務部長　上田敏雄君答弁…… 143
後藤英夫君質問…… 144
○総務部長　上田敏雄君答弁…… 144
（３）後藤英夫君質問…… 144
「本市の連絡協議会について」…… 145
○市長　江頭　実君答弁…… 147
９．日程通告　散会…… 149

６月２８日（金曜日）　本会議　　頁

１．議事日程第４号…… 153
２．本日の会議に付した事件…… 153
３．出席議員氏名…… 153
４．欠席議員氏名…… 153
５．説明のため出席した者の職氏名…… 154
６．事務局職員出席者…… 154
７．開　議…… 155
８．日程第１　一般質問…… 155
（１）平　直樹君質問…… 155
「竜門ダムとその周辺の利活用について」…… 155
○経済部長　笹本義臣君答弁…… 155
平　直樹君質問…… 156
○経済部長　笹本義臣君答弁…… 156
平　直樹君質問…… 157
○経済部長　笹本義臣君答弁…… 157
平　直樹君質問…… 158
○経済部長　笹本義臣君答弁…… 159
平　直樹君質問…… 160

○経済部長　笹本義臣君答弁…… 160
平　直樹君質問…… 161
○建設部長、中村喜範君答弁…… 162
平　直樹君質問…… 162
○経済部長　笹本義臣君答弁…… 163
平　直樹君質問…… 164
○市長　江頭　実君答弁…… 165
休　憩…… 167
開　議…… 167
（１）東　奈津子さん質問…… 167
「幼児教育・保育「無償化」について」…… 167
○健康福祉部長　泉　大助君答弁…… 168
東　奈津子さん質問…… 169
○健康福祉部長　泉　大助君答弁…… 170
東　奈津子さん質問…… 171
○健康福祉部長　泉　大助君答弁…… 172
東　奈津子さん質問…… 172
○市長　江頭　実君答弁…… 173
（２）東　奈津子さん質問…… 173
「保育士の処遇改善について」…… 174
○健康福祉部長　泉　大助君答弁…… 174
東　奈津子さん質問…… 175
○市長　江頭　実君答弁…… 176
（３）東　奈津子さん質問…… 176
「子どもの学習支援について」…… 177
○健康福祉部長　泉　大助君答弁…… 177
東　奈津子さん質問…… 178
○教育部長　木下徳幸君答弁…… 179
昼食休憩…… 180
開　議…… 180
（１）水上隆光君質問…… 180
「国道３２５号沿線の開発について」…… 181
○農業委員会事務局長　坂本高秀君答弁…… 181
水上隆光君質問…… 182

○農業委員会事務局長　坂本高秀君答弁…… 182
水上隆光君質問…… 182
○農業委員会事務局長　坂本高秀君答弁…… 183
水上隆光君質問…… 183
○農業委員会事務局長　坂本高秀君答弁…… 183
水上隆光君質問…… 184
○農業委員会事務局長　坂本高秀君答弁…… 184
（２）水上隆光君質問…… 184
「人口対策について」…… 185
○政策企画部長　元島加奈子さん答弁…… 186
水上隆光君質問…… 186
○政策企画部長　元島加奈子さん答弁…… 187
水上隆光君質問…… 188
○政策企画部長　元島加奈子さん答弁…… 188
水上隆光君質問…… 188
○政策企画部長　元島加奈子さん答弁…… 188
水上隆光君質問…… 188
○市長　江頭　実君答弁…… 189
（３）水上隆光君質問…… 189
「がん検診について」…… 189
○健康福祉部長　泉　大助君答弁…… 190
水上隆光君質問…… 190
○健康福祉部長　泉　大助君答弁…… 191
水上隆光君質問…… 191
○健康福祉部長　泉　大助君答弁…… 191
休　憩…… 192
開　議…… 192
（１）荒木崇之君質問…… 192
「菊池市の公共交通体系について」…… 193
○政策企画部長　元島加奈子さん答弁…… 194
荒木崇之君質問…… 195
○政策企画部長　元島加奈子さん答弁…… 196
荒木崇之君質問…… 196
○市長　江頭　実君答弁…… 197

荒木崇之君質問…… 198
○市長　江頭　実君答弁…… 200
９．日程通告　散会…… 203

６月２９日（土曜日）　休　会
６月３０日（日曜日）　休　会

７月１日（月曜日）　本会議　　頁

１．議事日程第５号…… 207
２．本日の会議に付した事件…… 207
３．出席議員氏名…… 207
４．欠席議員氏名…… 208
５．説明のため出席した者の職氏名…… 208
６．事務局職員出席者…… 208
７．開　議…… 209
８．日程第１　一般質問…… 209
（１）田中教之君質問…… 209
「車両交通量の多い通学路について」…… 209
○教育部長　木下徳幸君答弁…… 211
○建設部長　中村喜範君答弁…… 211
（２）田中教之君質問…… 211
「部活動の社会体育移行について」…… 212
○教育部長　木下徳幸君答弁…… 213
○政策企画部長　元島加奈子さん答弁…… 214
田中教之君質問…… 214
○市長　江頭　実君答弁…… 215
休　憩…… 216
開　議…… 216
（１）福島英徳君質問…… 216
「メガソーラー開発がもたらす問題について」…… 217
○経済部長　笹本義臣君答弁…… 217
○市民環境部長　古田浩敏君答弁…… 218
福島英徳君質問…… 219
○市民環境部長　古田浩敏君答弁…… 219

福島英徳君質問…… 219
○市民環境部長　古田浩敏君答弁…… 219
福島英徳君質問…… 220
○市民環境部長　古田浩敏君答弁…… 220
福島英徳君質問…… 220
○市民環境部長　古田浩敏君答弁…… 220
福島英徳君質問…… 221
○市民環境部長　古田浩敏君答弁…… 221
福島英徳君質問…… 221
○市民環境部長　古田浩敏君答弁…… 221
福島英徳君質問…… 221
○市民環境部長　古田浩敏君答弁…… 222
福島英徳君質問…… 222
○市民環境部長　古田浩敏君答弁…… 223
福島英徳君質問…… 223
○市民環境部長　古田浩敏君答弁…… 224
福島英徳君質問…… 224
○市長　江頭　実君答弁…… 225
昼食休憩…… 227
開　議…… 227
市民環境部長　古田浩敏君発言の申し出…… 227
（１）二ノ文伸元君質問…… 227
「幼児教育と保育について」…… 227
○健康福祉部長　泉　大助君答弁…… 228
（２）二ノ文伸元君質問…… 229
「児童虐待について」…… 230
○健康福祉部長　泉　大助君答弁…… 230
二ノ文伸元君質問…… 231
○健康福祉部長　泉　大助君答弁…… 231
二ノ文伸元君質問…… 232
○健康福祉部長　泉　大助君答弁…… 232
二ノ文伸元君質問…… 233
○健康福祉部長　泉　大助君答弁…… 233
二ノ文伸元君質問…… 234

○市長　江頭　実君答弁…… 234
（３）二ノ文伸元君質問…… 235
「道路整備について」…… 235
○建設部長　中村喜範君答弁…… 236
二ノ文伸元君質問…… 236
○建設部長　中村喜範君答弁…… 237
二ノ文伸元君質問…… 237
○建設部長　中村喜範君答弁…… 238
（４）二ノ文伸元君質問…… 238
「日本遺産認定について」…… 238
○教育部長　木下徳幸君答弁…… 238
二ノ文伸元君質問…… 239
○経済部長　笹本義臣君答弁…… 240
○健康福祉部長　泉　大助君答弁…… 240
休　憩…… 241
開　議…… 241
（１）木下雄二君質問…… 241
「国道３８７号、市道戸豊水大柿線の整備等について」…… 242
○建設部長　中村喜範君答弁…… 242
（２）木下雄二君質問…… 243
「旧迫水小跡地の現状と地元への対応について」…… 244
○政策企画部長　元島加奈子さん答弁…… 244
木下雄二君質問…… 245
○市長　江頭　実君答弁…… 246
（３）木下雄二君質問…… 246
「十八外城の整備について」…… 246
○教育部長　木下徳幸君答弁…… 247
木下雄二君質問…… 248
○教育部長　木下徳幸君答弁…… 248
木下雄二君質問…… 248
○市長　江頭　実君答弁…… 249
（４）木下雄二君質問…… 250
「公用車車検切れについて」…… 251
○総務部長　上田敏雄君答弁…… 251

木下雄二君質問…… 252
○市長　江頭　実君答弁…… 252
（５）木下雄二君質問…… 252
「水迫地区の活性化について」…… 252
○市民環境部長　古田浩敏君答弁…… 253
木下雄二君質問…… 254
○市長　江頭　実君答弁…… 254
（６）木下雄二君質問…… 254
「菊池市交流促進センター龍龍館について」…… 254
○経済部長　笹本義臣君答弁…… 255
木下雄二君質問…… 256
○市長　江頭　実君答弁…… 258
９．日程第２　議案第３０号　上程・説明・質疑・委員会付託…… 259
10．日程通告　散会…… 261

７月　２　日（火曜日）　総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会
福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会
経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
７月　３　日（水曜日）　総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会
福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会
経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
７月　４　日（木曜日）　休　会
７月　５　日（金曜日）　休　会
７月　６　日（土曜日）　休　会
７月　７　日（日曜日）　休　会
７月　８　日（月曜日）　休　会
７月　９　日（火曜日）　予算決算常任委員会
７月１０日（水曜日）　休　会
７月１１日（木曜日）　休　会

７月１２日（金曜日）　本会議　頁

１．議事日程第６号…… 265
２．本日の会議に付した事件…… 265
３．出席議員氏名…… 265

４．欠席議員氏名…… 266
５．説明のため出席した者の職氏名…… 266
６．事務局職員出席者…… 267
７．開　議…… 268
８．日程第１　各常任委員長報告…… 268
・総務文教常任委員長報告…… 268
・福祉厚生常任委員長報告…… 271
・経済建設常任委員長報告…… 272
・予算決算常任委員長報告…… 274
委員長報告に対する質疑…… 280
討論…… 281
（１）東　奈津子さん討論…… 281
採決…… 282
休　憩…… 283
開　議…… 283
９．日程第２　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について…… 283
10．追加議事日程（第６号の追加１）…… 284
追加日程第１　議案第３１号　上程・説明・質疑・討論・採決…… 284
追加日程第２　決議案第１号　上程・説明・質疑…… 287
討論…… 288
（１）後藤英夫君討論…… 288
（２）木下雄二君討論…… 289
（３）二ノ文伸元君討論…… 290
（４）荒木崇之君討論…… 291
採決…… 293
11．閉　会…… 293

第　１　号

６月２０日

令和元年第１回菊池市議会定例会

議事日程　第１号

令和元年６月２０日（木曜日）午前１０時開議

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第　９　号　消費税法等の一部改正に伴う下水道関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第１０号　菊池市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１１号　菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１２号　菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１３号　菊池市庁舎建設基金条例を廃止する条例の制定について

議案第１４号　令和元年度菊池市一般会計補正予算（第２号）

議案第１５号　令和元年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第１６号　令和元年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

議案第１７号　令和元年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

議案第１８号　令和元年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第１号）

まで一括上程・説明

第４　議案第１９号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

第５　議案第２０号　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

第６　議案第２１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第２２号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第２３号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

第７　議案第２４号　工事請負契約の締結について（泗水支所改修建築工事）

議案第２５号　工事請負契約の締結について（旭志支所建設建築工事）

議案第２６号　財産の取得について
議案第２７号　市道路線の廃止について
議案第２８号　市道路線の認定について
まで一括上程・説明
第８　議案第２９号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
上程・説明・質疑・討論・採決
第９　報告第　３　号　継続費繰越計算書について
報告第　４　号　繰越明許費繰越計算書について
報告第　５　号　事故繰越し繰越計算書について
報告第　６　号　継続費繰越計算書について（菊池市水道事業会計）
報告第　７　号　専決処分の報告について（市営住宅に関する訴えの提起）
報告第　８　号　専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第　９　号　専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第１０号　専決処分の報告について（庁用車車両事故）
まで一括上程・報告・質疑
第10　報告第１１号　菊池市土地開発公社経営状況報告について
報告第１２号　有限会社きくち観光物産館経営状況報告について
報告第１３号　有限会社ファームきくち経営状況報告について
報告第１４号　有限会社七城町特産品センター経営状況報告について
報告第１５号　有限会社七城町振興公社経営状況報告について
報告第１６号　有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について
報告第１７号　有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について
報告第１８号　有限会社有朋の里泗水経営状況報告について
まで一括上程・報告
第11　陳情第　１　号　インフルエンザ予防接種の推進に関する陳情書
上程

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　議案第　９　号　消費税法等の一部改正に伴う下水道関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第１０号　菊池市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

議案第１１号　菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１２号　菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１３号　菊池市庁舎建設基金条例を廃止する条例の制定について

議案第１４号　令和元年度菊池市一般会計補正予算（第２号）

議案第１５号　令和元年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第１６号　令和元年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

議案第１７号　令和元年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

議案第１８号　令和元年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第１号）

まで一括上程・説明

日程第４　議案第１９号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第５　議案第２０号　公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第６　議案第２１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第２２号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第２３号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

日程第７　議案第２４号　工事請負契約の締結について（泗水支所改修建築工事）

議案第２５号　工事請負契約の締結について（旭志支所建設建築工事）

議案第２６号　財産の取得について

議案第２７号　市道路線の廃止について

議案第２８号　市道路線の認定について

まで一括上程・説明

日程第８　議案第２９号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第９　報告第　３　号　継続費繰越計算書について

報告第　４　号　繰越明許費繰越計算書について

報告第　５　号　事故繰越し繰越計算書について

報告第　６　号　継続費繰越計算書について（菊池市水道事業会計）
報告第　７　号　専決処分の報告について（市営住宅に関する訴えの提起）
報告第　８　号　専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第　９　号　専決処分の報告について（道路管理瑕疵）
報告第１０号　専決処分の報告について（庁用車車両事故）
まで一括上程・報告・質疑
日程第10　報告第１１号　菊池市土地開発公社経営状況報告について
報告第１２号　有限会社きくち観光物産館経営状況報告について
報告第１３号　有限会社ファームきくち経営状況報告について
報告第１４号　有限会社七城町特産品センター経営状況報告について
報告第１５号　有限会社七城町振興公社経営状況報告について
報告第１６号　有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について
報告第１７号　有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について
報告第１８号　有限会社有朋の里泗水経営状況報告について
まで一括上程・報告
日程第11　陳情第　１　号　インフルエンザ予防接種の推進に関する陳情書
上程

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

出席議員（２０名）

１番　田中教之君
２番　福島英徳君
３番　緒方哲郎君
４番　後藤英夫君
５番　平　直樹君
６番　東　奈津子　さん
７番　坂本道博君
８番　水上隆光君
９番　猿渡美智子　さん
１０番　松岡　譲君
１１番　荒木崇之君
１２番　柁原賢一君
１３番　工藤圭一郎君
１４番　城　典臣君
１５番　大賀慶一君

１６番	水　上　彰　澄　君
１７番	二ノ文　伸　元　君
１８番	泉　田　栄一朗　君
１９番	木　下　雄　二　君
２０番	山　瀬　義　也　君

○

欠席議員（なし）

○

説明のため出席した者

市長	江　頭　実　君
副市長	芳　野　勇一郎　君
政策企画部長	元　島　加奈子　さん
総務部長	上　田　敏　雄　君
市民環境部長	古　田　浩　敏　君
健康福祉部長	泉　大　助　君
経済部長	笹　本　義　臣　君
建設部長	中　村　喜　範　君
七城支所長	上　村　雅　一　君
旭志支所長	岩　根　卓　士　君
泗水支所長	梁　池　哲　也　君
財政課長	山　田　哲　二　君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	中　尾　孝　浩　君
市長公室長	前　川　幸　輝　君
教育長	渡　邉　和　博　君
教育部長	木　下　徳　幸　君
農業委員会事務局長	坂　本　高　秀　君
水道局長	大　塚　忠　康　君
監査委員事務局長	山　口　浩一郎　君

○

事務局職員出席者

事務局長	徳　永　裕　治　君
事務局課長	歌　岡　憲　一　君
課長補佐	松　寺　盛　親　君

議会係長	安武則貴君
議会係	吉岡結加里さん

午前１０時００分　開会

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席願います。

ただいまの出席議員は２０名です。定足数に達していますので、ただいまから令和元年第１回菊池市議会定例会を開会します。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　ここで、日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

５月２２日に、第２６９回熊本県市議会議長会が上天草市で開催されました。

会務の報告及び九州市議会議長会提出議案に、上天草市提出の「学校ＩＣＴ環境整備に係る財政支援について」及び熊本市提出の「中九州地域の交通網の整備促進について」の２議案が全会一致で採択されました。

また、５月３０日に、福岡市で第９４回九州市議会議長会定期総会、６月１０日には、第４８回全国温泉所在都市・市議会議長会総会、第２７０回熊本県市議会議長会、６月１１日には、第９５回全国市議会議長会定期総会が、それぞれ東京都で開催されました。その概要は、事務局備えつけの書類により、ご承諾いただきたいと思います。

次に、監査委員から令和元年５月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告があっておりますので、ご報告いたします。

なお、詳細については、事務局に備えつけの書類により、ご承諾いただきたいと思います。

ここで、６月１１日に開催されました第９５回全国市議会議長会定期総会において、前副議長の大賀慶一君が市議会副議長として４年、市政の発展に努められました。

その功績に対し、全国市議会議長会から表彰の栄に浴されました。

ただいまから、表彰状を伝達いたしますので、前にお進みください。

表彰状

菊池市

大賀　慶一殿

あなたは市議会副議長として四年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第九十五回定期総会にあたり本会表彰規程によって表彰いたします

令和元年六月十一日

全国市議会議長会

会長　野尻　哲雄

○議長（柁原賢一君）　また、前議長の森清孝様に、市議会議長として４年、市政の発展に努められました。

その功績に対し表彰状が届いておりますので、ご報告いたします。

受賞されました皆さん、本席から重ねてお祝いを申し上げます。

まことにおめでとうございました。

以上で、諸般の報告を終わります。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

午前１０時０４分　開議

○議長（柁原賢一君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（柁原賢一君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、坂本道博君及び水上隆光君を指名します。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（柁原賢一君）　次に、日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る６月１４日の議会運営委員会におきまして、本日から７月１２日までの２３日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　異議なしと認めます。よって、会期は本日から７月１２日まで

の２３日間と決定しました。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第３　議案第９号から議案第１８号まで一括上程・説明

○議長（柁原賢一君）　次に、日程第３、議案第９号から議案第１８号までの１０案件を一括議題とします。

提出者の提案理由を求めます。

市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　改めまして、皆様、おはようございます。

本日、令和元年第１回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から７月１２日までの２３日間の日程でご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、先ほど、大賀慶一議員に、全国市議会議長会から感謝状が贈呈されました。

長年のご功績に心から敬意を表し、お祝いを申し上げます。今後とも健康にご留意いただき、ますますのご活躍を期待するものでございます。

それでは、ただいま上程されました議案の提案理由の説明に先立ちまして、ご報告をさせていただきます。

まず、６月１８日の夜に、山形県沖を震源とする最大震度６強の地震が発生いたしました。強い揺れにより地盤が緩んだところに、さらに降り始めた雨の影響による崖崩れなど、二次災害のおそれもあり、現在も予断を許さない状況が続いております。

被災状況は徐々に明らかになると思いますが、この地震により負傷された方々、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、本市におきましても、これからの梅雨入りを前に、しっかりと防災体制を推進してまいる所存でございます。

次に、先月、大津市におきまして、散歩中に信号待ちをしていた園児の列に車が追突し、２人の死傷者が出るという大変痛ましい事件が発生いたしました。

このほかにも、高齢者ドライバーなどによる悲惨な交通事故は、日本全国において多発しており、防犯・交通に関する地域の安全安心が求められているところでございます。

本市では、このような状況の中、警察、地域の方々と協力して、まずは通学路の危険箇所の点検を進めているところでございます。

また、つい昨日、菊池市、菊池地区交通安全協会、菊池地区安全運転管理者等協議会の３者から、菊池市区長協議会に対しまして、交通安全横断旗を、行政区の数と同じ２１１本贈呈をさせていただきました。これは区長さん方が長年にわたり続けてこられた取り組みを行政としても支援するために贈呈したものでございます。

このように、今後も、行政、警察、地域の皆様方と連携して、地域力を結集して、安全安心のまちづくりの実現に向けて、より一層推進してまいる所存でございます。

そのほか、本年８月１６日から２０日までの日程で、令和元年度全国高等学校総合体育ボート競技大会が、本市の斑蛇口湖ボート場において開催されます。

来場者は、選手及び監督が約１，１００人、観客数は延べ約３，０００人と見込んでおり、高校生が参加する国内最高峰の大会でございますので、市民一丸となっておもてなしの心で、大会を盛り上げていきたいと思っております。

また、東京２０２０オリンピック聖火リレーが、来年５月７日に菊池市で行われることが決定いたしました。早速に祝賀看板を掲示したところでございます。

聖火リレーが本市のどのルートを通るのかなど、詳細は今後でありますが、わかり次第、随時、市民の皆様に周知をさせていただき、機運を盛り上げてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第９号は、消費税法及び地方税法の一部改正による消費税率の引き上げにあわせて条例を改正する、消費税法等の一部改正に伴う下水道関連条例の整理に関する条例の制定、議案第１０号は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴う、菊池市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正、議案第１１号は、児童福祉法の一部改正に伴う、菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部改正、議案第１２号は、議案第９号と同じく、消費税法及び地方税法の一部改正に伴う、菊池市給水条例の一部改正、議案第１３号は、本庁舎等整備事業の完了に伴う、菊池市庁舎建設基金条例の廃止でございます。

議案第１４号、令和元年度菊池市一般会計補正予算（第２号）につきましては、予算の総額に４億９，０４１万６，０００円を追加するものでございまして、歳出の主なものとしましては、畜産競争力強化対策緊急整備事業、菊池渓谷遊歩道等整備事業などが主なものでございます。

議案第１５号から議案第１８号までは、各特別会計の補正予算でございまして、歳出の主なものとしましては、菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計の下水道本管延伸などによる増額などでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた

します。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田敏雄君。

［登壇］

○総務部長（上田敏雄君）　改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案いたします議案第９号から議案第１８号までの１０議案につきまして、一括して説明します。

議案書その１、１ページをお願いいたします。

議案第９号、消費税法等の一部改正に伴う下水道関係条例の整理に関する条例の制定については、消費税法及び地方消費税法の一部改正による本年１０月１日からの消費税率１０％への引き上げにあわせて、地域生活排水、公共下水道、農業集落排水の使用料など、４条例の改正をまとめたものでございまして、２ページから４ページまでが条例案でございます。

なお、この条例は、消費税率の引き上げにあわせて、令和元年１０月１日から施行することとしております。

次に、５ページをお願いいたします。

議案第１０号、菊池市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、条例を改正するもので、６ページが条例案でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、７ページをお願いいたします。

議案第１１号、菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

児童福祉法の一部改正に伴い、条例を改正するもので、８ページが条例案でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、９ページをお願いいたします。

議案第１２号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案第９号と同じく、消費税法及び地方消費税法の一部改正により、条例を改正するもので、１０ページが条例案でございます。

なお、この条例は、令和元年１０月１日から施行することとしております。

次に、１１ページをお願いいたします。

議案第１３号、菊池市庁舎建設基金条例を廃止する条例の制定についてでござい

ます。

本庁舎等の整備事業の完了に伴い、条例を廃止するもので、１２ページが条例案でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

次に、１３ページをお願いいたします。

議案第１４号、令和元年度菊池市一般会計補正予算（第２号）でございます。

あけていただき、１５ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に４億９，０４１万６，０００円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ２８８億９，７４３万６，０００円とするものでございます。

それでは、歳入について、事項別明細書によりご説明いたします。

２３ページをお願いいたします。

最下段の款１５国庫支出金、項２国庫補助金、目７土木費国庫補助金１，４４８万８，０００円の増額は、道路整備に係る社会資本整備総合交付金の交付額確定による増額でございます。

あけて、２４ページをお願いいたします。

２枠目の款１６県支出金、項２県補助金、目５農林水産業費県補助金３億４，５２７万８，０００円の増額は、畜産競争力強化対策整備事業等の農林水産業関連事業に対する補助金でございます。

同じく、目６商工費県補助金２，９０１万円の増額は、菊池渓谷の遊歩道等整備事業が、県の「満喫プロジェクト２０２０重点強化連携事業」として採択されたことによる補助金でございます。

２５ページをお願いいたします。

最下段の款２１諸収入、項５雑入、目３雑入のうち、一番上のコミュニティ助成金１，８４０万円の増額は、伊萩区、平区及び袈裟尾区の事業が、宝くじ収益による助成事業の対象として採択されたことによるものでございます。

あけて、２６ページをお願いいたします。

款２２市債、項１市債、目６商工債から、目１０災害復旧債につきましては、菊池渓谷の遊歩道等整備事業、急傾斜地崩壊対策事業及び穴川地区防災行政無線整備事業等の実施による増額、国費の確定による組み替え等が主なものとなっております。

戻っていただきまして、２５ページをお願いいたします。

３枠目の款１９繰入金、項３基金繰入金、目１財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

あけて、２７ページをお願いいたします。

款２総務費、項１総務管理費、目９地域振興費、下から２段目のコミュニティ助成事業１，７４０万円の増額は、伊萩区の公民館整備及び平区の放送システム整備が、宝くじ助成事業に採択されたことによる増額でございます。１００％のトンネル事業でございます。

同じく、最下段の菊池一族プロジェクト事業１，０３３万４，０００円の増額は、当初予算で教育費に計上しておりました事業費を、機構改革に伴い、総務費に組み替えるものでございます。

３２ページをお願いいたします。

款５農林水産業費、項１農業費につきましては、４段目の農業施策管理事業及び７段目の農業競争力強化基盤整備事業を除く全事業について、全額国費または県費による事業費の増額となっております。

３３ページをお願いいたします。

２枠目の款６商工費、項１商工費、目４観光費５，８１５万５，０００円の増額につきましては、歳入でご説明しましたとおり、菊池渓谷の遊歩道等整備事業が、県の「満喫プロジェクト２０２０重点強化連携事業」として採択されたことによるものでございます。

あけて、３４ページをお願いいたします。

１枠目の款７土木費、項３河川費、目１河川総務費２，４４３万４，０００円の増額は、県の補正予算により実施される急傾斜地崩壊対策事業に対する負担金の増額でございます。

同じく、最下段の款８消防費、項１消防費、目４防災管理費、節１５工事請負費１，２４５万２，０００円の増額は、熊本地震により管理用道路が寸断され、継続使用が困難となっております、穴川地区の防災行政無線について、別の場所に整備するための工事請負費の増額でございます。

それでは、１９ページに戻っていただきたいと思います。

第２表、債務負担行為補正でございます。

内容としましては、当初予算に計上しておりました施設予約管理システム構築及び運用に係る事業費について、プロポーザル方式による一括発注とすることとしたため、予算の組み替えを行うとともに、５年間の継続契約を締結するため、債務負担行為を設定するものでございます。

あけて、２０ページをお願いいたします。

第３表、地方債補正でございます。

内容としましては、菊池渓谷の遊歩道等整備事業、急傾斜地崩壊対策事業及び穴川地区防災行政無線整備事業等の実施、国費の確定による組み替え等による市債の増減が、主なものとなっております。

次に、４３ページをお願いいたします。

議案第１５号、令和元年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）でございます。

あけて、４５ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に８９万５，０００円を増額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ５８億６，７５０万２，０００円とするものです。

補正の内容につきましては、介護報酬改定及び債権管理に伴うシステム改修委託料の増額でございます。

次に、４９ページをお願いいたします。

議案第１６号、令和元年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）でございます。

あけて、５１ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に３７０万円を増額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億３，２５６万１，０００円とするものです。

補正の内容につきましては、処理場改築更新事業に係る国からの交付金内示額が増額となったことにより、事業費を見直すことによる増額でございます。

あけていただき、５３ページをお願いいたします。

第２表、地方債補正でございます。

内容としまして、事業費の見直しによる市債の増額となっております。

次に、５７ページをお願いいたします。

議案第１７号、令和元年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）でございます。

あけていただき、５９ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に２，０６５万４，０００円を増額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ５億３，１２４万４，０００円とするものです。

補正の内容につきましては、一般住宅建築により、下水道本管の延伸が必要となったことによる工事請負費の増額でございます。

あけていただき、６１ページをお願いいたします。

第２表、地方債補正でございます。

内容としましては、本管延伸事業の実施による市債の増額となっております。

次に、６５ページをお願いいたします。

議案第１８号、令和元年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第１号）でございます。

あけていただき、６７ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に２９万円を増額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ７億６，６４７万４，０００円とするものです。

補正の内容につきましては、給湯用ボイラーの部品劣化による修繕料の増額でございます。

以上、議案第９号から議案第１８号までの説明とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田敏雄君。

○総務部長（上田敏雄君）　先ほどの説明の中で、議案第９号及び１２号で、「地方税法」と言うべきところを「地方消費税法」と申し上げてしまいました。修正しますので、よろしくお願いします。申しわけございません。

○議長（柁原賢一君）　以上で議案の説明を終わります。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第４　議案第１９号　上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君）　次に、日程第４、議案第１９号を議題とします。

本案件については、地方自治法第１１７条の規定にかかわる議員は除斥する必要がありますが、関係する議員はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書その１の７１ページをお願いいたします。

議案第１９号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

教育委員会委員は、菊池市教育委員会の委員の定数を定める条例の規定により、６人の委員をもって組織され、運営がなされております。

その中で、松岡義博委員が、本年７月７日をもって４年の任期が満了いたします。

今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、その後任につきまして任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

教育委員会委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者と

されております。

十分検討いたしました結果、菊池市隈府の渡邉和雄さんを新たに任命いたしたく、ご提案を申し上げるものでございます。

渡邉さんは、社会人野球の選手及び監督、高校野球の監督などを歴任されるとともに、倉敷市議会議員を２期務められ、平成２８年度からは、菊池高校野球部監督をお引き受けいただいております。

同氏の豊富な経験と、これまでの実績から適任と考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（柁原賢一君）　以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第１９号は、会議規則第３７条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。議案第１９号について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君）　起立多数です。よって、議案第１９号は、原案のとおり同意することに決定しました。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

日程第５　議案第２０号　上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君）　次に、日程第５、議案第２０号を議題とします。

本案件については、地方自治法第１１７条の規定にかかわる議員は除斥する必要がありますが、関係する議員はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書その１の７３ページをお願いいたします。

議案第２０号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

公平委員会は、地方公務員法の規定に基づき、３人の委員をもって組織されております。

その職務は、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益を審査し、これらについて必要な措置を講ずる委員会でございます。

今回、小川芳久委員が、本年７月７日をもって４年の任期を満了いたします。

地方公務員法の規定に基づき、その後任につきまして選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で、能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者とされております。

十分検討いたしました結果、菊池市袈裟尾の仁木徳子さんを新たに任命いたしたく、ご提案を申し上げるものでございます。

仁木さんは、熊本県総務部総務私学局長、熊本県立大学理事兼事務局長などを歴任され、熊本県庁を退職後は、熊本県政府調達苦情検討委員会委員などを歴任されておられます。

同氏の豊富な経験と、これまでの実績から適任と考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（柁原賢一君）　以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第２０号は、会議規則第３７条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。議案第２０号について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君）　起立多数です。よって、議案第２０号は、原案のとおり同意することに決定しました。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第６　議案第２１号から議案第２３号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君）　次に、日程第６、議案第２１号から議案第２３号までを一括議題とします。

本案件については、地方自治法第１１７条の規定にかかわる議員は除斥する必要がありますが、関係する議員はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書その１の７５ページをお願いいたします。

議案第２１号から議案第２３号までの人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現在、本市の区域におきましては、１４人の委員の方々が法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事されております。

その中で、３名の方々が、本年９月３０日をもって３年間の任期が満了いたします。

今回、その後任の候補者の推薦につきまして、熊本地方法務局長より依頼がありましたので、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

推薦に当たっては、人権擁護委員法の規定により、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされております。

十分検討いたしました結果、これまでの委員としての経験と実績から、議案第２１号として、菊池市隈府の大場ヒロ子さんを、再度委員として推薦いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

また、議案第２２号として、菊池市出田の米村隆一郎さん、議案第２３号として、菊池市七城町砂田の竹森公則さんを、新たに推薦いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

それぞれの方々の経歴につきましては、各議案の裏面に記載のとおりでございます。

いずれの方々も、これまでの経歴を通じて、人権問題に関しての理解と認識が豊富な方々であります。

今後も積極的に人権擁護活動に取り組んでいただけるものと確信し、推薦するものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（柁原賢一君）　以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第２１号から議案第２３号までは、会議規則第３７条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立により行います。

最初に、お諮りします。議案第２１号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君）　起立多数です。よって、議案第２１号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

採決は起立により行います。

次に、お諮りします。議案第２２号について、原案のとおり適任とすることに賛

成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君）　起立多数です。よって、議案第２２号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

採決は起立により行います。

次に、お諮りします。議案第２３号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君）　起立多数です。よって、議案第２３号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第７　議案第２４号から議案第２８号まで一括上程・説明

○議長（柁原賢一君）　次に、日程第７、議案第２４号から議案第２８号までの５案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第２４号、工事請負契約の締結につきましては、泗水支所改修建築工事について、緒方・三牧特定建設工事共同企業体と契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

議案第２５号、工事請負契約の締結につきましては、旭志支所建設建築工事について、八方・吉安建設工事共同企業体と契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

議案第２６号、財産の取得につきましては、小型動力ポンプ積載車６台の購入について、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第２７号、市道路線の廃止につきましては、道路法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第２８号、市道路線の認定につきましては、同じく道路法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた

します。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田敏雄君。

［登壇］

○総務部長（上田敏雄君）　それでは、提案いたします議案第２４号から議案第２８号までの５議案につきまして、一括して説明いたします。

議案書その１の８１ページをお願いいたします。

議案第２４号、工事請負契約の締結についてでございます。

平成３１年度菊池市役所泗水支所改修建築工事につきまして、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

この工事につきましては、５月２２日に条件付一般競争入札を実施し、３事業者から応札があり、６月３日に仮契約を行ったところでございます。

契約の目的は、平成３１年度菊池市役所泗水支所改修建築工事。

工事場所は、菊池市泗水町福本地内。

契約の方法は、条件付一般競争入札。

契約の金額は、１億９，１４０万円。

契約の相手先は、緒方・三牧特定建設工事共同企業体でございます。

次に、８３ページをお願いいたします。

議案第２５号、工事請負契約の締結についてでございます。

平成３１年度菊池市役所旭志支所建設建築工事につきまして、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

この工事につきましては、５月２２日に条件付一般競争入札を実施し、３事業者から応札があり、６月３日に仮契約を行ったところでございます。

契約の目的は、平成３１年度菊池市役所旭志支所建設建築工事。

工事の場所は、菊池市旭志小原地内。

契約の方法は、条件付一般競争入札。

契約の金額は、１億８，９９７万円。

契約の相手方は、八方・吉安建設工事共同企業体でございます。

次に、８５ページをお願いいたします。

議案第２６号、財産の取得についてでございます。

小型動力ポンプ積載車６台の購入につきまして、菊池市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

取得する財産は、小型動力ポンプ積載車６台。

契約の方法は、指名競争入札。

取得金額は、２，３９８万５，７２０円。

契約の相手方は、熊本いちはら工業株式会社でございます。

本件につきましては、５月９日に指名競争入札を実施し、８事業者から応札があり、５月２３日に相手方と仮契約を締結したところでございます。

取得いたします６台の小型動力ポンプ積載車につきましては、積載車が老朽化している、高島地区、橋田地区、林原地区、間所地区、小野崎地区、それから、宮園・菰入地区へ配備されることとなっております。

次に、８７ページをお願いいたします。

議案第２７号、市道路線の廃止についてでございます。

道路法の規定により、市道路線の廃止について、議会の議決をお願いするもので、８８ページから９１ページまでが廃止する路線及び位置図でございます。

次に、９３ページをお願いいたします。

議案第２８号、市道路線の認定についてでございます。

道路法の規定により、市道路線の認定について、議会の議決をお願いするもので、９４ページから９６ページまでが認定する路線及び位置図でございます。

以上、議案第２４号から議案第２８号までの説明とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　以上で議案の説明を終わります。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第８　議案第２９号　上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君）　次に、日程第８、議案第２９号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第２９号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更につきましては、一部事務組合の規約を変更するに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田敏雄君。

［登壇］

○総務部長（上田敏雄君）　それでは、提案いたします議案第２９号につきまして、説明いたします。

議案書その１の９７ページをお願いいたします。

議案第２９号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございます。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更するに当たって、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

熊本県市町村総合事務組合規約第３条第１０号に規定する交通災害事務から、令和元年８月３１日をもって、合志市が脱退することに伴う改正でございます。

なお、この規約は、令和元年９月１日から施行するとともに、熊本県市町村総合事務組合を組織する関係市町村等と同文議決を行うものでございます。

以上、議案第２９号の説明とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

荒木崇之君。

○１１番（荒木崇之君）　議案第２４号と２５号について、質疑と言いますか、ちょっとお聞きしたいことがありますので、お尋ねします。

○議長（柁原賢一君）　いや。荒木議員。

質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第２９号は、会議規則第３７条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。議案第２９号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君）　起立多数です。よって、議案第２９号は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、１０分間休憩します。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

休憩　午前１０時５０分

開議　午前１０時５８分

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

日程第９　報告第３号から報告第１０号まで一括上程・報告・質疑

○議長（柁原賢一君）　次に、日程第９、報告第３号から報告第１０号までの８件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、上田敏雄君。

［登壇］

○総務部長（上田敏雄君）　それでは、議案書その２の１ページをお願いいたします。

報告第３号、継続費繰越計算書についてでございます。

平成３０年度までに継続費の設定を行った事業について、地方自治法施行令の規定により、議会に報告するものでございます。

あけていただきまして、２ページが、平成３０年度菊池市継続費繰越計算書でございます。

繰越額は、市民広場再整備事業が４，０４４万８５３円、菰入新橋架替（上部工）事業が７，９２４万１，０００円、北岸線道路改良事業が２，２０２万１，１７８円となっております。

平成３０年度までの年割額に係る歳出予算額のうち、年度内に執行できなかったものは、規定により継続年度の終わりまで、逓次繰り越しして使用することができるため、繰り越すものでございます。

次に、３ページをお願いいたします。

報告第４号、繰越明許費繰越計算書についてでございます。

平成３０年度から令和元年度へ明許繰越を行いましたので、地方自治法施行令の規定により、議会に報告するものでございます。

あけていただきまして、４ページから６ページまでが、平成３０年度菊池市繰越明許費繰越計算書でございます。

４ページから５ページまでが、一般会計で２２件ございます。

繰越総額は１２億１，１３７万５，０００円となっております。

あけていただき、６ページが、公共下水道事業特別会計で１件、１億９，２１０万円の繰越額となっております。

繰り越しの主な要因につきましては、熊本地震や本州を直撃した台風等の影響により、資材調達や人員確保等に不測の日数を要したこと、関係機関との調整等に不測の日数を要したことなどが主な繰越要因となっております。

次に、７ページをお願いいたします。

報告第５号、事故繰越し繰越計算書についてでございます。

平成３０年度から令和元年度へ事故繰越しを行いましたので、地方自治法施行令の規定により、議会に報告するものでございます。

あけていただきまして、８ページが、平成３０年度菊池市事故繰越し繰越計算書でございます。

８ページが、一般会計で１件でございます。

繰越総額は５，７２８万２，０００円となっております。

繰り越しの主な要因につきましては、熊本地震後の労働需要の急増から、作業員の確保が困難であったことにより、年度内の事業完了が困難となったものでございます。

次に、９ページをお願いいたします。

報告第６号、菊池市水道事業会計の継続費繰越計算書についてでございます。

平成３０年度までに継続費の設定を行った事業について、地方公営企業法施行令第１８条の２第１項の規定により、議会に報告するものでございます。

あけていただきまして、１０ページが、平成３０年度菊池市水道事業会計継続費繰越計算書でございます。

翌年度逓次繰越額は、旭志西部第三水源池施設整備事業につきまして２，３８５万円となっております。

平成３０年度の支出予定額のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、規定により、その額を継続年度の終わりまで逓次繰り越しして使用することができるため、繰り越すものでございます。

次に、１１ページをお願いいたします。

報告第７号から報告第１０号までは、地方自治法の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

まず、報告第７号につきましては、あけていただき１２ページが、専決第２号専

決処分書で、市営住宅の使用料及び明渡しの請求に係る訴えの提起、和解及び調停について、令和元年５月３０日に専決処分したものでございます。

原告は菊池市、被告は記載のとおりでございます。

事件の概要は、被告が市営住宅の使用料を滞納しているため、賃貸借契約を解除し、菊池市営住宅条例に基づく建物の明渡し、滞納使用料の支払い、及び損害賠償を求めるものでございます。

市営住宅の団地名、棟、号、指名、滞納額、及び請求の趣旨については、記載のとおりでございます。

次に、１３ページをお願いいたします。

報告第８号につきましては、あけていただき１４ページが、専決第３号専決処分書で、市道の管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について、令和元年６月４日に専決処分したものでございます。

事故発生日は、平成３１年４月１９日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道大琳寺下西寺線を相手方が走行中に、グレーチングがはね上がり、相手方車両下のマフラーに当たり破損させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、９万１８０円、その他決定事項は記載のとおりでございます。

次に、１５ページをお願いいたします。

報告第９号につきまして、あけていただき１６ページが、専決第４号専決処分書で、市道の管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について、令和元年６月４日に専決処分したものでございます。

事故発生日は、平成３１年４月１０日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道尾足出分線を相手方が走行中に、相手方車両に市道のり面から竹が倒れ、フロントガラス及びリヤバンパーを破損させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、２５万６，３０９円、その他決定事項は記載のとおりでございます。

次に、１７ページをお願いいたします。

報告第１０号につきましては、あけていただき１８ページが、専決第５号専決処分書で、庁用車車両事故による損害賠償に係る額の決定について、令和元年６月７日に専決処分したものでございます。

事故発生日は、平成３１年４月６日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、選挙準備事務のため、国道３８７号から菊池市総合体育館へ右折進入する際、前方から走行してきたロードバイクに気づくのがおくれ、急停止したが、ロードバイクと接触し、相手方が転倒、相手方ロードバイク及び相手方に損害

を与えたものでございます。

損害賠償の額は、２４万２，６７３円、その他決定事項は記載のとおりでございます。

なお、本件処分に係る損害賠償の範囲は、物件損害に関するもののみでございまして、今後、相手方の治療費に係る示談が整い次第、議会へ報告させていただく所存でございます。

以上、報告第３号から報告第１０号までにつきまして、報告させていただきます。

○議長（柁原賢一君）　以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第１０　報告第１１号から報告第１８号まで一括上程・報告

○議長（柁原賢一君）　次に、日程第１０、報告第１１号から報告第１８号までの８件を一括議題とします。

ここで、執行部から説明の補足のため、資料配付の要請がありました。

会議規則第１５７条の規定によって、資料を配付することを許可しております。資料は、お手元に配付のとおりです。

提出者の報告を求めます。

政策企画部長、元島加奈子さん。

［登壇］

○政策企画部長（元島加奈子さん）　皆様、おはようございます。

それでは、議案書その２の１９ページをお願いいたします。

報告第１１号、菊池市土地開発公社経営状況につきまして、地方自治法第２４３条の３第２項の規定によりご報告いたします。

２２ページをお願いいたします。

平成３０年度事業報告書でございます。

１、理事会の開催状況でございます。平成３０年度は３回開催しております。

２、土地取得・造成につきましては、小野崎住宅用地の土地管理業務と花房台公有用地に係る建物購入を行っております。

３、土地売却等はございませんでした。

２３ページをお願いいたします。

平成３１年３月３１日時点の貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございます。１の流動資産は、預金や保有する用地を計上して

おり、流動資産合計は１億５，８１６万８７０円でございます。２の固定資産はございません。１の流動資産合計１億５，８１６万８７０円がそのまま資産合計となります。

次に、負債の部でございます。１、流動負債は、事業未払金と前受金を合わせました３，３５１万７，６８９円でございます。２の固定負債は、長期借入金の３，１００万円でございます。１の流動負債と２の固定負債を合わせました負債合計は６，４５１万７，６８９円となります。

次に、資本の部でございます。１の基本金は、市からの出資金の１００万円でございます。２の準備金は、前期からの繰越準備金に当期利益を加えまして、９，２６４万３，１８１円となります。１の基本金と２の準備金を合わせました資本合計は９，３６４万３，１８１円でございます。

よって、負債合計と資本合計を合わせました負債資本合計は１億５，８１６万８７０円となります。

２４ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

１の事業収益及び２の事業原価はございません。

３の一般管理費の支出が９８万１，１９０円ございますので、事業収益としましてはマイナス９８万１，１９０円となります。

４の事業外収益は２３３万１，７４８円、５の事業外費用はございませんので、事業収益に４の事業外収益を加えました１３５万５５８円が経常利益となります。

６の特別利益はございません。

７の特別損失は、車両を平成３０年度に廃車いたしましたので、減価償却費の残額１４万９，９９９円を損失として計上しております。よって、当期利益は、経常利益から特別損失を差し引いた１２０万５５９円となります。

２５ページに一般管理費の明細、２６ページに財産目録、２７ページに事業用地明細表、２８ページに借入金明細表、２９ページにキャッシュ・フロー計算書、３０ページに監査報告書を添付しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上が、平成３０年度の経営状況でございます。

続きまして、３１ページをお願いいたします。

平成３１年度（２０１９年度）の事業計画、当初予算、資金計画でございます。

３２ページをお願いいたします。

事業計画でございます。

１、土地取得・造成では、土地の維持管理業務に要する経費などとして、１０万

７，０００円を計上しております。

２の土地売却等はございません。

３３ページをお願いします。

当初予算でございます。

第２条の収益的収入及び支出でございますが、収入は１４０万５，０００円を計上しております。内訳は、受取利息と所有土地に係る賃貸料等の事業外収益を予定しております。

支出では、一般管理費１１４万２，０００円を計上しております。

３４ページをお願いいたします。

第３条、資本的収入及び支出につきましては、資本的支出として維持管理業務などの費用１０万７，０００円を計上しております。

３５ページをお願いいたします。

最後に、資金計画でございます。

以上、報告第１１号、菊池市土地開発公社の経営状況報告とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、笹本義臣君。

［登壇］

○経済部長（笹本義臣君）　おはようございます。経済部所管の第三セクターの経営状況につきまして、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

議案書その２、３７ページの報告第１２号、有限会社きくち観光物産館から、１４９ページの報告第１８号、有限会社有朋の里泗水までの７件につきまして、各第三セクターの経営状況報告書を記載しておりますので、ごらんください。

報告につきましては、議案書とともに事前に議長の許可を得て、本日、お手元に配付させていただいておりますＡ３判の補足説明資料、平成３０年度第三セクター経営状況概要書を一部使用して、報告をさせていただきます。

なお、概要書の数値につきましては、円単位としておりますが、出資の状況欄につきましては、千円単位としております。

また、売上総額の欄につきましては、出荷者協議会からの委託販売を含めた売上総額を記載しておりますので、委託販売手数料収入のみを計上している損益計算書の金額と相違がある場合もございますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、補足説明資料、平成３０年度第三セクター経営状況概要書をごらんください。

最初に、報告第１２号、有限会社きくち観光物産館の経営状況について、ご報告いたします。

概要書１ページ、上段の表をごらんください。

平成３０年度は、ピックアップサービス事業、移動販売、桜のお菓子、椎茸のＰＲ事業など各種委託事業に取り組みながら、地域貢献及び菊池市の特産品ＰＲに努めましたが、売り上げ１億４，３８９万１，０００円、来場者数９万７，０００人でありました。４月から施工されました菊池市ふるさと創生市民広場の整備工事の影響が大きな要因と考えられます。しかし、スイートコーン、米穀類、ヤーコン、菊芋の売り上げが好調に推移しているところでございます。

決算状況につきましては、議案その２の４５ページ以降をごらんください。

貸借対照表の資産合計が４，５７４万２，６４３円、負債合計が２，６６７万７，７８１円、資本金９６０万円と利益剰余金９６６万４，８６２円から、自己株式２０万円を差し引いた純資産合計が１，９０６万４，８６２円、負債・純資産の合計が４，５７４万２，６４３円となっております。

また、売上総額につきましては１億４，３８９万１，６３６円で、対前年比で７９．８％となり、経常利益マイナスの５５０万１，８２０円、当期純利益がマイナスの５５８万２，８２３円となっております。

概要書１ページ、下段の表をごらんください。

令和元年度の事業計画といたしましては、まず、菊池独特の菊芋、ヤーコン、しいたけ「黒香」、水田ごぼうの販売強化、オリジナル商品の６次産業化によります開発を進めるほか、オリジナルのアプリによります販売活動、イベント告知による情報発信に努めていきます。ます、大屋根広場でのバーベキュープランの充実、フットパスなどの体験プログラムの開発により、集客アップを目指していくとされております。

売上総額といたしましては、対前年比１３９％増の２億円とし、経常利益２８万３，０００円を見込んでいるところでございます。

次に、報告第１３号、有限会社ファームきくちの経営状況について、ご報告申し上げます。

概要書１ページ、上段の表をごらんください。

平成３０年度の事業報告でございますが、新規農業者、更生保護事業の受け入れ態勢を整えるとともに、菊池米・古代米の販路拡大に努めております。また、うるち米の取り扱いは減少したものの、主力商品であります古代米の有色米につきましては、県内各物産館等への販売促進により売り上げを伸ばしております。

決算状況につきましては、議案その２の５９ページ以降をごらんください。

貸借対照表の資産合計が７，２９４万１，２５０円、負債合計が２２１万１，３６７円、資本金５，１１５万円と利益剰余金１，９５７万９，８８３円を合わせた

純資産合計が７，０７２万９，８８３円で、負債・純資産の合計が７，２９４万１，２５０円となっております。

また、売上総額につきましては５，４４６万９，８６７円で、対前年比で９４％となり、経常利益６０８万７，８８３円、当期純利益が５７２万７，９４２円となっております。

概要書１ページの下段の表をごらんください。

令和元年度の事業計画といたしましては、菊池米や古代米の販路拡大とともに、施設園芸の生産体制を整備し、安定した経営を確保してまいります。また、新規農業者の受け入れ指導、更生保護事業の受け入れを農場で行い、指導に取り組むとともに、古代米の加工体制確立を図るとされております。

売上総額を対前年比１１６．６％の６，３５２万円とし、経常利益１１２万２，０００円を見込んでいるところでございます。

次に、報告第１４号、有限会社七城町特産品センターの経営状況について、ご報告いたします。

概要書１ページ、上段をお願いいたします。

平成３０年度は、夏場の酷暑でメロンの糖度が基準を満たさなかったほか、暖冬の影響で野菜が値下がりするなど、気象の影響を受けた年となりました。しかし、イベントを毎月開催したことや、加工品、農産品をふやすなど、集客に力を入れたことによりまして、売り上げ１２億７，４１８万１，０００円、来場者数４６万人と前年を上回っているところでございます。

決算状況につきましては、議案その２、８１ページ以降をごらんください。

貸借対照表の資産合計が３億４，２７０万４，２７５円、負債合計が１億４，８６９万９３４円、資本金７，５００万円と利益剰余金１億１，９０１万３，３４１円を合わせた純資産合計が１億９，４０１万３，３４１円で、負債・純資産の合計が３億４，２７０万４，２７５円となっております。

また、売上総額につきましては１２億７，４１８万１，３６８円で、対前年比で１０２．４％となります。経常利益８５２万９，５９４円、当期純利益が６１４万４，７７７円となっております。

概要書１ページ、下段の表をお願いいたします。

令和元年度の事業計画といたしましては、出荷協議会と連携しながら作付体制を充実することで、店舗への安定供給や出荷体制の強化及び地元農産物の確保に努めます。また、加工部の年間売上目標を７，６００万円といたしまして、従来の商品に加え、新たに建設いたしました加工場でレトルト食品を製造し、農産物に付加価値をつけ、販売拡大を図るとされております。

売上総額を対前年比１０４％の１３億２，５１２万２，０００円とし、経常利益１，２０６万５，０００円を見込んでいるところでございます。

次に、報告第１５号、有限会社七城町振興公社の経営状況について、報告いたします。

概要書１ページ、上段の表をお願いいたします。

平成３０年度の事業報告でございますが、４月１日からパート職員１２名を正規従業員への転換を行い、雇用の安定化を図っております。その後、下期に入りまして雇用状況も安定したため、営業時間を短縮しておりましたレストラン、それと大広間の営業時間等を通常どおりに戻しましたが、入場者が予想をはるかに超えて減り続けました。営業展開においては、定期的なイベントの実施を行うとともに、売店では新しく焼き芋の販売を開始しております。また、地域貢献の一環として、地区の老人会と協力し、花の手入れ等も行っております。

決算状況につきましては、議案その２、１０１ページ以降にお願いいたします。

貸借対照表の資産合計が１億８，５１８万６，７２２円、負債合計が６，１６３万５，９１４円、資本金８，０００万円と利益剰余金４，３５５万８０８円を合わせた純資産合計が１億２，３５５万８０８円で、負債・純資産の合計が１億８，５１８万６，７２２円となっております。

売上総額につきましては４億４，２３１万７，９００円で、対前年比９９．７％になります。経常利益５４１万２，９９８円、当期純利益が３４９万９，１９６円となっております。

概要書１ページ、下段の表をお願いいたします。

令和元年度の事業計画といたしましては、お客様が気持ちよく利用していただけますよう、施設管理、社員教育に努め、指定管理者としての責務を果たしていきたいと考えられているところでございます。毎年開催しております各種スポーツ大会や秋祭りなどのイベントも継続して開催し、地域振興・地域活性化に貢献してまいります。また、ヘルスツーリズム事業の取り組みといたしまして、健康セミナーの開催など、温泉利用プログラム型健康増進施設として地域住民への健康増進支援活動を展開していくとされております。

売上総額につきましては、対前年比９２．６％の４億９７３万円とし、経常利益をマイナスの１，５４６万１，０００円と見込まれております。

なお、経常利益が赤字を見込んでおりますのは、来年度２月に大浴場の改修工事を計画しておりまして、２カ月程度の休館が発生することによるものでございます。

次に、報告第１６号、有限会社七城町銘柄米センターの経営状況について、ご報告いたします。

平成３０年度は、例年に続き、病害虫対策など栽培管理の徹底を図るなど特別栽培米の向上を目指したことによりまして、全国食味ランキングで１１年連続１３度目の特Ａを獲得することができております。前年度と比較しますと、収入の柱であります売上銘柄米料において、販売俵数の減少や、購入単価の値上げによりまして、銘柄料の確保がやや減少しております。そのため、計画を下回っているところでございます。しかし、取引先との関係強化に取り組み、各種イベントに参加し、七城米のＰＲと販売促進を図っております。

決算状況につきましては、議案その２の１２１ページ以降をお願いいたします。

貸借対照表の資産合計が１億４６５万９，０５４円、負債合計が１１３万１，６１０円と資本金８，４００万円と利益剰余金１，９５２万７，４４４円を合わせた純資産の合計が１億３５２万７，４４４円で、負債・純資産の合計が１億４６５万９，０５４円となっております。

また、売上総額につきましては４，５０８万９，５９８円で、対前年比で７７．５％となり、経常利益４万７，３００円、当期純利益はマイナスの１６万１，２００円となっております。

概要書２ページの下段の表をお願いいたします。

令和元年の事業計画といたしましては、特別栽培米としてのさらなる品質の向上とブランド化を推し進めるため、農家組合員、地域と一体となった安全・安心な米づくりに取り組み、令和元年度産米も特Ａ獲得を目指します。また、販売促進や宣伝活動にも積極的に取り組み付加価値を高め、管内農家の所得の向上を図るほか、昨年同様、「くまさんの輝き」の試験栽培、試験販売も計画されております。

令和元年の売上総額を対前年比１０４．２％の４，６９８万６，０００円とし、経常利益１１２万４，０００円を見込んでいるところでございます。

次に、報告第１７号、有限会社旭志村ふれあいセンターの経営状況について、ご報告いたします。

概要書２ページ、上段の表をお願いいたします。

平成３０年度は、年間を通して売り上げを伸ばせず、全体では、売り上げ５億８１１万９，０００円となり、来場者数も３０万人を割り込んでおります。売り上げでは、１０月上旬から３月上旬まで塀で囲みまして、道路から営業の有無がわかりづらかったことや、合志市に開店いたしました農産物直売所の影響も大きく、売り上げが大幅ダウンしているところだと分析されております。主力であります精肉の売り上げにつきましても、前年より１，０００万円減となる厳しい状況となっております。

決算状況につきましては、議案その２、１３５ページ以降をごらんください。

貸借対照表の資産合計が１億１，０８８万２，５６６円、負債合計が４，５１５万３，１８２円、資本金２，４３５万円と利益剰余金４，１３７万９，３８４円を合わせた純資産合計が６，５７２万９，３８４円で、負債・純資産の合計が１億１，０８８万２，５６６円となっております。

また、売上総額につきましては５億８１１万９，１２３円で、対前年比で９８．５％となり、経常利益６４万２，３１１円、当期純利益が２６万９，８６３円となっております。

概要書２ページ、下段の表をお願いいたします。

令和元年度の事業計画といたしましては、農産物の品質向上維持に努め、果物に関しましては、箱売りの強化に努めるほか、売り場では、農産物を中心とした大幅なレイアウト変更と販売台の一部新調を行い、売り上げ強化に取り組みます。また、精肉につきましては、商品回転率の向上に努め、ロスを防ぐことで利益率確保を行い、レストランについては、旭志牛ブランドのさらなる確立のため、ブランディングを図ることとしまして、さらなるメニューの研究を行っていくこととされております。

売上総額を対前年比１０５．７％の５億３，７００万円とし、経常利益１，１８０万円を見込んでいるところでございます。

最後に、報告第１８号、有限会社有朋の里泗水の経営状況について、ご報告いたします。

概要書２ページ、上段の表をお願いいたします。

平成３０年度は、生産者の高齢化に伴い、農産物の出荷量の減少、来店客数の減少に伴う売上額の減少、施設の老朽化、従業員不足などから、売り上げ３億７，６０３万５，０００円、来場者数２９万人と前年を下回りました。特に１２月から３月は野菜の価格暴落、合志市に開店いたしました農産物直売所の影響も大きく、対前年比８０％台と非常に厳しい状況でございました。グリーン農業キャンペーン、特売会、弁当フェアなどを実施されておりますが、売り上げ回復までには至らなかったというところでございます。

決算状況につきましては、議案その２の１６５ページ以降をお願いいたします。

貸借対照表の資産合計が１億１，４６１万８，０８８円、負債合計が３，３０９万９，９５２円、資本金１，６００万円と利益剰余金６，７１９万８，１３６円から自己株式１６８万円を差し引きました純資産合計が８，１５１万８，１３６円で、負債・純資産の合計が１億１，４６１万８，０８８円となっております。

また、売上総額につきましては３億７，６０３万５，１５２円で、対前年比で９５．１％となり、経常利益３２９万２，８８１円、当期純利益が２３９万７，３８

１円となっております。

概要書２ページ、下段の表をお願いいたします。

令和元年度の事業計画といたしましては、生産者の高齢化対策といたしまして、希望者には集荷体制の提供、一部農産物の買い取りを行い、来客数の減少につきましては、売り場の老朽化も要因であると考えられるため、施設のリニューアルに着手いたしまして、顧客のニーズを把握しつつ魅力ある商品開発を行います。また、従業員の高齢化も進んでおり、柔軟性のある勤務体系を提供し、アルバイトスタッフの雇用を進めたいというところでございます。また、核になるスタッフの社員化を検討いたしまして、長期的な視野に立った雇用を行うこととされております。

売上総額を対前年比１０６．４％、４億円とし、経常利益５００万円を見込んでいるところでございます。

以上で、報告第１２号、有限会社きくち観光物産館から、報告第１８号、有限会社有朋の里泗水まで、７件の第三セクターの経営状況についての報告とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、笹本義臣君。

○経済部長（笹本義臣君）　申しわけございません。ただいま報告した案件につきまして、一部訂正をお願いいたします。

報告第１３号、有限会社ファームきくちの経営状況についてでございます。この中で、売上総額につきましてという欄でございます。対前年比で９４．８％となり、経常利益「６０８万７，８８３円」と申し上げましたけれども、これにつきましては「７４０万５，０４２円」でございました。訂正して、おわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

○議長（柁原賢一君）　以上で報告を終わります。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第１１　陳情第１号　上程

○議長（柁原賢一君）　次に、日程第１１、陳情第１号を議題とします。

陳情第１号は、今定例会までに提出されました陳情であります。

その内容については、お手元に配付しているとおりです。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。会議を来る６月２６日の午前１０時から開き、質疑、委員会付託を行います。議案に対する質疑を行う方は、事務局備えつけの様式により、その要旨を具体的に記載し、明日、６月２１日の正午まで事務局に提出をお願いします。

本日はこれにて散会します。

全員、起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

散会　午前１１時４０分

第　２　号

６月２６日

令和元年第１回菊池市議会定例会

議事日程　第２号

令和元年６月２６日（水曜日）午前１０時開議

第１　委員会付託

○

本日の会議に付した事件

日程第１　委員会付託

○

出席議員（２０名）

１番　田中教之君
２番　福島英徳君
３番　緒方哲郎君
４番　後藤英夫君
５番　平　直樹君
６番　東　奈津子さん
７番　坂本道博君
８番　水上隆光君
９番　猿渡美智子さん
１０番　松岡　譲君
１１番　荒木崇之君
１２番　柁原賢一君
１３番　工藤圭一郎君
１４番　城　典臣君
１５番　大賀慶一君
１６番　水上彰澄君
１７番　二ノ文伸元君
１８番　泉田栄一朗君
１９番　木下雄二君
２０番　山瀬義也君

○

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭　実　君
副市長	芳野　勇一郎　君
政策企画部長	元島　加奈子　さん
総務部長	上田　敏雄　君
市民環境部長	古田　浩敏　君
健康福祉部長	泉　大助　君
経済部長	笹本　義臣　君
建設部長	中村　喜範　君
七城支所長	上村　雅一　君
旭志支所長	岩根　卓士　君
泗水支所長	梁池　哲也　君
財政課長	山田　哲二　君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	中尾　孝浩　君
市長公室長	前川　幸輝　君
教育長	渡邉　和博　君
教育部長	木下　徳幸　君
農業委員会事務局長	坂本　高秀　君
水道局長	大塚　忠康　君
監査委員事務局長	山口　浩一郎　君

事務局職員出席者

事務局長	徳永　裕治　君
事務局課長	歌岡　憲一　君
課長補佐	松寺　盛親　君
議会係長	安武　則貴　君
議会係	吉岡　結加里　さん

○議長（柁原賢一君）　全員、ご起立願います。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午前１０時００分　開議

○議長（柁原賢一君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第１　委員会付託

○議長（柁原賢一君）　日程第１、委員会付託を行います。

議案第９号から議案第１８号まで及び議案第２４号から議案第２８号並びに陳情第１号については、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

令和元年第１回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件　　名
総務文教常任委員会	議案第13号	菊池市庁舎建設基金条例を廃止する条例の制定について
	議案第24号	工事請負契約の締結について（泗水支所改修建築工事）
	議案第25号	工事請負契約の締結について（旭志支所建設建築工事）
	議案第26号	財産の取得について
福祉厚生常任委員会	議案第10号	菊池市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第11号	菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	陳情第１号	インフルエンザ予防接種の推進に関する陳情書

付託委員会	議案番号	件　　名
経済建設常任委員会	議案第９号	消費税法等の一部改正に伴う下水道関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第12号	菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第27号	市道路線の廃止について
	議案第28号	市道路線の認定について
予算決算常任委員会	議案第14号	令和元年度菊池市一般会計補正予算（第２号）
	議案第15号	令和元年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第16号	令和元年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第17号	令和元年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第18号	令和元年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第１号）

○議長（柁原賢一君）　以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、明日、６月２７日の午前１０時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

散会　午前１０時０１分

第　３　号

６月２７日

令和元年第１回菊池市議会定例会

議事日程　第３号

令和元年６月２７日（木曜日）午前１０時開議

第１　一般質問

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

出席議員（２０名）

１番　田中教之君
２番　福島英徳君
３番　緒方哲郎君
４番　後藤英夫君
５番　平　直樹君
６番　東　奈津子さん
７番　坂本道博君
８番　水上隆光君
９番　猿渡美智子さん
１０番　松岡　譲君
１１番　荒木崇之君
１２番　柁原賢一君
１３番　工藤圭一郎君
１４番　城　典臣君
１５番　大賀慶一君
１６番　水上彰澄君
１７番　二ノ文伸元君
１８番　泉田栄一朗君
１９番　木下雄二君
２０番　山瀬義也君

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭　実　君
副市長	芳野　勇一郎　君
政策企画部長	元島　加奈子　さん
総務部長	上田　敏雄　君
市民環境部長	古田　浩敏　君
健康福祉部長	泉　大助　君
経済部長	笹本　義臣　君
建設部長	中村　喜範　君
七城支所長	上村　雅一　君
旭志支所長	岩根　卓士　君
泗水支所長	梁池　哲也　君
財政課長	山田　哲二　君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	中尾　孝浩　君
市長公室長	前川　幸輝　君
教育長	渡邉　和博　君
教育部長	木下　徳幸　君
農業委員会事務局長	坂本　高秀　君
水道局長	大塚　忠康　君
監査委員事務局長	山口　浩一郎　君

事務局職員出席者

事務局長	徳永　裕治　君
事務局課長	歌岡　憲一　君
課長補佐	松寺　盛親　君
議会係長	安武　則貴　君
議会係	吉岡　結加里　さん

○議長（柁原賢一君）　全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席願います。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午前１０時００分　開議

○議長（柁原賢一君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第１　一般質問

○議長（柁原賢一君）　日程第１、一般質問を行います。

初めに、城典臣君。

［登壇］

○１４番（城　典臣君）　おはようございます。令和元年第１回定例会におきまして、トップバッターで登壇させていただき、皆様に感謝したいと思います。

さて、誰もが、令和という年は災害のない穏やかな年になってほしいと願っておりましたが、令和がスタートしまして、去る６月１８日には、新潟県、山形県で震度６強、６弱の地震が起きてしまいました。被災されました皆様方にお見舞い申し上げますとともに、早急の復旧をお祈りしたいと思います。

今回の災害を踏まえて、いつ何どき、菊池市に災害が起きるやもしれません。心しておかねばならないと考えた災害でございました。

それでは、質問に入らせていただきます。

キャッシュレス時代の対応についてということで、お聞きしたいと思います。

来年に東京オリンピック・パラリンピックが迫り、世界各国から多くの観光客が来日されるものと思います。また、熊本でも、本年、ラグビーの世界大会、女子のハンドボール世界選手権大会と、大きな世界大会があります。世界各国から多くの観光客が日本各地へ来られるものと思います。

そのような中、熊本にも観光客が多く来られるものと思います。菊池市にも立ち寄られるかもしれません。そのときのために、さまざまな対応を考えておかなきゃなりませんが、その一つとして、観光地として買い物や食事がキャッシュレス決済でできるように、素早く対応したほうがいいという思いでおります。菊池市は、カードやスマホで決済ができて、便利さを売りにすることもいいんではないかと考えます。

そこで、２点についてお伺いしたいと思います。

菊池市は、現在の時点でカード等で決済できるお店、施設の状況はどのようになっておりますか。

また、現在、外国からの観光客、宿泊客の推移はどのようになっておりますでしょうか。

まず、以上について、お答えしていただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、笹本義臣君。

［登壇］

○経済部長（笹本義臣君）　改めまして、おはようございます。城議員のただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、菊池市の商店、その他の施設でのカード・キャッシュレス決済の普及状況というお尋ねがあっております。

現在、菊池市がキャッシュレス決済の実態調査を行った施設では、宿泊施設、菓子店、物産館の状況を把握しております。

調査結果といたしましては、宿泊施設では旅館・ホテル・ペンション・民泊等の２８の施設がございまして、このうち１２の施設がカード決済を導入しております。今後、２軒が導入を検討しているというところでございます。

また、菓子店では、１３店舗中４店舗がＱＲコード決済を導入しております。また、１店舗がカード決済を導入しており、今後、２店舗が導入を検討しているというところです。

物産館では、きくち観光物産館と旭志村ふれあいセンターは、既にキャッシュレス決済を導入しております。七城メロンドームと泗水養生市場も本年９月ごろの導入を検討しているというところでございます。

その他の市内店舗の取り組み状況につきましては、商工会、商店会連合会などの関係機関を通しまして実態調査を行い、市全体の状況を確認してまいりたいと考えております。

２点目の質問でございます。過去５年間の宿泊者の状況ということで、外国人というところでお尋ねになられております。

平成２６年度から３０年度までの５年分の本市の宿泊者の推移をお答えします。

平成２６年度の状況でございます。県内からの宿泊者数は４万２，５３５人、県外からの宿泊者数は９万７，０１９人となっております。そのほか、外国人の宿泊者数は１万８，７２５人となっております。これはそれぞれ別々になっておりまして、合計で１５万８，２７９人となっております。

平成２７年度以降も同じような数字でお答えをいたします。

平成２７年度につきましては、県内からの宿泊者数は４万９，５１５人、県外か

らの宿泊者数は１０万２，７３６人、外国人宿泊者数は２万２０７人となっております。

平成２８年度につきましては、県内からの宿泊者数４万５，７６２人、県外からの宿泊者数は１５万８，９４９人、外国人の宿泊者数は１万３，６７２人となっております。

平成２９年度につきましては、県内からの宿泊者数は３万７，５１４人、県外からの宿泊者数は１０万４，４５１人、外国人宿泊者数は４万２，０８６人となっております。

昨年の状況です。平成３０年度の県内からの宿泊者数は３万６，１２６人、県外からの宿泊者数は９万４，６４４人、外国人の宿泊者数は４万２，６２６人となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　城典臣君。

［登壇］

○１４番（城　典臣君）　今、数字をお聞きしましたが、かなりの方が来られているんじゃないかと思います。

このカード・キャッシュレス決済は、韓国は約１００％、中国は約８０％、買い物・食事などはほとんどがキャッシュレス決済だそうで、日本はどうかといえば、約３０％の普及率ということであります。

先日、海外勤務の経験がある方とお話ししましたが、中国などキャッシュレス決済時代の最先端を行っているということを言われました。食事等も、もう現金じゃなくて、カード等で払うということでありました。

私も、最近、キャッシュレス決済で買う機会が多くなりました。また、キャッシュレスで決済ができるお店に行くことが多くなりました。現金を扱うのが面倒くさいといいますか、小銭をばらばら出すのも面倒くさいし、そういうふうで、今、キャッシュレス時代の最先端を行っておるのかなと思いますけども、キャッシュレス決済サービスのＣＭも流れておりますですね。キャッシュレスができるか聞いて、できないと言われる店からお客様が、外国の方が出ていくと。あのようなＣＭが流れておりますけど、今後はそういうことも考えられるんじゃないでしょうかね。私も初めはためらいがございましたけども、使い始めると便利この上ないと感じております。

先日、婦人の方とお話ししましたら、私は何百円のはなかなかできませんねって言ったんですね、だから余分に千何百円とかなるように買いますって言ったら、はあ、そぎゃんとは考えんでよかよ、幾らだろうがカードでよかたいって。あ、そう

ですかと。それからはそれを入れかえまして、何百円でもカードで買うようにしましたけど、そういう進んだ方もおられます。

カード等を使う側も、自分のカードですから、入ったしこしか使えませんし、受け取る側も、カード会社から現金が入りますし、お金の管理もしやすいと思います。

そこで、キャッシュレス決済の先進市となり、そこをＰＲして、観光地として菊池市を売り込むことも大切なことではないかと思います。

そこで、市でキャッシュレス決済が普及されるよう啓発等はどうされておりますか、お聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、笹本義臣君。

［登壇］

○経済部長（笹本義臣君）　ただいまのご質問でございます。本市におけますキャッシュレス決済につきましての普及に対する取り組みだと思います。

現在、これまで、各種決済事業者、キャッシュレスの取扱業者でございますけども、いろんな相談があっております。この場合、相談があった場合につきましては、商工観光関係団体、商工会等を含めますけれども、団体につないでおりまして、キャッシュレス決済についての説明会等を開催しております。現在のところ、６回ほど開催されております。

また、商工会と協力いたしまして、国や県、金融機関が開催いたしますキャッシュレス決済に関する説明会への参加の呼びかけと、国の補助事業の広報を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　城典臣君。

［登壇］

○１４番（城　典臣君）　商工会等も普及に尽力されておりますが、一つの問題として、スマホ決済はアプリがさまざまございます。ここは市が先頭に立って、キャッシュレス決済普及に、さまざまな関連した団体と、今までばらばらやったものをばらばらではなく、連携して実現できるようにしていただきたいと思います。

そのキャッシュレス決済の種別として、ＰａｙＰａｙ（ペイペイ）とか、楽天Ｐａｙ（ペイ）、Ｊ-Ｃｏｉｎ Ｐａｙ（ジェイ コイン ペイ）、ＹＯＫＡ！Ｐａｙ（よかペイ）、Ｐａｙどん（ペイどん）、ＬＩＮＥ Ｐａｙ（ラインペイ）、７Ｐａｙ（セブンペイ）、そういうようなところがあるんですよ。本当にいろいろ余りにも多過ぎて、そういうこともちょっと影響しているのかなという思いがいたします。普及してくれば、観光地としての価値も上がりますし、外国のお客様に菊池市のＰＲにもなり、足が向くのではないでしょうか。

それと、もう一つ、キャッシュレス決済する際、商店や施設には手数料が発生いたします。ゼロ％のところもありますけど、３％、５％かかるようです。これも普及するのにネックになっているんじゃないかなという思いがします。期間限定で、普及させるのに何％かの手数料助成をしてはどうでしょうか。国の助成もありますので、合わせれば負担軽減につながり、普及が加速するやもしれません。市長、どう思われますか。市長はカードでキャッシュレスを相当使われた経験のある方と思います。現在もそうでしょう。市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、笹本義臣君。

［登壇］

○経済部長（笹本義臣君）　城議員のほうからは市長と言われましたけども、補助金について、私のほうから最初に説明をしたいと思います。

先ほども言われた、城議員のほうのからも言われましたように、現在、世界的な潮流といたしましてキャッシュレス社会は広まっております。経済産業省が平成３０年の４月に策定・公表いたしましたキャッシュレスビジョンにおきましても、２０２５年に向けて、キャッシュレス決済の比率４０％の目標が宣言されております。将来的には、世界最高水準の８０％を目指すとされております。

こうした状況下で、ことし１０月の消費税増税を見据えまして、現在、キャッシュレス・消費者還元事業が国によって創設されております。

これは、キャッシュレス決済事業者、先ほど議員言われたように、ＱＲコードであるとか、クレジット会社等も入ります。決済事業者によりまして、消費税引き上げ後の９カ月間、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業がつくられております。

この事業に参加した、新たにキャッシュレス決済手段を導入する場合、キャッシュレス決済事業者が中小・小規模事業者のキャッシュレス決済に必要な手続を支援し、国が必要なキャッシュレス決済の端末機などの３分の２を、キャッシュレス決済事業者が３分の１を負担することで、中小・小規模事業者につきましては、実質無料で端末機を導入できるという事業でございます。

また、消費税の税率引き上げ後の９カ月間につきましては、３．２５％の決済手数料のうち３分の１を国が補助をしますというところになっております。

さらに、対象店では、キャッシュレス決済をされました消費者につきましては、決済額に応じてポイントを付与することによりまして集客力がアップし、参加事業者の売り上げアップにつながるという利点もございます。こういう事業をやっております。

先ほど本市においてということでございましたけれども、このように国の事業が

大変充実しておりますので、本市単独の補助は現在のところ考えておりません。

こうした国の事業を周知、啓発することで、菊池市のキャッシュレスの普及を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　改めまして、皆さん、おはようございます。キャッシュレス決済に関する私の思いを述べよということでございます。

キャッシュレス決済自体は世界の大きな流れでありまして、本市においても、これに乗りおくれることがなく、前向きに進めていきたいというふうに考えているところでございます。

特に、観光面で、これからインバウンドのほうを強めていきたいと考えておるところですけども、国内、国外を問わず、キャッシュレス決済はいわば常識化しつつありますので、観光客の誘致を図る上では、必要不可欠なインフラになってくるだろうというふうに考えています。

また、現金を扱わないことは、観光客だけではなくて、市民にとっても利便性が向上する話でもありますし、商店街にとっても、今度は現金管理事務の合理化に資するものであろうというふうに考えております。

この普及に関しましては、今、商工会さん、観光協会さんを中心に今はお進めいただいております。本市としましても、本市の持っているさまざまな企業ネットワークで、お役に立つものはどんどん協力して、推進に力を入れていきたいと、こういうふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、笹本義臣君。

［登壇］

○経済部長（笹本義臣君）　先ほどの城議員のご質問に説明した中で、国の事業でございます、消費税率引き上げ後の９カ月間は「３．２５％」の決済手数料と申し上げましたけども、「３．２５％以下」の決済手数料というところでございます。訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（柁原賢一君）　城典臣君。

［登壇］

○１４番（城　典臣君）　わかりました。

最近は、お寺や神社のさい銭もスマホでできるというところが出てきております。そこで、提案しますが、菊池渓谷を美しくする保護管理協議会の会長を兼ねておら

れます市長にお伺いしたいと思います。今のさい銭等の話からいけば、菊池渓谷にスマホ等で決済できる機械を設置しまして、自然保護、環境保護をするために多額の経費がかかっておりますので、募金・寄附金を募るのはどうでしょうか。特に外国の方は環境保護に熱心な方が多いと伺います。ぴっとかざしていただければ、少額でも高額でも募金・寄附をしていただけるのではないでしょうか。このすばらしい自然を守るため、協力していただくためには、この方法が今の時代にマッチしていると考えます。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　ただいまのご質問は、菊池渓谷の整備のための募金を進めてはどうかという質問でございますが、ご趣旨からいきますと、それにキャッシュレスを組み合わせてはどうかというご質問かというふうに理解をいたしました。

まず、募金でございますけども、菊池渓谷の自然環境というのは、日本人のみならず、特に外国人観光客からの評価は非常に高いわけでありますけども、その反面、維持管理費、特に安全対策等には、これからさらに多くの経費が必要となるだろうなというふうに考えております。

そのために、この維持管理協力金を１００円いただいておりますけども、これだけではやれることに限りがありますので、募金・寄附金などによる必要財源の確保は非常に効果的でございます。こういうことから、菊池渓谷を美しくする保護管理協議会では、既に菊池渓谷復興寄附金という名前で口座を創設しておりまして、寄附金を集めているところでございます。議員ご提案がございましたキャッシュレス決済による寄附金ができれば、特に外国人の方等においては、大変利便性も高まるものだというふうに考えますので、前向きに検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　城典臣君。

［登壇］

○１４番（城　典臣君）　では、よろしくお願いしておきます。

次にいきます。鞍岳登山道の整備についてということでお伺いします。

伊牟田地区から登る鞍岳登山道についてお伺いします。

先日、知り合いの登山愛好家から相談があるということで、お話を伺いに行きましたら、鞍岳に伊牟田の登山口から入っていったが、登山道が整備されておらず、登りにくく、あげくの果てに迷ってしまったという話をお伺いしました。愛好家の話では、俺は「九州百名山地図帳」という雑誌を見て、伊牟田からの登山口が掲載

されていたから、そこから山に入っていったと話をしました。ところが、大変な目に遭ったとのことでした。その雑誌に載っているから登ったのに、市は登山道の整備はしてないのだろうかと相談がありました。

そこで、お聞きしますが、この本に載っている登山ルートは、市の許可を得て掲載されているのでしょうか。市は知らず、勝手に掲載されたものでしょうか。掲載された経緯をお聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、笹本義臣君。

［登壇］

○経済部長（笹本義臣君）　ただいま、城議員からのご質問にお答えします。

城議員から言われるまで、正直、私もちょっと登山道の入り口というのは、はっきり確認ができておりませんでした。

そこで、出版社に確認しましたところ、２０１１年の初版から「山情報」の問い合わせに「旭志総合支所」と載せておりますということでした。ただ、掲載につきましては、本市への許可は得てないという回答があっております。

また、情報を書かれた執筆につきましては、熊本市在住の登山愛好家の方が掲載に協力されておりまして、登山ルートやコメントなどの掲載に関しては、独自の判断によるものであったということを確認しております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　城典臣君。

［登壇］

○１４番（城　典臣君）　いずれにしても、登山道が本に載っているのであれば、整備しなければならないんじゃないかなという思いがします。伊牟田地区の人の話では、年に何人か道に迷い、伊牟田のほうに下山され、四季の里まで送ったというお話をされました。旭志のほうから登山して、分岐点などの案内板の整備が悪くて、道に迷ったのではないでしょうか。立て看板等は確認されて、登山者が遭難されないように十分に安全に配慮されたがいいと思います。

そこで、お聞きしたいと思います。

４点聞きたいと思いますが、雑誌が勝手に掲載したのであれば、何らかの対応、措置をされるのか。鞍岳登山道は誰の山を登っているんでしょうか。入山許可は要らないのでしょうか。警察への届け等ですね。それと、四季の里から出ている鞍岳登山道は、伊牟田からの登山ルートは載っていないようですので、市は関知しないということで、登山道の整備はしないということでしょうか。以上、４点についてお伺いしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、笹本義臣君。

［登壇］

○経済部長（笹本義臣君）　ただいまの城議員のご質問、４点についてお答えをいたします。

まず、登山道というところでいきますと、環境省の自然局長から、阿蘇くじゅう国立公園の監視委員・安全指導員として委嘱されております自然公園指導員、この方に鞍岳の登山ルートの確認を行いました。「伊牟田登山道からの登山ルートは、一部の登山愛好者の開拓、つくっていったと、発見したルートであり、安全なルートとは言えません」という回答を得ております。

一般的に、新しい登山ルートが開拓されるたびに、自治体が整備することはございませんで、一般的に登山は自己責任においてなされるものであり、自治体が責任を負うものではないと考えております。そのため、今後も新しく道をつくられたりした場合についての整備については、考えていないところでございます。

また、出版社から、本年６月２０日付の本市からの申し入れに基づき、地図帳掲載の一部について、変更するという回答も得ております。

続きまして、鞍岳登山道の所有者は誰かというところでございます。

地図帳の登山道の所有者につきましては、伊牟田登山口からツームシ山までのルートは個人の方の所有となっております。ツームシ山から四季の里までのルートにつきましては、市有林、県有林、国有林となっているところでございます。

続きまして、入山許可の件でございます。必要なのかというご質問でございます。

これも熊本県の警察本部地域課のほうに確認をしております。熊本県内では入山許可の義務化はなされておりませんということでした。万が一の遭難に備え、登山者個人の判断におきまして、任意で県警本部に登山届が提出される場合もあるというお話でございました。

最後に、四季の里旭志のパンフレットに伊牟田からの登山道が掲載してないというところで、このために整備の考えがないのかというご質問でございましたけども、これにつきましては、鞍岳登山につきましては、幾つものルートがあることは認識しておるところでございます。そうした中で、鞍岳の麓にございます四季の里旭志を本市のアウトドア体験の拠点の一つと位置づけておりまして、登山やバンガローキャンプなどを楽しんでいただいております。

このため、鞍岳までの登山ルートにつきましては、四季の里旭志から山頂までのルートを推奨しておりますので、伊牟田からの登山道の整備は、現在のところ、考えておりません。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、笹本義臣君。

○経済部長（笹本義臣君）　申しわけございません。もう一つ訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど、「伊牟田登山道」からの登山ルートは、一部の登山愛好家の開拓というふうに申し上げましたけども、「伊牟田登山口」から登山ルートというところでございます。「登山口」と「登山道」を間違えてしまいまして、申しわけございません。訂正をお願いいたします。

○議長（柁原賢一君）　城典臣君。

［登壇］

○１４番（城　典臣君）　それでは、旭志のほうからの登山口での、登山道の看板等の整備をしっかりしていただきたいと思います。

それと、本は今から訂正になっても出回っておりますので、また登ってこられる可能性もございますので、十分にそこは安全に把握していただきたいというふうに思います。

それでは、次にいきたいと思います。

災害時における防災拠点と備蓄品についてということで、道の駅を防災拠点としての利用と、液体ミルクの備蓄について、お伺いしたいと思います。

災害時の避難場所として全国に約１，１５４カ所ある道の駅を利用すれば、さまざまなものがそろっているから、大変大きなメリットがあると考えます。

道の駅は、当初、ドライバーの休息場所として、１９９３年から整備が進み、地域の特産物や観光資源を生かして人を集め、雇用を生むなど、地域の活性化にも貢献する施設として進化してまいりました。

そんな中、道の駅の防災機能に注目が集まったのは、２００４年中越地震や２００７年の中越沖地震、２０１１年の東日本大震災などが発生してからのようでございます。理由は、広い駐車場があり、幹線道路に接している道の駅は、救援物資を集めやすく、水や食料、トイレを供給する防災拠点として、また、避難場所や自衛隊の活動拠点として大いに機能を発揮したようでございます。熊本地震では、南阿蘇にある、道の駅あそ望の郷くぎのなどがマイカー避難者のよりどころとなっておりました。以上の意味から、道の駅は最高の防災拠点だと考えますが、いかがでしょうか、お聞きしたいと思います。

防災拠点とあわせて、災害時の備蓄品として、乳幼児の液体ミルクの備蓄を進める考えはないか、お聞きしたいと思います。

災害時に乳幼児を抱えて避難された先では、水は出ない、火も使えない、このような状態になったとき、大変な思いをされるのではないでしょうか。

そこで、本年３月、販売が始まりました母乳のかわりになる乳幼児用液体ミルク

があります。防災用の意識が高まる中、粉をお湯で溶く必要がなく、開封してすぐに飲める。災害時の活用が期待されている製品であります。乳幼児を抱えるお母さん方にこの商品をどう思うかをお聞きしましたら、子どもの口に入るものだから、安全な商品ならば大変助かりますねというお答えでございました。今、２社の商品が販売されているようですが、賞味期限、消費期限をどう克服するかが問題となっております。

そこで、市としても、乳幼児を抱えるお母さん方にアンケート調査をしてもらい、災害時の市としての対応について聞いてもらうのもいいかもしれません。その上で、周辺自治体の導入状況もあわせてお示しいただきたいと思います。そして、さまざまなことを克服できるなら、備蓄して市民の皆様へ安心・安全につなげる考えがあるかをお聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田敏雄君。

［登壇］

○総務部長（上田敏雄君）　改めまして、おはようございます。

議員ご質問の１点目ですけども、道の駅を防災拠点として活用する考えはということですけども、まず、本市には道の駅七城メロンドーム、道の駅旭志、道の駅泗水と３カ所の道の駅がございます。そのうち、七城メロンドームを除いて、ほかの２カ所の道の駅の駐車場や屋外トイレ等は熊本県の施設でございます。

現在、菊池市地域防災計画において３カ所の道の駅は、災害が発生し、または発生のおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所、いわゆる指定緊急避難場所としての指定は行っておりません。しかし、平成２８年の熊本地震の際には、多くの市民が避難場所として道の駅の駐車場に車で避難をされた経緯がございます。

これまで、道の駅旭志と道の駅泗水の駐車場や屋外トイレ等は、熊本県の所有であることなどを理由に、緊急避難場所として指定を見送っておりましたが、熊本地震での経緯を踏まえ、本市の所有施設である七城メロンドームも含め、熊本県及び関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

また、液体ミルクの備蓄につきましては、本市の飲食関連の備蓄品につきましては、原則５年保存可能な備蓄品を５年サイクルで備蓄していく計画で進めております。その中で、液体ミルクの備蓄につきましては、現在行っておりません。

乳児用液体ミルクは、平成３０年８月に国の省令等の改正により、事業者が国内での製造・販売をすることが可能となりました。議員ご紹介のとおり、国内２社が本年３月から４月にかけて販売を開始したと伺っております。

液体ミルクの保存期間は、現状として最長１年と伺っておりますが、まだ始まっ

て間もないこともあり、しっかりと調査・研究する必要があると考えております。

また、議員ご提案のアンケート調査につきましては、乳幼児検診時などで実施が可能かどうか、関係課と協議を進めてまいりたいと考えております。

また、周辺自治体の導入状況につきましては、山鹿市・合志市・大津町・菊陽町に問い合わせましたが、現在のところ備蓄の実績はないと伺っております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　城典臣君。

［登壇］

○１４番（城　典臣君）　私が知る限りでは、阿蘇市は液体ミルクを道の駅で販売しながら、賞味期限、消費期限に対応して備蓄に備えているというようでございます。

また、阿蘇市の道の駅阿蘇には移動可能な授乳室を設けてあります。これは全国の道の駅の防災拠点に向けて、非常備蓄、電源確保、情報共有体制などを強化するため、平成１４年度から重要道の駅制度を導入し、地域振興に加え、高い防災能力がある道の駅に対して、重点的に社会資本整備総合事業交付金を配分するとあります。この制度を利用するか、他の交付金があればそれを使い、防災拠点化、備蓄倉庫等の充実、備品の購入等を念頭に置いてはどうでしょうか。

全国で道の駅が防災拠点で、災害協定を有する施設が熊本県以外で、北海道、青森、福島、新潟、愛知、大阪などの道の駅がございます。そこで、本市も道の駅を防災拠点として認定して、あってはなりませんが、防災時に万全の体制をとられたらどうでしょうか、お答え願いたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田敏雄君。

［登壇］

○総務部長（上田敏雄君）　道の駅を防災拠点としてということでございますけども、道の駅旭志及び道の駅泗水の２施設につきましては、施設所有者である熊本県によりますと、地方道社会資本整備総合交付金を活用しての防災機能強化整備を行われており、道の駅旭志については今年度で完了予定、道の駅泗水については、平成３０年度より測量設計に着手し、事業が開始されたと伺っております。この事業により、トイレの整備、自家発電設備、防災倉庫の整備等がなされ、防災機能の強化が図られるところであります。

市としましても、防災機能が強化された施設は、災害時には市民にとって大変有効な施設となりますので、市の緊急避難場所としての指定に向けて、熊本県及び関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　城典臣君。

［登壇］

○１４番（城　典臣君）　拠点となりますように頑張っていただきたいと思います。

それでは、液体ミルクのことですけども、６月２２日の新聞に、茨城県水戸市と神奈川県の厚木市がこの液体ミルク備蓄を始めたようです。ですから、だんだんと全国的には広がっております。周辺自治体は、そういう今言われました状況かもしれませんけども、率先してやっていただければなという思いがしますので、今後、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次にいきたいと思います。

義務教育における家庭の負担についてということで、義務教育で１年間に負担する金額の現状と課題について伺いたいと思います。

義務教育だから余り保護者の負担はないのかなと思っておりましたら、先日、息子たちと話していますと、かなりの負担が年間かかっていることに、改めて気づかされました。

家庭によりさまざまと思いますが、じいちゃん、ばあちゃんが手伝ってくれる家庭、若い夫婦２人で子育てしている家庭、シングルマザーの家庭、シングルファーザーの家庭、経済的に厳しい家庭と、負担感が一律に同じではないのではないでしょうか。いろんなケースが考えられます。

現在、本市の状況はどうなっていますか。入学時にかかる費用から、年間の費用が、小学校、中学校、１人につき幾らかかるのでしょうか。項目別にお示しください。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、木下徳幸君。

［登壇］

○教育部長（木下徳幸君）　改めまして、おはようございます。それでは、城議員のご質問にお答えさせていただきます。

入学時にかかる費用から年間の負担についてのご質問でございますが、まず、入学時にかかる費用についてですが、入学の準備として購入いたします代表的なものとしてランドセルや標準服がございます。各個人、学校によって異なってまいりますので、ここでは平均によるものでお答えをしたいと思います。

小学校では、ランドセル工業会が出しているランドセルの購入平均価格では５万２，３００円、標準服につきましては、指定等ございませんので、学校への聞き取りとメーカーへの聞き取りによりまして、平均が１万７，６９０円で、合計６万９，９９０円、中学校ではスクールバッグが６，７８１円、標準服が４万８，３８１円で、合計５万５，１６２円となっております。

次に、一般的に１年間にかかる学校教育費用は、主に授業で使用する教材費や給

食費、それから、ＰＴＡ会費、中学校の部活動費などがありますが、こちらも平均になります。小学校の教材費が７，３５６円、給食費が４万６，８６１円、ＰＴＡ会費が４，１３３円で、合計５万８，３５０円となり、中学校では教材費が９，５５３円、給食費が５万４，１５３円、ＰＴＡ会費が４，１５８円、これに部活動費の６，０４０円を加えて７万３，９０４円になります。

これ以外でも大きい金額としましては、小学６年生と中学２年生で参ります修学旅行の費用があり、ご紹介しますと、平均で小学校が１万９，９７４円、中学校が５万４，２００円となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　城典臣君。

［登壇］

○１４番（城　典臣君）　結構かかっておりますけども、１人でも大変なのに、兄弟姉妹が多い家庭など、制服の購入費用などが高額になっていると思います。制服もかなりかかりますが、制服をなくしたら、私服というのだったらまた問題がありますけども、そうなれば制服等のリサイクルも考えてはどうでしょうか。中には兄さん、姉さんのお下がりで済む場合は負担が軽減できますが、それではどこを負担軽減させるかと。今は兄弟等の話はちょっと入っていませんでしたけども、兄弟の中でもお金がかかっているんじゃないでしょうかね。ですから、兄弟の負担を減らすには、やっぱり共有するものは共有していけばいいんじゃないかなという思いがします。どうしても要るものは仕方ないんですけども、共有できるものは共有しながら、負担軽減をしていただきたいなという思いがします。

それと、制服のリサイクルとあわせて、隣の山鹿市はランドセルを支給しております。これは山鹿市が合併する前に、一つの自治体がやっておったので、それをそのまま合併して続けたということで、平成１４年からとか言われました。

じいちゃん、ばあちゃんがいる家庭は、ランドセル等購入は担当みたいになっていて、喜んで買ってあげると。そういう家庭はいいんですけども、じいちゃん、ばあちゃんから援助してもらえない家庭などは大変だと思います。

そこで、山鹿市みたいにランドセルを支給する考えはないか。今、述べました負担軽減で子育ての環境を整えていただき、子どもの医療費等も充実していただいておりますので、もう一つ、あと一本の矢で、子どもの人口増につながるかもしれませんので、よろしくお願いしたいと思います。

私が今述べました負担軽減策と義務教育が抱える課題があれば、あわせて、市長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、木下徳幸君。

［登壇］

○教育部長（木下徳幸君）　それでは、再質問について、まず、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

教材の共有化、制服のリサイクルを考えるなど保護者負担を減らすことはできないかというご質問でございます。

学校で使用します教材は、教科書のほかに補助教材というものがございます。先ほどの答弁で小学校の教材費が７，３５６円、それから中学校の教材費が９，５５３円でお答えをしたところでございますが、この補助教材の内容は、学校ごとで多少違いはありますが、ほとんどの学校で教科ごとの問題集や資料集を購入しているものでございまして、これらの費用については保護者負担によりお願いしているところでございます。

また、保護者の過度な負担にならないように、年度始めに学校より教育委員会に報告させまして、保護者の皆様の負担軽減に努めさせていただいているところです。

補助教材の使用につきましては、学校に限らず、家庭での課題学習などに使われることが多く、個人の持ち物に近いものでございますので、共有することは難しいと考えます。

また、副読本の「わたしたちの菊池市」など、教材で共有できるものにつきましては、予算に計上して対応いたしております。

標準服のリサイクルにつきましては、卒業する児童・生徒の保護者に呼びかけまして、リサイクルの協力をお願いしたり、学校内バザーを開催するなどの取り組みを行っております。

次に、ランドセルの支給に関してでございますが、現在、菊池管内で新小学１年生に対してランドセルを支給しているところはございません。

県内では、山鹿市と高森町、南阿蘇村の３市町村が支給されているようですが、本市では経済的に厳しいご家庭などに対して就学援助制度を設け、子どもたちが学校生活を送る上で必要な経費について援助をいたしておるところでございます。

ランドセルにつきましても、就学援助制度で認定された保護者に対しましては、入学準備金を支給しておりますので、その中で購入していただいているところでございます。そのようなことから、今のところ、ランドセルの支給は考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　ランドセルの一律支給に対する私の考えを述べよというご質問

でございました。

山鹿市さんの場合には、官製の支給でありますので、男には黒、女の子には赤といった支給のようでございますけども、昨今は大変ランドセルも種類が豊富で多種多様になっておりまして、お子様一人一人が個性を生かしたランドセルを選ぶ傾向にはあるようでございます。

そういう中で、小学校入学というのは、ご家族にとりましても一番大きな喜びを感じる重要な成長の節目であると思いますので、その中で、ランドセルをご家族で分担して購入されるというのは、家族全体でのお祝いの象徴的な意味合いもあるんではないかなというふうに考えているところでございます。

今、部長のほうからもご説明しましたとおり、一つには、県内でランドセル支給を実施している自治体というのは、４５自治体のうち３市町村と必ずしも多いものではございません。また、特に生活にお困りの方に対しては、就学援助制度を設けてご援助さしあげておりますので、今のところ、ランドセルを一律支給するということは考えていないところでございます。

なお、本市では、県内でもほかの自治体に先駆けて、ＩＣＴ教育機器の整備・充実を進めておりますし、大変教育には力を入れてきております。子どもたちの学力向上を初め、教育分野への政策には、今後とも効果や優先度を踏まえながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　城典臣君。

［登壇］

○１４番（城　典臣君）　５月、鶴屋だったか行ったら、来年のランドセル等がもう出ておりましたけども、さまざまな色であって、金額もばか高いのもありまして、いろいろありました。そういうのを考えれば、できるものならという思いがありましたのでお聞きしましたが、市の財政もありますので、また負担軽減につながるようなことは考えていただきたいと思います。

次へいきます。東京オリンピック・パラリンピックについて、聖火リレーのルートに本市も入りましたので、その流れと対応についてお伺いしたいと思います。

今回、５６年ぶりのオリンピック・パラリンピックが東京で開催されます。昨年９月議会、聖火リレールートに菊池市が入るように一般質問しましたが、議会と執行部が一緒になり働きかけをしていただいたおかげで、来年５月７日に菊池市を聖火が走るということになり、大変よかったと思います。

あのとき、県北の菊池川流域３市、玉名・山鹿・菊池を通るルートを働きかけていただけないかお願いしておりました。市長も菊池渓谷であるとか、あるいは菊池

川流域の日本遺産の認定も受けたわけでありますので、そうした観光資源をぜひＰＲする大きなチャンスと捉え、聖火リレーが実現できますように最善の努力をしていきたいと答えておられました。市長の働きかけ等もまたあったものと感謝したいと思います。

その上で、まだ詳しくは発表できないでしょうが、話せる範囲でお答えください。来年、未来のある子どもたちにとって、聖火リレーを見るということは一生の思い出になると思います。そこで、私は聖火とともに並走するランナーに子どもたちが走れないかと思います。そのようなことが可能なのか、無理なのか。沿道で聖火が走る姿を見せていただきたいと思います。来年５月７日は木曜日のようです。連休明け初日です。学校はどうなりますか。子どもたちに聖火を見せられるのでしょうか。見せられるように最大限の配慮をお願いしたいと思います。

それから、何キロ聖火リレーをするのでしょうか。また、ルートはわかりませんか。何かセレモニーは考えておられるのでしょうか。そもそも何人の聖火ランナーが走れるんでしょうか。民間の大手の会社が抽せんでランナーを選ぶようなＣＭが流れておりますが、いまいちわかりません。

以上、お聞きしたいと思います。とにかく思い出に残る聖火リレーにしていただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、木下徳幸君。

［登壇］

○教育部長（木下徳幸君）　それでは、城議員の東京オリンピック・パラリンピックについてお答えをさせていただきます。

先日６月１日に、東京２０２０オリンピック組織委員会から、聖火リレーの全国の通過市町村の発表が行われ、本市では来年の５月７日に実施されることになりました。

ルート等に関する詳細については、年末以降にオリンピック組織委員会から発表されると聞いております。また、ルートの距離は、各通過市町村当たりおおむね２キロメートルと言われております。現時点では、これ以外に確定している情報がないのが実情でございます。

次に、セレモニーについてでございますが、通過市町村では、聖火ランナーが出発する直前か、ゴールする寸前のどちらか１回だけ、５分から８分間のミニセレブレーションというセレモニーを行うことができると聞いております。

本市では、この５分から８分間の前後に、小中学生や高校生のかかわれるようなプログラムができないか、県の実行委員会を通じて組織委員会へ照会していただいておりますが、まだ回答はあっておりません。

聖火ランナーにつきましては、現時点での情報では、熊本県内では、聖火リレーの通過自治体１カ所当たり１３名前後、そのうち９名から１０名がスポンサー枠、３名から４名が県実行委員会の公募枠になるのではないかと想定されています。

また、ランナーは、中学１年生以上の方が対象とされており、公職選挙法に規定する公職にある方、いわゆる首長や議員の皆様、宗教家の方はランナーとなることができないと聞いております。

スポンサー枠は、コカ・コーラ、トヨタ自動車、日本生命、ＮＴＴの４社から、それぞれ募集されておりますが、その内容については、県及び市町村に情報提供はあっておりません。

県の公募枠については、県実行委員会から、ウエブ及び所定の応募用紙において、７月１日から公募を開始すると６月２１日に公式に発表があったところでございます。この所定の応募用紙は、県庁、各地域振興局、市町村役場に設置依頼があっており、本市も本庁・支所のロビー等に設置したいと考えております。

次に、子どもたちが聖火リレーを観覧することができないかについてでございますが、聖火リレーのルートがわかっておりませんし、交通規制や警備の問題に直結することでありますので、何とも申し上げられませんが、できるだけ多くの子どもたちが観覧できるよう、県の実行委員会や警察等、関係機関と調整してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　城典臣君。

［登壇］

○１４番（城　典臣君）　時間もございませんけども、この聖火を最大限に生かしていただきたいと思います。

先日、市長に、私、電話しました。テレビを見てて、菊池市が菊池町となっておったということを電話しましたよね。あれって、こんなものかという思いがしましたので、そういう、ただ単なる間違いで済まされないという思いがしましたので、やっぱりこれを機会に、菊池市が全国に市であるということがはっきりわかるようなことをやっていただきたいと思います。苦言ではございません。ともに頑張っていきましょう。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（柁原賢一君）　これで、城典臣君の質問は終わります。

ここで、１０分間休憩します。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

休憩　午前１１時００分

開議　午前１１時０８分

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、大賀慶一君。

［登壇］

○１５番（大賀慶一君）　改めまして、おはようございます。議席番号１５番の大賀でございます。早速ですが、通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

ことしは梅雨入りがおくれて、やっと昨日から梅雨に入りました。農家にとっては恵みの雨だと思いますけれども、今後、この季節は非常に災害の多い季節となります。あの熊本地震から３年が経過しましたが、本市はまだ復旧の道半ばでございます。この季節になりますと、誰もが大雨による水害や台風の被害が非常に心配になってくるわけでございます。

近年は、地球の温暖化によると言われております集中豪雨や、台風の大型化による災害が予期せぬ地域で想定外の被害が発生しております。痛ましい人的被害や、土地、建物、農産物への被害が非常に深刻になっております。

また、今後、３０年以内に８０％の確率で発生すると言われております南海トラフ地震も非常に心配されております。本市においても、予期せぬ災害の発生は予断を許さない状況にあると思っております。執行部としても、我々議員としても、今後、市民の安全・安心な生活を確保することが重要な課題であると私は思っております。

そこで、災害の最も集中するこの時期を迎えましたので、本市の防災や減災について、改めて市の取り組みについて、まず基本的なことからお尋ねをしたいと思います。

１点目に、災害発生時や、災害が予想される状況下での市民への情報の伝達や、各地域からの情報の収集についてお伺いをいたしたいと思います。

現在、本市では、情報伝達手段として防災行政無線を中心に、きくち防災・行政ナビ、きくち安全安心メールなどが主な手段として活用されております。災害時の情報等は、これらを活用することによって、情報の収集や伝達がされております。現在では有効な手段だとなっております。

そのような中で、今、多くの市民が所持しておりますスマートフォンやタブレットなどを活用した情報の発信が実施されておりますけれども、それを利用するために、自分の携帯電話などでダウンロードする必要がございます。このサービスを活用している市民はどの程度おられますでしょうか。数字的にわかればお示しいただきたいと思います。

また、市が区長などへ配布しておりますタブレットの使用状況はどのようになっておりますか、お尋ねをします。

２点目に、本市の防災用備品と非常用食品の備えについてお尋ねをいたします。

その中で、まず、本市で備蓄されている備品や食品は、具体的にどのようなものが、どれくらいの数量で備蓄されておりますか。また、それらの備蓄はどのような場所に保管をされておりますか、お示しをいただきたいと思います。

３点目に、各地で組織をされております自主防災組織についてお尋ねをいたします。

自主防災組織の結成については、市も、これまでに組織を立ち上げるに当たっては、助成金を出して支援を行っておりましたので、組織率としても年々向上してまいりましたが、現在の状況はどのようになっておりますでしょうか、お示しをいただきたいと思います。

また、まだ組織されていない地区があれば、なぜ組織ができないのか、市としての考えをお示しいただきたいと思います。

さらに、現在組織されております地区の活動状況や、訓練状況がわかればお示しをいただきたいと思います。

４点目に、本市における防災士についてお尋ねをいたします。

市長は、２年目の選挙公約の中で、本市の防災士を５００名体制を確立したいと述べておられました。私も消防団の副団長経験者ということで、防災士の資格を取らせていただきました。防災士は、本年５月末現在で、全国で１７万４，４２３人が登録されており、そのうち、熊本県では２，４００人が登録されております。

ちなみに、隣の大分県では、全国で２番目に多い、１万４３４人が登録をされております。この組織の５００名体制が達成されれば、消防団に次ぐ大きな防災の団体として、非常に本市の防災・減災に活動できるのでないかと私も期待をいたしております。

現在の本市の登録状況はどのようになっておりますでしょうか、具体的にお示しをいただきたいと思います。

以上、お尋ねをして、１回目の質問といたします。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田敏雄君。

［登壇］

○総務部長（上田敏雄君）　それでは、大賀議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、１点目ですけども、防災・行政ナビアプリ及び安心安全メールの登録者数につきましてですけれども、「きくち防災・行政ナビ」アプリのインストール数につきましては、本年５月末現在で３，８５９ダウンロード、安心安全メールの登録

者数は４，３９９人となっております。

また、防災タブレットにつきましては、区長、民生委員さん方に配布しているところでございます。

それから、防災備蓄品の現在の数量及び種類、また、保管場所についてでございますけども、備蓄品の主な種類と数量につきましては、まず、水が７，２７２リットル、こちらは５００ミリリットルで換算しますと１万４，５４４本分でございます。それから、サバイバルパン、備蓄用保存パンでございますけども、こちらのほうが６，６００食、それから、アルファ米、乾燥米になりますけども、こちらが３，２３４食、それから、毛布４，１４５枚、ブルーシート２１７枚、水袋３，３００枚、防じんマスク１，０００枚、それと簡易トイレです。これは既存トイレに設置する袋状のものですけども、２万１，２５８枚などを現在備蓄しているところでございます。

保管場所につきましては、本市野間口地内にあります防災備蓄倉庫を初め８カ所で保管しております。

それから、自主防災組織率と訓練状況、また、その組織されてないところの原因はということでございますけども、本市の全世帯における自主防災組織率は、本年５月末現在で８６．６％になります。こちらのほうで自主防災組織が未結成の原因につきましては、もろもろの原因が考えられますけども、少子高齢化の進展による区の人口減少、また、防災備品等の保管場所の問題、それから、組織結成のための敷居の高さ等が考えられます。

次に、自主防災組織の訓練状況につきましては、毎年市で実施しております総合防災訓練時に周辺の自主防災組織の皆様にも訓練に参加いただき、避難訓練、避難場所運営及び消火訓練等を行っていただいております。

全ての自主防災組織の訓練状況は把握しておりませんけども、５月１５日から６月７日にかけて行いました菊池地区の地区防災説明会の際に、自主防災組織に関するアンケートを実施しております。

アンケートに回答いただいた４２区のうち、平成３０年度に年１回以上訓練を実施した地区は２４区で、約５７％の区で訓練を実施した結果が出ております。

今後とも、自助・共助の観点から、各自主防災組織につきましては、年１回以上の組織での訓練をお願いするところでございます。

それから、防災士の現在の登録者数でございますけども、平成３１年３月末現在で１４５名となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　大賀慶一君。

［登壇］

○１５番（大賀慶一君）　再質問をいたします。

スマートフォンやタブレット、あるいはまた、携帯電話のダウンロード、あるいはまた、防災ナビに対する市民の皆さんの登録といいますか、それは市の人口から見れば、非常にまだまだ少ないと私は思っております。やはり今、大半の方がスマートフォンや携帯電話を所有されておりますので、もっともっとその普及ができるんじゃないかと思っております。

そのことに関しまして、私としましては、ぜひ提案でございますが、このスマートフォンやタブレット、あるいはまた、携帯電話へのダウンロードや登録のときの手間といいますか、これをなかなか、私もやっとダウンロードをした等の思いでございますので、やはりこれを、例えばスマートフォンを買いかえるときとか、あるいはまた、新たに買うとき、市内の大手の３業者の皆さん方に、これをぜひ提携をして、その時点でダウンロードなりしていただくという取り組みをぜひしていただくならと思っております。そのことによって、多くの皆さん方に、そのダウンロードができるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ市の考えをお聞かせください。

また、区長や、今、タブレットが、私の調べでは７５８台ほどが、今、配られているとお聞きしておりますが、なかなかこのタブレットのほうも、その後は使用料が要るということで、進んでないようなお話を伺いました。

また、次に、備蓄品についてでございますが、多くの備蓄品がありますけれども、この備蓄品につきまして、やはり保管を１カ所といいますか、１カ所か２カ所ぐらいにしておきますと、例えば大きな災害のときは、保管場所への道路が寸断されたり、あるいはまた、保管している場所が倒壊したりなどの被害を受けて、非常に市民の皆さんへの、その災害物資の支援がおくれるんじゃないかと思っておりますので、私としては、ぜひこれをある程度多くの地域で保管をするということも、ぜひ市として考えていただければと思っております。

それから、自主防災組織についてでございますが、８６．６％ということでございますが、できれば１００％を目指して、市もなお一層の努力をしていただければと思っております。

また、この年１回の訓練といいますか、ただいまのお話では、５７％の地域で年１回の訓練をしているというお話でございました。私は、今月の４日に旭志地区の災害対策説明会が開催されました。参加者は区長、民生委員、防災士などでございましたが、そのとき、お話を聞いてみますと、結成後に、なかなか年一度の程度の区の避難訓練をしているところはまだまだ少なかったようなお話でございました。災害は頻繁に起きるものではございませんけれども、いざというときに組織が機能

しなくては意味がありません。

また、区長さんも１年か２年で交代されますので、やはり常にこの防災組織については、１年に１回の訓練がぜひ必要であると思っておりますので、私としては、この訓練に際しても、市としても支援をしていただきたいと思っておりますが、市のお考えをお示しいただきたいと思います。

次に、防災士について再質問をいたします。

防災士の基本理念は、自分の命を自分で守り、防災・減災の知識の取得を日ごろから行う自助、２番目に、地域、職場で助け合い、リーダーとなり、被害拡大を防ぐ共助、３番目に、市民、企業、自治体、防災機関と協力して活動する協働の三つを基本にして行っている団体でございます。

本市では、今、１４５人という防災士の方が登録されているということでございますけども、この中で、私は、年１回の総会は今実施されておりますけれども、防災士の方は、これは、みずから志願して、希望して防災士の資格を取得されたわけでございますので、防災に対する認識も高く、この方々をいかに活用するかということも、ぜひ重要なことだと思っております。その点、やはり、今つくっております防災士協会と市の密接な連絡をとりながら、防災士の活動の場を最大限に活用することが、今後も本市の防災・減災に大いに寄与できると考えております。そのお考えはどのように考えておられますか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田敏雄君。

［登壇］

○総務部長（上田敏雄君）　再質問にお答えいたします。

まず、アプリ及び登録メールの加入者増加対策としましては、現在、市広報・ホームページを初め、各種会議及び説明会等で非常時の有効性について説明を行い、また、高齢者等には入力補助も行いながら、加入の促進を図ってきたところでございます。

ご提案の携帯電話の購入や変更時にアプリや登録メールの加入を販売店で協力していただければということですけども、加入者増加につながる有効な方策と考えられますので、包括連携協定を締結しておりますソフトバンクの販売店を初め、本市内の大手携帯電話販売店に協力を行っていきたいと考えております。

それから、「きくち防災・行政ナビ」タブレットについてですけども、先ほど答弁しましたとおり、区長、民生委員さんを中心に配布を行っているところでございますけども、また、それ以外にも、本年３月に各区回覧により、１００台を市民向けに、通信費を負担していただくことを条件に配布を募ったところでございます。

まだ、現在も在庫はありますので、タブレットの配布については、今後も周知し

ていきたいと考えております。

それから、備蓄の保管場所についてですけども、先ほど申しましたように、保管場所は、今現在、８カ所で保管しているところでございます。

ただ、今後の備蓄場所につきましては、現行の保管場所に備蓄するとともに、支所の改修計画等もありますので、あわせて検討するところでございます。

それから、自主防災組織の未設置のところにつきましては、先ほど原因を申し上げましたけども、そういう原因を含めて、自主防災未組織の対応につきましては、今後、区長会等で自主防災組織の必要性について説明させていただき、周知啓発も引き続き行っていきたいと考えております。

自主防災組織の設立事業補助金が、今年度、最終年度となりますので、まだ設置されてない区につきましては、さらなる周知を行い、設立促進を図っていくところでございます。

それから、地区での防災訓練への市の関与ということですけども、他の自治体の参考事例を紹介しながら、訓練の内容の相談、また、出前講座などで要望があれば、地域の訓練に一緒に参加させていただき、各区に応じた訓練計画の策定などを、今現在、支援をさせていただいておりますけども、引き続きこういった支援をしていきたいと考えております。

それから、防災士の活動ですけども、地域の防災リーダーとして、地域防災力向上に向けた活動をしていただくことを目的に、市としましても、今現在、支援を行っているところでございます。

これからの活動につきましては、ことし５月に開催されました防災士会の総会時にアンケートを行ったところ、まずは防災士としてのスキルアップを図りたいとの意見が数多くあったところでございます。

今年度は、そのスキルアップ講座としまして、本市教育委員会の事業であります「地域の人づくり講座」に参加していただき、スキルアップに役立てたいと考えております。

それから、本年も行います総合防災訓練時に防災士の方も参加していただくように周知してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　大賀慶一君。

［登壇］

○１５番（大賀慶一君）　それでは、再々質問を行いたいと思います。

今後、このタブレットあるいはスマートフォンに対しての各業者、３業者との、その協定といいますか、それに対しては非常に前向きなお話を伺いましたので、今

後、ぜひ私は実施していただいて、今、３，８００人という数が、ぜひ持っている方は全員登録できるような方向に進んでいければと思っております。ぜひよろしくお願いしておきます。

それから、非常食の備蓄についてお尋ねをしたいと思います。

非常食の備蓄については、ただいまいろんなことが備蓄されているのを伺いましたが、この非常食の備蓄の更新時において、これが食品ロスの観点からも、入れかえの際に、無駄にならないような有効活用をしていくべきだと私は考えております。現状と今後の取り組みについて、１点お尋ねをいたしたいと思います。

次に、自主防災組織についてでございますけれども、やはりこの訓練時にも、今まで設立時には１０万円の補助金を支援しておりましたけれども、今後はやはり毎年１００％の確率で、各地域で訓練をしていただくためには、やはりある程度の金銭的な支援もしていただければと私は考えております。その点、いかがお考えでしょうか。

それから次に、防災士についてお尋ねをいたしたいと思います。

先ほど言いましたように、市長が防災士を５００人程度へ整備したいというお考えでございましたけれども、おおむねいつごろ、５００人体制の実現ができるかというのを１点お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田敏雄君。

［登壇］

○総務部長（上田敏雄君）　まず、済みません、先ほどの答弁の中で、「大手携帯販売店に協力を行いたい」と申し上げましたけども、「協力依頼を行いたい」という訂正をさせていただきます。申しわけございません。

それから、今、お尋ねの備蓄品の更新時の活用方法ということですけども、備蓄品につきましては、現在５年間保存可能な商品を購入し、５年サイクルで備蓄品の整備を行っております。

更新時の活用につきましては、賞味期限が１年未満の備蓄品につきまして、市の総合防災訓練時に使用したり、地域の防災訓練や防災イベント時に配布しております。

それから、防災士に対する今後の５００名体制にする整備の予定はということですけども、順次、１２０名程度の予算を組んで対応しておりますので、目標達成に向けて、今後とも努力していきたいと考えております。

私のほうからは、以上、答弁させていただきます。

○議長（柁原賢一君）　大賀慶一君。

［登壇］

○１５番（大賀慶一君）　ちょっと私も質問を抜かしておりましたけれども、この食品といいますか、非常用の備蓄食品を、今、それぞれ備蓄されておりますけれども、できるならば、この地域の備蓄品といいますか、それをしていただくならと思っております。何があるかと私も考えていますが、なかなか思いつかないわけでございますけれども、今後、そういう取り組みの中で、やはりそういう意識を持った備蓄品についての取り組みも、私は大事じゃないかと思います。その地産地消について、１点お伺いをしたいと思います。

それから、防災士の件ですが、防災士が、やはりその現場へ行っても、今の状況では、やはり誰が来ているのかというのがわからない状況ですね。そのために、やはり防災士に帽子かベストというのを、防災士としてわかるような状況をぜひ市からの援助をしていただきたいと思いますが、その点、いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田敏雄君。

［登壇］

○総務部長（上田敏雄君）　まず、備蓄品の地産地消ができる商品ということですけども、地産地消できる備蓄品の購入につきましては、５年間程度の保存が可能な食品があるかを含めて、今後、調査・研究していきたいと考えております。

また、防災士につきましては、昨年度、ベストを購入し、本年の総会時に配布しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　大賀慶一君。

［登壇］

○１５番（大賀慶一君）　本市のこの防災・減災でございますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

次に、本市の外国人労働者についてお尋ねをいたしたいと思います。

今、我が国は、非常に労働力不足に直面しております。今後もこの状態でいきますと、労働力不足はますます深刻の度合いが増して、国の存亡にもかかわる問題だと危惧されております。

そこで、昨年１２月、国会で成立しました新しい入管法が、既に４月１日より実施をされております。改正入管法の法制化を受けて、政府は、介護や農業を初め、１４業種で特定技能という新たな在留資格を設立いたしました。本市においても、介護や農業を初め、製造業やサービス業など、さまざまな分野で外国人労働者を雇用する事業所がふえております。

総務省によりますと、平成２９年度の都道府県別の外国人住民登録の増加は１６．

６％で、熊本が全国第１位でございました。九州各県がちなみに上位を占めておりました。県内では八代地方で２８３人、玉名地方で１４５人が、施設園芸農家を中心に外国人技能実習生が働いているということでございます。

昨日、２５日の荒尾市の市議会の一般質問の中で答弁が載っておりましたが、荒尾市は５年間で１００名ふえていたというふうな新聞報道を私は目にしましたが、菊池市はまだふえているんじゃないかと思っております。

そのほかに、介護施設や農業もなかなか労働力不足が不安視されております。本市でも、この労働力不足が進行しておりますけども、非常に私は、その介護とか、本市の基幹産業であります農業に対しても、非常に心配をしているところでございます。

日本国際交流センターのお話によりますと、今後は、各自治体には外国人労働者を呼び込む施策が大いに求められると報道されておりました。今後、各自治体は外国人労働者に選ばれる魅力的な自治体の対応が求められると、各自治体の今後の取り組みを促しておりました。

最近、本市の現状の中で、知人のお話を聞きましたところ、その方は介護施設を運営しておられますけれども、国内のそういう介護する人たちがなかなか応募してくれないということで、先日、ベトナムに技能実習生を採用に行って、２名ほど採用してきたというお話でございました。

また、ある鉄工関係の知人は、今、３名のベトナム人の方を試用しておりますが、ぜひ、またことしも３名程度は採用したいというようなお話でございます。

このように、私の身近なところでもそのような話が聞かれるということは、本市でも技能実習生などの人材不足は相当進行しているのではないかと感じております。

そこで、技能実習生などの外国人労働者についてお尋ねをいたします。

１点目に、現在、本市に働く技能実習生を含めた外国人労働者の数はどの程度おられますか、お示しいただきたいと思います。

２点目に、現在、本市では外国人労働者への支援を行っておられるでしょうか、また、雇用する事業所に対しての支援も行っておられるでしょうか、お尋ねをいたしたいと思います。

３点目に、本市に在住する外国人労働者や、外国人の家族に対する日本語習得などの語学支援については、どのように行っておられるのでしょうか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、笹本義臣君。

［登壇］

○経済部長（笹本義臣君）　それでは、私のほうから、大賀議員の外国人の労働関係に

ついてご説明させていただきます。

まず、本市におけます外国人労働者の人数ですけれども、２０１９年３月３１日の時点で、４００名を超える外国人労働者が在留しておられます。うち、約９割が外国人技能実習生となっております。

また、国別で見ますと、ベトナム、フィリピン、中国が上位を占めているところでございます。

なお、企業からの聞き取りによりますが、製造業に従事している外国人技能実習生が多いように感じております。

それと、そのほかではございますけども、先ほど議員のほうからも出ましたように、農業技能実習生につきましては、農業経営を行う個人での受け入れが非常に多くございまして、実態を把握できない状況でございます。

また、介護関係の技能実習生につきましても、現時点ではちょっと把握ができていないというところでございます。

次に、市としての支援策のお尋ねがあっております。

現在、菊池市といたしまして、企業に対する経済的な支援策はございません。一方で、外国人技能実習生の日常生活に必要なごみカレンダーの多言語化などを行い、外国人労働者が本市の生活になじめるよう取り組んでいるところでございます。

また、昨年、菊池市の商工会ではございますけれども、外国人技能実習生の受け入れ手続に関する研修会を開催されております。

商工会の会員企業も外国人技能実習生を受け入れ始めると、企業や実習生の意見が商工会にも寄せられ始めますので、本市といたしましても、連携・協力しながら、企業や実習生への支援を調査・研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上、私のほうからは２点の答弁とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、木下徳幸君。

［登壇］

○教育部長（木下徳幸君）　それでは、教育部からは、外国人労働者の家族の語学・教育支援策についてお答えをさせていただきます。

外国人労働者のご家族への支援としましては、県内を中心に日本語指導員派遣や学習支援を行うＮＰＯ法人がございます。

また、学校生活においては、本市内の小中学校に就学した児童・生徒に限り、日本語教育を受けることができ、学校生活や学習を可能な限り充実したものとなるよう取り組んでおります。

今国会において日本語教育推進法が成立をしましたので、今後、さまざまな立場

の在留外国人の皆様の希望に応じた日本語教育を受ける機会を確保する必要があることから、国の動向に注視しつつ、関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　大賀慶一君。

［登壇］

○１５番（大賀慶一君）　それでは、再質問をいたしたいと思います。

ただいまの答弁にありましたが、外国人労働者については、製造業関係で４００名という数字でございました。実態から言いますと、あと、農業と介護関係が把握されてないということでございましたので、もっともっと数的には非常に多い数の方が、今、本市で働いておられると思っております。ぜひ、今、介護関係あるいは農業関係の把握がなされていないということでございましたけれども、やはり今後、その実態をつかむことも、非常に私は今後のそういうきちっとして対応するためには、実態を完全に、本市でどういう部門で、どういう方々が働いているのかということを実態をぜひ調査をしていただきたいと思いますので、その点のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほども言いましたように、今後は自治体間の外国人労働者の獲得競争にも発展しかねないような状況が予想されると言われております。できれば、事業所が行っている住宅などの個人への改修時の支援や、個人への家賃の支援なども、私としては、ぜひ全国に先駆けてやっていただければと思います。全国に先駆けてと言いましたけども、今、その支援もやっているところもございます。ぜひ、今後また、貴重な労働力でございますので、ぜひ支援をしていただきたいと思いますが、市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、今、先ほど外国人家族や子どもたちに対する日本語の支援についてお話をいただきましたけれども、やはり今後、外国人がふえると、地域住民とのトラブルがもう非常に心配されるわけですね。そのことは一つの解決策として、やはり早くその外国人の方々に日本語をマスターしていただきたい。やはりマスターすることによって意思の疎通が図れて、そういうトラブルも少なくなるのではないかと私は思っておりますので、市の支援策として、ぜひこれらの外国の方々の語学支援のほうを今後も強力に進めていただきたいと思いますが、市のお考えをお聞かせください。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、笹本義臣君。

［登壇］

○経済部長（笹本義臣君）　大賀議員から２点、経済部関係で質問があっておりますの

で、答弁させていただきます。

まず、実態の把握をということでご質問がされております。

農業を含む個人事業者につきましては、全国に、今、約２，５００団体あります技能実習生監理団体に直接申し込んで、受け入れをされております。このため、可能な限り実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

また、介護等の法人組織につきましては、労働局や県から情報収集を初め、各種組合や協議会、また、その他、その会員企業様たちから情報を収集しまして、実態把握に努めたいと思っております。

続きまして、改修等の補助というものが、一つ問題になっているということでお尋ねされております。

さきに申し上げましたとおり、現在、市において外国人労働者への支援策はない状況でございます。

企業が実習生を受け入れる際、住居の問題が課題となっていることは十分認識しております。受け入れ団体による住居の手配は、技能実習生受け入れの条件でございます。住居に関する支援策については、現在のところ、企業が責任をもって受け入れていただくとのことでございまして、市といたしましては、暮らし、地域との交流等のサポートをしてまいりたいというところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、木下徳幸君。

［登壇］

○教育部長（木下徳幸君）　それでは、大賀議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、日本語教育推進法が成立をいたしております。この中には、学校の児童・生徒や留学生、技能実習生、難民ら、さまざまな立場の在留外国人らに希望や状況に応じて日本語教育を受ける機会を最大限確保するということが基本理念として掲げられております。これを受けまして、市といたしましても、強力に進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　大賀慶一君。

［登壇］

○１５番（大賀慶一君）　部長の答弁をいただきましたけれども、やはり農業関係に従事する外国人の調査というのは、これは私は簡単ではないかなと思っております。区長さんあたりを通じて尋ねれば、今、ある程度の把握はできると思っております。また、介護施設関係も、その施設に問い合わせてみれば、これはできると思います

ので、ぜひ早期の実現をお願いしたいと思っております。

学校、教育委員会のほうから、ぜひそういうのを推進していくということでございますので、やはりさきに申しましたように、地域のトラブル解消にも、多くの方が、今後、ますますふえていくと思いますので、そういう側面からの支援もしていただきたいと思っております。

それでは、最後に、市長に伺いたいと思います。

国は、今後、３５万人程度の特定外国人労働者の雇用を目安に施策を行っていくと聞いております。これまでに述べてきましたように、私にとっては、このことは今後の本市の産業や農業、介護等の面において、非常に重要な問題だと思っております。基本的には、外国人労働者の本市での在住は、現在、少子高齢化に直面する本市にとりまして、人口の増加にもつながるものだと思っております。

また、外国人労働者も自治体の人口にカウントされますので、国の交付税措置にも結びつくと聞いております。そこで、本市として、人口の増加策の一環にもなると思っております。また、本市の産業の生産力の向上にも貢献できると考えられます。今後、支援策を行っていくことも必要だと思っております。

また、今後、本市の高齢化率はますます高くなっていくわけでございます。そして、老人施設への入居者も、要望として非常にふえていくことが考えられます。しかしながら、やはりそこで働く介護関係の方がいなければ、非常に無理だという、限定されて施設に入れるということでございます。

先ほど申しましたように、なかなか国内でその方々を採用することは、今、難しいという問題でございますので、やはり外国人の方々に、技能実習生に頼る必要も非常に大きな問題だと思っております。

それからまた、製造業におきましても、製造業で働く人が足りないと、やはり極端な考えをすれば、働く人がいないということで、労働力が足らないということで、本市からの企業の撤退も考えられることも、私はその視点として考えを持っておく必要があるんじゃないかと思っております。そういうことを考えてみますと、ぜひ、外国人労働者に対する考えとして、今後、いかに市長として取り組んでいかれるのか、ご所見をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　外国人労働者の方の受け入れに関する考えをどう考えているかというご質問でございますけども、まず、私の見通しとしては、今後、本市においても、外国人労働者の数というのは増加していく方向にあるんではないかというふうに考えております。

今、お話のありました人口増のためにというよりは、やはり今後の少子高齢化、人口減少の中で、本市の経済の基盤であるとか、それから、暮らしというものが安定的に発展するためには、やはり重要な役割の一部を担っていかれるのではないかなというふうに考えております。

行政の立ち位置でありますけども、こうした方々が、やはり地域とのスムーズな関係づくりであるとか、あるいは、特に災害時の対応等も含めまして、安心してこの異文化の中で生活できて、ストレスなく、本来の目的である仕事に打ち込めるような環境づくりに注力をしていきたいというふうに考えております。

また、よく言われます多文化共生の時代を迎えておりますので、これにふさわしい相互文化理解の場づくりというものも努力してまいりたいというふうに考えているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　大賀慶一君。

［登壇］

○１５番（大賀慶一君）　ありがとうございました。

ぜひ、これまで述べてきましたように、市長も今述べられましたが、本市の役割の一部を担うという外国人労働者でございます。ますますこれはふえていくことは、私はもう明白だと思っております。やはりこのことによって、本市の産業あるいはまた人口問題なんかも非常に影響力があるんじゃないかと思っております。そのためには、やはり選ばれる自治体というようになるように、やはりそういう方面からもぜひ考えて、市長に実施をしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柁原賢一君）　これで、大賀慶一君の質問を終わります。

ここで昼食等のため、暫時休憩します。

午後の会議は、午後１時から開きます。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

休憩　午前１１時５５分

開議　午後　１時００分

―――――――――――――――○―――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一朗君。

［登壇］

○１８番（泉田栄一朗君）　皆様、こんにちは。公明党の泉田栄一朗でございます。

今回の質問は、私が議員になりまして、今まで質問したことを検証する意味で、

そういう内容を質問させていただいております。

まず、人生１００年時代の健康づくりについてということで質問をさせていただきます。

初めに、２０４０年問題について語らせていただきます。

人口減少と少子高齢化が急激に進む日本にとって、６５歳以上の高齢者人口が最も多くなる２０４０年ごろをどう乗り越えるかが大きな課題となっております。それがいわゆる２０４０年問題でありますが、まさに、私たちが高齢者の渦中になる、約８０歳代になると思います。このころには、全国でひとり暮らしの７５歳以上が５，０００万人を超える一方、２０歳から６４歳までの勤労世代の人口が、現在よりも１，４００万人から１，５００万人減少すると予想されております。こうした大きな構造変化に対応し、社会の活力を維持していくための方策がこれから求められてきます。長寿社会では、医療や介護に依存せず、自立して健康的に過ごせる健康寿命をいかに延ばすかが焦点となっております。

以前、私は一般質問で、この健康寿命について述べたことがありますが、健康寿命とは、日常的・継続的に医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命を維持し、自立した生活ができる生存期間のこととしています。つまり、自分のことは自分でできる期間であります。そのためには、日ごろから規則正しい食事や運動、社会参加など、生きがいづくりに取り組むことが望ましいと考えております。

実際、国立長寿研究センターの調査によると、１日当たり５，０００歩以上歩いている高齢者は、５，０００歩未満の場合に比べて、虚弱に陥るリスクが約半分まで下がることがわかっております。大事なことは、個人個人がいかに前向きに自分の健康を考え、取り組んでいくかがポイントだと思っております。

６月２０日にも熊日に紹介がありましたけども、本市でも、きくち健康ポイント事業の事業が紹介されてありましたが、この目的、方法、効果など、具体的に紹介をしていただきたいと思います。

次に、２点目に、ピロリ菌についてであります。

ピロリ菌の検査及び検査費用の助成金を求める署名を、以前、公明党が全国的に取り組みました。本市においても１万４，４０５人の署名を市長にお届けしました。私も、平成２９年９月の一般質問で、ピロリ菌検査の助成金をつけるべきではないかと質問をさせていただいております。

今や、日本人の胃がんの９８％は、胃に感染したヘリコバクター・ピロリ、いわゆるピロリ菌でありますけれども、そのピロリ菌は、慢性胃炎を引き起こすだけでなく、より症状の重い胃腸炎や十二指腸潰瘍などの原因になります。慢性胃炎を放置すると、その一部から胃がんが発生することもわかっております。

２０１３年にピロリ菌を取り除く治療の保険適用範囲を慢性胃炎にまで拡大した効果があらわれ始めております。その結果、除菌治療を受けた人が、この５年間で約９００万人に上ったと推測され、約１万７，０００人の命が救われたことになると言われております。これほど顕著な効果が出たのは、一つには、保険適用の条件として、除菌治療の前に内視鏡検査を義務づけたからであります。そのため、内視鏡検査がふえ、胃がんの早期発見につながり、助かる人がふえたということであります。実際、内視鏡検査は、保険適用後、全国で年に２００万人ふえたと言われております。

北海道医療大学の浅香正博学長は、胃がんに関して、命を守る五つのポイントを次のように指摘されております。一つ、自覚症状のあるなしにかかわらず、ピロリ菌感染胃炎があるかどうか、まず調べるべきであると。二つ目に、ピロリ菌感染胃炎と早期胃がんの大半は自覚症状がないことに留意すると。三つ、ピロリ菌が陽性なら除菌治療を受ける。その際、除菌できたかどうか必ず確認する。四つ、萎縮性胃炎がある場合は、除菌に成功しても、一、二年に一回は内視鏡検査を受ける。内視鏡検査で万が一胃がんが発見されても、早期胃がんである可能性が高く、助かる可能性が極めて高いと。

そういうことで、そこで、質問ですけれども、ピロリ菌が胃がんになる可能性が高いことに対して、本市の取り組み状況をお答えください。

最後、三つ目ですけれども、まちトレについてでございます。

健康維持の方法に関するグローバル調査で、２０１４年と比べて、健康行動を実施している人が、世界的にも、日本においてもふえていることがわかっています。健康行動の中でも上位５位までは、以下のとおりであります。まず第１、十分睡眠をとる。第２に、健康的な栄養ある食事をする。第３番目に、運動をする。４番目に、家族や友達、ペットと過ごす。第５に、スキンケア製品を使用するということであります。

２０１９年に始めたいこと、この第１位は、運動、体操、筋トレであります。２０１９年にやめたいこと、これは第１位に、食べ過ぎ、飲み過ぎ、第２位に、夜更かし、第３位に、お菓子、甘いもの、第４位は、スマホの使い過ぎ、第５位は、不規則な生活でありました。

なぜ、このようなランキングを初めに述べたかというと、健康に関する関心が非常に高く、誰もが健康で長生きしたい、自分の足で最後まで歩きたい、寝たきりになりたくない、死ぬまで元気でいたい等々と願うからであります。しかし、決意はむなしく、なかなか実践できないのが人間の常であります。

とはいえ、近年、ウォーキング人口がふえたり、通勤前や後に、また、買い物つ

いでに、街なかに立地するフィットネスクラブや、スイミング、ボルダリング、筋トレ等に通う人がふえつつあります。

私も近ごろは毎日、今、歩いております。街なかにある運動を通して心身ともにリフレッシュする、いわゆる、まちトレです。本市で行っている、きくちゃん体操や、いきいき１００歳体操も、広い意味でまちトレであると思っております。現在、菊池市として把握しているまちトレは、どんなところで、どんな運動をしているのか、質問します。

以上、３点をよろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、泉大助君。

［登壇］

○健康福祉部長（泉　大助君）　改めまして、こんにちは。それでは、泉田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、１点目の健康ポイント事業の目的や、方法、効果についてでございますが、平成３０年第２回定例会におきます泉田議員の一般質問にお答えさせていただきましたとおり、本年度より、きくち健康ポイント事業を開始いたしているところでございます。

事業の目的としましては、市民の健診受診率の向上や、健康づくり活動の習慣化を進め、健康づくりへの関心を高めることとしておりまして、方法としまして、健康診断の受診や健康イベントへの参加、日ごろの健康づくりの取り組み等を行っていただいた方に対しまして、健康ポイントを付与し、一定数のポイントをお集めになられた応募者の中から、抽せんで商品券や温泉券、健診オプション券などを贈呈することとしております。

効果につきましては、事業がスタートしたばかりで、今現在のところでお答えすべきではないかもしれませんが、先ほど申しました目的として、健診受診率の向上や健康づくり活動の習慣化の効果を見込んでいるところでございます。

また、本事業の特徴の一つとしまして、ただいま申し上げました個人への特典とは別に、個人でお集めになられたポイントを応援したい市内の小中学校や保育園・幼稚園のＰＴＡ活動等へ還元できるコースを設けており、子育て世代の方々にも関心を持っていただけるようにしているところでございます。

市民の皆様へは、既に市の広報紙やホームページなどを通じて事業を周知しているところでございますが、７月にはチラシを全戸配布する予定としておりまして、市民の方が集まられるイベントや行事等の際にも広く事業のＰＲに努めてまいりたいと考えております。

次に、２点目のピロリ菌検査に対する市の取り組みについてでございますが、ピ

ロリ菌検査につきましては、国立がん研究センターの、有効性評価に基づく胃がん検診ガイドラインにおきまして、死亡率減少効果を示す科学的根拠がないため、自治体が行う対策型検診としての推奨レベルが低く、また、国の、がん予防重点教育及びがん検診受診のための指針におきましても、胃がん検診の検診項目としての位置づけが現在なされていないこともありまして、本市におきましては、ピロリ菌検査は、検診としては実施いたしていないところでございます。

ただ、議員がおっしゃいますように、胃がん発症の危険性を高める因子の一つとしまして、ピロリ菌感染も含まれていることから、希望される方につきましては、菊池広域保健センターであります養生園での複合健診のオプションとして、２，４１９円でピロリ菌検査を受けることができるようになっております。複合健診の申し込みをいただいた方へ問診票等の関係書類を発送させていただく際には、オプションでピロリ菌検査を受けられる旨のチラシを同封しまして、お知らせをさせていただいているところでございます。

最後に、３点目の、まちトレを行っている場所や内容についてでございますが、議員がおっしゃいましたように、生活習慣病の予防や健康づくりのためには、運動は欠かせないものであり、特に近年は、筋肉トレーニングがテレビや雑誌等でも取り上げられるようになってきております。

特に最近、注目を浴びておりますトレーニング機器を設置した施設につきましては、本市におきましては、総合体育館に設けてありまして、幅広い年齢層の方々にご利用いただいているところでございます。

その他の、健康づくりのための運動ができる主なものとしましては、市が実施しております中央公民館や総合体育館、各地域の公民館等での中高年者や高齢者を対象としましたノルディックウオーキングや、健康体操などの各種運動事業のほか、地域の皆さんが自主的に取り組んでおられます運動グループが１０団体、高齢者を対象としました１００歳体操を実践されている団体が７０団体程度あり、必要に応じて市としても支援をさせていただいているところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　泉田栄一朗君。

［登壇］

○１８番（泉田栄一朗君）　再質問をさせていただきます。

まず、健康ポイントについてということで、私は平成２５年に健康マイレージという、ちょっと言葉は違いますけれども、同じ意味の質問をさせていただいております。そして、平成２９年には「歩き愛です」の併用ということで、この使い勝手が少し悪いんじゃないかということで、その質問もさせていただいております。

そういう中で、今回、菊池独自の考えで、わかりやすい、市民に参加しやすいようなポイント事業を進められたということで、非常にこれから期待しているわけでございますけれども、これから周知徹底をしっかりとしていただきたいと、そう思います。

その中で、市民の方々は、それぞれの立場で自分に合った運動を取り入れている方がたくさんいます。さきに質問したまちトレにも連動していますが、２項目の中に個人の運動習慣、目標達成の欄があります。

ここで、質問ですけれども、デイサービスで運動をしている人、また、幅広く自分でいろんな健康に対して取り組んでいる人、そういう人たちのためのポイントということも広く入れていただければと考えております。

また、特典についてでございますけれども、温泉券とか、そういうさまざまな内容のものを考えられていますけれども、例えばトレーニング用品、例えば運動靴、それとか、運動にかかわる衣類とか、そういう健康にかかわるような商品も、アイデアの中に一つ入れていただければと考えております。

このポイント事業が大きく発展することを願いまして、その二つの質問をまずさせていただきます。

次に、ピロリ菌でございますけれども、複合健診の中で、養生園の中でされているということをお聞きしました。

国内のピロリ菌感染者はまだまだ数千万人いると言われております。今後の課題は、幅広い世代にどう啓発、または実施していくかだと考えております。

今、全国的に中学生を対象にしたピロリ菌検査を行う自治体がふえています。佐賀県では、全県、中学生３年生対象に全額公費負担でピロリ菌検査及び除菌を行っております。未来に向けた胃がん対策推進事業だと思っております。

県内では、天草市が先駆け、やはり中学３年生を対象に行っています。簡単な検査と除菌治療などで、生徒への負担も少ない上、将来の医療費軽減につながり、何よりも大事な命を守るというスタンスだと思っております。

また、北海道医療大学では、毎年、大学の費用で新入生全員にピロリ菌検査を受けさせ、陽性者には除菌治療を実施しています。学生の約７割が感染していたということで、２０代までの若者の時期にピロリ菌の除菌を行うと、ほぼ１００％胃がんの発生を抑制できるということであります。成人になったら、既に胃がんになっている可能性があるので、内視鏡検査とあわせてピロリ菌検査をするのが最も好ましいが、どうしても内視鏡が嫌だという人は、自分の胃にピロリ菌がいるかいないかだけでも確かめておくべきだと考えております。

何回も言いますけれども、ピロリ菌が胃がんの原因の９８％であるということが

わかっております。一人でも多くの人にピロリ菌検査をしてほしいと願っております。

現在、養生園で行われている特定健診では、ピロリ菌検査がオプションで受けることができます。集団の検査では、先ほど言われましたように、検査料が２，４１９円ということであります。個人の病院、医院で受けるなら、もっと高くなると思います。５，０００円近くにはなると思います。

そういう中で、県内では宇城市と大津町が助成金をつけ、個人負担１，０００円でピロリ菌検査が受けられるようになっております。

そこで、市長に質問をさせていただきます。

菊池市の助成金をつけて、１，０００円程度で受けられるようにしてほしいと思いますが、その点に関して、お考えをお聞きします。

三つ目、最後に、まちトレの再質問です。

まちトレについて、菊池市では総合体育館で運動器具を設置して、市民が活用されているということを聞きました。

ただ、この総合体育館まで菊池市の皆さんが通うというと、どうしても旭志、泗水、七城からはかなり遠く、日常的に活用するのは難しいと考えております。また、民間で筋トレをする施設等もありますが、費用がかかる上で、利用する人が限られております。また、本市には若い世代が通うトレーニングジムがないので、近隣市町村のジムに行っている人が多いようであります。

合志市では、ヴィーブルとユーパレス弁天に、まちトレとして運動器具を置いて、市民が活用しているということを聞いております。

そこで、提案と質問でありますけれども、各４地域の第三セクターを拠点に、運動器具を設置できるような場所を見つけていただき、気軽に運動に親しめるような場所を提供したらどうかと思いますけれども、その考えはどうでしょうか。

もう一つは、本市で推進している運動を含め、一般的に運動の効果というものがどうか。実際、そのジムに通うことによってあるのかと。うちの家内もジムに通っていますけど、効果はなかなか出ておりません。そういうようなことで、その効果というものが、実際にどこぐらいまであるのか、お答えできれば、一般的で結構ですので、お願いしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、泉大助君。

［登壇］

○健康福祉部長（泉　大助君）　泉田議員の再質問に、まずは私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、健康ポイント事業に関する１点目の自己申告によるポイント獲得について

でございますが、本市が、今、実施しております健康ポイント事業におけるポイントの獲得につきましては、三つの項目を設定いたしております。

一つ目は、特定健診等の生活習慣病健診及び各種がん検診の受診でございまして、これは健診の受診率向上を目的としていることから、必須項目といたしております。

二つ目は、健康に関する各種事業等への参加でございまして、市主催の事業ばかりでなく、地域や団体が実施されるスポーツ行事などもポイントとして獲得できるように設定してございまして、これまで市が取り組んでまいりました、歩き愛ですで用いました専用歩数計を所有されている方につきましても、ポイントを設定させていただいているところでございます。

三つ目は、個人で設定いただいた運動習慣の目標の達成によるものとなっておりまして、議員がおっしゃいました高齢者の方のデイサービスでの運動や、幅広くご自身で運動に取り組んでいる方なども含まれているところでございます。

次に、健康ポイント事業に関します２点目の、ポイントをためてもらえる特典についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、ポイントをおためになられた方への抽せんによる特典につきましては、商品券や温泉券、健診オプション券などを採用させていただいているところでございます。

スポーツシューズやトレーニング器具などのスポーツ用品を取り入れられないかとのお尋ねでございますが、スポーツシューズなど、個人ごとのサイズが異なるものにつきましては、事前に準備させていただくよりも、商品券につきましては、市内流通型でございます、めぐるん券を用いる予定にしておりますので、こちらのほうを利用され、市内のスポーツ店を初めとします各種店舗でお買い求めいただいたほうが、店舗の売り上げ増、また、来店動機にもつながることから、有効ではないかと思っております。

ただ、議員がおっしゃいますように、サイズを問わないスポーツ用品につきましては、事業の趣旨に沿うものと思われますので、今後、採用を検討させていただきたいと思います。

次に、まちトレに関する１点目のトレーニング施設の整備についてでございますが、市民の皆さんの身近な場所に、議員がおっしゃいますように、トレーニングジムがあれば、健康づくりの推進に大きく寄与するものと考えますが、国が民間企業等の健康づくりの分野への参入を推進しているところでもございまして、本市が施設を整備するとなりますと、費用の面を含め、さまざまな課題がございますことから、なかなか難しいのではないかと考えるところでございます。

ただ、議員がおっしゃいましたように、合志市、菊陽町の幹線道路沿いには、民間によりますトレーニングジム、また、フィットネスクラブ等も立地がなされてお

ります。そういった民間の事業所を本市のほうにも誘致できますよう、庁内の関係部署、また、商工会等の関係団体と連携しながら、誘致に向けた努力をさせていただくならと思っております。

本市としましては、現在実践しております幅広い年代を対象としましたノルディックウォーキングや健康体操教室など、地域の運動グループの支援、また、１００歳体操の参加団体の増加に目を向け、若者から高齢者の方までの幅広い年齢層の方々が、健康づくりを目的とした運動に積極的に取り組んでいただけるよう推進してまいりたいと考えているところでございます。

最後になりますが、まちトレに関する２点目の、トレーニングや本市の運動事業の効果についてというご質問でございますが、一般的に示されております効果につきましては、トレーニングジム等の機器を利用してトレーニングすることで、筋力や持久力がついたり、階段の昇降や買い物袋の持ち運びなど、日常生活をより楽に行えるようになるといった効果が挙げられるところでございます。また、代謝がよくなり、減量効果や生活習慣病の予防、また、改善なども期待できると言われているところでございます。

現在、本市で行っております運動事業におきましては、参加いただいた皆さん方が、身体面だけでなく、精神的・社会的な効果も実感されておりまして、特に１００歳体操に参加されている高齢者の方々からは、介護予防効果とあわせまして、「週に１回みんなと話せることが楽しみである」とか、「閉じこもり予防になっている」など、社会参加へのきっかけともなっているところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　それでは、私のほうからは、ピロリ菌検査を一般医療機関で受検できるようにできないかというご質問に対してお答えをいたします。

ピロリ菌というものは、胃がん発症の危険性を高める因子の一つであるというふうに認識をしておりますが、人間の健康というものは、この胃がんはもちろんでございますけども、常にそれ以外の総合的な視点で見る必要があるだろうというふうに思っておりますし、何よりも、このがんを含めて、さまざまな疾病の早期発見・早期治療というのが非常に大事だというふうに考えておりますので、いろんな検査を同時に受診できる複合健診を毎年受験していただきたいということを、今、推進しているところでございます。

ただ、その中にはピロリ菌検査を希望される方がおられると思いますので、そういう方にはこの複合健診の受診率を上げるという相乗効果も期待できることから、

まずは養生園で行う複合健診に限ってピロリ菌検査の助成を実施したいというふうに考えておりまして、現時点では一般医療機関における検査への助成は考えていないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　泉田栄一朗君。

［登壇］

○１８番（泉田栄一朗君）　まず、健康ポイントについてですけども、まだ始まったばかりということで、これから期待しているわけでございますけれども、できるだけ市民の方に多く知っていただいて、奨励していただきたいと思っております。私もその事業に加わっていきたいと考えております。

二つ目のピロリ菌でございますけれども、やはり、まずは今言われましたように、養生園のほうで助成をしていただきながら進めていくということですので、がんの順位としては、胃がんは下のほうかもしれませんけれども、下といっても、まだ５番目ぐらいですかね。そういう形かもしれませんけども、これを抑えると、がんの発症率が９８％抑えられるという一つの方向性が出ていますので、ぜひこれも、今後、進めていっていただきたいと思っております。

まちトレでございますけれども、これはやはり健康ポイントとあわせながら、菊池市の市民がしっかりと健康に対して、健康寿命を延ばしていけるような形を進めていきたいと思いますので、ぜひ今後も奨励をしていただきたいと思っております。

じゃあ、これで三つの質問は終わります。

次に、プラスチックの問題でございます。これは世界的にも、連日、新聞等に載っておりますけど、海洋汚染が深刻化しているということで、今回、Ｇ２０が大阪でありますけれども、そういうところでもこの話題が出ると思います。

私たちの身の回りには、石油からつくられる従来のプラスチックは軽くて強いという長所があり、食品や包装やレジ袋、ペットボトルなどに多く使われております。

経済協力開発機構の昨年の報告書によると、世界のプラスチック生産量は毎年ふえ続け、２０１５年には４億トンを超えたということであります。このうち、リサイクルされているのは２０％に満たず、３億トン以上がごみになり、そのうち、毎年１，２００万トンのプラごみが海に流出しているというような推計も示されております。プラの長所があだになって、深刻な海洋汚染を引き起こしているのではないかと思います。この間、ストローが亀の顔に刺さったままになっている衝撃的なニュースも、そして、写真も報道されておりました。

私たちが日ごろ使っている洗顔料とかシャンプーにもプラスチック製品の粒子が入っているということを、今回、勉強したわけです。流出したプラごみは、漁業に

悪影響が及び、年間約１兆４，３００万円もの経済的損失が生じているといいます。また、海の中のプラごみは長い年月をかけて粉々になり、５ミリ以下のマイクロプラとなり、残存し続けているということであります。これを魚が食べて、その魚を私たちが食べるという健康被害が懸念されているわけです。

こうしたプラごみによる海洋汚染問題の解決策として、海中で微生物の働きにより分解するプラスチックの開発・普及が進められています。期待することは大ではありますが、今、開発途上ということで、始まったばかりで、プラスチックの使用を減らす、プラごみを捨てない、プラごみを分別して出すことが一番だと思っております。

海外のカナダでは、もうレジ袋、ストロー、スプーン、フォーク、皿などの使い捨てプラスチック製品を早ければ２０２１年に禁止するという方針が出ております。また、カナダでは、企業に廃プラ再利用など責任を負わせる方針であります。

日本でも、いろいろな店でレジ袋有料化の義務づけということで、ペットボトルや使い捨てプラスチック排出量を２０３０年までに２５％削減の案を出しております。大手コンビニ会社も、有料化の実験を行ったり、紙袋などの代替品を検討したりしているようであります。

私は、平成２０年と平成２３年に合計３回、マイバッグ推進とレジ袋有料化について質問をしております。なかなかマイバッグを利用する人が少ないようであります。日本でもマイバッグが進んでいるところは、８０％が有料化しているというような場所になっております。有料化も３円から５円、１０円、２０円と、そういう１枚で金額が違っております。そういう中で、世界的にも、国内でもこのようなプラスチック削減の動きがあるので、本市として、プラスチック製品に対する取り組みの現状と、今後、どのように考えているか、質問させていただきます。

○議長（柁原賢一君）　市民環境部長、古田浩敏君。

［登壇］

○市民環境部長（古田浩敏君）　改めまして、こんにちは。ただいま泉田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、議員がおっしゃるとおり、一度使っただけで廃棄してしまう使い捨てプラスチック製品は、フォークやスプーン、食器など、その用途は多岐にわたり、多種多様な場面で利用されるなど、私たちが日常生活を送る中で欠くことのできない存在となっております。

一方で、近年のマスコミの報道にもありますように、ストローや食器などの小さな使い捨てプラスチックなどの不法な投棄により、海洋生物に悪影響を及ぼすなど、海洋プラスチックごみによる環境汚染が深刻化し、世界的な問題となっておるのが

現状でございます。

そのような中、本市における対策としまして、使い捨てプラスチックごみの代表とも言えますレジ袋の発生を抑制するための取り組みとして、議員がおっしゃるとおり、買い物の際にマイバッグ持参の協力を呼びかける、マイバッグ・キャンペーン運動を実施しております。

この運動は、合併前の旧菊池市時代の平成９年度に始まり、市内店舗２カ所におきまして、毎年１０月に本市生活環境推進委員及び市内女性団体等で組織する市マイバッグ運動推進市民会議におきまして、レジ袋の削減のため、花の種などの啓発グッズと一緒に配布する周知活動を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　泉田栄一朗君。

［登壇］

○１８番（泉田栄一朗君）　今まで、マイバッグ運動の推進をされているというのはわかりますけども、やはりなかなかこれは効果は出てないと。もう１０年前から言ってあるんですけども、ほぼ変わらないと。やはり有料化ということを考えていく時代になってきて、もう国がそういうふうな動きが出てきているということで、本当にそういう必要性が迫られてきているんではないかと思っております。

昔は、もう私なんかはストローが麦わらでジュースを飲んだり、また、買い物でも、やはりかごを持っていったりと。泗水町でもマイバッグを配られましたけど、余りにも丈夫で、それが何か工具入れになっておるというので、余りそういう効果が出てないということであります。

令和３年には、２市２町で、菊池、合志、大津町、菊陽町で新環境工場が完成し、稼働されるという見込みになっております。私が感じることですが、プラスチックのごみが余り分別されていないように思えてなりません。燃えるごみの赤いごみ袋に何でも入れているというような現状じゃないかと思います。市民の意識向上の啓発もこれからは必要ではないかと思っております。市民が皆、意識を高め、プラを分別するようになると、赤いごみ袋の焼却が減り、焼却の金額も減るのではないかと思っております。

ここで、質問ですけれども、本市の燃えるごみの量と、年間焼却費用というのがわかれば、教えていただきたいと思います。

それと、近い将来、レジ袋の有料化が避けられないかと考えております。特に、やはり私たち菊池市が率先してできることというのは、やはり市の第三セクターである物産館、道の駅、メロンドーム、そういうところが率先して有料化に踏み切るべきものではないかと考えておりますけども、この２点を質問させていただきたい

と思います。

○議長（柁原賢一君）　市民環境部長、古田浩敏君。

［登壇］

○市民環境部長（古田浩敏君）　ただいまの質問につきまして、ごみの分別につきましては、プラスチックごみということでちょっと調べておりますので、そちらでお答えさせていただきます。

本市におけるプラスチックごみの分別につきましては、菊池地区、七城地区及び旭志地区では、可燃ごみに分類しまして、エコ・ヴィレッジ旭におきまして、固形燃料化処理を行っておるところでございます。

また、泗水地区におきましては資源物に分類し、菊池環境保全組合が管理・運営しております環境美化センターにおきまして、主にリサイクルなどの再資源化処理を行い、一部を東部清掃工場における焼却用の燃料として処理をしております。

また、お尋ねにありましたプラスチックごみの量は、市全体で年間約２，０００トンとなっており、処理費用につきましては、年間で約１億３，０００万円となっております。

また、レジ袋の有料化につきまして、議員お尋ねがありましたが、本市内におきましては、レジ袋を有料化しておる、また、ポイントサービスを導入している店舗数につきまして、５社ございます。

また、市民への啓発状況につきましては、１回目のご質問でお答えしましたとおり、毎年１０月の市内店舗２カ所におけるマイバッグ・キャンペーン運動の実施と、市ホームページへの掲載によるレジ袋削減に関する周知を行っているところでございます。

また、今、議員からもありましたように、国においても、来年４月１日からレジ袋の有料化を義務づけする方針が打ち出されておりますので、市としましても、最終的にはプラスチックごみとなりますレジ袋の発生を抑制するため、さらなるマイバッグ運動の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　泉田栄一朗君。

［登壇］

○１８番（泉田栄一朗君）　今、この焼却費が１億３，０００万円ということで、やっぱり膨大な金額になっております。そういう中で、この有料化に努めておられる民間の会社が５社あるということをお伺いしましたけども、これからどんどんふえてくると思っております。そうすることで、自分がもう常に車の中、自分でマイバッグを持つというような環境づくりに、市民に訴えていく必要があるんじゃないかと

思っております。

そういう意味で、再度、質問をさせていただきますけれども、この市の第三セクター等が、実際、今、ポイントをためたりするような環境をしたりしておりますけれども、有料化に向けても検討をする必要があると思いますけど、その点について、再度、質問します。

○議長（柁原賢一君）　市民環境部長、古田浩敏君。

［登壇］

○市民環境部長（古田浩敏君）　今のお話につきましては、今後、検討のほうをしていきたいというふうに考えております。

○議長（柁原賢一君）　泉田栄一朗君。

［登壇］

○１８番（泉田栄一朗君）　ぜひ、率先して、市が持つ機関の中で進めていただきたいと考えております。

それでは次に、食品ロスについて質問をさせていただきます。今回で３回目になります。

まだ食べられるのに捨ててしまう食品ロス、削減を目指す食品ロス削減推進法が、先月、５月に成立しました。このことによって、世の中は食品ロスの意識が変わり、変化が起こってきます。例えば、スーパーやコンビニが期間限定で販売する恵方巻きや、クリスマスケーキなどが大量に売れ残り、廃棄されていたものが、これらは完全予約制になるということで、今、予約制の旗が立っております。また、コンビニは今まで値引きすることはなかったが、消費期限が迫っているものは値引きするようになりました。

世の中が少しずつ食品ロスをなくすための動きに変わりつつあります。日本では年間６４３万トンの食品が廃棄されています。これは日本人１人当たりに換算すると、毎日茶わん１杯の御飯を捨てていることに相当するということです。一方、国内では７人に１人の子どもが貧困と言われております。無駄と貧困が同居していて、何ともむなしい感がします。

この解決方法としてフードバンクがあります。今後は、国民運動でフードバンクを立ち上げる動きが出てくると思っております。本市においては、一昨年前、食べ残しゼロのポスターとコースターをつくり、ホテルや旅館や飲食店等に配布し、市民の啓発運動を起こしていただきました。

また、食事会等では、乾杯直後と終了前の数分間は食べ残しのないように、着座して食べる習慣が少しずつ定着してきたかと思っております。市民の中でも、このポスターやコースターにより、意識改革等の効果があったのか、市でこういう取り

組んでおられる中の効果を質問させていただきます。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、笹本義臣君。

［登壇］

○経済部長（笹本義臣君）　ただいまの泉田議員のご質問でありました食品ロスの市の取り組みと、その状況ということで、お答えさせていただきます。

食品ロスに関するこれまでの取り組みと、国の状況あるいは業界団体の動向もあわせてお答えします。

市と商工会、観光協会、温泉観光旅館組合などで組織いたします、菊池市地域経済活力創出実行委員会と飲食店、社交組合、商工会で組織します、菊池市飲食店振興事業実行委員会の共催で、食べ残しゼロの啓発ポスター及びコースターを作成し、配布、啓発を行っております。きっかけにつきましては、これは泉田議員のご質問で出ました食品ロス・ゼロということから取り組んだものでございます。

また、飲食店や旅館、ホテルへ宴会開始後３０分と、終了の１０分前に席について食べてもらうよう呼びかけます３０１０運動により、食べ残しゼロ活動を展開しております。

成果といたしましては、数値の把握はきちんとはできておりませんが、市民を初めお客様の意識改革にはつながっていると感じているところでございます。

また、国におきましては、先ほど議員のほうからも言われましたように、５月に食品ロス削減推進法が成立しております。この課題に社会全体で対応し、食べ物を無駄にしない意識の醸成を図るとともに、まだ食べることができる食品については廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようなことが明記されております。

また、県におきましても、食べきりの促進と、食べ残し料理の持ち帰りは自己責任の範囲でということで、消費者と飲食店に周知をされているところでございます。

こういう状況を受けまして、引き続き市といたしましても関係団体と連携し、食品ロス・ゼロを呼びかけてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　泉田栄一朗君。

［登壇］

○１８番（泉田栄一朗君）　効果が形として出てきている部分はあると思います。さらに、やはりこの効果を広げていきたいと。法案も成立しているということで、さまざまな機関がそれに対応していくと思っております。

それで、まず、需要と供給といいますか、それをフードバンク等ができ上がったとしても、それをあげる場所、そういう場所がどういうところにあるのか、また、

どういう人が必要としているのか、そういうことも検証する必要があると思います。私の知っている限りでは、子ども食堂があると思います。こういうところも、やはりそういう品物があれば、いただきたいというところもふえてきているんじゃないかと思います。

きょうの熊日新聞でも、子ども食堂が１．６倍にふえてきているという記事も載っておりました。そしてまた、ひとり暮らしの人、また、生活困窮者の方、いろんな方がおられますので、行政機関が、その情報が、保護の観点であると思いますけれども、情報がありますので、行政とそういう団体がタイアップしながら、そういう方にそういうものを提供できるような環境づくりも、これからは必要ではないかと思っております。

それとあと、私の考えですけれども、この食べるものだけでなくて、今後はやはりそういう物に対しての、いろんな商品が余っております。こういうことも広く必要な人に与えられていけば助かるんではないかと思っています。そういうことを総合したところで、市長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（柁原賢一君）　市民環境部長、古田浩敏君。

［登壇］

○市民環境部長（古田浩敏君）　まず、私のほうから、フードバンクに関してのお話のほうをさせていただきます。

議員ご承知のとおり、食品製造業の製造工程で発生する規格外品や包装ラベルの印字ミス、食品卸売業・食品小売業より発生する賞味期限が迫っている食品や過剰在庫などの理由で、食品衛生上の問題はないものの、販売が困難な食品が多く発生しております。

フードバンクとは、それらのまだ十分に食べられるのに廃棄されてしまう食品を、廃棄処分することなく有効活用するため、地域の子ども食堂や福祉団体を初め、食品の支援を必要とする方々へつなぐかけ橋として活動するものでございます。

また、家庭で余っている食品を職場などで集めまして、それらをフードバンク団体へ提供する活動をフードドライブといい、県内各地で取り組みが始まっているところでございます。

本市におきましては、本年１月２４日に、環境課、福祉課及び子育て支援課が主体となり、本市職員に対しまして、食品だけでなく、今、議員がおっしゃったとおり、生活支援に関する物資等の提供を呼びかけるフードドライブを実施いたしました。

米や缶詰などの食品類、約１０７キログラム、そのほか、衣類やシャンプー、洗剤などの衛生用品など、７２品の提供があったところでございます。

なお、提供されました食品や物資につきましては、本市くらしサポートセンターや市内の子ども食堂への提供を行いましたことから、微力ながら食品ロスの削減につながったものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　それでは、私のほうから、食品や資源を有効活用することについての考えを申し述べたいというふうに思います。

先ほど市民環境部長が申し上げましたとおり、フードドライブ活動というものがございますけども、これは食品ロス削減を初めとして、食料品以外の例えば衣類であるとか、日用品などを有効活用していこうということで、食品や資源を無駄にしないで、そのことで自然環境保護にもつながっていくということで、大変有効な活動であるというふうに考えております。

国の法律が成立したことに伴いまして、より一層この推進に拍車がかかるということになると思いますので、部長が申し上げたとおり、どういうやり方があるかといったことを調査・研究を進めながら、引き続き関係団体と連携していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　泉田栄一朗君。

［登壇］

○１８番（泉田栄一朗君）　今後、これからは組織、そしてシステム、こういうものを検討していただいて、菊池なりの独自のものを考えていくということですので、ぜひ率先して、農業、食べ物を大事にする菊池市として頑張っていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（柁原賢一君）　これで、泉田栄一朗君の質問を終わります。

ここで、１０分間休憩します。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

休憩　午後１時５６分

開議　午後２時０３分

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、後藤英夫君。

［登壇］

○４番（後藤英夫君）　議席番号４番、後藤英夫でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。質問を通じて、市民の生の声を届けていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

本日の質問は３点、市営住宅について、本市の外国人労働者、外国人技能実習生について、本市の連絡協議会について、この３点を聞いていきたいと思います。

２点目の本市の外国人労働者、外国人技能実習生については、午前中行われました大賀議員の質問と重複する部分もあると思いますが、答弁のほうをどうぞよろしくお願いいたします。

１点目、まずは市営住宅の管理と現状についてお尋ねいたします。

私は、小学校低学年まで音町団地で育ちました。当時は活気にあふれており、子どもたちもたくさんいて、にぎやかだったと記憶しております。幼いころ、大変お世話になった市営住宅です。とても関心があります。

また、市民からも市営住宅に入居したいけど、どうにかならないかとか、抽せんに外れたから入居できないとか、いろいろ相談を受けることもあります。私自身も勉強不足で、市民の皆様の質問に答えられないこともあり、今回の質問に至りました。昨年から制度が変わったと聞いています。現在の事務管理の状況や、市営住宅の現状について教えてください。特に、きょうは偶然にも抽せん日だと聞いています。抽せんについても詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　建設部長、中村喜範君。

［登壇］

○建設部長（中村喜範君）　皆様、改めまして、こんにちは。それでは、後藤議員の質問にお答えしたいと思います。

事務管理の状況と市営住宅の現状ということで、現状のほうから先に申し上げますと、本市の市営住宅は２９団地、管理戸数は、現在、１，１７０戸でございます。

それから、事務についてでございますが、入退去事務、住宅使用料の徴収事務に加え、良好かつ安心安全な住環境を維持、供給するために、適宜、不具合箇所の修繕等を実施して進めているところでございます。

先ほど入居の方法ということでございましたが、昨年から空き室の補充入居につきましては、年３回程度を募集ということで実施いたしております。

本年度につきまして、１回目の募集を行いまして、その結果といたしましては、入居可能戸数１９戸に対しまして、５０件の応募があったというところでございます。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　後藤英夫君。

［登壇］

○４番（後藤英夫君）　ちょっとくじ引きとか、そういったことをちょっと詳しく聞きたかったんですが、それはまた今度聞きます。

市営住宅は、市民の要望に応えてできた、日常生活の支援手段の一つであり、生活の安定と社会福祉の増進を図ることを目的として設置されたものであると理解をしております。すなわち、市営住宅は、住宅に困っている方が、安い家賃で借りられるように建設をした公共施設であります。しかし、入居を希望する市民は、市営住宅に関する条例に沿った入居資格者公募での現在の倍率では、抽せんに漏れて、入居することができず、本当に困っているという声があります。私自身、中山間地域の方々が利便性を求めて、市営住宅を希望したが、抽せんに落ちたと聞いております。

現在の応募倍率は、平均で２．６倍と。やはりこの倍率では、困窮する入居者は毎回出ることが想像できます。このことを踏まえて、再質問をいたします。

現在の空き部屋の状況から見て、耐用年数の問題もあると思われますが、速やかに改修し、応募は空きがあり次第に行い、効率のよい回転をすべきと思いますが、その考えはないでしょうか。

また、入居者登録制度を採用することで、入居希望者の状況を把握することができると思われますが、その考えはないでしょうか。

○議長（柁原賢一君）　建設部長、中村喜範君。

［登壇］

○建設部長（中村喜範君）　後藤議員の再質問にお答えいたします。

空き室があり次第募集を行ってはということでございます。

市営住宅には平家、２階建てなどタイプが違うものが存在するとともに、立地場所もさまざまでございます。

空き室ができ次第募集を行いますと、入居希望者の選択の余地が少なくなってしまうということ、また、事務手続のスリム化等も踏まえますと、年３回の募集・抽せんという形をとらせていただいているという現状でございます。

現行の募集方法は、複数の団地の入居を募集することから、入居希望者にとりましては、希望する団地をある程度選べるということで、家族構成やライフスタイルに合わせた選択ができているということで認識しているところでございます。

また、入居者登録制度ということでございますが、希望者の現状の把握ということかと思いますが、入居希望者には応募時に希望団地名と応募理由を提出していただいておりますので、それにより現状把握をしているということで進めているということで考えております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　後藤英夫君。

［登壇］

○４番（後藤英夫君）　生活スタイルによって把握されているということでした。

現在の、じゃあ、入居者がライフスタイルが変更した場合、例えば子どもが学校を卒業したとか、勤務地が変わったとか、足腰が悪くなって、もう平家でないといかんとか、階段がつらいとか、そういった状況になった場合、ほかの市営住宅に住みかえを希望したいこともあると思います。住みかえができるように取り組むべきだと考えますが、見解をお願いします。

○議長（柁原賢一君）　建設部長、中村喜範君。

［登壇］

○建設部長（中村喜範君）　住みかえ、ということでございます。

市営住宅間での住みかえについてですが、高層階に入居されていた方、身体的な理由により、１階に移り住まわれたという事例はございます。そういう事例につきましては、特別な特殊な事例ということで、その事例、事例によって対応しているところでございます。ただ、被災者の緊急的な一時入居等もそれに含まれます。ただ、一般入居は公平・公正の観点から、応募、抽せんを原則としておりますので、市営住宅の住みかえにつきましては、今のところ、一般的なことについては対応の予定はございません。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　後藤英夫君。

［登壇］

○４番（後藤英夫君）　市営住宅の役割は、第１に、必要な住宅を自力で確保することができない住宅困窮者に生活の基盤となる住宅を供給するものであります。また、それは利用者の生活スタイルに合った住宅が望ましいと考えます。そのためには、住宅ストックを最大限活用し、必要とする人に公平かつ的確に供給していくことが求められると思います。第１希望者、第２希望者の抽せんに外れた場合でも、可能であれば、協議を行い、あいている住宅に案内する。それから、ある程度の年数が経過したら、生活スタイルに合わせた住みかえも検討していただけたらと思います。

困窮する人に的確に市営住宅が供給されているかどうか、応能・応益という観点から、公平性を保った上で、さらに必要としている市民の要望に応えられるよう、常に事務を含めた管理のあり方を見直す必要があると思います。

続きまして、高齢者が多い住宅の施策について伺います。

葉山住宅など高齢者の入居率が多い市営住宅があると先ほど伺いましたが、本市

の市営住宅の高齢者率が高い住宅はどこがありますか。高齢者率なども含めた現状を教えてください。

○議長（柁原賢一君）　建設部長、中村喜範君。

［登壇］

○建設部長（中村喜範君）　それでは、後藤議員の質問にお答えいたします。

高齢者率が高い市営住宅ということでございます。

６５歳以上の高齢者の入居が高い市営住宅を、入居者全体の年齢で申し上げますと、平成３０年度末現在で、音町団地が６３．６％、葉山団地が４７．３％、北宮団地が４８．２％ということで、上位から三つが高いということでなっております。

それから、なお、本市の総人口の高齢化率を参考で申し上げますと、平成３０年のデータでは３１．６％になっております。市営住宅２９団地における高齢化率は、全体では２６．１％ということになっておりまして、低い数字になっております。地域や団地により家族構成に差異が見られるようでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　後藤英夫君。

［登壇］

○４番（後藤英夫君）　市営葉山住宅、音町団地、北宮住宅の入居者の高齢者率は、平成３０年度で５３．５％と、菊池市全体の高齢者率、先ほど回答ありましたように、３１．６％を大きく上回り、伸び率も高くなっています。

高齢化が進んだ結果、高齢者の日常的な見守りが必要となっている箇所も見受けられます。現在、それぞれの区の区長さんや、民生委員さんが頑張っておられます。また、大変苦労されていると伺っております。ことしも、もうすぐ暑い夏がやって来ます。高齢者の熱中症等もとても心配です。

そこで、現在のＩＴを活用した見守りシステムを導入する考えはありませんか。例えば冷蔵庫を一度もあけてないとか、ポットを一度も使ってないなど、何かあったときに早期発見につながると思いますが、どうでしょうか。

○議長（柁原賢一君）　建設部長、中村喜範君。

［登壇］

○建設部長（中村喜範君）　それでは、ＩＴ技術を活用した高齢入居者の見守りということでご質問でございます。

高齢化率の上昇は、今後もますます高まっていくことが予想されております。これにつきましては、市営住宅だけの問題ではなくて、市全体の問題であるということで認識しております。

そのＩＴ技術等を活用した見守り方法等も考慮しながら、それも含めまして、関

係部署と交えまして協議をしてまいりたいということで考えております。

○議長（柁原賢一君）　後藤英夫君。

［登壇］

○４番（後藤英夫君）　現在の技術では、センサーで人の動きや室内の照度、温度、湿度などを検知し、また、ドアの利用状況の検出、これはドアや窓の開閉、照度などですが、これらを検知して、そのデータを自動的にクラウドに送り、時系列に沿って処理した結果を専用ウエブサイトで確認することができます。いつも起きる時間に動きがないとか、夜中に玄関のドア開閉センサーが反応したなど、あらかじめ設定しておいた通常とは異なる条件に合致した事態になると、家族や関係者などにメールで通知することも可能です。こういった技術を効果的に活用してみてはどうでしょうか。

高齢世帯の入居者が安定した住生活を送れるよう、支援していくことが望まれます。これは都市整備課だけで対応できるものではなく、健康福祉課などと連携が必要だと思います。高齢者率が非常に高いという現状を踏まえ、高齢者の見守りやコミュニティ活動の支援を引き続き行っていく必要があります。

市営住宅は、地域社会を構成する一要素として、地域のコミュニティ形成やまちづくりに寄与することも求められています。地域社会の多様性が活力につながっていくことを考えると、市営住宅に高齢者世帯などの特定の世帯が集中することは、決して望ましいとは言えません。

今後は、若年世帯や高齢世帯など多様な世帯が入居する地域社会を実現していくことが必要であり、そのために多様な世代が入居できるよう、入居制度を見直していかなければならないと思います。個々の市営住宅について、地域や利用者の状況を踏まえた上で、柔軟に管理のあり方を考えていく必要があると思います。

いつまでも市民が安心して生活できる市営住宅になることを希望いたしまして、次の質問に移ります。

２点目は、本市における外国人労働者、外国人技能実習生の実態と課題等について質問いたします。

なお、これは、先ほど申しましたが、午前中、大賀議員の質問と重複する点もあるところがございますが、答弁のほうもよろしくお願いします。

国会で外国人労働者の受け入れを拡大する出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が成立し、去年の１２月１４日に公布されました。政府は、人口減少や少子高齢化社会の中、持続可能な経済成長などを実現するため、女性や高齢者の雇用の拡大策を進めているが、労働者不足が十分に補えないことや、外国人労働者や外国人技能実習生、アルバイトの留学生が、飲食店や製造業、建設

業などの現場を支えるということを踏まえての措置だと説明しています。

外国人労働者は、昨年、１２８万人であり、前年より２０万人ふえています。法改正を契機に今後も増加が予想されます。本市でも、近年、外国人労働者や外国人技能実習生と思われる人たちの姿を見る機会がふえたと思います。集団で自転車に乗って通勤されている様子や、スーパーで買い物をされている様子をよく見かけます。なぜか、マスクをしている方が多いように思いますが、市民も、どこの国の人だろうか、何人くらいの人数がいらっしゃるのかとか、言葉は通じるのかとか、関心も高いようです。

そこで、質問ですが、本市の外国人労働者と外国人技能実習生について、その実態、課題をお伺いします。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、笹本義臣君。

［登壇］

○経済部長（笹本義臣君）　後藤議員の質問にお答えします。

前もって謝っておきたいと思いますけども、本当、先ほどの大賀議員の答弁と大変重複する部分もございますので、そこを前提として、改めて説明させていただきます。

本市において、２０１９年3月３１日の時点で、４００名を超える外国人労働者が在留しておられます。うち、約9割、３６０名を超える方が外国人の技能実習生となっております。国別に見ますと、ベトナム、フィリピン、中国が上位を占めているところでございまして、製造業に従事している外国人技能実習生が多いようでございます。

また、課題といたしましては、企業からの話によりますと、勤務地付近に居住用の空き家あるいはアパート等が少ないということがよく聞くことでございます。実習生の住居確保が課題であろうかというふうに考えているところではございます。

○議長（柁原賢一君）　後藤英夫君。

［登壇］

○４番（後藤英夫君）　ありがとうございました。

続きまして、本市に居住する外国人住民と地域のコミュニティとの関連について聞いてみたいと思います。

全国的にも外国人材の存在が大きく、外国人の移住・定住を促す対策や、留学生が卒業後も地域で働く環境を整備する自治体もあります。しかし、文化や習慣の違う外国人と共生社会にはさまざまな課題があると思います。

本市では、当たり前の行政区の加入や、回覧板などの存在がよくわからず、地域行事の参加もなく、孤立しているとの声を聞きます。それから、生活ごみの問題も

あります。きちんと分別し、決められた曜日、時間に、問題なく出したりできるのでしょうか。また、災害時の情報伝達や安否確認の問題も気になります。本市での現状の取り組みと課題をお願いします。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田敏雄君。

［登壇］

○総務部長（上田敏雄君）　それでは、後藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、外国人労働者や外国人技能実習生につきましては、雇用している企業が借りたアパート等に集まって生活されており、自治会には加入されていない状況でございます。そのため、地域行事の周知もされておらず、参加もないようでございます。

また、孤立されているとのことでございますけれども、現在のところ、各区長や外国人の方からの具体的な相談は伺っていないところでございます。

本市におきましては、年に１回、国際交流協会主催によるインターナショナル・ファン・デイを開催し、市民の皆さんと市内在住の外国人の方との交流を促進しており、そのほかにも、生涯学習センターにおきまして、多文化共生講座を開催しておりますので、そのような機会を活用して、さまざまな意見や要望を伺ってまいりたいと考えております。

次に、ごみの出し方につきましては、現状の取り組みとしましては、外国人労働者を雇用する企業からの要請に基づき、環境課職員が会社または社員寮などを訪問する、生涯学習まちづくり出前講座活用によるごみの分け方・出し方に関する説明を行い、正しい分別方法の周知及び理解促進を図っておるところでございます。

なお、説明の際には、各企業の通訳同席のもと、外国版ごみの分類表、これは簡易版になりますけども、を配付し説明を行っているところでございます。

なお、本年の予算におきまして、外国語版ごみの分類表を作成しますので、これまで配付しておりました簡易版よりも精度を上げた分類表を配付し、説明することが可能となるため、さらなる理解促進が図られるものと考えております。

また、災害時の対応につきましてですけども、外国人への災害時の対応としましては、避難所や避難場所の表示につきましては、英語表記を行っております。しかしながら、情報伝達や安否確認については、外国人ということでの特別な対応は、今現在は実施しておりません。

なお、きくち防災・行政ナビのアプリにつきましては、外国人に向けた活用について、今後、対応を検証してまいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　後藤英夫君。

［登壇］

○４番（後藤英夫君）　外国人の定住化が進む現在、外国人を観光客や一時的滞在者としてのみならず、生活者、地域住民として認識する視点がこの日本社会には求められており、外国人住民への支援を総合的に行うと同時に、地域社会への構成員として社会参画を促す仕組みを構築することが重要だと思います。

本市でも、従来の外国人支援の視点を超えて、新しい地域社会のあり方として、国籍や民俗の違いを超えた多文化共生の地域づくりを進めていく必要があると思います。せっかく菊池に来てくれたのですから、本市のことをもっと知ってもらい、それから菊池市民の温かさを知ってもらえたらと思います。

今後、日本の総人口は急速に減少していくことが予想されます。グローバル化の進展により、人の国際移動がますます活発になる中で、社会の活力を維持するためには、外国人を含めた全ての人が能力を最大限に発揮できるような社会づくりが不可欠であり、本市においても多文化共生について考える時期が来たと思います。

市民の多文化共生に対する理解が深められたら、より本市が元気になり、活力を取り戻すと考えますが、今後の環境変化に対応した多文化共生に取り組む考えはあるのか、教えてください。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田敏雄君。

［登壇］

○総務部長（上田敏雄君）　それでは、ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、将来的にはさらに外国人の定住化が進んでいくと考えられます。

外国人との共生については、文化や生活習慣の違いを認め、生活者として受け入れ、孤立させない取り組みが欠かせないと言われております。

その中で、まずはお互いをどう理解していくかという取り組みが重要になります。取り組みの先進事例としましては、日本語習得のための手助けや、外国の文化を学ぶ講座の開催といった多文化共生への取り組みや、防犯・災害等、非常時の対応などがあり、今後の状況を踏まえて適切に対処してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　後藤英夫君。

［登壇］

○４番（後藤英夫君）　ありがとうございました。

外国人労働者や外国人実習生の人数は、今後、おっしゃいましたように、ますます増加し、また、いろいろな業種で活躍されると思います。せっかくご縁があって菊池に来たのであれば、おもてなしの気持ちを持っていただきたい。例えば外国人

向けの総合窓口を設けるなど、横断的な組織で対応していただくことも大切だと思います。

次の質問に移ります。

３点目は、連絡協議会について質問いたします。

最近、テレビや新聞などで、連日のように痛ましい交通事故のニュースが報道されています。皆様もご存じだとは思いますが、４月１９日には東京都豊島区東池袋４丁目の歩道で交通事故が発生しています。高齢ドライバーが運転する乗用車が、道路左側の縁石に接触した後、約１５０メートル暴走して、二つの交差点に赤信号で進入後、通行人らを次々にはねた後、自転車の親子に衝突し、その親子２人がお亡くなりになりました。

また、５月８日には、滋賀県大津市で園児の列に車が突っ込むという痛ましい事故が起こりました。散歩から帰る途中に横断歩道で待っていた園児たちの列に、突然女性が運転する車が突っ込み、園児２人が死亡、２人が意識不明の重体、ほとんどの園児が重傷を負っていたそうです。事故当時、ほとんどの園児がフェンスと車に挟まれた状況だったと報道されていました。ふだんからのお散歩コースだったのでしょう。保育士もしっかり車道から距離を置いて、危険のないように子どもたちを待たせていたそうですが、今回の事故は想定外だったのでしょうか。

それぞれ、運転手２人は過失傷害の容疑で現行犯逮捕されています。

また、もう一つ、今月に入ってから、同じ九州でお隣の福岡県での事故ですが、６月４日午後７時５分ごろ、福岡市早良区百道の交差点付近で車６台が絡む事故がありました。福岡県警早良警察署や消防などによりますと、この事故で歩行者１人を含む１０代から８０代の男女９人が福岡市内の病院に搬送され、２人が死亡したようです。

悲惨な事故が続きましたが、亡くなられた方々のご冥福をお祈りします。それとともに、けがをされた方々が一日も早く、もとの生活に戻れることを願っております。

大津市で事故を起こして逮捕された運転手は、ごく普通の主婦だそうです。もちろん過失は大きいと思いますが、たまたま突っ込んだ先に園児の列があって、大変な惨事になりました。起きてはいけないことだと思いますが、誰にでも起こり得ることだと感じました。

また、高齢ドライバーによる重大事故のことを申し上げましたが、高齢者であることだけが問題でしょうか。もちろん高齢ドライバーであることも大きな要因の一つだとは思いますが、本市の状況に置きかえると、交通手段がない場合など、やむを得ず、運転するしかない状況を考えると、これからの本市の大きな課題だと思い

ます。本市の高齢ドライバーの割合や、高齢者率の増加を考えると、とても心配になります。

昨年３月に運転免許証の自主返納と公共交通のあり方について、一般質問をさせていただきました。高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境を提供するため、運転免許証自主返納支援事業をやってはどうかといった内容でしたが、調査・研究ぐらいはしていただけたと思います。

それから、重大事故を防ぐには、安心・安全な道路設計や設備なども大切だと思います。歩行者が多い交差点にはボラードを設置するとか、大津市の事故のような大惨事を防ぐためには必要だと思います。

また、本市の道路では、白線や矢印、それから、横断歩道など消えかかっているのをよく見かけます。視認性の向上と安全対策がもっと必要だと思います。しかしながら、側線は市、横断歩道は警察など、管理が分かれています。また、本市は面積が広く、市道ばかりでなく、県道もたくさんの本数があります。国道３８７号も交差点改良を行ったり、白線をきれいに引き直して、走りやすくする必要があると思います。

市長は、今回の定例会の冒頭に、大津市の事故のことを取り上げられ、通学路の点検が必要だと説明されました。その際、地域、警察、市と連携する必要があるとも発言されていました。執行部に尋ねたところ、今までそういう連携というのを定期的に行ったことはなかったが、今月の初めに、係長とか担当者のレベルで連絡協議会を行ったとお聞きしました。本市のこれからの安心・安全のためにも、ぜひ継続していただきたいと思います。

先月、菊池警察署の大内田署長を訪ねてまいりました。そこでも地域の行政が連携することのメリットを伺ってまいりました。それぞれが独立していては先に進まないこともあると思います。それぞれが情報やテーマを持ち寄り、協議した結果をトップダウンで進めていけば、スピード感をもって問題が解決できると私は思います。そのためには、本市がトップレベルでの定期的な連絡協議会の設置に積極的になるべきだと考えます。これだけ菊池愛にあふれる熱い気持ちをお持ちの菊池警察署長が着任された今、本市が中心となって、連絡協議会を開く考えはありませんか。

警察署からは危険な箇所の見直しや、効果的な交通取り締まり箇所の選定などにおいても、定期的な連携があったほうが効率がよくなり、より警察の機能強化につながっていくとお聞きしました。特に年度始めに予算を組む際、協議ができれば、効果が出てくると私も思います。

交通安全の観点からばっかり申し上げましたが、もちろんそれだけではなく、防犯上の問題、例えるなら、有効な防犯カメラや防犯灯、街路灯の設置箇所の選定な

ど、警察を含んだ他の組織との連携も必要だと思います。

ほかにも、泗水や七城の野犬の問題や、硝酸性窒素による土壌汚染や、地下水汚染の問題には、保健所等を含んだ連携が必要だと考えます。

そのほかにも、近年は特に野生のシカやイノシシがふえて、中山間地域では深刻な問題になっています。イノシシがふえ過ぎて、市街地にも姿を見せるようになりました。先週は北原付近において野生のイノシシが目撃されております。こういった問題の根本的な解決には、県や国の出先機関との連携が効果的だと思います。もちろん今までも個別の案件やテーマごとに相談や打ち合わせ等は密にされてこられたとは思いますが、定期的な連絡協議会はとても効果的だと思います。本市には、スピード感をもって早期に解決すべき問題が数多くあると思います。

以上のことを踏まえて、関係各所のトップレベルによる定期的な連絡協議会の設置について、市長の考えをお聞かせください。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　さまざまな案件についてのトップレベルの連絡協議会についての考えをということでございました。

今、さまざまな事例をいただきましたけども、お話の流れとしては、特に警察との連携ということを中心にお伺いをされたというふうに理解しておりますが、それでよろしゅうございますか。

まず、警察署及び関係団体との現在の協議体あるいは連携の状況でありますけど、定例のものとしては菊池市生活安全推進協議会ですとか、あるいは菊池市防犯協会といった全体的な会議体がございますけども、これとは別に、菊池市と菊池警察署のトップ同士を含めた全部門が一斉に集まった連絡会議というのを、これは年１回開催してきているところでございます。

そしてまた、これとは別に、特に最近は子どもさんを巻き込んだ大変痛ましい交通事故が多発しているわけでありますので、こういう他市の事例から、本市でもやっぱりこれはちょっとチェックしておかなければいけないとか、そういう重要な事柄や、緊急に動く必要性があるだろうという事案につきましては、これは個別にご相談をしながら、機動的に実践しているというのが実情でございます。

例えば、先般の大津市の交通事故の直後には、私のほうから警察署長に連絡をとりまして、共同での危険箇所点検を打ち合わせさせていただきまして、県との事業説明の中でも、署長のほうから道路管理者としての県に対しての取り組みを要請していただいたりしておるところでございます。

また、それとは別に、横断歩道の白線が消えている箇所が非常に多見されており

まして、それにつきましては、本市で調べて、その結果を警察署のほうに持ち込んで相談しまして、本年度、警察署のほうで、できるところからやろうということで、順次これは実際に着手をしていただいている状況でございます。

また、長年の懸案でありました今村橋と交差します亘深川線ですか、あそことの接続については、署長がかわられたのを機に、私のほうから署長就任直後にこれまでの経緯を説明して、再考の要請をいたしたわけですけども、すぐに見に行っていただきまして、現在は解除の方向で動いていただくというふうなご回答を得ているところでございます。

また、今年度、皆様から当初予算の中でご承認いただきました防犯カメラの設置場所についても、これはあらかじめ、警察署のお持ちのデータをお借りして、一緒に照合しながら、民間が持っているカメラとの重複にならぬように、効果的な配置をしたところでございます。

こういうことで、今は定例というよりは、もうテーマに応じて、機動的にトップレベルでの協議・連携ができているというふうに思っておりますので、今のところはこのやり方が非常に有効だなというふうには考えております。将来、テーマがもう大変たくさん出てきて、錯綜するような状況があれば、現在、冒頭に述べました市と警察の連絡会議というのがございますので、必要な都度、これを回数をふやして、機動的に開催して、テーマに応じては、そこに適宜、関係機関とか団体さんに入っていただくというような形で、機動的に運営をしていきたいというふうに考えております。

といいますのは、定例会議にしますと、どうしてもある程度期間がたまってからの会議になりますので、問題発生に対する対応スピードが遅くなる懸念もあるというふうに考えております。そうはいいましても、例えば来年度予算の編成を検討するような時期には毎年必ず開催するなどして、実効性の高い会議にしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　後藤英夫君。

［登壇］

○４番（後藤英夫君）　丁寧な回答をありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（柁原賢一君）　これで、後藤英夫君の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

あすも引き続き、一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

散会　午後２時４６分

第　４　号

６月２８日

令和元年第１回菊池市議会定例会

議事日程　第４号

令和元年６月２８日（金曜日）午前１０時開議

第１　一般質問

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

出席議員（２０名）

１番　田中教之君
２番　福島英徳君
３番　緒方哲郎君
４番　後藤英夫君
５番　平　直樹君
６番　東　奈津子さん
７番　坂本道博君
８番　水上隆光君
９番　猿渡美智子さん
１０番　松岡　譲君
１１番　荒木崇之君
１２番　柁原賢一君
１３番　工藤圭一郎君
１４番　城　典臣君
１５番　大賀慶一君
１６番　水上彰澄君
１７番　二ノ文伸元君
１８番　泉田栄一朗君
１９番　木下雄二君
２０番　山瀬義也君

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭　実　君
副市長	芳野　勇一郎　君
政策企画部長	元島　加奈子　さん
総務部長	上田　敏雄　君
市民環境部長	古田　浩敏　君
健康福祉部長	泉　大助　君
経済部長	笹本　義臣　君
建設部長	中村　喜範　君
七城支所長	上村　雅一　君
旭志支所長	岩根　卓士　君
泗水支所長	梁池　哲也　君
財政課長	山田　哲二　君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	中尾　孝浩　君
市長公室長	前川　幸輝　君
教育長	渡邉　和博　君
教育部長	木下　徳幸　君
農業委員会事務局長	坂本　高秀　君
水道局長	大塚　忠康　君
監査委員事務局長	山口　浩一郎　君

事務局職員出席者

事務局長	徳永　裕治　君
事務局課長	歌岡　憲一　君
課長補佐	松寺　盛親　君
議会係長	安武　則貴　君
議会係	吉岡　結加里　さん

○議長（柁原賢一君）　全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席願います。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午前１０時００分　開議

○議長（柁原賢一君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第１　一般質問

○議長（柁原賢一君）　日程第１、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、平直樹君。

［登壇］

○５番（平　直樹君）　おはようございます。政治目標、政治をもっと近くに、判断基準、子どもたちが大きくなったときにどうかの二本柱で、日々、政治活動をしながら、菊池市の最高決定機関であるこの菊池市議会の開会日には、国旗を掲げ、国歌斉唱をして始めるべきだと考えている、議席番号５番の平直樹です。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

私のきょうの質問は１問です。竜門ダムとその周辺の利活用についてをお尋ねしていきたいと思います。

この質問の目的は、もっと竜門ダムとその周辺を観光資源として有効に利活用できたらいいなと。それが本市の発展に寄与することにつながるというふうに考えておりますので、この質問をさせていただきたいと思います。

現在の竜門ダムとその周辺の利活用の状況をお知らせください。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、笹本義臣君。

［登壇］

○経済部長（笹本義臣君）　改めまして、おはようございます。ただいま平議員のご質問が竜門ダムの周辺の利活用の状況ということでございます。ご質問の内容につきましては、複数の部署にまたがりますので、代表して私のほうから答弁させていただきます。

竜門ダムでは、斑蛇口湖の活性化に向け、各種イベントを行う斑蛇口湖活性化推進協議会の事業の中で、竜門クラブが夏に竜門ダムフェスタ、これを開催しております。また、秋には菊池観光協会が龍門ふるさとまつりにあわせまして、竜門ダムウオークを開催しております。

エントランス広場横にあります、菊池市交流促進センター龍龍館につきましては、本年５月より新たなテナント事業者によりまして営業をなされている状況でございます。

そのほか、斑蛇口湖ボート場では、全日本ジュニアボート選手権を初めとした数々のボート競技とボート関係者の合宿などに利用されております。

夏のダムフェスタには、約１，０００名の方がお集まりいただいております。秋のダムウオークには３５０名の参加があっております。１１月の龍門ふるさとまつりにつきましては、市内外から多くの来場客があっていると聞いております。

斑蛇口湖ボート場の利用につきましては、年間約４，３００名となっております。

龍龍館を初めとした周辺施設の平成３０年度の利用状況につきましては、龍龍館が５，７２２名、風の広場のキャンプ場の利用が１７４名、竜門ダム防災情報施設、ミュウじあむでございます。ここの見学者が１，８９７名となっております。

もう一つ、つけ加えさせていただきます。

また、竜門ダムが山桜の名所となりますよう、ＮＰＯ法人竜門ダム・山桜の里づくりの会によりまして、平成２８年から植樹祭が開催されております。これまで約３ヘクタールの山林に、山桜８００本、もみじ３５０本を植樹され、植樹祭には市内外を問わず多くの方も参加されており、竜門ダムをアピールする取り組みが市民にも広がりを見せているというふうに感じているところでございます。

以上、答弁させていただきます。

○議長（柁原賢一君）　平直樹君。

［登壇］

○５番（平　直樹君）　ありがとうございました。

ざっくり足すと１万３，０００名程度ですかね。じゃあ、現状の課題はどのように捉えておりますか、教えてください。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、笹本義臣君。

［登壇］

○経済部長（笹本義臣君）　これも代表して私のほうからお答えさせていただきます。

課題はという問いでございます。

竜門ダムＰＲの面では、ボート体験のほか、キャンプ場やサイクリングコース、ダムのおなか探検、こういうものなど、さまざまな体験活動を行うことができますが、その魅力を観光客などにうまく発信できておらず、龍龍館を初め、周辺施設への来訪者が少ないことが課題と捉えております。

次に、施設の管理面でございます。

国から除草作業を受託し、地域住民の方々へ年２回の委託を行っておりますが、

受託範囲が広く、夏は草やカズラが繁茂し、除草が追いつかないというのが課題となっているところでございます。

最後に、ボート競技の面では、全日本ジュニアボート選手権、全日本マスターズレガッタ大会、全国インターハイボート競技などの誘致をしてまいりましたが、来年度以降は、全国レベルでの大会誘致ができてないということが課題となっております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　平直樹君。

［登壇］

○５番（平　直樹君）　ＰＲ不足と、あと、ボート大会の誘致に関しては、なかなか相手様がいらっしゃることなので、できてないから何やってんだというつもりはないですけども、単純に草刈りが追いついてないというのは、もう本当に多分皆さんが思っているところなのかなというふうには思うんですよ。

じゃあ、課題を抱えていらっしゃる、持っていらっしゃる中で、どのようにそれを克服していこうと考えているのかと、あと、その時期ですよね。時期的なものも持っていらっしゃると思うので、そこを教えていただいていいですか。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、笹本義臣君。

［登壇］

○経済部長（笹本義臣君）　課題に対しまして、いつごろまで対応していくのかというご質問でございました。

まず、商工観光課のほうから申し上げます。

本年度、令和２年２月をめどに、市の観光パンフレットの刷新を予定しております。先ほどの課題を踏まえ、新しい観光パンフレットに竜門ダム周辺の魅力を盛り込むほか、さまざまな機会を通じてＰＲを行ってまいりたいと考えております。また、龍龍館にも新しくテナント事業者も入ってきましたので、連携して集客につなげてまいりたいと考えております。

次に、除草業務につきましては、地域住民の方々と協力しながら進めてまいりますが、国の受託でございます。国との受託内容について協議をしてまいりたいと思っております。

ボート競技につきましては、インターハイが終わった令和２年度からは、従来にも増して、高校や大学、企業向けのボート合宿の誘致にも注力してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　平直樹君。

［登壇］

○５番（平　直樹君）　観光パンフレットをつくってお配りするというのは、多分これまでもされてきたことと思うんですけど、ご縁があって、私、いろんなところに行く機会も恵まれて行くんですけど、やっぱりそこで、行った先で、全然知らない自治体の方から、紙媒体をもらって、きてくださいと。もらって、果たして行くかなと、やっぱり誰もが思うと思うんですよ。なぜなら、そういうときには、ほかの自治体の方々もたくさんいらっしゃって、もらおうと思えば、いっぱいパンフレットをもらうからですね。その先に行かなければ、竜門ダムの立地条件というのは、例えば、じゃあ、熊本空港から見たときに、何分かかりますかというふうなことだと思うんですよね。なので、パンフレットを配って、新しいテナントの方と連携をしてＰＲをするというふうなお答えは、現実的にはお客さんはふえないだろうなというのは、済みません、耳の痛い話かもしれませんが、それでは今まで同様かなというふうに思います。

草刈りのことに関しても、すぐ何かができるというのも確かに思いませんが、何か新しい企画やら何やらを考えて、その地域の人以外の方にも、龍龍館を中心としたその竜門ダムあたりの草刈りに参加していただけるような何か知恵を出さないと、やっぱりどんどんどんどん草が生えますから、そういったことも必要なのかなと思いますと、ボート合宿の誘致こそ、やっぱりどんどん予算を使ってでもやっていただいて、来ていただいてというようなことをしていただこうと思うんですけども、ちょっと単純に考えて、竜門ダムとその周辺の施設等々を考えたときに、どうしてもやっぱりコアになっていくのは龍龍館かなと思うんですね。

市外の方もしくは市内の方でもいいんですけれども、利用者の方が、まずどこを向かっていくのかといったら、やっぱり龍龍館だと思うんですけども、その龍龍館についてなんですけども、平成２７年度ですか、大規模改修として約５，０００万円の予算も投じてリフォームをしております。その際に、以前、業務をお願いしていた業者さんの・・・・・・・・・・・・・・というのが、調べていくうちにわかってきました。それ自体は全然問題ないと思うんですが、ところが、その業者さんは、今回の契約の任期満了に伴って、公募に手を挙げられることはありませんでした。ただ、１者、挙げられたのが、現在、店舗で契約されている株式会社ＭＯＦＦさんというところなんですけども、なぜ、じゃあ、前の業者さんは、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・リフォーム工事をして営業をしていたにもかかわらず、その龍龍館から手を引いてしまったのかというところがポイントかなと。その大きな要因はもうからないからかなというふうに思うんですね。そこまで、何というか、・・・・・・・・・・・・、特に厨房器具等を中心に、５，０００万円ってすごい大き

なお金ですからね。それをやって、企業としては、そこで引くというのは、もうからないから引くというのは、これは企業としては当然だと思うんですね。一企業であるその会社さんが、そこまでしても、そこまでリフォームをしたとしても、継続を不可と判断せざるを得なかったのかというのが、すごい大切なところなのかなと思うんですね。

では、現在のその株式会社ＭＯＦＦさんというところは、それを知っていて、何で手を挙げてくれたのかと。なぜ、自分たちにさせてほしいというふうに言われたのかとお話をお伺いしますと、やはりそこにはもう強力な郷土愛がありました。代表の方が龍門出身者ということも大きな要因であると思いますが、そこで、ちょっとお尋ねしたいんですけども、これまでも予算もかけました。郷土愛のあふれる方が先方に入られたと。あとは、どんな方向性で運営をしていくかだと思っています。まさか、これまでと同じようなことを同じようにやっていこうとは思っていらっしゃらないと思うんですよ。それと同じような結果が出るのは、これは必然ですから、もうからなければ継続はやっぱり難しいと思うんですね。それを郷土愛あふれる方々に、郷土愛だけで継続を頼むのも、これもお門違いだと思います。

田舎は、ちょっと下手をすると、金もうけは悪だと捉える向きがあるところがあります。地域づくりはボランティアでなければならないというふうな固定概念があるところも私は感じております。でも、実際は違って、そこで運営費が捻出できなければ、やっぱり継続はできないと私は思います。人が動けばお金が動きます。逆に言えば、そのもうけをしっかり出してもらえるようなお金の動きをつくるということは、そこに人の往来があって、活気が生まれていくということだと私は考えております。

そこで、最初の一歩ですよね。とても大切なところなんですけども、顧客ターゲットですね。お伺いしたいのは、市として、龍龍館のお客さん、龍龍館に来ていただきたいお客さんという、その顧客ターゲットはどのように捉えているのかを教えていただきたいんです。その誰を、どの地域の人たちをというので、価格や、打っていく戦略等々は変わっていくのは、これは当たり前の話なので、市がどのように顧客ターゲットを考えているのかを教えてください。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、笹本義臣君。

［登壇］

○経済部長（笹本義臣君）　平議員のご質問にお答えします。

一つ訂正をさせていただきたい部分がございまして、前回入られている業者の方、現在の業者じゃない方なんですけども、その場合は、もう龍龍館できておりまして、・・・・・・・・・・・・・・改修にはちょっと入ってないというところでござい

ます。

今、その上で、お答えをいたしたいと思います。

前回入られている方もそうだったんですけれども、龍龍館につきましては、前回、平議員が言われたように、お客様が来なかったというのがやっぱり一番大事であると思います。当時、前回入られている方も、自分たちでいろんな催しをしながら、お客様を集めて、龍龍館の運営から、竜門ダムのほうにもお客様を連れていこうというような考え方でいらっしゃいました。

それと同じように、今回、我々市のほうも考えますのは、龍龍館のお客様のターゲット、これについては、やはりアウトドア関係で若いお客様を呼んでいきたいというふうには、一つ、考えているところです。

もちろん竜門ダム周辺の中山間地の景観、いろんなものもございますので、ターゲットは幅広いほうがいいとは思いますけれども、やはりあの竜門ダムというところで考えますと、どうしてもアウトドアあるいはスポーツ系になると思いますので、そのあたりはきちんと押さえていくべきかなというふうには考えているところです。そのため、竜門ダム全体、周辺の湖面も含めた中で、いろんな今、アウトドアの業者さんも入られてやっております。あのあたりを伸ばせればいいのかなというふうには考えているところではございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　平直樹君。

［登壇］

○５番（平　直樹君）　その龍龍館のリフォームに関して、・・・・・・・・・はなかったということですが、私が調べた中では、特に調理器具等々には・・・・・・・・・・・・・と伺っていたんですけど、私の勘違いだったら、済みません、そこは訂正、カットをお願いいたします。

今の部長の答弁によりますと、アウトドアでスポーツ系でというふうに言われると、私が聞きたかったのは、まず、市外の方なのか、地元の方にも向けてのものなのか、例えば熊本市内の方なのか、福岡市の方なのかというような、もう少し明確なお答えがいただきたかったんですけど、それは、市としてはそう考えているということで承知しました。

では、その龍龍館、本年度の目標の売り上げとか、目標の来場者数というのを数で教えていただけませんか。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、笹本義臣君。

［登壇］

○経済部長（笹本義臣君）　龍龍館の来場者数の目標というご質問ですけれども、申し

わけございません、今、手元に資料ございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　平直樹君。

［登壇］

○５番（平　直樹君）　あくまでも、市として、これぐらいの人数に来てもらいたい、これぐらいの売り上げを上げてもらいたいという、その目標値ですから、わかった段階でいいので、教えていただければというふうに思います。

なぜ、私がここまで龍龍館にこだわるかといいますと、先ほども言いましたが、やっぱりあそこ、竜門ダムとその周辺を考えたときに、あそこがコアになる、核になっていく施設であるというふうに考えているからです。

龍龍館があって、その前に広場があると思うんですけど、ちょっとこれから先は提案なんですけども、ここをキャンプをされる場所にしていったらどうかなというふうに考えております。地図を持ってくるのを忘れたので、皆さんに見せながらというのができないんですけど、実は、その竜門ダムの周辺の地域に風の広場というところがありまして、そこはキャンプができるよというようなところです。でも、それはすごく龍龍館からは結構離れていった場所にありまして、なかなか知る人ぞ知るというか、キャンプをするにしても、そのキャンプの結構レベルの高い人というか、そういう方がするようなキャンプであります。

なぜ、そのエントランス広場、あそこの芝生広場がありますよね。あそこをキャンプ地としてすればいいんじゃないかなというのは、私もちょっとビギナーですが、家族でちょこっと年に１回行くか行かないかぐらいのキャンプに行くんですけど、私が行けるようなレベルのキャンプだったらどうかなと思うんですね、子どもがいて。何が一番いいかというと、そこそこいろんなところへ行ってキャンプしますけど、こんなに近くに温泉があるところってないんですよ。もう結構山のほうまで行ってキャンプで泊まるときには、温泉に入りたいと思えば、車で３０分も４０分も行かなきゃいけないとか、そう考えたときに、菊池の竜門ダムでキャンプをするというのは、街うちも近いですし、何よりも、私は日本一いいと思ってますけど、温泉も近くにあるというのは、キャンプ地として考えたときに物すごいセールスポイントになると思います。

実際に、あそこに訪れる市外・県外の方は、ここでキャンプできないんですかというようなお問い合わせもたくさんあるやに聞いております。どこができる、できないというのはいろいろあると思うんですけど、まず、このエントランス広場、あそこの芝生の広場を含めて、キャンプができる場所というふうな考えはありますか。

○議長（柁原賢一君）　建設部長、中村喜範君。

［登壇］

○建設部長（中村喜範君）　改めまして、おはようございます。平議員のキャンプ場の利用についてということでご質問がございましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、先ほど議員のほうからもございました風の広場キャンプ場というのがございますが、このキャンプ場につきましては、風景もさることながら、静かな場所にあり、利用料が無料ということで、現在、人気のスポットと徐々になっているということで聞いております。

そこで、龍龍館がございます、あのエントランス広場といいますが、そのエントランス広場のキャンプ場ということで、地域の方のほうから一度提案があっておりますので、その辺を、今、竜門ダム管理支所と協議を行っている状況でございます。その後、国交省の菊池川河川事務所との協議も必要ということで、そちらのほうに今後は協議を持っていくというところで進んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　平直樹君。

［登壇］

○５番（平　直樹君）　とても前向きなお答えだったと思います。ありがとうございます。

私も私なりに調べて、まず一番最初に、誰がということではないですよ。誰がということではないですが、キャンプ地としてやったらいいんじゃないかというようなことをまず窓口に言ったら、そこで、あそこはできませんというふうに職員さんに言われました。そうなのかなと思って、その足ですぐ竜門ダムの管理のところに行って、支所長さんに一応面会させていただいて、お話を聞いたら、いやいや、そんなことありませんよと。竜門ダムとしては、もう特にあそこに人に来ていただきたいという思いを強く持っていますというので、もう全く印象が違うようなお言葉をいただきました。

それからまた、いろいろ調べを進めていく上で、ここはできる、ここはできないというのはあると思うんですけども、竜門ダムとしては、ぜひ進めていきたいというふうなお答えをいただいております。

それがいつまでにとか、そういうことではないんですけども、いろいろ調べていくと、あそこの竜門ダムの場所は国のものであって、それを菊池市がそういったところで管理をするというようなところで、そういうルールというのが許可をいただいて、国土交通省九州地方整備局さんのほうに、菊池市として、こういうふうな使い方をしたいですよというようなことをやっているみたいですね。それを私なりに

調べて、許可申請書というのを竜門ダムのほうに出していただいてやっていると。

この資料を情報開示請求をして、いただいて、もう一回、これを持って竜門ダムの支所長のところに行って、こういうふうなところで、例えば、じゃあ、キャンプという名前を載せられるかと、市のほうからそういった打診があったときには、検討していただけますかというふうに言ったら、それはもう前向きに検討していきたいというお言葉までいただいておりますので、あとは、どこかの地方じゃありませんけど、三方よしですよね。利用者の方もよし、管理者もよし、あそこの方々もよしと。地域の方々もそこで活気が生まれてよしというふうなきっかけに私はなると思いますので、この資料をつくりかえるという前提で、しっかりお話をしていっていただきたいなと思いますけど、そこで、先ほど風の広場のキャンプ場は無料であるというふうなお答えをいただきました。菊池市にはもう一個、旭志に四季の里がありまして、そこにもキャンプ場があります。そこには条例の中でキャンプ場とすると。もちろんそこの条例の中で幾ら幾らというふうにうたってありますので、そこは、私はお金はしっかり取ったほうがいいと思うんですよね。ただでどうぞということではなくて、今後、例えばエントランスの広場もキャンプ場としてやっていこうとなった場合には、きっちり料金もらって当たり前です。先ほども言いましたけど、もうけを出して、それは悪いことじゃありませんので、そこら辺もやっぱり含めて、料金も含めて、ほかのキャンプ場との整合性も図りながらやっていっていただきたいと思うんですけど。

あと一つ、先ほども言いましたけど、龍龍館のお話をすると農政課なんですかね。エントランス広場ってなると土木課と、ボートをする湖面になると社会体育課というふうに管轄が違います。これはいわばお役所のルールであって、利用者の方からするとすごくわかりにくいと思うんですよ。ダムとその周辺というふうに考えたときに、そこの窓口というのはやっぱり一元化されたほうがいいと思うんですね。直接市役所に電話する人って多分いないと思うんですよ、利用したい人は。多分龍龍館に行くか、龍龍館に電話をすると思うんですよ。そこでいろいろ分かれていると、ちょっと本当に時間がかかると思うので、そういった窓口の一元化の考えはありませんか。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、笹本義臣君。

［登壇］

○経済部長（笹本義臣君）　窓口の一元化のお話ですけども、前に、目標値の数字がわかりましたので、申しわけございません、今、お答えさせていただきます。

龍龍館に関しましては、まず、売上目標は、年間でございます、６５０万円。来場者は１万人を目指しております。

以上、先ほどのご質問にお答えします。申しわけございませんでした。

改めて、窓口の一元化というところでございます。

私どもにとりましても、やはり利活用、お客様の立場から見ますと、将来的に一元化することが望ましいと考えております。ただ、競技用のボート、カヌーでございますけれども、この場合は一般の方だけでの利用となりますと危険が伴うことから、競技者向けのボートと、一般用で窓口を区別する必要があるかなというふうには考えております。

今後も、竜門ダムの利用者に対する窓口の一元化については、いろんな業者さんも入られておりますし、そのことも含めて、今後、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　平直樹君。

［登壇］

○５番（平　直樹君）　６５０万円で、１万人という数字を掲げられたわけですから、そこはもうその店舗の方と情報を共有して、その目標を達成、１００％以上は悪いことはございませんので、それに達成できるように努力していただければなと思いますが、湖面の利用も、やっぱり自分なりに考えてみましたが、先ほどの話に戻りますけど、じゃあ、親子、小さい子どもがいるよというような、子どもたちを連れたキャンプの人たちがやって来たとして、ダムがあって、ちょっとボートに乗れるよというのも、物すごくアクティビティとして魅力だし、観光協会さんが進めている、その着地型というやつですよね。体験型というものと物すごく一緒になっていくと思うので、そういったところも、やっぱり龍龍館を拠点とした周辺地域の利活用というもので、観光資源としては物すごく魅力を秘めていると思いますのでいいんですけど、あと、昔、ちょっと聞いたことはあるんですけど、何か湖面に浮かべる舞台があると。何かそういうのがあるというふうに伺ってて、今、それは引き上げているんだと。一度、国体か何かのときに、そこで能を舞ったことがあるというようなお話も聞いております。それ、済みません、私の不確かな情報なのであれですけども、そういったことができれば、もっと利用の幅は広がっていくと思いますし、ちょっとあれですけど、最近、読んだ本で、反骨の市町村という本が、これ、キクロスで借りてきましたけど、この本の一節にもありますけども、できない理由より、できる方法を、とにかく始めろというようなことを住民みずからが意識を変えることが地域活性化の第一歩となる、というような一節がありました。私も、別に市役所の方々だけにやれとか、例えば店舗の方々にしてほしいとかいうことではなくて、ただ、やっぱり草刈りの問題もそうですけど、やっぱり地域の方にご尽力

いただかなければならないとなったときに、役所と地域の方の間に入っていただくのも、その店舗の方々の役目になっていくのかなというふうに思うと、やはり良好な関係を築いていって、全体的に盛り上がればいいなと思うんですけど、最後に、市長が、あの竜門ダムとその周辺地域をどのように、今後、やっていこうというふうに考えているのかというのを教えていただければと思います。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　竜門ダム周辺に対する私の展望というご質問でございます。

竜門ダムの周辺一帯といいますのは、特に、ボート場は、ご存じのとおり、西日本で唯一というふうに聞いておりますけども、２キロメートルの直線がとれて、波なし風なし流れなしということで、大変優良コースであると定評をいただいております。

実は、これだけではなくて、ほかにないような美しい自然景観が広がっておりますし、特に菊池渓谷との接続もいいんですね。それから、ご指摘のとおり、温泉地にも近いと。それから、ちょっと目を転じますと、八大龍王神社であるとか、聖護寺であるといったふうな、非常に魅力的な文化資源もあるということで、近隣の市町村にない、非常に魅力的な拠点になる潜在性を秘めているというふうに、従来からそう考えております。

そういうことで、私、就任以来、竜門ダムをもっと基地化していこうということで力を入れてきたわけであります。大きく言いますと、竜門ダムだからこそできる特徴的なスポットとして特色を出していきたいと思ってまして、大きく言えば、このスポーツ、そして、アウトドアの中核拠点として育成していきたいということを展望しています。

二つの柱で考えておりまして、柱の一つは、当然ボート場としての強化、特に合宿ニーズというのは、大きな大会ですと何年に１回しかありませんけども、合宿ニーズは非常に根強いものがありまして、合宿になりますと必ず宿泊につながるんですね。去年でも、たしか数千泊あったと記憶しております。その宿泊された方は若いときから来ていますので、将来もずっと固定ファンになる潜在性が非常に高いということです。そのために、近年、艇庫の横にトレーニングルームもつくりましたし、また、リギング広場のほうにも新たにトイレを整備しましたんで、利用環境は大幅に改善しているというふうに思います。ですから、一層の合宿ニーズを取り組んでいきたいというのが一つ。

それから、二つ目の大きな柱は、今後の新しい柱というふうに期待しておりますけども、広義のアウトドアスポーツ拠点としての展開を考えたいと、期待したいと、

こう考えています。例えば、カヌーや、サップというふうな新しいものがありますけど、まとめて言えば、ウオータースポーツが一つ、そしてまた、周辺の山歩きやサイクリングなどのスポーツ、そしてまた、近年人気のキャンプといったふうなアウトドアのニーズは大変大きいというふうに考えております。そのいずれも、いわば滞在型のレジャーですので、固定ファンにもつながりやすいし、宿泊、温泉等の経済効果にもつながりやすいというふうに見ております。

ただ、問題は、そういうふうにやりたいことはある程度見えているわけですけども、市役所が実際に商売するわけじゃないものですから、非常に今まで、このプレーヤーがなかなか好適な人がいなかったということで悩んでいたわけですね。今回、ご指摘のとおり、地元出身の地元愛に非常に満ちた方々が中心となって、これに挑戦していこうという気概をもって、今、やっていただいていますので、大変期待をしているところでございまして、特に龍龍館が今申し上げたことの中心施設となるということを期待しておりますけども、そこにはできれば飲食だけではなくて、さっきから出ております水のスポーツ等を含めた、あるいはキャンプも含めたサービスの提供の窓口機能ですね。それから、やはり、例えばスポーツで来た方にも、聖護寺というのもありますよとか、そういうふうな一つのコンシェルジュ機能、こうしたものを担っていただけると、大変充実してくるなというふうに考えております。

もし竜門ダムの周辺に、龍龍館を中心にこうした機能が充実してくれば、これは私の、癒しの里構想の中で、四つの里というのを申し上げていますけども、その中のスポーツの里の中核拠点となっていくことを期待しているわけでございます。

将来的には、このスポーツの里の中核拠点に人を集めて、それが温泉街、あるいはほかの菊池渓谷等のスポット、それから民宿、あるいは旅館、そうしたものにつながっていって、経済効果につながればというふうに展望しているところでございます。

また、民間主体で今進められています山桜の里づくりというのが、今申し上げたこの竜門ダムのロケーションにさらに差別化、特色化になってくると思いますので、一言で言えば、自然を売りにした菊池というときの名所になってくるということをこれからも推し進めていきたいと、このように考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　平直樹君。

［登壇］

○５番（平　直樹君）　今、市長のお言葉の中に、ボート場、合宿、水を使ったスポーツと山歩き、キャンプというようなお言葉も出てきたし、多分一緒だと思うんですよね。あそこを拠点に観光資源としてと捉えていけば、その市街地のほうにもお客

さんがそこからやって来るというような感じですよね。逆ですよね。中心市街地からダムに行くではなくて、ダムに来た人たちをどう取り込んでいくのかというような考え方が物すごく広がってくると思いますので、ぜひそこは、その店舗の方と、さらにあと地域の方と足並みをそろえて、今の市長が考えられているような構想というのも、早目に地域の方々と情報を共有しながら、こういったことで、竜門ダム、その周辺が観光のコアになっていこうねというような情報共有をしていただきながら、わくわくするようなまちづくりのお手伝いを私も何かさせていただけたらいいなというふうに思いまして、私の一般質問を終わります。

○議長（柁原賢一君）　これで、平直樹君の質問を終わります。

ここで、１０分間休憩します。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

休憩　午前１０時３８分

開議　午前１０時４６分

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東奈津子さん。

［登壇］

○６番（東　奈津子さん）　皆さん、おはようございます。議席番号６番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って質問を行っていきます。

まず最初に、幼児教育・保育の無償化についてです。

幼児教育・保育を一部無償化する改正子ども・子育て支援法が、５月に国会で成立をいたしました。

私も政務活動費を使って、去る５月２４日に、この問題での地方議員のセミナーに参加をしてきました。無償化そのものは大事な施策であり、日本共産党は幼児教育・保育の無償化を推進する立場です。しかし、今回の無償化には多くの問題点や危険が含まれていると指摘をせざるを得ません。

この無償化の財源には消費税１０％が財源とされています。消費税は低所得ほど重くのしかかる逆進性があり、経済的に苦しい世帯を一層追い詰めるものです。その上、保育料は所得に応じて傾斜配分されており、住民非課税のひとり親世帯などの保育料は既に免除されているため、低所得者には無償化の恩恵は極めて限定的か全くなく、消費税による痛みだけが押しつけられるものとなっています。

もう一つ、無償化の対象施設に、認可外保育施設の最低基準を満たさない悪質な施設も排除していないという大問題です。公的無過失保険に入れないようなレベル、保育業界での排除ゾーンと言われるような施設も、５年間の経過措置期間は無償化

の対象となっています。

無償化を審議する国会の参考人質疑で、保育園の事故で生後３カ月の娘を亡くした親御さんから、基準を満たさない施設や事業は保育として適切ではない。保育の内容の差をそのままにして、全てを無償化すれば、国がどれも同様に安全だとお墨つきを与えることになると疑問の声が出されました。

また、今回の無償化によって、これまで教育・保育給付に含まれていた子どもたちの給食費の食材費が公的給付から外されて、食材費の実費徴収となります。保育の現場からは、給食もおやつも保育の一環で、なぜここだけ切り外して実費徴収なのかと批判の声も上がっています。

さらに、徴収などの事務処理も保育園の現場に押しつけられ、家庭の事情で給食費を払えない未納となるリスク、滞納となる家庭へのかかわりなどを保育園が背負うことになりかねません。

最初に、２点質問をいたします。

このような問題点を抱えた無償化のスタートを市としてどのように認識していらっしゃるでしょうか。

今回の条例改正では、改正法附則第４条第２項で、地方自治体で経過措置の適用除外、すなわち、基準を満たさないような劣悪な保育施設については、自治体が条例を定めれば無償化の対象外とすることができるとなっています。菊池市でもこの条例を制定すべきと思いますが、どうでしょうか。

２点目は、給食の副食費の実費徴収についてです。

国の説明によると、１人平均１カ月４，５００円とされています。全国の自治体では、この副食費の保護者負担を軽減するために補助を行っている自治体も生まれています。菊池市でも支援を行った場合、予算はどれくらいかかるでしょうか。また、実施をしていくべきと思いますが、どうでしょうか。

以上、２点質問いたします。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、泉大助君。

［登壇］

○健康福祉部長（泉　大助君）　改めまして、おはようございます。それでは、東議員の幼児教育・保育「無償化」に関するご質問にお答えをさせていただきます。

まず、本市における認可外保育所の基準を定める条例制定についてでございますが、本市におきましては、現時点では待機児童が発生しておらず、また、出生数も下がってきていることから、国の基準を満たさない認可外保育所の新設の可能性は極めて低く、また、５年の経過措置につきましては、法施行後２年をめどに見直しも行われることになっておりますので、現段階で認可外保育所の基準を本市独自の

条例で定めることは考えていないところでございます。

次に、給食費が実費徴収となった場合の徴収方法についてでございますが、今回の無償化に伴いまして、対象となります３歳・４歳・５歳の保育園児の副食費につきましては、議員がおっしゃいますように、実費徴収となるところでございますが、国の方針といたしまして、徴収については施設が利用者から直接徴収することと示されていることから、その方針に従いまして、実施したいと考えているところでございまして、今現在、市内の保育園等とも施設側での徴収というところで、現在、調整を行わせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　東奈津子さん。

［登壇］

○６番（東　奈津子さん）　１点目の条例の制定について、菊池市には待機児童はいないので、認可外保育園が入ってくる危険性もないので、条例制定は考えていないという答弁でした。

この点について、指摘をさせてもらいたいと思います。

まず、待機児童はいないとの答弁でしたが、第１希望に入れない児童、保留児童は１２人いると伺っております。そして、大事なことは、菊池市が、現在、待機児童がいるかどうかではなく、この無償化の抱える質の低下、保育の最低基準が掘り崩されるという事態に、市としてきちんと危機感を持つべきだと思います。どんな施設にも平等に国が無償化をするということは、国が排除すべきレベルの施設の基準を認めるということです。そして、この緩和は、いずれ保育全体の基準緩和につながっていくと私は懸念しております。一つ一つの自治体が歯どめとなる条例を制定することが、国の最低基準を守らせていくことにつながると思います。

また、菊池市でも、現在、保育士不足から、既存の施設では受け入れ困難となる事態も予想されており、そこへ基準の緩和された認可外が突然入ってくることも、可能性はゼロではありません。この認可外は、ご存じのように、市町村ではなく、県に届け出をすれば自由に入ってくることができます。市として、入ってくることを何らとめる手だてはありません。自治体として条例を制定して、事前にきちんと安全を宣言することは、私は子どもの命を守るという点での自治体の姿勢として重要だと思います。この条例の制定は予算を伴うものではありません。自治体の姿勢いかんでやれるものだと思います。やらないほうが私はおかしいと思います。

繰り返しますが、今回の改正では、無償化の対象となる施設に公的な過失保険に入れてもらえないような、そういう危険な施設さえ対象になっていると。認可外保育施設での死亡事故は、認可施設の２５倍と言われております。驚くべき数字です。

私も幾つか、セミナーを通じて、死亡事故の事例、裁判が起こっている事例を読みましたが、本当に痛ましい事例がたくさんありました。特に死亡事故が起こっている施設は、基準違反指摘事項例がないとか、その背景には認可外は保育士配置が３分の１、調理員、補助者がいない施設が多い。こういうことが明らかになっています。部長の今の答弁では、制定の考えはないとのことでしたが、改めて条例制定を検討すべきであることを指摘しておきます。

次に、２点目の質問、予算は幾らぐらいかと、補助をした場合、約３，８００万円ということでした。

それで、もう１点、１回目に質問した中で、ここに市として支援、補助をすべきではないかという質問のところが、まだお答えいただけていないかなと思いますので、改めて質問いたします。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、泉大助君。

［登壇］

○健康福祉部長（泉　大助君）　東議員の再質問にお答えをさせていただきます。

済みません、回答が漏れておりました件をおわび申し上げます。

全額補助した場合の給食費のまず金額についてでございますが、無償化によりまして、副食費の実費徴収の対象となります保育園児の本年６月１日時点の人数が６８９人で、仮に保護者が負担する副食費を市が補助するとなった場合には、国が示しております給食費の目安でございます月額４，５００円を用いて算定いたしますど、大体年間、議員がおっしゃいましたように、総額が３，７２０万６，０００円となるところでございます。

これに対しまして、議員がおっしゃいますように、全額を市が補助する考えはないかとのご質問でございますが、今回の幼児教育・保育の無償化におきましては、対象となります保育園児のおかずやおやつに当たります副食費が実費徴収となっております。給食費につきましては、在宅にて子育てされる場合におきましても生じる費用でございますし、授業料が無償化されております義務教育の学校給食や、ほかの社会保障分野における自己負担もされていること、また、従来より保護者が負担することが原則であるとの指摘がなされていることを踏まえまして、主食費は実費負担、副食費は保育料の一部としてご負担いただいているところでございます。

今回、国から、保護者から実費として徴集している給食費は無償化の対象から除くとの方針が示されておりまして、本市におきましては、このことを踏まえ、これまでどおり、主食費・副食費ともに保護者負担をお願いする方向で検討しているところでございまして、現時点では本市が全額補助を行うことは考えていないようなところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　東奈津子さん。

［登壇］

○６番（東　奈津子さん）　今、答弁で、給食の副食費は保護者負担でお願いしたいという答弁でした。

予算でも３，８００万円かかるということで、小さい額ではありません。それなりの予算は伴います。しかし、今、部長答弁の中で、うちでいても御飯は食べるのだから、保護者負担でもいいじゃないかみたいな答弁がありましたが、ここはちょっと私と認識が違うかなと思うんです。給食というのは保育の一環です。厚労省の通知の数々に、保育内容の一環として給食を位置づけることがきちんと述べられております。保育園の給食は単なる食事の提供ではありません。このことはしっかりと認識をしていただきたいと思います。

また、今度の無償化スタートに伴って、大きな問題があります。多子世帯、３人目以降のお子さんが保育園に通う事例が問題となります。現在、県として負担し合い、保育料はこういう世帯は全額無償です。もし実費徴収となれば、３人目以降のお子さんに関しては丸々負担だけがふえることになります。無償化に逆行することになります。私は、この点については、ぜひ菊池市としても県に意見を伝え、新たな負担が生じないようにしていただきたいと思います。

補助は考えていないということで、予算も伴うもので言われたんですけど、私は、ここで、その予算、財源をお示ししたいと思います。今回の無償化によって、地方自治体の負担割合が減ります、保育料に補助するですね。今まで国の示す保護者負担を市独自が軽減をしていたと。そういう努力があった分、無償化になって負担が減ります。それ、どのぐらい減るのかというのを事前に担当課からも資料を示していただいて調べましたら、仮にですけども、現段階で約９，２００万円、市の負担が軽減されると。かなり大きい額です。私はこの浮いた分のお金をどう活用するのか、このことがやはり自治体には問われていると思います。

実際に無償化に伴って保護者負担とならないように、食材の補助を実施する動きが、先ほども言いましたが、全国で上がっています。兵庫県の加西市、明石市、京都府の井手町であります。また、都道府県単位では、秋田県が保育無償化に伴う給食の無償化に伴う実費分を予算を提案しております。ぜひ菊池市でも、この浮いた分のお金の活用をして補助を進めていくことを検討していただきたいと思います。

次に、給食費の実費負担について、再度、質問をさせていただきます。

仮に、これが丸々保護者負担となった場合、どこが、誰が責任をもって徴収するのか、この問題が発生します。園の徴収となれば、園の徴収事務負担がふえ、家庭

の事情で滞納する世帯へのかかわりも保育園の負担となります。そもそも給食費は保育に要する費用に含まれ、委託費の一部です。市町村が徴収して、園に委託料の一部として支給する、私はこれが現行法の本来の姿であると思います。保護者負担となった場合でも、市が責任をもって徴収すべきと思いますが、この点はどうでしょうか。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、泉大助君。

［登壇］

○健康福祉部長（泉　大助君）　東議員のご質問にお答えをさせていただきます。

給食費の徴収については、市がすべきではないかとのご質問でございますが、先ほど申しましたように、国の方針として、徴収については施設が利用者から直接徴収することと示されていることから、その方針に従って、実施したいと考えているところでございます。

ただし、保育園に徴収をお願いすることになった場合におきましても、保育園等との連携を図りながら、保護者からの申し出があった場合には、児童手当からの徴収を行うなど、スムーズな収納に向けて、可能な限り協力し、保育園等の負担が過度にならないよう進めさせてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　東奈津子さん。

［登壇］

○６番（東　奈津子さん）　今の答弁では、徴収となった場合も、国の方針に従って園で徴収してほしいという答弁でした。

繰り返しますが、これは園にとっては本当に大きな負担となります。今でも不足している保育士不足に拍車をかける事態になると思います。現行の保育料と同様に、自治体がやはり徴収すべきであることを指摘しておきます。

今、部長の答弁の中にもありましたけども、５月３０日に国が自治体向けに説明会を行って、資料が配られております。私もコピーですけど手元にあります。幼児教育・保育無償化の実施に伴う食材費の取り扱いについてという資料です。この中で、滞納者に対する市町村のかかわり方について検討すると述べられています。すなわち、滞納に対する対応を園任せにしないということが具体的に国から通知がされております。

連携をしていきたいと、児童手当などの活用もしっかりしていきたいということが言われました。確かに、児童手当というものは、保護者の理解のもとですけども、園が直接そこに触れることはできません。だからこそ、やはり市がきちんと関与して、連携をしていただきたいと思います。

最後に、市長にお伺いします。

この無償化スタートに当たっては、今、述べましたが、さまざまな問題点、危険が懸念されます。当面５年間はどんな認可外施設でも無償化の対象になり得ります。そこの歯どめをかけるために、市町村が特別に条例を定めるべきであると質問しましたが、部長答弁では、考えていないという答弁でありました。子どもたちのかけがえのない命と安全を守るためには、条例は考えていないとすっぱりと退けるのではなく、私は検討すべきであると思いますが、市長はどうお考えでしょうか。

また、給食費の実費負担についても、財源もお示ししました。補助をすべきと思いますが、どうでしょうか。

以上、２点、市長の見解をお伺いします。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　無償化に伴う条例の件、それから、副食費の徴収の件でございますけども、まず１点目につきましては、先ほどの健康福祉部長が答弁しましたとおり、今回の幼児教育・保育の無償化につきましては、保育の質は確保できるものというふうに考えているところでございます。

無償化となった後でも、引き続き、県との連携を密にして、指導監査や確認監査等によりまして、保育の質の確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、２点目の給食費の徴収の件でありますけども、これも国の方針に従って進めていくことになりますが、決して施設任せにするのではなくて、保育園等と連携を図りながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　東奈津子さん。

［登壇］

○６番（東　奈津子さん）　１点目の危険性を考えれば、歯どめをかけるべきだという質問でありますが、市長の答弁でも部長と一緒で、質の確保はできるという答弁でありました。

繰り返しますが、私はそうは思いません。入ってこようと思えば、市としてはどんなに手を打っても、とめることはできません。一旦入ってしまえば、そこは保護者と経営との直接契約であって、市の手は届きません。一旦事故が起きれば、取り返しがつかない事態となります。

今回の無償化は、排除されなければならないような施設にも公的なお金が投入されます。これは保育水準を掘り崩すことを、国みずからがやっていることです。菊池市は、現在、施設がないからという観点からかもしれませんが、そういう次元の

問題ではありません。一つ一つの自治体が歯どめとなる条例を制定することが、国に対して、保育に対する公的な責任はどうあるべきかという姿勢を示すことであり、子どもの命と安全を守る基準をこれからもしっかりと守っていくことにつながると思います。

保育制度は、政府・与党によって規制緩和路線が推し進められてきた結果、質・量ともに深刻な問題を抱えています。待機児童を解消するための認可保育園の整備、保育士の配置基準や処遇の改善は待ったなしの課題です。そうした課題に向き合わずに、無償化を早急に優先するだけでは矛盾を拡大するだけです。全ての子どもたちに良質な幼児教育・保育を保護者の負担なく提供する立場で、国にしっかりと意見を上げると同時に、地方自治体として、できる限りの最善の施策を行っていくことを要望しまして、次の質問に移ります。

次に、保育士の処遇改善について質問します。

保育士確保のためには、保育士の皆さんの処遇改善を進めることが欠かせません。全国でも県内でも保育士不足が深刻な問題となっています。菊池市でも子どもの数は減っているものの、保育士不足により、施設の余裕はあっても、子どもたちを受け入れることができない事例も生まれかねないと伺っております。

そこで、最初に、２点質問します。

１点目は、菊池市における保育士不足の現状はどうでしょうか、お聞きします。

２点目は、菊池市が行っている保育士の確保や処遇改善の施策について、どういった支援が行われているのか。また、県内でも大津町や荒尾市など、独自に処遇改善に取り組んでいる自治体が広がっています。ぜひ菊池市でも独自の支援を行っていくべきと思いますが、どうでしょうか。

以上、２点お聞きします。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、泉大助君。

［登壇］

○健康福祉部長（泉　大助君）　東議員の保育士の処遇改善に関するご質問にお答えをさせていただきます。

まず、本市におきます保育士の状況についてでございますが、本市における保育士の雇用状況でございますが、議員もご存じかと思いますが、保育所等の職員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準で定められておりまして、いずれの施設も職員の配置基準を現在満たしているような状況でございます。

次に、市におきます保育士の確保に向けた取り組み及び市独自のそういった助成制度を設ける考えはないかということのご質問でございますが、保育所等における人材確保につきましては、本市独自の取り組みとしまして、菊池市保育士等人材バ

ンクを設置し、市内保育所等での就労を希望される方と保育所等との橋渡しを行っておりまして、一定の成果を見ているところでございます。

また、本市独自の取り組みではございませんが、保育補助者雇上強化事業によります保育環境の整備や処遇改善加算等による保育士の確保に努めているところでございます。

議員がおっしゃいました家賃補助等の支援につきましては、本市におきまして、先ほど申し上げましたように、保育士不足に伴う待機児童が発生していないことや、また、配置基準を満たす保育士の確保もできていることから、現時点では考えてはいないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　東奈津子さん。

［登壇］

○６番（東　奈津子さん）　基準は満たしているので、また、待機児童は発生していないので、今のところ、新たな独自の支援は考えていないという答弁でした。

果たして、基準は満たしていると、だから、大丈夫だと言われましたけども、私は疑問を感じます。実際に菊池市で保育士をされている方々からお話を伺いましたが、現場はとても苦労していらっしゃって、保育士が足りているという状況では決してないと、私は話を聞く限り、そう認識をいたしました。

ここで、改めて、大津町と荒尾市の取り組みを紹介します。直接お話を伺い、関連資料もいただきましたので、ご紹介させていただきます。

大津町は、今年度から保育士就職支援助成金を開始しました。対象は庁内の保育施設に就労する保育士、助成額は、就労支援金ですね。保育士になったときに１０万円、さらに町外から転入して就職した場合には５万円の加算があります。現在、１０人が対象で、さらに町外からは３人ほどを見込んでいるということでした。予算的には今年度は２００万円計上されているということです。

次、荒尾市ですけども、申込書を手に入れました。荒尾市は保育士さんを応援しますという見出しのパンフレットですけども、昨年から実施をされて、ここは家賃補助です。荒尾市に転入した保育士の方に家賃の半額、月２万５，０００円までを最大３年間補助をされています。実績としては、昨年から３名の申し込みで、予算としては、今年度７名分、２１０万円を計上されています。

私、特に感心をいたしましたのは、大津町では、この取り組みに始まる昨年の１２月に、町内の保育園の保育士さんにアンケート調査を実施されており、保育士さんの実際の労働環境や悩みなどを具体的につかむ努力をされています。

先ほど部長の答弁で、基準は満たしているから大丈夫との答弁がありましたが、

私は菊池市でも、大津町のように、現場の実態をつかむ努力が必要だと思います。

では、国の基準を満たしていればいいのか。私はそうは言えない現状があると思います。国の基準を満たしていても、子どもの安全を守るのは大変です。日本の基準というのは、諸外国と比べてもおくれています。日本小児科学会の雑誌で紹介されていますが、１歳児は６人に１人の保育士の配置基準ですが、これでは安全基準は不十分だと専門家から指摘されています。この雑誌の報告によると、１・２歳児は、保育施設にいるほうが、全国平均、つまり、家庭で保育するよりも死亡率が高いという結果です。それだけ目が行き届かないということです。お昼寝の時間の突然の予期せぬ死亡事故や、誤嚥事故の多い１歳児、これをとても６対１の基準で手元は観察し切れないという報告が上がっています。プール事故も３歳から５歳児に多いです。配置基準は、３歳児は２０人に１人、４・５歳児は３０人に１人、この現状を見ると、子どもの安全にとっても安心はできないということが言えます。

最後に、市長にお聞きします。

菊池市でも保育士の確保は大きな課題だと思いますが、市独自の新たな施策を実施すべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　保育士確保に対する独自策はいかがかというご質問でございます。

先ほど来、健康福祉部長が答弁しましたとおりでございますが、本市は独自施策として、菊池市保育士等人材バンクというものをこれまで進めてきたわけであります。大津町さんあるいは荒尾市の例をご紹介いただきましたけども、こうした金銭面での補助という形ではなく、私どもはそういう形での人材バンクという形で、あらかじめ進めておりましたそういう備えが、今、奏功しているのかなというふうに考えているところでございます。これに国や県の助成事業等を活用しながら、今後も保育士の確保に努めてまいりたいというふうに考えています。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　東奈津子さん。

［登壇］

○６番（東　奈津子さん）　既に人材バンク等の独自支援をしているので、新たな支援策は考えていないということでしたけども、私は、繰り返しますが、これでは足りないということは現場がやっぱり物語っていると思います。保育士不足の背景には、全産業平均より１０万円も低い賃金、長時間、過密労働があると言われています。繰り返しますが、保育関係者の方からのお話を聞きますと、賃金単価全体が低過ぎ

ることと、職員配置基準が実態と乖離していて、その低い賃金単価さえも保障することが困難だということです。本来、保育士の仕事というのは、子どもたちの成長にかかわるとてもとうとい仕事です。しかし、その条件のために仕事を諦める人も多いのではと考えています。

荒尾市の担当の方にお話を伺ったところ、先ほど紹介した家賃補助の支援策の目的には、保育士の確保と、もう一つ、移住・定住促進があると言われました。今年度、荒尾では新たに２名の申し込みがあっているそうです。この方たちは２人とも、この支援事業があるので、荒尾市の保育園に、引っ越しして働くことを決めましたと言われているそうです。他市の実績から見ても、予算的にもそれほどかかるものではありません。ぜひ私は検討していただきたいと、このことを要望しまして、次の質問に移ります。

次に、子どもの学習支援について質問します。

経済的理由や家庭の事情で学習支援が必要な子どもたちの支援については、２０１７年の６月議会で取り上げましたが、今回、再度、取り上げさせていただきます。

子どもの貧困が大きくクローズアップされる中で、全国の多くの自治体で、補助金等を拠出することで、親の世代の貧困を世代継承、連鎖させないために、学習の支援と適切な環境を保障する取り組みがなされています。

そこで、最初に、菊池市での現在の学習支援の状況をお聞かせください。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、泉大助君。

［登壇］

○健康福祉部長（泉　大助君）　ただいまの東議員の、子どもの学習支援に関しますご質問にお答えをさせていただきます。

経済的困難を抱えている子どもたちへの学習支援に関する本市の状況についてでございますが、本市における学習支援事業としまして、市の事業が二つ、県の事業が一つございます。

まず、市の事業についてでございますが、一つ目に、教育委員会のほうで実施しております地域未来塾事業がございます。これは、経済的な理由や家庭の事情によりまして、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていなかったりする中学生への学習の機会を提供し、幅広い地域の協力を得て、生徒の学力及び地域の教育力向上を図ることを目的としまして、平成２８年度から実施しております。現在、市内中学校全てにおいて、放課後や夏季休業中を利用しまして開催しているところでございまして、学習の活性化及び理解力の向上につながっているところでございます。

二つ目に、子どもの学習・生活支援事業がございます。これは、県と共同で生活

困窮者及び生活保護の被保護者の子どもらを対象に、日常の学習や進学等に関する支援、学習を継続できる日常的な生活習慣を身につけるための支援等を、社会福祉法人の施設等で行っておりまして、学習習慣の定着や学習意欲の向上につながっております。

次に、県の事業といたしまして、社会福祉法人熊本県ひとり親家庭福祉協議会に委託して実施されております、ひとり親家庭等の子どもを対象とした地域の学習教室がございます。現在、七城地区と泗水地区の２カ所で実施されているところでございますが、菊池地区におきましては、講師不足等の理由から、現在、実施されていない状況となっております。

ただいまご紹介いたしました、いずれの事業におきましても、講師の確保に大変苦慮をされているというような状況がございまして、この点が課題となっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　東奈津子さん。

［登壇］

○６番（東　奈津子さん）　今、答弁にもありましたように、教育委員会で実施している中学生を対象とした地域未来塾、これは、私、２年前に質問したときは、市内二つの中学校のみでしたが、現在は全ての中学校で実施されています。この間の教育委員会を初めとする関係機関の方々の努力に、改めて敬意を表します。同時に、事業の継続と内容の充実が、今後、さらに図られることを改めて要望しておきます。

今回、改めて取り上げたいのが、先ほど部長が述べられました、県が委託を行って実施している、ひとり親家庭等の子どもを対象にした学習教室ですが、これに関しては、２年前は七城地区と旧菊池市、泗水地区の３カ所での開催でした。しかし、現在は、今、答弁にありましたように、七城、泗水地区のみで、２年前より減っている状況です。

ここで、再質問をいたします。

旧菊池市の教室が継続できなかった理由に、今、また旭志地区で、以前、一回も開催できていない理由に、講師の方が確保できないことであると部長の答弁にもありました。

２年前の一般質問でも要望しておりますが、この事業は、窓口が子育て支援課、しかし、指導員、講師の確保となると、校長会などの教育委員会の支援が必要となります。

菊池市のひとり親家庭福祉協議会の方からも、旧菊池市と旭志地区の開催の要望が強く出ております。この事業は、多額ではありませんが、県から財政的な支援が

あるので、市の持ち出しはありません。講師の確保と場所の確保さえできれば、すぐにでもスタートできる事業です。

この事業を県から委託を受けているひとり親家庭福祉協議会の方からお話を伺ったところ、この事業は単なる学習支援にとどまらず、将来的には子どもたちの居場所としても位置づけていきたいとおっしゃっていました。ぜひ、子育て支援課と教育委員会で連携をしていただき、講師と場所の確保を進めてほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、木下徳幸君。

［登壇］

○教育部長（木下徳幸君）　改めまして、おはようございます。それでは、東議員のご質問にお答えさせていただきます。

講師の確保等について協力できないかというご質問でございますが、先ほどの健康福祉部長の説明にもありましたとおり、ひとり親家庭の子どもたちを対象にした地域の学習教室につきましては、現在、七城公民館・泗水公民館の２カ所で実施をされています。

今後も、他の地域での要望があれば、教育委員会といたしましても協力していきたいというふうに思っております。

また、支援員、講師の確保につきましても、校長会での周知を初め、関係団体等への協力依頼など、子育て支援課と連携しながら積極的に協力してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　東奈津子さん。

［登壇］

○６番（東　奈津子さん）　今、積極的に連携をして支援を行っていきたいという答弁でした。ぜひ進めていただきたいと思います。

ここで、ある調査結果を一つ紹介します。

文部科学省が行っている調査で、子どもの学習費調査というものがあります。２０１６年度版では、学校以外の学習塾や家庭教師、文化活動、レクリエーション活動などにかかる費用が、小学校で２１万７，８２６円、中学校で３０万１，１８４円となっています。

この調査で明らかとなったのが、学校に払うお金、つまり、学校給食費や修学旅行費、制服代などの支払いよりも、習い事などの学校外への費用が年々大きく伸びているということです。これは何を意味するかというと、教育格差の広がりが私は考えられます。費用を出すことができる家庭は、子どもの学校教育以外にも大きな投資ができる。

２０１５年の最新データでも、子どもの貧困率は１３．９％、ひとり親家庭の貧困率は５０．８％にも上ります。経済的に厳しい世帯は、学校への支払いは無理をしてでも行い、一方で、塾などの学校以外の支払いは我慢をしている状況が、今、広がっているのではないでしょうか。

最後に、もう一つ紹介をさせてください。

平成３１年度３月作成の菊池市子どもの生活実態調査報告書です。３月議会でも少し紹介させていただきましたが、「あなたの世帯で、経済的理由でお子さんが希望したにもかかわらず、次のような経験をしたことがありますか」という問いで、「学習塾に通えなかった」というのが、全体で８．５％、特に貧困層と言われるＩ層では、その割合が２０．６％、全体の倍以上の結果が出ています。経済的な余裕がない、この理由で自分の子どもが希望どおりに進学できそうにないと答えた割合が、母子世帯では全体よりも高い結果も出ています。塾に通っている割合も、この調査結果からは、母子世帯は低い状況でした。子育て支援課がまとめた結果では、菊池市のみの相対的貧困率、つまり、貧困線を下回るものの割合は１３．６％となり、ひとり親世帯では４６．１％もありました。

参考までに言うと、熊本県全体の貧困率を下回る割合は１５％、ひとり親世帯は４３．８５％、この調査結果からも、菊池市はひとり親家庭の置かれている状況の厳しさがわかります。

子どもの貧困を根本的に解決するには、社会全体にメスを入れることが必要ですが、子どもたちの成長は待ってくれません。自治体ができる限りの最大限の支援を行うことは待ったなしの課題です。学習支援の面でも、必要とする子どもたちに最大限の努力を行っていただきたい。そのことを最後に述べまして、私の一般質問を終わります。

○議長（柁原賢一君）　これで、東奈津子さんの質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩します。

午後の会議は、午後１時から開きます。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

休憩　午前１１時３０分

開議　午後　１時００分

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水上隆光君。

［登壇］

○８番（水上隆光君）　皆さん、こんにちは。水上隆光です。きょうは３問ほど質問さ

せていただきます。

我がふるさとの里山の裾野に広がりますこの菊池市が活気づくまちになりますよう、いろんな質問をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

国道３２５号沿線の開発について、人口対策について、がん検診についてを質問していきます。

国道３２５号沿線の開発について、市内で唯一の４車線である旭志の国道３２５号沿線を、何とか市の将来のため、開発するために質問していきます。

空港、ＪＲ大津、県北で一番のにぎわいを見せる光の森にも近い立地条件でもあります。菊池市の将来の発展にプラスになるという信念のもと、今まで何回となく質問はしてきましたが、農地法との絡みが多く、なかなか難しい問題とも思っておりますけれども、ここで、再度、農地の１種農地・２種農地・３種農地の違いの説明をお願い申し上げます。

○議長（柁原賢一君）　農業委員会事務局長、坂本高秀君。

［登壇］

○農業委員会事務局長（坂本高秀君）　改めまして、こんにちは。ただいまの水上隆光議員のご質問にお答えしたいと思います。

第１種農地・第２種農地・第３種農地の違いはということのご質問でございますけれども、農地は、今、議員がおっしゃったように、農地法に基づきまして、国が定める農地転用許可基準によりまして、農業振興地域内の農用地区域内農地、その他農用地区域外の農地で、第１種農地、第２種農地、第３種農地の四つの農地区分に分かれております。

まず、農業振興地域内の農用地区域内農地につきましてですけれども、ここは、今後、おおむね１０年間農地として利用するということで用途区分をされている農地で、転用は原則不許可でございます。

次に、第１種農地につきましては、土地改良事業など農業公共投資の対象になった農地、おおむね１０ヘクタール以上の集団農地内にある農地及び生産力の高い農地で、転用は、ここも原則不許可となります。ただし、農業用施設や集落の接続して建築される住宅などは例外として転用許可が可能となる場合がございます。

次に、第２種農地につきましては、市街地化が見込まれる区域内にある農地及び農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第３種農地や農地以外の土地に立地困難な場合は転用許可が可能となります。

最後に、第３種農地につきましては、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、ここは原則転用許可が可能となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　水上隆光君。

［登壇］

○８番（水上隆光君）　若い世代、また、転入者の人たちが家を建てると、家を建てたいというときに、現在、私の周りを見てみますと、もともと自分の家があって、その宅地内に若干野菜をつくる場所なんかがどこの家もありましたものですから、「しゃえんば」と呼んでますけども、そこにお孫さんとか、子どもさんの、今の家はちょっと小さいですから、そういう家をそのしゃえんばに建てるというところが非常に多い状態でございます。それほど、なかなか家を建てようと思っても建てられないというような状況があると思います。

そういう中で、今、局長の答弁によって、第２種農地、第３種農地においては、宅地分譲で転用できますよみたいなニュアンスだったかと思いますけれども、転用、また、建て売り住宅という場合は、どのような取り扱いになるのか、説明をよろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君）　農業委員会事務局長、坂本高秀君。

［登壇］

○農業委員会事務局長（坂本高秀君）　ただいまの水上隆光議員の再質問についてお答えいたします。

今のご質問は、第２種農地、第３種農地においては、宅地分譲、また、建て売り住宅等の転用ができるんじゃないかというところのご質問だったかと思います。

宅地分譲につきましては、住宅に供される土地の造成をする宅地分譲のみを目的とする農地転用許可につきましては、その土地を最終的に住宅の用に供することが確実と認められないことから、農地転用許可基準では、原則不許可でございます。ただし、一部要件を満たせば、例外として転用許可が可能となる場合がございます。

また、建て売り住宅につきましては、これにつきましては、住宅に供することがもう確実であることから、転用許可が可能となります。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　水上隆光君。

［登壇］

○８番（水上隆光君）　家を建てるということであれば、第２種農地でも、即、建てるというような条件ならば問題ないというようなことだと、今のは伺いました。

国道３２５号沿いの第２種農地というのを、私も、知り合いとか会った人には、あそこのところは第２種農地ですから、農業委員会にかけて、建てられるんですよということは、今、多くの人に申し上げているところでございますけれども、なかなか農業委員会のほうに出向いてくれないというのが現状でございます。

次に、じゃあ、国道３２５号沿いの活性化ということで、現在、国道３２５号沿いにはコンビニ、飲食店、自動車整備事業所、道の駅、ＪＡの本部、ガソリンスタンド等があるわけですけども、このほかに、この国道３２５号沿線に商業施設、農業施設、運送業施設など、そういうできる施設というのはどういうものなのかをお尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君）　農業委員会事務局長、坂本高秀君。

［登壇］

○農業委員会事務局長（坂本高秀君）　水上議員の再々質問にお答えします。

国道沿線で転用できる施設は何かということで、今現在、議員おっしゃるように、道の駅とか、ＪＡの給油所、それとコンビニ等が、現在、それとあわせて、食堂で、ヒライの弁当とかが、今、国道沿線でできているわけですけども、農地転用許可基準では、国道沿線の農地が、第１種農地の場合は、この場合は原則不許可となります。

ただ、今、議員おっしゃったように、例外的にできる施設がございます。施設の間口の大部分が一般国道に接して建設されるもので、トラックターミナル、卸売市場、倉庫、荷さばき場、道路貨物運送業等の事務所または店舗等の流通業務施設や、運転手が休憩のため利用します施設で、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を当該施設の内部に備えている休憩所及び先ほど言いました給油所、自動車修理工場、食堂等が不許可の例外として転用許可が可能となります。

また、国道沿線の農地が第２種、第３種の場合は、最初に述べましたように、これにつきましては転用許可が可能となるということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　水上隆光君。

［登壇］

○８番（水上隆光君）　トラックターミナルや、卸売市場、運送業事務所、倉庫、こういうのは沿線だったら可能ですよという答弁だったかなと思いますけれども、大津の国道５７号沿線などを見ると、ビジネスホテルが五、六軒建っているわけですけども、このビジネスホテルなんていうのは可能なのか、不可能なのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　農業委員会事務局長、坂本高秀君。

［登壇］

○農業委員会事務局長（坂本高秀君）　ただいまのご質問ですけども、ビジネスホテルの場合はどうかというようなことのご質問ですけれども、国道沿線の農地が第１種農地の場合は、先ほどお答えした不許可の例外規定がございますけれども、この中

で、先ほど言いました休憩所という例外規定がございましたけども、その規定の中で、宿泊施設は休憩所に該当しないということで規定をされております。そういうことで、ビジネスホテルにつきましては宿泊施設となりますので、これにつきましては、第１種農地の場合は、ビジネスホテルの建設はできないというようなことになります。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　水上隆光君。

［登壇］

○８番（水上隆光君）　沿線沿いにおいて、施設、それから宅地という両面で、何とか活性化をしていきたいという思いでありますけれども、第２種農地、第３種農地は、転用可能ということを局長も言っておられました。

農地には、どうも市民において、農地には住宅等が建てられないという認識を持った市民が何か多いんじゃないかと思っております。そのために、そういう認識がないところから、合志市とか、ほかの市町に住宅を求めるということが多くあっているんじゃないかなと思っています。もっと転用についてアピールする必要があるのではないかと思います。２種、３種農地には、宅地として利用できますよというアピールをもっとすべきじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（柁原賢一君）　農業委員会事務局長、坂本高秀君。

［登壇］

○農業委員会事務局長（坂本高秀君）　ただいまの水上議員のご質問ですけれども、転用についてが、なかなか周知ができてないというようなことで、もっとアピールする必要があるのではないかとのご質問だったかと思いますけれども、農地につきましては、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤であることから、優良農地を守ることを基本としながら、農業委員会としましては、昨年から年４回、菊池市広報に「農業委員会だより」を掲載しているところですけれども、今後も引き続き、市広報、ホームページ等を通じまして、農地転用許可制度につきまして周知をしてまいりたいというようなふうに考えております。

また、農地に関する個別・具体的な事案につきましては、お気軽に農業委員会のほうにご相談をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　水上隆光君。

［登壇］

○８番（水上隆光君）　農地を利用し生活するというのが農家でありますけども、その

農家の子どもさんがだんだんだんだん減っている中で、その農家の子どもさんと一緒に登校する子どもを求め、また、そういう子どもをふやすということでも、ぜひともこの国道３２５号沿線の活性化というものを執行部としても取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

人口対策について質問していきます。

６月２２日の農業新聞の論説で、地方創生基本方針の中で、多様な主体で将来を描けという論説がありました。地方創生の第１期、２０１５年から２０１９年度の地方創生は政府主導で進み、多くの自治体は交付金獲得を目的に総合戦略を策定した。

地方自治総合研究所が１８年に公表した調査によると、回答した１，３４２市町村のうち７７％が、コンサルタントなどの外部に策定を委託。外注先は東京都内に本社を置く企業に集中し、把握できた５９８市町村の外部委託料は４０億円を超えたと。これでは地方創生ならぬ、コンサル創生だ。総合戦略は地域の将来設計を描くものなのに、策定のための策定になり、地域をどう創生していくかを考え、話し合う住民主体の策定にはほど遠かった。まず行政は、多様な主体が話し合う場所づくりを仕掛けるべきで、国の基本方針を踏まえ、住民や転入者、若者、高齢者ら、多世代から知恵や意見を寄せ合い、自分たちの地域の未来を考えていく必要があるという論説が載っておりました。

地方創生対策が４年ほど前から始まっているところですけども、その中で、このごろ、関係人口対策という言葉がよくテレビ、新聞紙上をにぎわせています。人口から人材への転換であり、人材育成や多様な形で地域とかかわる関係人口の創出、副業や兼業の推進、多世代との交流が大事という意味合いだったと思います。

関係人口におきましては、南小国町が国の採択になったとは聞いておりますけれども、菊池市として、関係人口対策をどう捉えているのか。

それからまた、市外の本市出身者が気軽に立ち寄る場所をつくるべきだという質問ですけれども、私の集落出身で、現在は熊本市におられる方が、やはり菊池のことは今も気になるし、菊池の情報、コミュニケーションなどを図りたいと。そういう場所をつくってほしいと言っておられます。その人は熊本市におられますけども、週に４回ほどは私の集落に来て、野菜をつくっているという生活をされております。

この菊池市の関係人口対策と、この市外の本市出身者が気軽に立ち寄る場所をつくるべきというところのお考えをお示しください。

○議長（柁原賢一君）　政策企画部長、元島加奈子さん。

［登壇］

○政策企画部長（元島加奈子さん）　改めまして、こんにちは。水上議員からの人口対策についてのご質問、まず１点目、関係人口についてお答えをさせていただきます。

関係人口とは、移住した定住人口や、観光で訪れる交流人口と違い、他の地域に住みながら、自分が生まれ育った故郷を応援したり、愛着のある地域に貢献したりするなど、地域と多様にかかわる人々のことを指す言葉です。

人口減少と少子高齢化により、地域の担い手不足の課題に直面している地方にとって、関係人口は、新たな地域づくりの担い手として期待されております。また、地域とのかかわりを深めるうちに移住につながるケースもあり、関係人口の創出・拡大という施策は、移住・定住につながる取り組みとしての期待も高まっております。

このことから、同様の課題を持つ本市にとりましても、関係人口をふやしていくことは、持続可能な地域をつくり上げていく上で非常に重要な取り組みだと考えております。

対策の一つとしまして、ことしは菊池武光公生誕７００周年記念の節目の年となっております。菊池一族の歴史文化をまちの魅力として発信しております。

中でも、本市とゆかりの深い全国の「きくちさん」や、歴史ファンの方々に積極的にアプローチし、菊池ファンを増加させることで、関係人口の創出と拡大につなげていきたいと考えております。

また、関係人口の創出と拡大により、ふるさと納税の寄附者の増加など、本市が行っている関連する事業へもつなげてまいりたいと考えております。

２点目の立ち寄り場所についてということでございますが、まず、考え方としまして、市外の本市出身の方々が、本市と継続的につながりを持って、菊池をＰＲしていただくということは、これからの取り組みの中では重要なことと考えております。

ご提案いただきました立ち寄り場所として、庁舎やキクロス、物産館など、既存の公共施設を活用し、本市の情報発信ブースを充実させることで、本市出身者に限らず、本市を訪れた方とのつながりを深めて、関係人口の創出・拡大に努めてまいりたいと考えております。

○議長（柁原賢一君）　水上隆光君。

［登壇］

○８番（水上隆光君）　今、部長から、本市出身者に限らず、訪れた方とか、そういうふうな感じの答弁だったかと思いますけども、私は、もう個人的には、１点に絞って、ここはもう市外の本市出身者のためのというぐらいのインパクトをもって、そういう立ち寄る場所をつくって、名づけておいたほうがいいと思うんですね。そこ

に全然関係ない人が来てもいいわけですから、そういう意味で、きちっとそういう目的の言葉を発しておったほうがいいような気がします。市関係の書物、広報とか、議会だよりとかも置いて、そういう場所をつくっていただきたいと思います。

人口維持を図るために、総合的な窓口として、仮称でありますけれども、人口対策課という課を設置する考えはないかという質問をしますけれども、その質問と、その中身の要旨として、婚活の推進、状況等の説明、それと空き家バンクの状況、ここ３年間の推移、そのあたりの数字をお示しください。

○議長（柁原賢一君）　政策企画部長、元島加奈子さん。

［登壇］

○政策企画部長（元島加奈子さん）　空き家バンクの運用状況、それから、婚活の支援事業等の状況ということで、お答えをしたいと思います。

まず、本市では、人口減少の曲線を緩やかにして、地域活性化につなげるため、市外からの移住者の受け入れ、本市での定住促進を目的として、平成２７年に企画振興課内に、集落・定住支援室を設置し、空き家バンクの運用や婚活支援事業等による移住・定住促進のための施策を行っております。

本市の空き家バンク制度は、移住希望者と空き家、空き地の所有者とのマッチングにより、移住定住を促進する制度でございます。平成２８年度から３０年度の過去３年間で、４２組１０１名の方が制度を活用して移住をされております。

婚活支援事業につきましては、昨年度は婚活イベントを３回、その中で、男性参加者を対象とした魅力アップセミナーを１回開催し、７２名の参加がございました。また、自主的に婚活イベントを行う人材を育成するために、婚活サポーター育成講座を開催いたしました。

そのほか、都市圏での移住・定住の相談会、窓口での相談受け付け、菊池での暮らし・就業体験の事業等を通して菊池で暮らすことの感心を高め、移住・定住の促進に努めているところでございます。

それから、最初にお尋ねがありました、人口対策のための組織をつくってはというお話だったかと思いますが、最初に申しましたとおり、移住・定住促進のためには、関係各課の連携した取り組みが必要ということで、集落・定住支援室には、専任職員に加えまして、兼務職員１３名を配置して、全庁的に移住・定住の促進に取り組んでおるところです。

このようなことから、集落・定住支援室が人口対策に取り組む総合的な窓口という役割を担っていると考えておりますので、現在のところは、新たな課の設置については考えていないところです。

○議長（柁原賢一君）　水上隆光君。

［登壇］

○８番（水上隆光君）　済みません、過去３年間のところは、空き家バンクのを言われましたかね。

○議長（柁原賢一君）　政策企画部長、元島加奈子さん。

［登壇］

○政策企画部長（元島加奈子さん）　過去３年、本市の分につきましては、４２組１０１名の方が制度を活用して移住されています。過去３年、平成２８年度から３０年度の過去３年間で４２組１０１名でございます。

○議長（柁原賢一君）　水上隆光君。

［登壇］

○８番（水上隆光君）　空き家バンクが、過去３年間で４２組という数字が出てきましたけれども、それでは、じゃあ、他自治体の山鹿市とか合志市、この辺の空き家バンクの活用の数といいますか、数がわかれば教えていただきたいと思いますけども。

○議長（柁原賢一君）　政策企画部長、元島加奈子さん。

［登壇］

○政策企画部長（元島加奈子さん）　自治体により、空き家バンクの制度というのが内容は異なりますけれども、山鹿市では、過去３年間で２１組５３名の方が移住されております。合志市では、平成３１年に空き家バンクの制度が開始されておりますけれども、現在のところは移住者はいないということでございました。

申しわけございません。合志市は平成２９年度に開始をされております。ごめんなさい。失礼いたしました。平成２９年度に空き家バンク制度を開始されておりますけど、現在のところは移住者はいないということです。失礼しました。

○議長（柁原賢一君）　水上隆光君。

［登壇］

○８番（水上隆光君）　人口対策課という課をつくってはどうかという話をしましたけれども、やはりきちっと人口対策課というものをつくって、関連するほかの部署と二人三脚で、この人口対策をやっていくというふうな形をとったほうが、話が進むんじゃないかなというふうに私は思っています。

人口維持を図るとともに、次世代の若者の市外への流出を防ぐため、公共施設跡地または先ほどの農振除外された土地などを市が区画整理・分筆し、直接土地の分譲を行う。そういうことにより、人口維持対策ということになると私は考えておりますので、そういう考えはないかなと、そういう考えはありませんかということと、人口対策として、外部から呼び込むために、２年ぐらいほど前ですか、袈裟尾にお試し住宅というものを１，０００万円以上かけて整備されました。それでは、今度

は、ぜひともお試し分譲というものを実行していただきたいという思いがあります。この公共施設の跡地、この辺の分譲あたりのお考えをお示しください。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　人口対策の観点から、分譲の計画、お試し分譲をしてはどうかというご意見でございました。

まず、人口増加のためには、今、市外からの移住促進というものを中心に進めてきておりますけども、本市からの流出を防ぐということも非常に必要かというふうに思っております。外からの移住、流出の防止、いずれにしても、やはり就労環境でありますとか、生活環境、そしてまた、子育て支援、福祉、おっしゃいましたように、さまざまな取り組みを総合的に、横断的に組み合わせて、魅力あるまちづくりを行うということが非常に重要だというふうに思っております。

そういう中で、今ご提案いただきました公共施設跡地等を市が区画整理をして、直接市が土地の分譲を行ってはいかがかという提案でございますけども、移住・定住対策の一つとしては考え得るものかもしれませんが、大変大きな開発リスクを伴うということが考えられますので、現在のところ、その手法については、今のところ考えはございません。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　水上隆光君。

［登壇］

○８番（水上隆光君）　今のやり方としては、公募といいますか、売りに出して、それを不動産屋さんが買って、そこを不動産屋さんが分譲なら分譲という形をとる方法をとっておられますけれども、やはり間にそういう業者さんが入ってしまうと、どうしてもやはり値段が高くなる。分譲地の値段が高くなる。高くなって、その値段ならば、ほかの市のあそこのほうがいいみたいな話になってしまうんじゃないかなということで、市が直接したほうが安値で若者世代とかに住まいをつくらせやすいんじゃないかなという思いで、質問したところでございます。それでは、ぜひとも若者世代、次世代の思いをもう一度考えていただいて、検討していただきたいと思います。

続きまして、がん検診について質問いたします。

子宮頸がん及び卵巣がん検診の市の取り組み状況と受診率について質問し、料金体系はどのようになっていますかという質問をまずいたします。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、泉大助君。

［登壇］

○健康福祉部長（泉　大助君）　それでは、水上議員のがん検診に関しますご質問にお答えをさせていただきます。

まず、子宮頸がん及び卵巣がん検診の本市の取り組み状況と受診率についてでございますが、本市における子宮頸がん検診につきましては、２０歳以上の女性を対象としまして、菊池広域保健センターでございます養生園での集団検診、または市内の産婦人科医療機関での個別検診を実施しておりまして、国への地域保健報告における２０歳から６９歳までの受診率は、平成３０年度で１６．８％となっております。

卵巣がん検診につきましては、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」において定めるがん検診の種類となっていないこともありまして、現在、本市におきましては、実施をしていないような状況にございます。

次に、料金体系についてでございますが、子宮頸がん検診の料金につきましては、集団検診の場合は、２０歳から６９歳の方は、自己負担が１，２００円、市負担２，９０４円で、７０歳以上の方は、自己負担５００円、市負担３，６０４円となっております。

個別検診の場合は、２０歳から６９歳の方は、自己負担１，６００円、市負担４，１２３円で、７０歳以上の方は、自己負担５００円、市負担が５，２２３円となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　水上隆光君。

［登壇］

○８番（水上隆光君）　主として、子宮頸がんは２０歳代から３０歳代、若い人の発症が多いと言われております。子宮頸がんの受診率は、日本人は３３％、アメリカが８５％、ヨーロッパは９８％の人が早目に受診しております。国の保険制度が余り整ってないといいますか、確立してないような国のほうが、完全にその受診といいますか、予防的な検診を受けるパーセントが非常に高いというふうになっていると思います。

子宮頸がんの日本での年間の死亡者が２，７００人から３，０００人、卵巣がんが、主に５０歳代から７０歳代の年代の人がよくなる病気なんですけれども、卵巣がんの年間の死亡者が５，０００人から５，４００人、この数字といいますのは、全国の交通事故死亡者が今は３，５００人ほどでございます。そういう数字から見ますと、非常に高い死亡率があるわけでございます。そういう中で、卵巣がん５，０００人から５，４００人、卵巣がん検診の料金は、医療機関ごとに設定してあり、医療機関によって幅があるというふうに聞いておりますけれども、市として助成す

るべきだと私は考えております。お考えをお示しください。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、泉大助君。

［登壇］

○健康福祉部長（泉　大助君）　ただいまの水上議員の再質問にお答えをさせていただきます。

卵巣がん検診の受診料金の助成についてということかと思いますが、先ほど申しましたように、自治体が実施しますがん検診につきましては、死亡率減少を目的としまして、公共的な予防策として行うもので、対策型がん検診と呼ばれております。その種類は、国が定める「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に定められているところでございまして、卵巣がん検診につきましては、本市の対策型がん検診として定められていないことから、現在のところ、助成は考えていないところでございますが、今後の国及び研究機関等の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　水上隆光君。

［登壇］

○８番（水上隆光君）　国の指針といいますか、国が指定していない、国の対策型がん検診になっていないみたいな話がやたらと出てきましたけれども、死亡数からいくと５，０００人、子宮頸がんが３，０００人、そういうふうな数字を見ると、国が何でそういうふうなガイドラインとか指針を出すのかなというふうに思いますけれども、私が調べたこの数字が間違っているかもしれませんので、ぜひとも部長には、もう一回、私の数字を調べていただきたいと思います。

次に、子宮頸がん検診の受診率を上げる必要性があることから、卵巣がん検診と一緒に行ったほうがいいんじゃないかなという考えを持っております。この辺のお考えをお聞かせください。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、泉大助君。

［登壇］

○健康福祉部長（泉　大助君）　ただいまの水上議員のご質問にお答えさせていただきます。

子宮頸がん検診の受診率を上げるためにも、卵巣がん検診と一緒に行ったほうがいいんじゃないかということでございますが、子宮頸がん検診の受診率向上につきましては、市の広報誌等を通した啓発や周知を行うほか、受診率が低い若い年代層への取り組みとしまして、２０歳の女性の方を対象としました子宮頸がん検診の無料クーポンの発行や、乳幼児健診においでになったお母様方への子宮頸がん検診の

受診勧奨を行っているところでございます。

卵巣がん検診につきましては、先ほど申し上げましたように、本市の対策型がん検診としての位置づけが、現在、なされておりませんので、まずは現在実施しております子宮頸がん検診の受診率向上のほうに力を入れまして、啓発活動や受診しやすい診療体制の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　水上隆光君。

［登壇］

○８番（水上隆光君）　ありがとうございました。

卵巣がんのほうは、５０歳から７０歳代に非常に多く発症ということでございますので、この５０歳から７０歳代の女性というのは、子育ても終わり、自分の時間をゆっくり過ごそうというやさきにこういう病気にかかったら、非常に残念なことにもなりますので、ぜひとも卵巣がんのほうの助成というものを考えていただきたい。

卵巣がんというのは、病気になっても、非常に症状がなく、何も体に変化もなく、沈黙の殺し屋という病名でも呼ばれているそうでございますので、何とか市としても子宮頸がん同様、卵巣がんのほうにも目を向けていただいて、お願いしたいと思います。

これで、質問を終わります。

○議長（柁原賢一君）　これで、水上隆光君の質問を終わります。

ここで、１０分間休憩します。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

休憩　午後１時４４分

開議　午後１時５２分

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之君。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　議席番号１１番、荒木崇之です。

一般質問を行うに当たり、打ち合わせの場において、よく職員の方から再質問の内容や再々質問の内容まで聞いてこられることがあります。菊池市議会では、最初の質問だけを通告制にしていますので、私はもちろん教えることはしませんし、答弁書を事前にもらうなんてこともありません。ここにおられる議員の皆さんも、もちろんそんなすり合わせなどされていないと思います。

しかし、ほかの議会によっては、全部事前に調整済みで、質問から始まって、答弁、再質問、再答弁と、全部シナリオがあって、当日はそれを読み上げているだけという事例もあると聞いております。

ひどい場合には、議員が質問を一つ飛ばしてしまったのに、執行部側はシナリオどおりに答弁してしまい、質問されていない項目まで答弁するという、何とも笑えない事態が生じたりしています。

このように、結論が決まった上で議会をやっている状態をやゆして、八百長と学芸会だと、前鳥取県知事の片山氏が指摘されました。が、後日、学芸会はちゃんとせりふを暗記して演劇をやっていると、学芸会から苦情が出ましたので、学芸会に失礼だったとして、八百長と朗読会だと訂正をされております。

私は、一般質問において、八百長と朗読会と言われないように、常に緊張感をもって真剣勝負で臨みたいと思います。

それでは、菊池市の公共交通政策について質問いたします。

皆さんの記憶にも新しいと思いますが、ことし４月、東京池袋で乗用車が暴走、３１歳の母親と３歳の娘が巻き込まれ死亡、運転していたのは８７歳の男性でした。

福岡では６月４日、１台の乗用車が次々と車に衝突した上、猛スピードで交差点へ、運転していた８１歳の男性とその妻が亡くなり、７人がけがをしました。

さらに、６月６日には、名古屋で８７歳の男性が運転する車が急発進し、多重事故を起こしました。

このように、連日、高齢ドライバーの事故の報道がなされています。内閣府の発表によると、死亡事故件数全体に占める高齢者の割合は、２００６年が７．４％だったのに対し、２０１７年は１２．９％と増加しています。

また、７５歳以上の運転免許の保有者数は、２００９年が３８１万人に対し、２０１７年は７６１万人と約２倍に増加しています。

私の近所の方でも、まだ７０歳前半の方が、「こぎゃん年寄りの事故の多かなら俺も不安になってきた」や、「事故を起こしてよそ様をけがさせたり、家族に迷惑かけるくらいなら返納しようかな」との声をよく聞くようになりました。しかし、一方で、「免許ば返したなら買い物にも困るし、病院にも囲碁にも行かれんもんな」など、交通手段がなくなるとも言われます。

また、自動車が当たり前の私たち世代とは違って、自動車の誕生から普及、進歩を時代とともに歩んでこられた高齢世代にとっては、単に生活を送るために車が必要であるだけでなく、運転が生きがいになっている高齢者が多いことも、高齢ドライバーの免許返納が進まない要因だと考えます。自動車にはその人の青春や人生、思い出が詰まっていて、今の若い世代にとってのスマートフォンのような存在と言

っていいかもしれません。しかしながら、高齢者ドライバーの交通事故はこれからもふえるでしょうし、大きな社会問題となっていることは、ご承知のとおりであります。

私は、国が高齢者の交通手段を取り上げるならば、かわりの交通手段を整備することが、住民福祉の増進を基本とする地方自治体の責務であると考えます。

そこで、お尋ねしますが、菊池市が行っている独自の公共交通事業はどのようなものがあるのか。また、その交通政策はどのような位置づけなのか。福祉政策としているのか。それとも、地域復興策としてやっているのか。公共交通事業策としてやっているのか。どのような目的なのかをお示しください。

○議長（柁原賢一君）　政策企画部長、元島加奈子さん。

［登壇］

○政策企画部長（元島加奈子さん）　荒木議員からの公共交通についてのお尋ねで、まず１点目、菊池市独自の公共交通事業についてお答えいたしたいと思います。

市独自の公共交通事業としましては、「べんりカー」と「あいのりタクシー」の運行を行っております。

市街地を巡回しますべんりカーにつきましては、隈府方面を巡回します東回りコースと菊之池方面を巡回します西回りコースの二つがございます。

祝日、振替休日、年末年始を除く月曜から土曜日までの週６日、各コース１日６便ずつの定期運行を行っており、料金は１乗車１００円、子どもさん・障がいをお持ちの方などは５０円となっております。

次に、公共交通空白地域の解消を目的としたあいのりタクシーにつきましては、現在、水源池域線、龍門地域線、泗水西部地域線、泗水東部地域線、旭志東部地域線、七城地域線の６路線で運行を行っております。

こちらは年末年始を除く月曜から金曜までの週５日の運行を行っており、利用できる時間帯は決まっておりますが、ご予約に応じ、自宅から目的地までの運行を行っております。

料金につきましては、運行区域ごとに２００円から１，２００円の定額制となっております。

二つ目のお尋ねで、公共交通事業の位置づけということでございますが、地域における公共交通事業につきましては、地域住民の移動手段の確保はもとより、外出機会の増加によるにぎわいの創出、歩いて暮らせるまちづくりとして健康増進、人の交流の活発化など、さまざまな役割が求められます。そのため、地域活性化の事業、それから、福祉事業等をあわせ持つ事業と捉えて行っております。

○議長（柁原賢一君）　荒木崇之君。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　それでは、再質問いたします。

答弁では、本市独自の交通政策として、主に隈府地区を運行されている市街地巡回バスのべんりカー、それ以外の地区は、事前に予約をして乗り合いでタクシーを利用するあいのりタクシーがあるとのことですが、独自といいましても、こういうのは大体もうほかの自治体もやっているので、独自性がだんだん薄れてきているのかなという気がしますけど、まあ、いいでしょう。

今年度の予算書を見てみますと、市街地巡回バス及び乗合タクシーに２，４００万円が予算として計上されています。

ここで、近隣の自治体の状況と比較してみます。

お隣、合志市です。合志市では、コミュニティバス事業と乗合タクシー事業をされていて、東西循環バスが２路線、レターバス路線が２路線と、合計で４路線、年間の運行費が約５，５００万円、それとは別に、乗合タクシー事業として９５０万が支出されています。

次に、菊陽町は、菊陽町のキャラクター「キャロッピー」をモチーフにした町内巡回バスが、中央循環線や東部循環線など、町内全てを網羅した６路線を運行されていて、運行費として約３，２００万円を支出、乗合タクシーは運行されていません。

両市町とも、菊池市よりはるかに狭い面積なのに、多数の巡回バス路線を運行されています。また、本年度の一般会計予算も、菊池市の２８３億円に対し、合志市が２４３億円、これは、ことしは学校を建てるから４０億円ぐらいしているんです。大体いつも２００億円ぐらいなんです。菊陽町が１４７億円と低くなっています。

さらに、合志市のホームページを見ますと、合志市地域公共交通協議会の資料と会議録を掲載して、誰でも読めるようになっています。

また、菊陽町は、今まで交通弱者懇話会をことしから交通弱者協議会に格上げして、巡回バス路線の見直しと乗合タクシーの導入に向けて動いているとのことでした。

菊池市よりも、ＪＲ路線や民間バス路線が多いのに、合志市と菊陽町のほうが、いかに公共交通政策に力を入れているかがおわかりになると思います。

本市では、平成３０年度に公共交通に関するアンケート調査を実施され、９３９人から回答を得られていますが、その中で、「菊池市の公共交通の評価についてどう思うか」の項目では、「利便性が十分」と答えた方は１３．２％で、「やや劣る」、「かなり劣っている」と答えた方が５３．７％、「わからない」が３３．１％と、今の菊池市の公共交通に対して満足していない方々が過半数を超えていま

す。

そこで、お尋ねしますが、アンケートの結果を受けて、今後、どのような公共交通政策を考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（柁原賢一君）　政策企画部長、元島加奈子さん。

［登壇］

○政策企画部長（元島加奈子さん）　アンケートを受けて、今後、どのように公共交通を考えるかということでございますが、議員、今おっしゃったように、アンケートの結果としては、「利便性がやや劣る」、「かなり劣る」を合わせて５３．７％でございました。

この結果を受けまして、現在行っておる事業者と協議・検討を行いました。それで、まずできることからということで、今年度、あいのりタクシーについては、利便性の向上を図るためということで、来る７月１日より予約時間の１時間の延長、それから、１０月１日からは運行区域の一部拡大と、運行の便数を片道３便から４便へ増便することで、利用者のニーズに応えるよう計画をしておるところです。

今後も、社会情勢の変化を見据えて、市民の皆様の意見を伺いながら、住みやすく活力に満ちた地域社会の実現に向けて、地域公共交通事業についても維持・改善に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（柁原賢一君）　荒木崇之君。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　このアンケートについて、これはあいのりタクシーを委託されているタクシー協会の方と話しましたけども、この菊池市がアンケートをとっていることも知らない業者、業者に知らせてないんですよね。

さらに言うなら、密に連絡をとっていきますとおっしゃっているけど、年に１回か２回かあるかどうかわからんような会議で、しゃんしゃんで終わるというようなことを聞いていますので、もうそういう協議会であれば、私は要らないんじゃないかなと。もうちょっと密にして、そして、利用者の声を反映するような、そういう協議会であっていただきたい。合志市のように議事録を公開するなり、やっぱり菊陽町のように懇話会から協議会に格上げするなりして、やっぱりもうちょっと委託業者、そして、利用者の声を聞いていかないと、私は今の答弁は議会用の答弁だなと、どうしても思ってしまいます。

今後の改善策の手始めとして、あいのりタクシーの予約時間の延長や、運行時間の見直しを図っていくとのことでありますが、アンケート結果にもありますように、あいのりタクシーは、事前予約が面倒であるとか、その日に病院に行きたいときに不便とか、料金が高いとの意見が多数を占めています。

ちなみに、これ、議員の方は知っていらっしゃるかどうかわからないですけど、事前予約というのが、前の日の１６時から１９時まで、わずか３時間なんですよ。これ、飯食わんなん時間ぐらいのときに３時間、この時間で予約しないと、次の日の予約はとれない。当日の予約はありますけど、それも当日だったら時間分けしてありますので、そこで電話しなきゃいけないということで、アンケートにたくさん書いてあります。非常に面倒だということが書いてありますので、それを図っていきたいと、その改善を図っていきたいということでありますが、私はちょっと一つ、本市独自の改善策として、一つ提案したいと思います。

今後の改善策として、泗水地区に路線型のジャンボタクシーを導入したらどうでしょうか。なぜ泗水地区だけと言われるかもしれませんが、私が暮らしていて、泗水地区のことは大体生活形態がわかります。しかし、旭志、七城、隈府以外の菊池地区のことを暮らしてもないのに語ることは、机上の空論だと考えますので、まず泗水地区に路線型のジャンボタクシーの導入をモデル的に提案したいと思います。

泗水地区は、まちの中心を国道３８７号という背骨が走っています。そこを中心に、南北に半径２キロと、東西に半径５キロと、非常にコンパクトであります。また、国道３８７号には熊本電鉄が運行します民間の路線バスが走っていますので、例えば道の駅のところにある泗水バス停まで乗り入れすれば、利用者は路線バスに乗って、隈府にも熊本市内にも行けるようになります。

それともう一つ、七城、旭志地区との違いは、買い物はスーパーと道の駅がありますし、ドラッグストアも、病院も、歯医者さんも、銀行もありますので、町外に出なくとも生活用品を購入することができます。つまり、泗水地区は、泗水町内だけで生活が自己完結できる点であります。

そこで、お尋ねしますが、１０人乗りのジャンボタクシーを路線型、要は、乗る場所を決めて、巡回する新たな交通政策として導入される考えはありませんか。これは政策的なことですので、江頭市長にお尋ねをいたします。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　ただいまのご質問は、泗水地区に路線型のタクシー、要すれば、バスのことですね。バスを運行してはどうかというお考えのご質問でございます。

まず、その前に、一つ、ご理解をいただきたいのは、あいのりタクシーの予約が前日でないといかんというのは、それは翌日の朝一の便のためでありますので、それ以外のものは、その時間帯の前であれば、当日も予約が可能でありますので、それはどうか誤解のないようにお願いをしたいというふうに思います。

さて、お尋ねの件でございますけども、今の菊池市内の公共交通体系につきまし

ては、さまざまな検討を行ったわけでございまして、特に泗水地区における路線を定期運行する小型の乗合バスですね。ジャンボタクシーであっても、性格的には乗合バスということになりますが、その事業の提案をいただいたわけでありますけども、現在の泗水地区の交通体系というのは、過去に実証実験も踏まえて、コストであるとか、それから利用者の利便性等々、さまざまな観点を十分に考慮して決定したものでありまして、今のやり方というのは、バスと違いまして、自宅の玄関から目的地まで、ドア・ツー・ドアで運行できますので、高齢者の方には、むしろバス停までわざわざ歩かなくていいということは非常なメリットということで、喜んでいただいているというふうに理解しております。

こうしたさまざまな分析、検討の結果で今の体系がございますので、私どもとしては、現時点では、利便性、それからコストの両面で、ベストな方法というふうに判断しているところでございます。

もちろん、この前提とか社会状況等々、これは大きく変わるということがあれば、これはもう泗水地区のみならず、本市全体の交通体系のバランスを考慮しながら、改めてニーズやコストをにらみながら、検討することとなるわけでございますけども、現時点では、泗水地区において、小型の乗合バスを運行するという考えはございません。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　荒木崇之君。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　期待どおりのご答弁でした。

部長が言われたように、今が時代の変化のときじゃないかなと思うんですよね。今、これだけ高齢者の方の交通政策というのが国が声高に言っているなら、先にそれを整備して、そして、免許を返納しませんかと。私は併用でもいいと思っているんですよ、巡回バスとあいのりタクシーと。それ、併用でするのが一番なんですが、予算的なこともありますので、まずは巡回バスを回して、それが定着してから、また次の施策を打っていくというような政策もいいんじゃないかなと思っています。

菊池市の高齢化率は３０％を超えています。これはもうご存じのとおりです。この公共交通政策は、ふえる高齢者ドライバーの新たな足として、早急に取り組まなければならない課題だと思いますし、公共交通事業は、これからより福祉事業に近い位置づけの事業になってくると考えます。これは合志市も菊陽町もやっぱり同じ見解でした。より福祉事業に近づいていくということであります。

ご存じの方も多いと思いますが、国道３８７号の合志市の辻久保と江良の間、泗水の支所から車で３分のところに、大分県につながる中九州横断道路のインターチ

ェンジができますし、将来、その中九州横断道路は北熊本インターにつなぎ、九州縦断道路、つまり、高速道路に直結されます。

さらには、その中九州横断道路はもっと延伸をして、熊本西環状道路、今現在は国道３号線からフードパルの裏側を通って、崇城大学の南側まで完成していますけども、それが熊本駅が終点です。それにもつなげる計画ですので、これも県のほうも発表しています計画ですので、泗水から熊本の市街地を通ることなく、約４０分くらいで熊本駅まで直結となる計画があります。そういった意味から、国道３８７号の利便性は非常に高くなり、その国道３８７号へと人をつなぐ路線型のジャンボタクシーの導入の意味は大きいと考えます。

事業を始めるに当たっては、やはり予算が必ず必要となりますので、私なりに運行費用をタクシー業者の方やバス会社の方からお話を聞いて、試算してみました。車両導入費用等とかは含まないで、単に運行委託費用は、要はランニングコストを考えますと、タクシー運転手の１日の給与が２名で３万円、１カ月で９０万円、１年間で１，０８０万円と、約１，０００万円となります。この費用は、現在運行しています隈府巡回バスのべんりカーとほぼ同額です。ただ、新たな予算増となることから、簡単にはいかないと考えます。

私は何か事業を提案するなら、予算案を出すべきであるとの考えで、これまでの質問においても予算案を出してきました。その予算を捻出する荒木案をお示しいたします。

まず、議員定数の削減です。議員定数を６人削れば、１人当たり約５５０万円の報酬をいただいていますので、合計で３，３００万円が捻出されます。横暴な意見だと思われる方もいらっしゃると思いますが、本市の厳しい財政状況の中、議員みずからが身を切る覚悟を持たないと、新たな事業の提案を簡単に言うことは無責任であると思います。

そして、もう一つの案としましては、いろんな会議に出席された方には、報酬とは別に費用弁償という交通費が支給されています。この費用弁償、議員であれば１日２，５００円、その他の方でも大体２，２００円、例えば農業委員さんだとか、いろんな会議の委員さん、これは２，２００円なんですね。これはそれぞれの自治体で違います。先ほどお聞きしたら、菊陽町議会は１，１００円なんです。この本年度の費用弁償の総額を予算書から計算しますと、約５，０００万円あります。これを半分カットすれば、２，５００万円捻出できると考えます。ここまでカットすれば約６，０００万円の予算捻出となりますので、泗水地区どころか、七城、旭志、菊池の山間部まで交通網を整備できると私は考えます。

以上、予算措置までご提案しましたが、議員の削減は議会が決めることですので、

こちらで考えますけど、この提案を聞かれて、江頭市長のしないという気持ちが変わられたのか、意見をお尋ねいたします。変わられないならば、もう変わられないとおっしゃってください。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　新しい交通体系の財源として、議員の費用等を削ってはいかがかというご提案でございます。

まず、公共交通の検討の仕方は、先ほど申し上げたとおりでございますけども、さまざまな観点の検討が必要でございまして、具体的に、一体どういうニーズがあるのか、どのぐらいのニーズがあるのかの調査も必要ですし、トータルコストを検討する中で、市がどこまで財政負担をできるのか、それから、個人負担をどこまで求めるのか、一番大事なのは、そして、それが持続可能なのかというところもよく考えなければいけません。

それから、先ほど近隣市町の例が出ましたけども、合志市さん、菊陽町さん、大きな違いは、本市と違って人口密度が大変高うございますから、一区間の利用度が非常に高いわけですね。菊池市の場合は、人口密度が低くて、一つの区間、例えば集落から集落が離れておりますので、仮にそこに乗られないと、空気を運ぶバスになるということで、効率が非常に悪い部分があると。そうしたことも検討の場合には加味しなきゃいかんということもございます。

そうした点を十分に吟味して、必要性とコストのバランスを考えながら判断しなければなりませんし、また、泗水地区だけでなく、当然市全体で考えなければいけませんので、地域ごとのバランスというのも非常に重要になってくるというふうに思います。

こうした分析、考察が今はないわけですから、交通体系とは全く無関係の事案の予算を削って、どうだろうかと、こういうのはバーター的な議論になじむものでは全くないと思います。ましてや、今おっしゃったように、議員定数の削減ということを前提の話であれば、これはもう予算以前の問題でありまして、大変重要な問題で、議会の中で恐らく特別な検討委員会といったところで、慎重かつ徹底した議論が必要であろうと思いますから、今のところはそういう議論がされていると私は全く承知しておりませんので、お答えを保留するというよりは、お答えのしようがないというのが私からの回答でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　荒木崇之君。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　議員定数の削減については、私の質問を聞いていただいておったらわかると思いますけど、これは議会側が決めることなので、こちらで考えますがということを念押ししているので、そこが失念されていたのかなと思いますけど、今の話を聞いてますと、空でジャンボタクシーを回すのはいけないということを言われますけども、私は、住民の方にどれを選ぶか選択をしてもらう、そういう整備をしておかなきゃいけないと、私は市として思うわけですよね。先ほど言いましたように、住民福祉の増進というのが、これが地方自治体の責務ですから、そこをコスト論で言ってしまえば、・・と言っているようにしか聞こえないんですよ。やっぱりその方たちがきちっと生活ができる、そういうようなことを整備してあげるということが、私は市が大事なことじゃないかなと思います。

べんりカーについては、いろんな意見があります。べんりカーは、隈府のみのようだが、ほかの地域には回らないか、河原まで運行していません、べんりカーが欲しい、それから、べんりカーを旭志、泗水、七城に行かせてくださいというところはいっぱい書いてあるわけですよね。だから、これからやっぱり検討をしていただきたいと非常に思うわけであります。

ことし行われたある会議で、大学生から出された提言をご紹介します。

２月１６日に、七城のリバーサイドパークにて、九州大学と、これ市長の後輩の方ですね。熊本大学、これは議長の後輩の方ですね。法学部の学生が「３０年後の菊池市を見据えたまちづくり」と題して、プレゼンテーションが行われました。これには芳野副市長さんが出席されていたとお聞きしておりますが、市長がよく言われる、この方たちは、若者、そして、よそ者、ばか者ですけど、これはばか者ではないんですよ。法学部の学生さんですから、利口者なんですけど、その方たちが菊池市の現状や課題をデータをもとに分析して、３０年後の菊池市への提言をされています。

要約しますと、菊池市の３０年後は、私、７５歳です。生きているかどうかわからないけど、生きているときにこれを見届けたいと思っているんですけど、菊池市の３０年後は、過疎化による存続不可能な地域が多発する。主に山間部での災害リスクが増加する。インフラ整備にかかる費用の増加と行政サービスの負担の増加が予想される。以上のことから、泗水地区を拠点としたコンパクトシティをつくることが不可欠である。その理由として、泗水地区は熊本都市圏に含まれていて、一体的な交通網の整備や、他の自治体との交通結節点の充実が必要とされていること、また、３０年後には、泗水地域の人口は、菊池地域の人口を上回っていることが予想されることを理由に挙げ、総論として、泗水地域を拠点としたコンパクトシティ

をつくることが不可欠であると提言されています。

なお、このコンパクトシティというのは、富山県が物すごく推し進めてますけども、居住の密度が高く、自動車に依存しない、交通環境負荷の小さい都市のことをいいます。

３０年後には、泗水地区の人口は菊池地域の人口を上回っていることが予想されるとのショッキングな分析をされていますが、私が国勢調査をもとに調べたところ、平成２２年から２７年の５年間で、これがまだ次のが出てません、５年区切りなので。この２２年から２７年の５年間で、旭志地区が３７２人減、七城地区が３０３人減、菊池地区が１，３３０人減、泗水地区は２２人減というのが実情であります。これは国勢調査の数字であります。

この大学生の提言ですが、まさに、私が今回、提案した路線型のジャンボタクシーの導入により、コンパクトなまちづくりを行ってはどうかという質問に合致しているわけですけども、議員さんの中、それと執行部の方の中には、社会を知らない大学生の絵に描いた餅だと相手にされない方もいらっしゃると思います。受け入れられない事実だと、受け入れられない提案だと言われる方もおられますが、実は、この九州大学と熊本大学の学生さんたちは、将来、県庁とか各省庁に就職を希望している、いわば官僚の幹部候補生でもあります。その方たちがこういう分析をしてきたということであります。これはやっぱり一つ、受けとめなければいけないことではないかなと思います。

最後になりますが、お隣の合志市や菊陽町、大津町には、３０年後を語れる余裕があると私は思いますが、菊池市は、年々少子高齢化が急速に進み、菊池市の公共交通政策の充実は避けて通れない道だと考えます。

先ほど人口増加課ですか、そういうのをつくったらどうかという提案もありましたけど、私は、どうせピザの取り合いなんですから、無理に移住政策なんかしなくても、今住んでいる方が幸せで、買い物に困らなくて、便利で、誰一人として孤独にさせないまちづくりをつくれば、人は出ていかないし、おのずとふえてくると思います。住んでいる人間が出ていくような市であるから衰退するわけです。衰退させないためには、今住んでいる人たちに幸せになってもらって、何人になっても、元気のある、活気あるまちをつくればいいと私は思っています。その手始めとして、泗水地区をまずモデルケースにしての路線型ジャンボタクシーの導入を提案しましたが、次回はいろいろな角度から、菊池市に合ったコンパクトシティの必要性を題材に質問することを予告しまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（柁原賢一君）　荒木議員。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　一部、私の発言に不適切な部分があったということでございますので、議案の修正をよろしくお願いいたします。

これで、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（柁原賢一君）　これで、荒木崇之君の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は７月１日に行います。引き続き、一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。傍聴者の方も、よろしければご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

散会　午後２時２６分

第　５　号

７　月　１　日

令和元年第１回菊池市議会定例会

議事日程　第５号

令和元年７月１日（月曜日）午前１０時開議

第１　一般質問
第２　議案第３０号　令和元年度菊池市一般会計補正予算（第３号）
　上程・説明・質疑・委員会付託

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　議案第３０号　令和元年度菊池市一般会計補正予算（第３号）
　上程・説明・質疑・委員会付託

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

出席議員（２０名）

１番　田中教之君
２番　福島英徳君
３番　緒方哲郎君
４番　後藤英夫君
５番　平　直樹君
６番　東　奈津子さん
７番　坂本道博君
８番　水上隆光君
９番　猿渡美智子さん
１０番　松岡　譲君
１１番　荒木崇之君
１２番　柁原賢一君
１３番　工藤圭一郎君
１４番　城　典臣君
１５番　大賀慶一君
１６番　水上彰澄君
１７番　二ノ文伸元君
１８番　泉田栄一朗君

１９番	木下雄二君
２０番	山瀬義也君

○

欠席議員（なし）

○

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	芳野勇一郎君
政策企画部長	元島加奈子さん
総務部長	上田敏雄君
市民環境部長	古田浩敏君
健康福祉部長	泉大助君
経済部長	笹本義臣君
建設部長	中村喜範君
七城支所長	上村雅一君
旭志支所長	岩根卓士君
泗水支所長	梁池哲也君
財政課長	山田哲二君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	中尾孝浩君
市長公室長	前川幸輝君
教育長	渡邉和博君
教育部長	木下徳幸君
農業委員会事務局長	坂本高秀君
水道局長	大塚忠康君
監査委員事務局長	山口浩一郎君

○

事務局職員出席者

事務局長	徳永裕治君
事務局課長	歌岡憲一君
課長補佐	松寺盛親君
議会係長	安武則貴君
議会係	吉岡結加里さん

○議長（柁原賢一君）　全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午前１０時００分　開議

○議長（柁原賢一君）　これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第１　一般質問

○議長（柁原賢一君）　日程第１、一般質問を行います。

初めに、田中教之君。

［登壇］

○１番（田中教之君）　皆さん、おはようございます。田中教之です。早速ですが、一般質問させていただきます。

今回は、二つ質問させていただきます。まず、車両交通量の多い通学路について、そして、二つ目が、部活動の社会体育移行についてです。

まず、車両交通量の多い通学路について、熊本地震後、市内の主に国道ですか、３２５号、３８７号、非常に交通量がふえていると感じております。特にその二つの国道が交差する北宮、大琳寺、北原のあたりの交差点は非常に渋滞しております。加えて、東西の道路といいますか、菊池女子高校から西寺のほうに向けてのお店が多い地域も慢性的に渋滞しております。

そこで、その渋滞を回避するために、比較的交通量の多くなかった通学路に、近道として車が流れ込む事例が多くございます。また、その渋滞回避だけじゃなくて、道路工事だったり、橋の工事だったり、そういうことによって、迂回路として通学路が使われると。工事の迂回路で使われるというケースもございます。

今回、例を挙げさせていただくのは、片角の昔の食糧事務所、宮村園芸さんとかがあるところですね。この市役所の裏手といいますか、キクロスと文化会館の間の道ですね。わくわく温泉とか、シルバー人材センターの交差点から下っていく、戸崎地区のほうに下っていくんですが、そこから今区の今橋あたりまでの道なんですけど、この道が亘森北２号線というらしいんですが、この道のことについて、ちょっと取り上げたいと思います。

この道は、先ほど申したとおり、大津から、旭志方面から国道３２５号で菊池市内のほうに下っていくと、どうしてもさっき申したところの大琳寺あたりの交差点、

北原、北宮あたりの交差点も混みますので、隈府の市街地に行こうと思うと、赤星、森北あたりから、大津から下ってくると、右折する形で、あそこ、田んぼがあったり、畑があったりするんですが、その今地区に入って橋を渡って、先ほど言った道を上がっていくと。非常に近道として利用されます。

また、国道３８７号、泗水から花房のほうに下ってきて、先ほど申したように、大琳寺の交差点も非常に混みますので、手前の亘深川線を通じて、北宮神社の前を通っていくと。そうすると、さっき言った亘森北２号線と亘深川線、ちょうど交差点が、先ほど申した道に通りますんで、朝の通勤で非常に車が多うございます。そこから近道なので、隈府方面だったり、市街地のほうに抜けるというところでございます。

車と、あと、高校生の通学のバイクとか、自転車、歩行者が混在する道で、道はそんなに広くなくて、乗用車がすれ違うと、ちょっともう歩道がなくなるぐらいのそういった広さでございます。

さらに、今、先ほど申した食糧事務所のところが、ちょうど宅地として、今、家を建てる工事をしていまして、片側のほうに工事車両が停止してて、車はなかなか進めないと。いつ接触事故、車対車、車対人の接触事故がいつ起きてもおかしくない状況でございます。

この問題を根本的に解決するには、今橋から隈府中央線の道路計画を早く通すと。そうすると、車があっちのほうに抜けますので、早く通すということを実施するというのが根本的な解決でございます。このことについては、市に対しても強く要求したいと思っていますが、ただ、今回の質問の中心となりますのは、危険な通学路の安全確保です。

まず、１点目として、その対策、具体的な対策をお示しください。

２点目として、渋滞回避だけではなくて、冒頭で申しましたが、道路工事や橋の工事によって、迂回路として通学路は使われる場合もございます。保護者の方は、迂回路に通学路を使われると、早く工事が終わって、交通量が戻りたいなという気持ちになりまして、いつ終わるのかというのを非常に気になるところでございます。工事が延びたりすると、ああ、まだ続くのかという話にもなりますし、ですので、その工事等の終了予定日だったり、進捗状況を、市に関することだけかもしれませんが、まずは市道からホームページ等で公開して、適宜、閲覧できる仕組みがあればいいなと思います。その予定があるかも教えてください。

以上、通学路について、２点お願いします。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、木下徳幸君。

［登壇］

○教育部長（木下徳幸君）　改めまして、おはようございます。それでは、田中議員のご質問にお答えさせていただきます。

児童・生徒の通学路安全確保の対策についてのご質問でありますが、教育委員会では、毎年度、菊池市通学路防犯・交通安全プログラムに基づきまして、学校・ＰＴＡ・道路管理者・警察など関係機関が連携して、児童・生徒の通学路におけます安全対策を進めております。

各学校で行われた通学路の安全点検において、改善が必要と報告された箇所を６月までに教育委員会のほうにて取りまとめまして、７月に現地での合同点検を行います。その後、通学路安全推進会議を開催して協議を進め、各所管部署による補修や改修などの対策が実施されております。

また、来年２月をめどに、対策状況について各所管部署から教育委員会への報告をいただくこととしており、その後、対策結果を各学校へ書面にて報告し、市ホームページでも公表することとしております。

なお、６月までに取りまとめた状況では、ただいま議員のほうからご質問がありました今橋からわくわく温泉までの通学路につきましては、隈府小学校及び菊池南中学校から危険箇所として報告されておりますので、７月に現地での合同点検を行いたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　建設部長、中村喜範君。

［登壇］

○建設部長（中村喜範君）　皆様、改めまして、おはようございます。それでは、田中議員の質問にお答えしたいと思います。

工事の進捗状況等をホームページ等で閲覧できる仕組みということで、できないかということでございます。

現在、工事発注予定または入札結果につきましては、現在もホームページで公表、閲覧等ができる状態になっているところでございます。しかし、議員のご質問にあります、工期と工事が終わる時期とか、その辺につきましてはまだでございますので、その工事等の進捗状況をホームページで閲覧できる仕組みということで、それを構築する件につきましては、今後、工事情報の閲覧方法、あと掲載内容等を関係部署と協議していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君）　田中教之君。

［登壇］

○１番（田中教之君）　通学路に関して、危険箇所のところに関しては、確かに部長答弁にあったように、７月に行われるということで、夏休みまで間もないですので、

ぜひちょっと急ぎぎみにやっていただきたいなと思っております。できれば、保護者の方もしくは警察の方ともっと十分協議されて、人が立つ及び何かいろんなことができると思いますので、その辺はちょっとお願いしたいと思います。

あと、ホームページの公開についてですが、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。進捗状況の公開となりますと、通学路だけでなくて、一般的な工事の情報も公開になりますので、市民の方にも安全性や利便性も増すと思いますし、何しろ市民の方が電話で問い合わせたり、また、区長さんが問い合わせたりということによって、職員の方も対応することも、極端に減ることはないと思いますが、大方の確認事項は減っていくと思いますので、そういった業務の効率化もできると思います。

市道は、市道で限られていますので、今後はやっぱり県道と国道も、私のほうも議員含めてそういった情報も、特に菊池は県道も多いですので、多く公開できるように働きかけたいなと思っております。

次の質問に移ります。

部活動の社会体育移行についてということで、１、現状と中学校を含めた今後の取り組みについて、２、保護者の負担軽減について具体的に対策をお示しくださいという２点です。

この内容につきましては、１点目は、小学校の部活動が社会体育に移行して、現状と今後の取り組みをお教えいただきたいことと、今後、中学校の部活動も移行するのか、そういう状況なのかどうかも教えてください。

２点目に関しては、部活動として、今まで小学校の部活動だと、小学校の体育館とか運動場で練習とかやっていたと思うんですけど、社会体育に移行することによって、大まかに二つ、保護者の方に負担があるかなと思います。１点目は、使用料が発生する場合がもしもあれば、そういう負担も発生しますし、あと、もともとは小学校の体育館でやってたんだけど、市の総合体育館でやる場合となると、特に小学生なので送迎が必要になるというところで、保護者の送迎の負担も出てくると。こういう２点があるかなと思いますが、まずはお金の件ですね。菊池市のクラブチーム等の施設使用料、クラブチームといいますか、社会体育に移行したときの施設使用料の料金だったり、減免措置など、近隣自治体と比べてどうなのか、お教えください。

また、社会体育移行で、数はそんなに多くはないものの、やはり学校から離れた、先ほど申したように、離れた体育館やグラウンドで練習等を行うと、保護者の方が車で送る必要が出てくると。今までは練習後、学校に迎えに行くだけでよかったんですが、そうすると、時間帯も１８時とか１８時半とかいうぐらいだったと思いま

すが、練習場所に行く送迎があるとなると、仕事を早目に切り上げたりとか、４時ぐらいに行かなきゃいけないという場合も出てきます。そうなると、送迎のコストだけじゃなくて、働きたい方の機会損失にもつながると思います。送迎の負担は働く方の時間を奪うことになりますので、できればべんりカー等々、公共交通網を利用して、保護者の送迎の負担が軽減できないか、具体的なことがもしあればお教えください。

以上、２点についてお願いします。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、木下徳幸君。

［登壇］

○教育部長（木下徳幸君）　それでは、田中議員のご質問にお答えさせていただきます。

１点目、小学校運動部活動の社会体育移行の状況についてでございますが、小学校の運動部活動につきましては、平成３０年度末をもって、全ての小学校において社会体育移行のほうが完了しております。

現在、小学生がスポーツを行う場合、社会体育移行に伴いクラブ化した団体が１５団体、以前から活動されているクラブチームが４６団体、総合型スポーツクラブが１団体の、合計６２団体がございます。

次に２点目、中学校の部活動の社会体育移行についてでございますが、平成２７年３月に熊本県教育委員会が策定した、児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針によりますと、基本方針の２番目に、中学校・高等学校の運動部活動は社会体育と連携すると記載されており、現時点において社会体育へ移行させるといった動きにはなっておりません。

続きまして、３点目でございます。使用料の減免等の優遇措置についてでございますが、本市では、総合型運動クラブと社会体育移行によって新たに立ち上がったクラブについて、施設の優先利用のほか、施設の使用料及び電気料、ナイター料の全額免除等の優遇措置を行っております。

また、既存のクラブチームは、使用料等の２分の１減免を行っているところです。

来年度以降は、社会体育移行開始から３年が経過することや、近隣市町の状況も踏まえまして、総合型運動クラブを除き、既存のクラブと同等の取り扱いにしてまいりたいと考えております。

次に、４点目の菊池郡市の状況についてでございますが、合志市は、社会体育移行が本市より遅かったことから、３年間の優遇措置の期間が本市より後になりますが、内容は本市と同様となっております。また、既存のクラブへの減免等の優遇措置はあっておりません。

それから、大津町は、学童スポーツクラブのみ、施設の優先利用ができ、使用料

等は、週２日以内で全額免除となっておりますが、既存のクラブへの減免等の優遇措置はございません。

菊陽町は、総合型スポーツクラブのみ、施設の優先利用ができ、使用料等は、週２日以内で当面の間、全額免除となっておりますが、総合型スポーツクラブ以外のクラブへの減免等の優遇措置はございません。

このような状況でありますので、現時点では既存のクラブチームを含めた小学生対象のスポーツクラブの支援に関しましては、本市が手厚く行っているものと認識をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　政策企画部長、元島加奈子さん。

［登壇］

○政策企画部長（元島加奈子さん）　改めまして、おはようございます。田中議員の部活動の社会体育移行に関して、保護者の送迎に関する負担、これに関して答弁をさせていただきます。

現状で市が提供している交通手段は、べんりカー及びあいのりタクシーでございます。

べんりカーは、隈府方面と菊之池方面を各コース１日６便ずつの定期運行を行っておりますし、あいのりタクシーは、６地域路線で運行しております。

それぞれに利用できる時間帯、料金、利用方法、運行区域等に違いがありますので、保護者の方のニーズに合うようであれば、ご利用いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　田中教之君。

［登壇］

○１番（田中教之君）　まず現状、クラブチームが６２あると。もともと既存が４６ということで、クラブチームは既存のほうが多かったのかなという印象でございます。

ほかの自治体に比べて、ここはちょっと保護者の方々、私も勘違いしてたんですけど、減免措置が既存のクラブチームはあるということは、結構菊池のほうが優遇されているのかなとも思ったりしました。

中学校のほうは、今のところは動かないということですよね。これは理解しました。

２点目の送迎について、ちょっと公共交通網を利用することについて、再び質問をしたいと思っております。

子どもの送迎という切り口を見ますと、今回は部活動ですけど、塾だったり、習

い事だったり、遠距離通学と、いろいろ多種にわたってくると思います。これだけ需要が、需要といいますか、子どもたちが動いているということだと思うんですね。こういう子どもの送迎の問題というのは、結局、高齢者のドライバーの問題だったり、中山間地に住んでいる方の移動の自由という諸問題に通じるのかなと、ちょっと調べて思ってまして、今、菊池が持っている社会的問題の根本的な問題に通じる議論かなと思います。

ここで、提案なんですが、べんりカーだけでは、やっぱり先ほど申したように、あと、あいのりタクシーだと、旭志や泗水や七城方面だと、そういった車がないので、なかなか子どもの送迎にも使えませんので、できたら民間の医療機関とか、介護機関の送迎、車、車両の空席を利用できないかなと思っております。携帯アプリ等で事前登録制がいいかと思うんですが、病院や介護施設の空き状況を、送り迎えへ行って、帰りの分があいているとか、迎えに行く前のあいている分があるとか、そこを送迎車の位置情報を携帯を見るとわかると。事前に登録して、乗りたいというふうにボタンを押せば、近所にこの車が走ってますと。であれば、近くの乗合所で乗ることができるというような、こういう仕組みを構築できないかなと思っております。これは一つの案でして、要は、民間の車両も有効に使っていきたい、有効に使ってはどうかという提案なんですが、料金の支払いの法的な問題であったり、配車ルートの仕組みづくりの問題とかありますが、こういった民間の車両をどうやって公共交通に取り入れていくかというのも、一つの実証実験はやるべきかなと思っております。

大事なのは、この公共交通体系に、人間だけで議論するんじゃなくて、いろんなデータをとって、例えば人工知能で最適化するとか、ＩＣＴを利用すること、そして、菊池市だけではなくて、道路と空ってつながってますんで、やっぱりこういうのは広域行政で一つの議論をしなければいけないと思っております。

そういったことの関連が、そして、実際の運営主体は、やはりバス業者だったり、タクシー業者、あとは民間の運営業者になると思いますので、ＩＣＴ関連の企業を巻き込んで、広域でこの議論と実証実験を活発化していくことによって、新しい形のこの菊池地域の、広域の公共交通網の体系をつくれないか、そういうことを考えておりますが、菊池市としてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　改めまして、皆様、おはようございます。

今のお話は、子どもさんの社会体育移行を契機として、公共交通全体の考えを述べよということではないかというふうに思います。

いただいております部活動の社会体育移行ということと、少しちょっとテーマがそれてまいりますけども、民間車両を使えないか、ＩＣＴ技術を使えないかという問題意識というのは、一つの可能性として今後あると思います。一方で、事業の許認可の問題であるとか、技術面の問題であるとか、さまざまな検討項目があろうというふうに想像するところであります。

議員より提案のありました件につきましては、貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　田中教之君。

［登壇］

○１番（田中教之君）　冒頭に申した通学路の危険性も、ある程度、公共交通網が発達すると、体系としてリンクすると思うんですよね。この辺はなるべく前向きな議論を市としても、全庁を挙げていってほしいと。できれば、先ほど申したように、広域ですので、菊池市の一つの課が公共交通を考えなくて、やっぱり全体として、あとほかの自治体と協力してやっていくべきだと思います。ぜひそのように考えていくことを期待します。

以上、終わります。

○議長（柁原賢一君）　これで、田中教之君の質問を終わります。

ここで、１０分間休憩します。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

休憩　午前１０時２５分

開議　午前１０時３３分

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、福島英徳君。

［登壇］

○２番（福島英徳君）　皆様、おはようございます。議席番号２番、福島英徳です。２週間前の６月１８日に発生した山形県沖の地震で被災された方々には、お見舞い申し上げますとともに、早い復興を願っております。

私、山形県鶴岡市には、仕事の関係で頻繁に行っておりまして、テレビから流れる被害風景映像には、見なれた風景でもあり、身近な災害として心が痛んだ次第です。

近年、大規模災害が頻繁に発生していますが、発生し続ける大規模災害の発生後には、想定外、また、５０年に一度の災害だったがために対応できなかったとのコ

メントもよく耳にします。しかし、想定外や５０年に一度が常態化すれば、いつでも起き得る災害となり、想定外ではなくなります。不測の事態を想定した防災マニュアルは必要ですが、行政としては、事態に柔軟に対応するとっさの判断力、決断力が一層求められることになると思います。

先週、熊本県としましては、統計開始以来、最も遅い梅雨入りが発表されましたが、この時期は日本全国で豪雨災害が毎年発生しています。きのうも大雨になりましたが、被害報告がなかったのは幸いでした。大きな災害がないことを願いますが、災害発生時には柔軟な対応で、被害を未然もしくは最小限に防げるようにお願いします。

さて、メガソーラーシステムがもたらす問題について、一般質問をいたします。

約８年前の２０１１年ごろから、山間部の森林伐採や遊休地を利用して、メガソーラー事業を展開するという動きが活発に見られておりまして、既に稼働しているところもふえてきているようです。石油等にかわるクリーンなエネルギーに、国の政策の一環として、普及促進に努めていることは承知しておりますが、その開発行為に一考を要する立地と、環境破壊に至る開発行為に対して、その事業者に対する開発プロセスにおきまして、自治体として行政指導の立場でのかかわり方についてお尋ねいたします。

メガソーラーが建設される場合、事業者は自主的なアセスメントによって調査等を行うと思いますが、事前に事業者や地権者を含めた市民に対して、本市はどのようにかかわっているのかをお聞かせください。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、笹本義臣君。

［登壇］

○経済部長（笹本義臣君）　改めまして、おはようございます。ただいま福島議員のご質問の中で、森林伐採や開発行為ということがございましたので、経済部のほうより、森林の開発について、法律的なものを若干お答えしたいと思います。

開発場所が山林の場合なんですけれども、森林法第５条に基づく森林計画区域、そのうちにおいて、その開発が１ヘクタールを超える場合につきましては、知事に対して林地開発許可申請の提出が必要となります。申請が提出された場合、周辺に土砂の流出、崩壊、その他災害の発生するおそれはないか。流域内に水害を発生させるおそれはないか。地域の水の確保に支障を来すおそれはないか。周辺の環境や景観が悪化しないか。こういうものを、事業内容を県で審査されまして、許可を出すようになっております。

その際に、県から市に対しましては、意見書の照会がありますので、開発に係る意見を取りまとめ、県に回答をしているところでございます。

なお、森林計画区域内におけます開発の面積が１ヘクタール未満の場合については、市に対して森林法第１０条の８に基づく、伐採及び伐採後の造林の届け出の提出が必要となります。これは届けでございますので、伐採と造林の届け出内容に応じて、届けを受理するというふうになっております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　市民環境部長、古田浩敏君。

［登壇］

○市民環境部長（古田浩敏君）　改めまして、おはようございます。ただいまの福島議員の行政指導に関するご質問にお答えしたいと思います。

ただいま経済部長が申しましたとおり、１ヘクタール以上の林地開発については、今のとおりですが、１，０００平米以上の土地の用途の変更となる開発行為につきましては、菊池市環境基本条例に基づきまして、事業者に対し開発に伴う関係書類の提出などの事前協議を求めておりまして、メガソーラー開発もこれに該当いたしております。

事前協議では、開発による雨水の排水処理状況、隣接地への土砂流出防止対策等について確認を行い、不備が認められる場合は、対策をきちんととるよう指導しております。

また、近隣住民等への説明・同意状況の確認等もあわせて行いまして、地元にも十分理解いただいた上での開発となるよう指導をいたしております。

昨年申請のありましたメガソーラーにつきましては、事業者が実施した地元校区説明会に市も同席した上で、メガソーラーに起因する災害等が発生した場合は、事業者の責任と費用負担において対処しなければならないことなどを定めました環境保全協定書を、市と事業者、地元校区長の三者で締結をいたしておるところでございます。

国におきましても、平成２９年４月に、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の根拠となる法律（ＦＩＴ法）が改正されまして、太陽光発電に関する、事業計画策定ガイドラインがつくられております。

その中で、事業者に対し、関係法令及び条例の規定遵守、地域との関係構築、土地や地域の状況に応じた防災・環境保全・景観保全のための適切な土地開発の設計、周辺地域への配慮などの遵守事項や推奨事項が定められておりまして、これに違反した場合は、国からの指導・助言、改善命令、最終的には認定取り消しまで至ることもあるというふうにされております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　福島英徳君。

［登壇］

○２番（福島英徳君）　ありがとうございます。

最初の経済部長の答弁は、これ、メガソーラー開発というよりも、森林伐採というところでの答弁かなと受けとめております。

次に、市民環境部長のＦＩＴですね。固定価格買取制度、平成２９年度とおっしゃったと思うんですが、２０１２年に制定されたんじゃありませんでしたっけ。

○議長（柁原賢一君）　市民環境部長、古田浩敏君。

［登壇］

○市民環境部長（古田浩敏君）　答弁で申し上げましたのは、平成２９年の４月に改正されたということで、当初のほうは省いておりました。

○議長（柁原賢一君）　福島英徳君。

［登壇］

○２番（福島英徳君）　ありがとうございます。聞き漏らして、済みませんでした。

先ほど答弁ありました森林伐採に関しましては、景観ですとか、災害、いろんなものを考慮しているということなんですけども、鞍岳の山間部に大きな輝きを放っている巨大パネルは、皆さんご存じと思いますが、私はこれを見るたびに、菊池市が誇る自然が破壊されて、景観が損なわれている感じが拭えません。

先日といいましても、もう１カ月以上前なんですが、山菜狩りを兼ねて鞍岳に行ってきました。そこで驚くべき光景を目にしました。花房台地から見える光り輝いているパネルはほんの一部でありまして、近辺はその数倍のパネルに埋め尽くされており、さらに開発も進められています。既に稼働しているメガソーラーや、開発・建設中のメガソーラー事業をとめるわけにはいきませんが、これからの開発には歯どめも必要かと思います。

それでは、このパネルをごらんください。

［パネルを示す］

○２番（福島英徳君）　２０１６年に撮影された旭志の川の写真です。これは洪水時ではございません。ある旭志の市民の方が、メガソーラー開発行為によって、河川が茶色く濁っているというコメントとともに、写真をブログに投稿されておりました。

メガソーラー建設は今も行われており、今後も続くと思われますが、やっぱりこういった事態というのは実際に起きているわけです。水質等に影響が出ていないか、水質等の調査は行われているのかをお聞かせください。

○議長（柁原賢一君）　市民環境部長、古田浩敏君。

［登壇］

○市民環境部長（古田浩敏君）　ただいまの質問にお答えいたします。

現在、メガソーラー事業地の下流域の河川の水質調査については、これまで実施はしておりません。

以上です。

○議長（柁原賢一君）　福島英徳君。

［登壇］

○２番（福島英徳君）　ただし、こういった濁っている川の写真、これ、市民の方が心配されて、これ、メガソーラーパネルの開発が始まってから、こういうふうになっているということをおっしゃっているわけなんで、やはり水質等にも影響がないということを証明するためにも、ぜひ調査をしていただきたいと思うんですが、そのお考えは今後はございますか。

○議長（柁原賢一君）　市民環境部長、古田浩敏君。

［登壇］

○市民環境部長（古田浩敏君）　ただいまの質問にお答えいたします。

今後につきましても、市のほうで実施する予定はございませんけれども、洪水や暴風雨等でメガソーラー等の破損が原因で周辺環境に有害物質が流出するなどの可能性があった場合は、事業者負担において実施するよう指導してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（柁原賢一君）　福島英徳君。

［登壇］

○２番（福島英徳君）　事業者への指導、ぜひともよろしくお願いいたします。

次に、この写真をごらんください。

［写真を示す］

○２番（福島英徳君）　これは泗水の朝日西団地横に建設中のソーラーシステムです。近年、パネルの反射光による目の痛み、視力低下、熱中症などのトラブルも耳にします。反射光による居住環境への影響はどのようにお考えですか。また、朝日西団地に居住の方々に対する事前説明はあったのでしょうか、お聞かせください。

○議長（柁原賢一君）　市民環境部長、古田浩敏君。

［登壇］

○市民環境部長（古田浩敏君）　ただいまの質問にお答えいたします。

太陽光パネルの設置につきましては、菊池市景観条例に定めまして、３，０００平米以上の土地の区画形成の変更や、木材伐採の際には、反射光の少ないパネルの利用や、伐採後の緑化の推進を指導しておりますけれども、今、お尋ねのありました朝日西団地の横については、ちょっと私のほうも確認をしておりませんので、後

でお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　福島英徳君。

［登壇］

○２番（福島英徳君）　実際、お住まいの方々から、そのような心配なお声を聞きます。ここの朝日西団地は、当然市営団地でありまして、やっぱり市としても、このような居住されている方々に、きちんとやっぱりそういった心配のないような説明は必要かと思います。それでは、また後で答弁をお待ちしております。

次に、全国各地でメガソーラー開発に関する問題というのは提起されておりますが、私は、自然災害、特に台風や豪雨による土砂災害や河川氾濫による災害を危惧しております。

昨年の西日本豪雨や、２年前の九州北部豪雨をもたらした線状降水帯が、旭志のメガソーラーパネル付近に発生したとしたら、もしくは出現したとしたら、これまでのように水分が土にしみ込み、森林が吸い取る循環がなくなり、パネル上を全ての水が勢いよく流れる。そのような状況への対策に対してお聞きします。メガソーラーパネルの雨水対策はどのようになっているのかをお示しください。

○議長（柁原賢一君）　市民環境部長、古田浩敏君。

［登壇］

○市民環境部長（古田浩敏君）　ただいまの質問にお答えいたします。

大雨等の災害時におけるメガソーラーからの雨水や土砂の流出防止につきましては、最初に申し上げました事前協議の中で指導をして、対処しているところでございます。

以上です。

○議長（柁原賢一君）　福島英徳君。

［登壇］

○２番（福島英徳君）　それは事業者との事前協議の中での話と思うんですが、その事業者の基準に従うしかない。それっていうのは十分だとお考えでしょうか。

○議長（柁原賢一君）　市民環境部長、古田浩敏君。

［登壇］

○市民環境部長（古田浩敏君）　今後、開発等に関しましては、ほかの事例等を調査しながら、十分なほうにできるような方法については検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（柁原賢一君）　福島英徳君。

［登壇］

○２番（福島英徳君）　この雨水対策としましては、森林を伐採した場所に建設される

場合、これはそのパネルの下に調整池、これをやっぱりつくられるように大抵はなっております。ただ、その調整池の量が本当に、結局、想定外と言われるような豪雨の場合に対応できるのかどうか、これが心配です。

ただ、もっと心配なのは、耕作放棄地に建設された場合、これはパネルの下にほとんどは調整池をつくられておりません。要するに、全てのソーラーシステムに調整池があるわけではないんです。調整池がないパネル群の下流域で居住されている方々は、日々、不安を口にされます。もし、このような場所に豪雨災害が発生した場合、線状降水帯が出現した場合、木材とともに濁流が支流に流れ込み、まずはそのパネルのある旭志地区に被害が発生することは容易に考えられます。

さらに、そのほとんどの支流が合志川に集中するでしょう。平成２４年に合志川が氾濫したことは、皆さんの記憶に新しいと思います。しかし、あの洪水時には、まだソーラーパネルはなかったのです。同様の豪雨時には、前回氾濫したときよりもさらに大きな被害になる可能性があると思いますが、未然に防ぐ具体的な対策案はございますか。

○議長（柁原賢一君）　市民環境部長、古田浩敏君。

［登壇］

○市民環境部長（古田浩敏君）　ただいまのご質問ですが、未然に防ぐ対策というのは、現在ございません。

○議長（柁原賢一君）　福島英徳君。

［登壇］

○２番（福島英徳君）　ただ、皆さん、考えられてください。このような洪水というのは十分あり得ると思いますので、ぜひとも、そういったことに関しましては、事前に対策を練っていただきたいと思います。

メガソーラー建設におきましては、業者と地権者間での話し合いで契約できますので、自治体の介入は厳しいとも聞いております。先ほどもそのような似たような答弁だったと思います。

さらに、森林の地権者の方々も高齢化しており、森林管理も厳しく、これが時代の流れかもしれません。しかし、先ほども申しましたが、自慢の景観は損なわれています。また、水百選にも選ばれている湧水も、開発によって、先ほどお見せしたような水の濁りをつくり出されています。

現在のメガソーラー開発の進め方は、地域不在のまま、外部がその利益を得るという構造だと言っても過言ではないと思います。私は、地域不在のまま進めるのではなく、地権者の方々との事前の話し合いによって、現状の問題点や要望を聞き入れ、対策を講じることはとても重要で大事なことだと思いますが、どのように考え

られ、対処されているのかをお聞かせください。

○議長（柁原賢一君）　市民環境部長、古田浩敏君。

［登壇］

○市民環境部長（古田浩敏君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど、答弁の中にも申し上げましたけれども、昨年申請のありましたメガソーラーにつきましては、事業者が実施しました説明会のほうに市のほうも参加いたしまして、三者、事業者と市と、それと地元の校区長さんを含めたところでの協定書を結んでおるところでございます。

メガソーラー施設からの雨水や土砂の流出、景観の悪化、災害等の危険性の増大につきましては、十分認識しておりますので、これまでも、先ほど申しましたとおり、開発業者に対して、できる限りの指導をしてまいりました。

今後につきましても、国の動向を見据えながら、メガソーラー施設の無秩序な開発を抑制するための有効な方策について研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　福島英徳君。

［登壇］

○２番（福島英徳君）　ありがとうございます。できる限り、市民に寄り添った対応をお願いいたします。

それでは、先ほどもちょっと紹介されましたけども、経済産業省の資源エネルギー庁が、２０１２年に固定価格買取制度（ＦＩＴ）を制定しました。これは自然エネルギーに対する固定買取制度なので、その中で、きょうは太陽光に関して、簡単に説明いたします。

この買取制度は、太陽光によってつくられた電気の量を一定価格で電力会社が買い、その費用を電気料金に上乗せする仕組みです。要するに、電力会社が高く買い取って、その差額は一般家庭からも徴収する仕組みになります。

この制度は、発電量にもよりますが、設置後１０年もしくは２０年で廃止になります。簡単に言えば、一般家庭用は１０年、メガソーラー１，０００キロワット以上、要するに、メガワットの場合には、設置後２０年で固定価格買取制度が終了することになります。

その中で、産業用メガソーラーの買取価格が切れ始める２０３０年代半ばから２０４０年代には一気に廃棄物がふえると予想されています。環境省の予測によりますと、２０１４年に年間２，４００トンだった廃棄パネルの量が、ピークを迎えるとされる２０４０年には、何と３３０倍の８０万トンにも膨れ上がるとされていま

す。

ＦＩＴ（固定価格買取制度）では、買取価格の算定に廃棄費用を含めておりまして、発電事業者が事業終了に備えて廃棄費用を積み立てる内部積み立てを義務化していますが、積み立ての水準や時期は各事業者に委ねられているため、実際に必要な時期に廃棄費用が確保されるか懸念されているようです。

自然エネルギーとは申しましても、物理的には金属とプラスチックでできている機械ですから、２０年後にこれが一斉に廃棄されるとなると、新たな環境問題につながりかねません。

そこで、１０年後、２０年後に、よもや、今、稼働している、または建設中のメガソーラーパネルを事業者がそのまま放棄されることはないと信じたいのですが、もしそのような事態が生じたとしたら、本市として何か対策案はお考えでしょうか。

○議長（柁原賢一君）　市民環境部長、古田浩敏君。

［登壇］

○市民環境部長（古田浩敏君）　２０年後のパネル処分についてということでお尋ねですが、今、福島議員のほうから詳しくご説明いただきましたけれども、重なるところがあったら申しわけございません。

ＦＩＴ法に基づきます再生可能エネルギーの買取価格には、買取終了後のパネル廃棄等にかかる費用は、議員がおっしゃるとおり、含まれております。そのため、事業者において、当然必要経費については確保すべきものというふうに考えております。

国のガイドラインにおいては、事業者は太陽光パネルなどの解体・撤去・廃棄処理の総額を算定し、その費用の積み立てを行うこと、撤去及び処分は、廃棄物処理法の関係法令を遵守し、事業終了後、速やかに行うことなどが定められております。

また、事業者は、毎年の定期報告（運転費用報告）の中で、その年に積み立てた撤去及び処分必要の額、及び累積の積立額を記載する義務がございまして、その内容は国においてチェックされているというところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　福島英徳君。

［登壇］

○２番（福島英徳君）　ありがとうございます。大体撤去費用としましては、概算だと建設費用の５％ぐらいと言われているようですね。

私も、本当にこの積み立てというのがされているのか、そのあたりが気になりまして、資源エネルギー庁に確認しました。確かに、廃棄費用の積立状況等は、事業者が毎年、太陽光発電協会に定期報告が義務づけられているとのことです。しかし、

あくまでも、これ、報告することが義務であって、積み立てていませんという報告でも可らしいんですよね。要するに、積み立てなければいけないというんじゃなくて、いや、我が社は積み立てていません。これで報告は完了と聞いております。というふうな説明がありました。

やはり、今後、どうなるかわかりませんけども、本当にこの菊池市でソーラーパネル開発されている事業者の方々が、どのような定期報告をされているのか、これは、ここの太陽光発電協会、ここにログインしていけば、どういう報告をされているのかというのが確認できます。もしもよろしければ、そういったこともやっていただければなと思います。

それでは最後に、市長にお尋ねします。

これまで、メガソーラー開発がもたらすであろう問題点をお伝えしました。メガソーラーの建設によって景観が損なわれること、自然災害時の対応、環境汚染、そして、大量廃棄の時期の懸念を申しました。さらに、この太陽光パネルというのは雇用も生みません。私は、このようなことに対しまして、今後の取り組みについて、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　太陽光発電に関する私の考えを述べよということでございます。

鞍岳での大型開発を例に引かれましたけども、私もこちらに帰ってまいりまして、あれを見て、もうぞっとしまして、よくよく見てみたら、あれは大津町さんの領域での設置なんですね。ところが、川自体はこちらに向かっておりますので、非常にそこは危険であると。

従来については、私どもに対しても何ら意見を言う場がなかったらしいんですね。ですから、追加の投資がもしある場合は、必ず事業者の方に、川下である菊池流域の人も説明をしてほしいということは、私のほうからもう既に申し入れているところでございます。

それで、私どもの基本的な考えですけども、今、議員がおっしゃったこととかなり近いと思います。特に菊池の場合は、自然を守りながら活用していこうという癒しの里きくちの基本の考えでありますので、加えまして、景観や防災の観点からも、極力今の自然環境を保持していきたいと。保持しながら、それを活用していきたいというのが基本的な考えでございます。

特に、メガソーラーのような大規模開発の場合は、下流域に想定外の大きな災害を招くおそれがあるわけであります。ただ一方で、上流域では、この高齢によりまして山林の管理ができなくて、売却の機会があれば売却したいといったふうな現実

的な問題があるのも確かであります。これは非常に難しい問題であるわけであります。

したがいまして、また、私どもは、許認可等の強制力を持っているわけでもないわけですね。ですから、動ける範囲に非常に限界があるわけで、悩ましい問題でありますが、現在の法的な枠組みの中でできることはやっていこうということで、今、一定規模の開発については、必ず事前協議をしてもらう。そしてまた、特に砂防対策、排水処理については、こちらから意見をきちっと言わせていただく。

そしてまた、地元不在だというふうな表現がございましたけど、それはやや事実と異なりまして、一定規模以上のものについては、必ず地域説明をしなさいということをお願いしておりまして、かつ、地域ということの定義も、こちらのほうで広目にお願いをしております。つまり、一定の下流域じゃなくて、本当にもっと先の下流域までということを極力、今、お願いをしているところでございまして、その地域説明にも必ず市から同席をさせていただいておりまして、最終的には、下流域の方々の同意という問題でありますので、地域、そして業者の方、そして市が、三位一体になって、環境保全協定というものにサインをして、それで事業を始めるというふうな確認をとりながら進めているやり方をしております。

ですから、我々としても、なるべくこうしたものは、実はやりたくはないですけども、今申しましたような上流域でもさまざまな問題もありますので、一番大事なのは、さまざまな問題を関係者の皆様が理解した上で、合意の上で進むようにということで、それが私どもの役割だと思っておりますので、これからも間に入って調整をして、業者を指導していくということに力を入れていきたいというふうに思っています。

また、今の法体系のもとでは限界がございますけども、もう少しいい知恵がないかどうかは常に研究している状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　福島英徳君。

［登壇］

○２番（福島英徳君）　ありがとうございます。

冒頭に巨大なメガソーラーがつくられているのは大津方面だとおっしゃったですけども、ぜひ一度、旭志のほうにも行かれてください。すごい開発がされております。確かに大津のほうが規模はまだ大きいです。

あと、行政としても指導されていくということを期待しまして、私の一般質問は終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（柁原賢一君）　これで、福島英徳君の質問を終わります。

ここで昼食等のため、暫時休憩します。

午後の会議は、午後１時から開きます。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

休憩　午前１１時１０分

開議　午後　１時００分

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、市民環境部長から発言の申し出があっておりますので、発言を許します。

市民環境部長、古田浩敏君。

［登壇］

○市民環境部長（古田浩敏君）　改めまして、こんにちは。先ほど福島議員の一般質問の中で、朝日西団地周辺の住民の方への説明があったのかということのお尋ねにお答えできておりませんでしたので、今、お答えさせていただきます。

事業者に確認しましたところ、事業地が農地でありまして、事業地に隣接する農地の耕作者に対しては、雨水排水等の事業内の説明を行っておりますが、近接の住民に対しては、太陽光パネルの反射光等の説明は行っていないということでございました。

太陽光パネルの設置角度につきましては、反射光により周辺に影響が出ないよう、できるだけ地面に水平に設置する計画ということでございましたが、今後、パネルの反射光の状況については、市で現地確認を行い、朝日西団地周辺の住民への影響が認められる場合については、事業者に対して指導を行っていくところで考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　次に、二ノ文伸元君。

［登壇］

○１７番（二ノ文伸元君）　皆さん、こんにちは。議席番号１７番、是は是、非は非がモットーの二ノ文伸元でございます。よろしくお願いします。

それでは、早速質問させていただきますが、２８日の荒木議員の質問の冒頭にありましたように、朗読にならないように、せめて学芸会ぐらいにはなるよう頑張りますので、執行部の方のご答弁よろしくお願いします。

まず最初に、幼児教育無償化について質問をいたします。

２８日、東奈津子議員の質問と重なる部分がありますが、確認の意味で質問をさせていただきます。

いよいよ１０月１日より幼児教育無償化が始まることは、皆様方、ご周知のとお

りでございます。ちょうど同時期に、消費税率が８％から１０％に引き上げられる、そのときに幼児教育無償化をスタートさせることにより、子育て世代の経済負担や消費の落ち込みを少なくする意図もあるやに言われております。

そこで、質問ですが、１０月１日のスタートで間違いないのですか。この幼児教育無償化の中身はどのような内容ですか。また、東議員との質疑において、実施する上でどのような課題があると認識されておりますか。

無償化は、本来、１０月１日ではなく、年度区切りである来年４月１日が妥当かと考えますが、この時期を国が選択したのは別の意図があるやにも感じますが、実施に向けては待ったなしの状況です。きょうは７月１日、あと３カ月後に無償化がスタートするための保護者への説明、保育園、幼稚園への説明、連携はとれているのか。今後のスケジュールについてもご説明をください。よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、泉大助君。

［登壇］

○健康福祉部長（泉　大助君）　改めまして、こんにちは。それでは、二ノ文議員の幼児教育と保育に関するご質問にお答えをさせていただきます。

先日の東議員の一般質問への回答と重複する部分があるかと思いますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

まずはお尋ねの、１点目の１０月１日からスタートするのかというご質問でございますが、それに関しましては、あくまでも国のほうから示されております日にちが１０月１日となっておりますので、本市といたしましても、それに従いまして、現在のところ、１０月１日のスタートに向けて準備を進めさせていただいているところでございます。

それと、２点目の内容についてということでございますが、本年の１０月１日からスタートいたします幼児教育・保育の無償化は、保育所等を利用します３歳から５歳の全児童と、ゼロ歳から２歳の住民税非課税世帯の児童の利用料を無償とするものでございます。

ただ、通園の送迎費や行事費、給食費は、これまでどおり保護者の負担となりますが、年収３６０万円未満相当世帯につきましては、給食費のうち、おかずや、おやつに相当します副食費については、免除されることとなっております。

対象となります施設につきましては、幼稚園、保育所、認定こども園のほか、保育所等を利用できない児童が、認可外保育所やファミリーサポートセンター等を利用する場合も、一定額の範囲内で無償化の対象となります。

認可外保育所は、国の基準を満たした施設に限って無償化の対象となりますが、待機児童問題により、やむを得ず基準を満たさない施設を利用する児童が存在する

ことを踏まえ、国の基準を満たさない認可外保育所も対象とする５年間の猶予期間が設けられることになっております。

３点目の現在の幼児教育・保育の無償化に伴う課題についてというご質問でございますが、無償化に伴いまして、対象となる３歳・４歳・５歳の保育園児の副食費が実費徴収となることで、保護者の方の戸惑いでありましたり、副食費の徴収をお願いすることになります保育所の負担増などが考えられるところでございます。

また、その課題に向けての関係者との調整というご質問でございますが、今申しましたように、今回の無償化に伴いまして、対象となります３歳・４歳・５歳の保育園児の副食費は実費徴収となりますが、国の方針としまして、施設が利用者から直接徴収すること、また、徴収金額は質の担保された給食を提供する上で、これまでの公定価格である月額４，５００円を目安とすることと示されておりますことから、その方針に従って実施したいと考えておりまして、現在、市内の保育園等との調整を行わせていただいているところでございます。スケジュール的には、１０月１日に間に合うように、現在も、今、進めさせていただいております。

また、保育の無償化が子育て世代の経済的負担を軽減し、少子化対策に寄与するものであることを踏まえまして、新制度の開始に向けましては、保護者への周知の徹底を図りますとともに、引き続き施設との調整を行うことによりまして、１０月１日スタート時に混乱を招かないよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　二ノ文伸元君。

［登壇］

○１７番（二ノ文伸元君）　問題点については、大分把握されているということで認識しましたけども、認可外保育園、これがこの前の答弁では、充足数が菊池市は足りているということで、認可外保育園は進出はしてこないだろうというようなご答弁だったと思います。

しかし、いろいろ調べてみれば、菊池に認可外保育園がなくても、よそにあれば、そちらに通わせるときに、お金が来るのはこの菊池市だったりとか、保護者のほうに来るだったりとか、その辺の何かいろんなケースが考えられると伺っております。いろんなまだわからないようなところがあると思います。

恐らく１０月スタートであれば、９月の議会には上程がされるというふうに思います。やはり議会としても、そこら辺のところをしっかりと勉強しながら、この保育料無償化につきましては、福祉厚生常任委員会のほうでさまざまな角度から議論し、今会期中とは言いませんけども、執行部の方へ申し入れができたらなというふうに思っているところです。このことは、猿渡委員長にしっかりお願いしたいとい

うふうに思います。

この質問については、これで終わります。

次に、虐待に関しての質問をいたします。

全国で虐待による子どもの死亡や事件が後を絶たず、本市議会としても、虐待のない菊池市の実現を目指すという決議をしたところです。

先日、健康福祉部子育て支援課、本田課長より、菊池市の虐待の実態について、お忙しい中、泉部長もでしたけれども、具体的な説明をいただき、改めて虐待の予防と早期発見、充実した対応の重要性と、対策への思いを強くしたところです。

まず、虐待の相談件数において、１０年前との比較では、国、県は、１０年前と比較し３倍に増加、菊池市は、さらに５．７倍に増加と、国、県の２倍に上っています。これを市としてどのように分析されていますか。これは１問目ですね。

それから、先日も体罰の禁止について閣議決定され、虐待の防止について法整備が進んでいますが、２０００年に保護措置、施策の促進制定以降、虐待の予防、早期発見における国及び地方公共団体の責務と、児童虐待を受けたと思われる児童の通告義務制定、強制介入など、行政の取り組み強化などが加わりました。現在では虐待相談、対応について、一次機能としての役割が市町村にはあります。

児童虐待の防止等に関する法律第６条では、児童虐待にかかわる通告において、全ての国民に通告の義務があるとされ、虐待の早期発見・早期対応の機会となるように制定をされました。

ここで、２点お伺いいたします。

菊池市における通告窓口は、子育て支援課が窓口でよろしいのでしょうか。

また、対応可能な職員の人数と職種についてお伺いいたします。

以上、２点、よろしくお願いします。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、泉大助君。

［登壇］

○健康福祉部長（泉　大助君）　ただいまの二ノ文議員の児童虐待に関するご質問にお答えさせていただきます。

まず、１点目の菊池市における相談件数に対する分析という点でかと思います。先ほど議員がおっしゃいましたように、本市におきます児童虐待に関します相談件数につきましては、平成３０年の相談件数が１０３件となっております。合併直後の平成１８年の件数が１８件でしたので、８．６倍にふえているような状況でございます。

この件に関して、市として分析をしているのかというお尋ねでございますが、虐待の起こりやすいと考えられるケースにつきましては、その都度、対応のほうを強

化させていただいているところでございます。

また、相談件数が、原因といたしまして、相談の内容といたしましてが、平成３０年でございますけど、心理的虐待が一番多く、１０３件、１０３件中４６件、これで４４．７％、次いでネグレクトが３４件、３３．３％、身体的虐待が２２件、２１．４％となっております。こういったことも加味しまして、内容分析を行い、今後の児童虐待の未然防止等に努めてまいりたいと思っているところでございます。

それと、２点目の児童虐待に対する市の窓口はどこかというお尋ねでございますが、こちらにつきましては、児童虐待に対する市の役割としまして、児童福祉法では、市町村は虐待の未然防止や早期発見・早期対応のほかに、住民の身近な場所での相談支援機関として位置づけられるということになっておりますので、本市におきましては、子育て支援課内に家庭児童相談室を設置いたしているところでございます。

それと、それに関する相談員の配置状況と職というご質問でございましたが、それに関しまして、家庭児童相談員を２名、それと女性相談員を１名配置いたしまして、虐待を含めました児童や家庭のさまざまな相談に、現在、対応させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　二ノ文伸元君。

［登壇］

○１７番（二ノ文伸元君）　それでは、次、ことし４月、子育て支援課内に妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援提供と相談窓口の一元化ということで、子育て世代包括支援センター（きくぴあ）が開設されました。いつでも安心して相談し、支援が受けられるという点で、支援及び虐待予防にも期待ができる場だと思います。

そこで、お尋ねですが、つくられて約３カ月たったわけですけども、現在の利用状況と今後の課題、これをお聞かせください。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、泉大助君。

［登壇］

○健康福祉部長（泉　大助君）　ただいまの二ノ文議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今、議員がおっしゃいましたように、本年４月には、菊池市子育て世代包括支援センター、通称きくぴあを開設いたしまして、これまで以上に関係部署や関係機関と連携しながら、支援が必要な家庭の早期発見、支援を行うことで、虐待の未然防止を図っているところでございます。

ただいまお尋ねのありました件数、また、課題については、ただいま手元に資料がございませんので、申しわけございませんが、後ほどご回答をさせていただくならと思います。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　二ノ文伸元君。

［登壇］

○１７番（二ノ文伸元君）　ガチンコの勝負ですので、遠慮なく、後からで結構ですので。

虐待相談及び子育て世代における相談窓口の一元化を図ることは、市民にもわかりやすく、相談しやすい環境づくりができているとはいえ、今後も啓発により、お知らせを繰り返していくことも大切と考えます。

一方、子育て支援課の担う役割は重要です。この窓口による情報に関して、健康推進課、教育委員会、その他各関係機関との連携を十分に図っていただき、スムーズな対応になるように、組織が重要になると考えますので、よろしくお願いします。

次に、昨年、菊池市での虐待を受けた子ども、これはあくまで相談した人数が１０３人、先ほどおっしゃられましたが、約５割が未就学児、３割が小学生であり、８割の子どもが、多くの場合、みずから虐待を受けていると発信するにはかなり困難であることが予想されます。また、中学生、高校生といえども、心理的虐待である場合には、とてもＳＯＳ発信は厳しいと予想ができます。

さらに、虐待の加害者が実母、実父が９０％に上り、家族間という密度の濃い、閉ざされた空間にもなる家庭で虐待が起こるということで、被害を受ける子ども、加害者となる親、そして、その周りでの見守りと支援、連携が重要だということがわかります。

そこで、お尋ねします。

現在、未就学児や児童が在籍する保育園、幼稚園、学校にどういう役割を期待し、現在、どのような連携を図っておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、泉大助君。

［登壇］

○健康福祉部長（泉　大助君）　二ノ文議員のご質問にお答えをさせていただきます。

児童虐待に関します、学校、また、教育委員会の役割、また、連携がどう図られているかというお尋ねだったかと思います。

役割に関しましては、学校や保育所等につきましては、児童虐待の防止等に関する法律の中で、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないと規定されているところでございます。こういったと

ころから、発見しやすい立場にあられるということで、そういった情報のいち早い提供をお願いしているようなところでございます。

なお、いろんな保育所、学校等も含めて、いろんな関係機関との連携につきましては、市としましては、日ごろから学校や保育所等を訪問いたしまして、気になる児童のケース検討会を開催するなど連携を密にし、児童虐待の早期発見・早期対応に努めているところでございます。

また、学校・保育所等はもとより、警察や児童相談所、医療機関等の関係団体から成ります、要保護児童対策及びＤＶ対策地域協議会を設置しまして、関係機関相互の連携のもと、情報共有や支援内容の検討を行うことで、虐待を含めました支援が必要な児童の早期発見、適切な保護や対応を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　二ノ文伸元君。

［登壇］

○１７番（二ノ文伸元君）　保育園、幼稚園、学校では、子どもと身近に接し、毎日観察することができ、密接なコミュニケーションの機会を持っているため、早期発見に至る情報も得られやすい環境にあります。

園や学校との連携をどのペースで、どういった形で収集していくのか。起こってからではなく、起こる前に対応がスムーズに行えるためにも、こうした横のネットワークを利活用していくことが必要です。今おっしゃられたとおりですね。

児童虐待が疑われる事案として、関係機関が関与しながら死亡に至った事件で、園、学校と市町村、児童相談所の関係機関の連携が十分に機能しなかったことが問題点の一つだというふうに考えます。

平成２２年、学校及び保育所から市町村または児童相談所への定期的な情報提供に関する指針を策定し、定期的な情報提供と共有がうたわれています。いまだ報道される悲惨な虐待の事例では、関係機関の連携の不十分さも伝えられております。菊池市ではいかがでしょうか。定期的に十分に横の連携を図ることが虐待防止にもつながります。ぜひ検証、検討を強くお願いをしておきます。

本市の場合、未就学児で保育園、幼稚園に在籍しない家庭保育、また、学校への通学が一定期間できていない場合の人数把握と家庭との連携はできているのか。本市の利用状況、または子育て支援課相談窓口の一元化としてありますが、現在の職員数で対応は十分だと思われていますか、お尋ねします。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、泉大助君。

［登壇］

○健康福祉部長（泉　大助君）　ただいまの二ノ文議員のご質問にお答えさせていただ

きます。

未就学児等を含めました状況について、市がきちんと把握しているかという点でございますが、申しわけございません、先ほどのきくぴあに関するご質問とあわせて、後ほど、ご回答させていただくならと思います。

それと、対応できる人員が確保できているのかという質問に関しましては、おっしゃいますように、先ほど言いました職員とは別に、家庭児童相談員の方２名、それと女性相談員の方１名を配置しているところでございますが、これで万全かというところがございますが、ただ、一般といいますか、職員に関しましては、ほかの部署等の兼ね合いもございますし、そちらに関しましては、また定員管理の問題もございますので、うちのほうとしては、足りていないという状況と判断しましたら、そこはまた当然人事を所管しております部署と相談をさせていただきたいと思います。

いずれにしましても、議員がおっしゃいますように、児童虐待の問題につきまして、早期発見、適切な対応ができていきますように、現在いる職員で現在のところは対応させていただきたく考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　二ノ文伸元君。

［登壇］

○１７番（二ノ文伸元君）　たしか園児の虐待のパーセンテージが、児童、小学生に比べてずっと多いと。園児が約５０％ぐらいが虐待の対象となっていることを聞いております。そのことを踏まえて、園の先生たちがやはり一番、子どもに対してはそういうものが気づくと。それはもう先ほどの部長の答弁でもわかりました。

園長先生が、私は大きな役割を抱えていると思ったわけですよ。それで、公立保育園の園長先生にちょっとお話を伺おうかなと思ったときに、花房保育園の園長先生が誰かなと思いまして、ちょっと調べましたら、子育て支援課の課長さんですね。その方が兼ねておられると。それで人材も足りているのかなと。やはり責任の重い、精神的にも負担のかかる園長先生と、子育て支援課の課長さんが兼ねていいものかなというふうにちょっと思ったものですから、やはり現場に園長先生がいることで保育士は心強さがあり、緊急時の対応に素早さもあるのではないかと考えます。命にかかわる重要なポストにある子育て支援課長と園長兼務について、任命権者の市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　今、子育て支援課の課長が保育園の園長を兼務しておるわけで

ございますけども、もともとは連携をとりながら進めておりますので、より一層、現場の状況がわかるということで、大きな問題はないというふうに認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　二ノ文伸元君。

［登壇］

○１７番（二ノ文伸元君）　これだけ重要なポストを兼任することが、職務遂行上、また、働き方改革という視点からも、負担を強いる点など問題と捉えていると私は考えます。今後の検討をお願いします。

また、子育て支援課における虐待相談件数の増加や、新規事業等における適切・迅速な対応を考え、相談者、職員の声を聞き、さらに充実した人員配置もご検討をお願いしたいと思います。

さらに、市町村において設置の努力義務にあった要保護児童対策地域協議会には、迅速かつスムーズな対応が求められております。警察、医師に加え、ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）、弁護士、スクールカウンセラーなど、常に必要な専門職が活用できる人材の確保など検討される必要もあります。絶え間ない情報共有と適切な人材を組織の力としていく必要があります。まず課題は何かを整理し、児童虐待のない菊池市の実現に向けて、より有効な菊池市独自のマニュアルを作成し、組織のメンバーがフルに生かされ、よりよい対応ができるように検討し、実施していただきたいと思います。

しっかり、部長、市長を中心に、あのような悲惨な事故が、せめてこの菊池市で起きないように、ご努力をお願いしたいと思います。

以上でこの質問は終わります。

次に移ります。

旧菊池市の事業において、隈府町商店街の活性化を目的とし、もう１５年ほど前になりますか、まちづくり総合支援事業を活用し、回遊性を高めることで、まちの活性化をさせる狙いがありました。補助率の高さに引かれ利用した形ですが、足湯においては、当初、３カ所検討されていたものが、当時のお宮さんの足元に足湯とは何事かと住民の反対もあり、１カ所はとうとうつくらなくなり、現在、２カ所となったと記憶しております。つまり、足湯の活用は余りあっていないのかなと自分なりに分析をしたところです。

先日、ちょっと雨も降っておりましたけれども、足湯はどんなぐあいかなと思い、ちょっと見に行ってまいりました。横町の足湯はきれいなものでした。掃除も行き届いてですね。ただ、切明のほうが、私、ちょっと行ってみたんですけれども、泥

水で濁っているんですよ。なぜかということは、隣に井出が流れております。きのう大雨で黒く濁っておりましたので、恐らくその井戸水を吸い上げての水張りだったのかなと。恐らくソーラーパネルからの濁った水ではないと思います。きのうの大雨からだろうと思いますけれども、そこを、やはりしっかりそういうところも見ていただいて、雨の日には作動させないとか、そういうふうにしたほうが、私は、市長がいつもおっしゃられる癒しの里づくりにはそぐわないのかなというふうに思います。ここに写真を撮っておりますので、建設部長、後から見せますので、見に来てください。

道路に関しましては、アスファルトから透水性のある自然石舗装にかえることにより、自然環境のよさをアピールする狙いもあったと考えます。現在、１５年以上がたち、劣化が進んだ状態で、玉砂利が外れ、削られ、人の歩行、車の通行にも支障が出ている状態にあります。

そこで、質問ですが、この事業で整備された総延長距離、その後の補修状態、また、今後の計画についてお示しください。

○議長（柁原賢一君）　建設部長、中村喜範君。

［登壇］

○建設部長（中村喜範君）　皆様、こんにちは。それでは、二ノ文議員の質問に回答いたします。

隈府のまちの中の回遊道路ということでございまして、今、議員申されましたとおり、まちづくり総合支援事業において行っております。平成１５年から平成１９年に１期事業、平成２０年から平成２４年にかけて２期事業ということで、１０年間において総延長約５，５９２メートルを整備してきたところでございます。

しかし、議員もおっしゃられますとおり、舗装の劣化が激しいということで、そういう箇所につきましては、一時は部分的に対応してきたところでございますが、平成２９年度から路線ごとにまとめて舗装の整備を行っているところでございます。

平成２９年度以降の整備状況を申し上げますと、平成２９年度に４６１メートル、平成３０年度に７１４メートルを整備いたしております。今年度におきましては３１２メートルを予定しているという状況でございます。まだ来年、再来年と、今のところ、進めていくということで、必要に応じて計画的に整備を進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　二ノ文伸元君。

［登壇］

○１７番（二ノ文伸元君）　このことについては、平成２９年度に菊池地区区長会より、

隈府市街地における透水性舗装の劣化に対する質問及び要望書として対応をお願いしてありました。そのときの答えが、「市街地における透水性舗装の自然石舗装につきまして、舗装の劣化範囲が広く、舗装が追いついていない状況です。この件につきましては、緊急性、必要性が非常に高い事業と認識しております。そのため、今年度から予算の配分を含め、重点的かつ一体的に事業を進め、早期にこの改善を図ってまいります」と答弁にありました。

平成２９年から、もう２年たっておりますけれども、まだ遅々として何か進んでいないのかなと。あっちこっちから、うちの前の道ばどやんかしてくださいというような意見を、要望をまだ受けるんですよ。

さっき、今、部長の答弁の中では、今のところ、やる予定ですみたいなことをおっしゃいましたけども、これは今のところじゃなくて、もうやるというようなことを言っていただかないと、私も住民の方に説明がつかない。できればことし中にやっていただきたい、そう今思っているところです。どうでしょうか。

○議長（柁原賢一君）　建設部長、中村喜範君。

［登壇］

○建設部長（中村喜範君）　この事業につきましては、今のところ、毎年、一応実施しているところでございます。計画的には、あと、来年、再来年度、２年は、今のところ、要望するということで考えております。ただ、財政的な面と、それから、今から予算要求をしなければなりませんので、その辺につきましては、十分要望しながら、なるべく早く完了できるように進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　二ノ文伸元君。

［登壇］

○１７番（二ノ文伸元君）　私がなぜこれだけ言うのかといいますと、もちろん住民の方からの要望もあります。しかし、５月２１日の臨時会において報告がありました専決第１１号の事故について、事故発生日は平成３０年３月２３日、金曜日、事故の概要は、市道正院町温泉通線から国道３８７号へ相手方バイクが進入した際に、一時停止を行ったが、舗装面の劣化により砂利が散乱していたため、ブレーキをかけた際、滑って横転し、バイク及び衣類を破損させ、損害を与えたものである。これはたまたま車が右から左、左から右に行ってなかったから、命にかかわる事故はなかったというふうに思いますが、もしこれが車にひかれでもしたら、大変な事故になっていただろうというふうに思うわけですよ。

以前に、市の管理瑕疵でグレーチングがはね上がり、マフラーが破損したとか、側溝にタイヤがはまりホイールが破損したとか、これがやたらと続いたんですね。

恐らく職員の方々も覚えておられると思います。そういった類いが、今後、あるとも限りません。今、２年かかるとおっしゃいましたけども、２年の間に事故が起き、人の命が奪われたらということも加味して、今、質問をしているところですので、ここはしっかり考えていただきたい。

それと、さっきの事故発生日が平成３０年の３月２３日となっております。ことしの５月２１日に臨時会において報告があったわけですけども、この１年以上かかったことに対する理由は何かあったのかなとちょっと考えたものですから、わかる範囲で結構ですので、ご答弁、よかったらお願いします。

○議長（柁原賢一君）　建設部長、中村喜範君。

［登壇］

○建設部長（中村喜範君）　今の件につきましては、詳しくは、ちょっと私のほうも余りわからないんですが、ちょっと担当から聞いている部分につきましては、その瑕疵があった部分について、保険会社同士がちょっとなかなか話がつかなかったといいますか、そういうことがあったそうでございます。特に洋服とかがなかなか評価が難しいということで、ちょっと長くなったと聞いております。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　二ノ文伸元君。

［登壇］

○１７番（二ノ文伸元君）　わかりました。とにかく人の命が大事ですので、そこの対応はしっかりお願いをしたいと思います。

次に、日本遺産認定について質問をいたします。

平成２９年４月２８日に「米作り、二千年にわたる大地の記憶～菊池川流域「今昔『水稲』物語」～」が日本遺産に認定されましたが、この２年間の実績及び現況、そしてまた、今後、どのように発信していかれるおつもりなのか、お示しをください。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、木下徳幸君。

［登壇］

○教育部長（木下徳幸君）　それでは、二ノ文議員のご質問にお答えさせていただきます。

日本遺産認定後、どのようなイベントを行ったきたかということと、日本遺産をどのように発信していくかといったご質問であったかと思います。

まず、どのようなイベントを行ってきたかでございますが、議員おっしゃいましたとおり、平成２９年の４月に菊池市、山鹿市、玉名市、和水町の４市町で、菊池川流域の構成文化財が「米作り、二千年にわたる大地の記憶～菊池川流域「今昔

『水稲』物語」～」として認定されたものでございます。

認定を受けまして、４市町で文化財保存活用推進部会、それから、観光推進部会、「食と農」推進部会の３部門を設け、それぞれの分野で協力しながら、さまざまなイベントを行っております。

文化財保存活用推進部会では、出前講座等による周知啓発、各自治体の資料館等での巡回展、日本遺産の構成文化財であります、冨田式暗渠排水技術の考案者、冨田甚平のテレビドラマ放映、シンポジウム、企画展等を行っております。

次に、観光推進部会では、流域市町の構成文化財や観光情報を掲載したパンフレットの作成、流域市町内住民や旅行会社等に向けたモニターツアーの実施、全国規模の観光展示会でのＰＲ等を行っております。

次に、「食と農」推進部会では、流域の米を使用している店舗のパンフレットの作成やホームページへの掲載、４市町の１６の物産館等における日本遺産ＰＲの統一ディスプレー設置などを行っております。

このほか全体では、日本遺産シンポジウムやニッポンたからものプロジェクトの公演を実施し、４市町の広報誌のリレー連載での周知啓発も行っております。

それから、２点目の、今後どのように発信していくかということでございますが、まずは、文化財保存活用推進部会では、７月１９日から県立美術館のほうで開催されます日本遺産認定記念企画展や、九州国立博物館企画展での情報発信ブース設営等によりまして、情報発信を予定いたしております。また、昨年度認定されました観光ガイドのフォローアップ研修を実施して、訪れていただいた観光客に満足いただけるよう、よりレベルの高いガイドを養成することとしております。

次に、観光推進部会では、菊池川流域日本遺産ブランドを活用したツアールートの作成、販売や、ＳＮＳ等を活用した情報発信の仕組みづくりを進めてまいります。

「食と農」推進部会では「おいしい」地域ブランド構築・ＰＲ及び人材育生事業として、設定テーマに基づいた新メニューの開発やＰＲ、菊池川流域の物産館等を核とした情報発信拠点整備事業として、４市町の１６の物産館等で土産物づくりなどを計画しております。

以上のような事業を今年度は予定をしており、来年度以降も継続して実施していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　二ノ文伸元君。

［登壇］

○１７番（二ノ文伸元君）　ありがとうございました。すばらしい内容で、安心をしたところです。

一つ提案でございますけれども、何か歴史文化には相当力を入れていられるように聞こえましたけども、食のほうが、何かちょっと寂しいかなという気が今しましたので、一つ提案です。

現在、菊池市においては、菊池市米食味コンクールをやっておられます。それを菊池川流域産米食味コンクールと銘打って、３市１町で持ち回り開催にしてはどうでしょうか。

あわせて、ほかの食部門、酒、麺類、丼物、果物など、各自治体自慢の食を持ち寄ることで、歴史ある米と伝統と地域の自慢料理と食材のＰＲの場、地域活性化にもなるかと考えます。もちろん九州お米食味コンクールとしての開催もできるのかなというふうに考えております。歴史と伝統を誇る県北地域の食文化のＰＲの提案です。オリンピックに合わせ、県で２カ所しかない認定です。市内、県内、国内外にＰＲ策を期待しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、笹本義臣君。

［登壇］

○経済部長（笹本義臣君）　改めまして、こんにちは。二ノ文議員の貴重なご提案ありがとうございます。

今、言われましたように、お米に関するものについては、いろんな広がりがあるというふうに思っております。議員ご提案の件につきましては、この日本遺産の協議会構成自治体４市町ございます。この協議の中で、うちのほうから改めてまた提案をしていきたいと思っております。今後、日本遺産の魅力につながるような食のイベント等につきましては、積極的に取り入れたいというふうに考えておりますので、よろしければ、きょうご提案いただいたものもあわせて提案し、４市町連携して取り組めるように頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

以上、答弁にかえさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　健康福祉部長、泉大助君。

［登壇］

○健康福祉部長（泉　大助君）　先ほどの二ノ文議員の児童虐待に関しますご質問の中で、お答えできなかった分につきまして、お答えをさせていただきます。

まず一つ目の、本年４月に開設いたしました、きくぴあの利用状況と課題についてでございますが、こちらにつきましては、４月１日開設後の４月、５月で１０３件の相談があっております。内容としましては、妊娠・出産等の相談が多くございまして、また、子どもさんの発育に関するものが多いような状況でございます。

課題としましては、まだご存じないお母様方も多いということで、今後、周知の徹底を図らせていただくならと考えているところでございます。

次に、先ほど２点目の乳幼児、また、未就学児に関する状況と対応についてのところでございますが、状況につきましては、１０３件の相談中、さっき議員もおっしゃいましたが、３歳以上、就学前に関する相談件数が２６件、２５．２％、それとゼロ歳から３歳未満が２５件、２４．３％と、大体、今、半数近くを占めております。また、小学生が一番多く、３２件、３１．１％ございますので、全体で小学生までのお子さんに関する相談が８割を占めているような状況でございます。

それと、児童虐待に関します対応につきましてでございますが、こちらに関しましては、未就学児、乳幼児ともに、ほかの虐待の対応と同じ対応をさせていただいておりまして、被虐待児の対応につきましては、年齢にかかわりなく、子どもの命を最優先に考えていることから、相談や通告を受けた後につきましては、子どもの安全確保をまずは行いまして、通告者からの聞き取りでありましたり、関係者、関係機関からの聞き取りを行った上で、担当課による受理会議のほうを実施しております。案件次第で対応が困難であると判断した場合には、児童相談所へ送致いたしましたり、援助を求めるところでございますが、市のほうで対応できるケースにつきましては、さらなる情報収集に努めまして調査を行い、個別相談会を開きまして、対応のほうを図らせていただいているところでございます。

以上、申しわけございませんでした。お答えをさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　二ノ文伸元君。

［登壇］

○１７番（二ノ文伸元君）　適切なご答弁ありがとうございました。

それから、経済部長、頑張ってください。よろしくお願いします。

終わります。

○議長（柁原賢一君）　これで、二ノ文伸元君の質問を終わります。

ここで、１０分間休憩します。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

休憩　午後１時５５分

開議　午後２時０４分

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　皆さん、こんにちは。いよいよ一般質問が最後となりましたけれども、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、国道３８７号、市道豊水大柿線の整備について、また、市道の草刈り業務の各行政区の委託の状況について、お尋ねをいたします。

国道３８７号については、これまでに、重味地区、篠倉集落部分の改良も完了しておりますが、その後も豊間地区、戸豊水の交差点から北中学校までの区間の整備の要望を一般質問等で続けております。

これまで、地元県議とともに、県・市も一緒に同行していただいて、危険箇所の確認をしておりますので、市としても整備の必要性は十分認識していただいていると思われますが、いずれにしましても、国道ですので、市としては国・県に対しての要望となります。現在の整備の計画状況がわかればお示しください。

次に、戸豊水大柿線の整備についてお尋ねをいたします。

この路線につきましては、特に熊本地震発生後は、九州産廃への災害廃棄物の搬入に伴い、大型車両の往来により損傷しておりましたので、早急な対応を要望し、環境整備基金の活用による整備をお願いしておりましたので、市としても緊急性を認識していただき、平成３０年第４回定例会において、早急な整備の答弁をいただいております。

そこで、改めてお尋ねをいたしますが、整備の現状をお示しください。

次に、市道の草刈り業務の各行政区への委託の状況についてですが、この件につきましては、これまで地域による不公平感に対する調整については、城議員とともに指摘、要望を行い、やっと平成２９年度より、旧菊池市と旧七城町が追加され、市道管理費を各行政区に支払いすることができるようになりました。特に旧菊池市の中山間地域は市道延長も長く、また、高齢化も進んでおりますので、市道管理については大変な状況でありましたので、少しは地元の方々の作業意欲につながっていると思われます。

そこで、お尋ねをいたしますが、平成２９年度から委託が追加された旧菊池市、旧七城町の草刈り業務委託の状況について、お示しをしていただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　建設部長、中村喜範君。

［登壇］

○建設部長（中村喜範君）　それでは、木下議員のご質問にお答えいたします。

まず、国道３８７号の市道音町東迫線交差点、小学校の入り口のところですけど、それと市道戸豊水大柿線までの交差点のこの区間の整備につきましては、毎年単県要望を行っております。引き続き県へ要望を行ってまいりたいと思っておりますが、今のところ、ちょっと整備のほうの回答はいただいていないという状況でございます。

次に、市道戸豊水大柿線の整備につきましては、本年度におきまして、特に劣化

の激しい県道鯛生菊池線の交差点のほうから２６５メートル、面積で２，５５１平米の区間を、夏休みの期間中において舗装工事を実施するならばということで予定しております。

次に、２点目の市道の草刈り業務ということで、平成２９年度から、菊池地区、七城地区が対象ということになりましたので、菊池地区、七城地区におきましての現状についてお答えいたします。

平成２９年度の委託状況につきましては、菊池地区が１０２地区のうち、３９地区で３８．２４％、委託総額で１２５万９，５４８円、七城地区が３８地区のうち、７地区で１８．４２％、委託総額が１５万２，３８０円となっております。

平成３０年度につきましては、菊池地区が３９地区になりまして、３８．２４％、委託総額は３３５万６，１６０円、七城地区が６地区で１５．７９％、委託総額が２６万５，６２０円となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　答弁ありがとうございました。

国道３８７号については、私も５月１５日に、地元、前川県議の事務所に、地元区長、また、関係住民の方とともに陳情に行ってまいりました。いずれにしても、国道であっても、市からのやっぱり強い要望が一番だということで県議もおっしゃっておりましたので、引き続き、きちんとした要望をしていただきたいと思います。

それと、各行政区の市道管理の委託でございますけれども、旧菊池市にとっても、まだまだ啓発が進んでいないといいますか、１０２地区あって、いろんな条件があるかもしれませんけれども、まだまだ取り組みの行政区が少ないと思うんですね。やはりだんだん延長路線の管理は進んでおりますけれども、まだもう少しきちんとした行政のほうからの徹底をしていただいて、せっかくのこういう制度をつくっていただいておりますので、これは業者に委託すれば物すごい金額がかかるのを、地元ボランティア的な要素も含めてやっていただいておることを、もっとやっていただきたいと思います。

それと、今回、専決処分で、先ほど二ノ文議員からもちょっと専決処分のあれが出ましたけれども、専決第４号で、市道のり面から竹が倒れ、フロントガラス及びリアバンパーを破損させたということで、報告があっておりましたけれども、確認しましたら、もうたまたま市道の今回ののり面は、市の、言うなれば市道ののり面であるけれども、結局、民間の土地ではないと。もうそういう形で補償したということでありますけれども、今現在、もう市道はのり面からのそういう竹とか、そう

いうのが個人のときから市道のほうにかかっている分がたくさんあるんですよ。こういうのをもうある程度解決していかないと、もう先ほど、市道のり面の作業をやっていただいておりますけど、手に負えないような状態なんですね。市長としても、こういうのは全国市長会か何かで、法的なものが一番それを邪魔している部分がありますから、今後はそういうことも含めて、要望していっていただきたいと思います。

それでは次に、旧迫水小跡地への進出企業、熊本県菊池エミュー観光牧場株式会社の現状と、地元の要望等に対する協議について、お尋ねをいたします。

この件につきましては、私も地元でございますので、城議員とともに、これまで市が主催する関係地区への説明会に参加し、進出企業の株式会社山口油屋福太郎を校区の区長さんたちと訪問させていただいたり、また、一般質問等では、これまでの企業側の概要はおおむね理解しておりますが、平成３０年第３回定例会での議案第９３号、財産の譲渡について、総務文教常任委員長報告に対しての質疑で申し上げましたように、地元に対して災害時の避難所の問題、学校跡地での屠殺、飼育に伴う排水処理等、また、譲渡の相手方の熊本県菊池エミュー観光牧場株式会社の事業計画、エミューというまだなじみのない動物を飼育することに、地域住民には不安がありますので、頭数等の確認、住民とのトラブル等があった場合、買い戻しの特約、譲渡等の禁止についてお尋ねをいたしましたが、現時点では確認はとれていない状況であります。

４月には関係地区の区長交代がありましたが、いまだに進出企業による事業計画の説明会も開催されておりません。市としても、地元の要望も含め、企業側の対応を早急にお願いしたいと思いますが、今後の計画を具体的にお示しいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　政策企画部長、元島加奈子さん。

［登壇］

○政策企画部長（元島加奈子さん）　旧迫水小跡地への進出企業に関する状況と、今後の対応ということでお尋ねでございますが、まず、平成３１年３月定例会におきまして答弁いたしました以降の状況について、ご説明をいたします。

ただいま木下議員からもございましたが、平成３１年３月５日の水迫地区の新旧区長会議及び３月１４日の重味地区の新旧区長会議において、市のほうから現在の状況の説明を行っております。その際には、地元のほうから企業への意見は特にいただいておりません。

新年度になりまして４月８日に、売却先の熊本県菊池エミュー観光牧場株式会社の共同出資会社であります株式会社山口油屋福太郎と日本食品株式会社へ、担当課

のほうより訪問をいたしまして直接状況を伺いましたが、事業計画については検討中とのことでございました。

また、その後、６月に企業より依頼のありました草刈り依頼の調整の際にも、直接状況を伺っておりますけれども、検討中ということでございました。

以上でございます。

○議長（柁原賢一君）　木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　ありがとうございました。

部長のほうの答弁に対して、地元のほうは特別なかったということでございますが、私には、もう地元の方々から、もう不安、また、心配であるという意見がたくさん出ております。

本来であれば、ここにちょっと新聞の記事を持ってきておりますけど、平成３０年６月１３日の熊日新聞に、市長が笑顔で写っておられますけれども、これの記事を見ますと、ことしの４月には着工と、そういう形できちんと掲載されております。そういうのも私ももちろん存じておりますが、地域住民の方もこういうことにはちゃんと認識をされて、やっぱり４月が着工なのに、まだ看板も立ってないぞ、先ほど部長が触れられました草切りも、私も早く草切り等は管理してもらわないと、やっぱり地元の人たちが不安になりますよと。もうそういう形でもご指摘を申し上げました。

草切りの話が出ましたので私も申し上げますが、これまで学校跡地としての市の管理費としては、大体１１４万円ぐらいをかけて草切りの委託という形でされておりました。ところが、今回、民間のほうのその会社からの委託の費用は、基本的には８０万円ということでございましたので、到底地元の人たちがそういう値段で受けれるわけもないし、また、こういうスタートが一番大事だと思うんですね。やはりこうやって来られた誘致企業は、菊池市の住民との信頼関係が一番だと思いますので、こういうことで最初から、ある面では頓挫していると。きのう時点、私も草切りの状況を見に行きましたけど、まだ全然切ってありません。草切りの時期というのは、ちゃんと農家の方も地域で田植えとかそういうのをされる方とのやっぱり関係があるんですよね。いつでも切っていいという問題じゃないんですよ。だから、そういうことも踏まえて、ちゃんと今後はそういうことも、やはりせっかく誘致して一生懸命やっていただくことを私たちも希望しておりますので、地域との連携、また、地域とのやっぱり関係をきちんと取り組んでいただくようにやっていただきたいと思います。このことについては、やっぱり市長がトップセールスで一生懸命やっておられますので、状況的なものが詳しくわかれば、説明をしていただきたい

と思います。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　学校跡地の活用の計画についてということでございます。

この学校跡地を購入していただきました企業は、既に幾つもの自治体と共同での事業を円滑に進めてこられました。その中には、小学校廃校跡地を成功裏のうちに別のものに変換していかれた成功事例もございます。

先方様は、地元とともに発展するということで、地元を大変非常に大事にされる考え方でございまして、先ほどおっしゃいました地域からの本件に関する要望も十分に理解されておりまして、適切に対応したいという旨を早くから表明をされております。大変信頼のおける先と私は考えております。

先方様では、今、具体的な計画を策定中でありまして、少し時間を頂戴したいということでございましたので、私どもとしては、十分な計画が出てくるまで、いましばらくお待ちしたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　市長の答弁によりますと、もうしばらく時間をいただきたいということでございますが、先般、私が一般質問でしたときと同じ答弁でございました。もうそれから、ある面では何カ月もたっているわけですね。

先ほどから申し上げるように、そういうことは市長はわかられても、地元の方々はなかなか理解できないわけですね。だから最終的には、やっぱりきちんとした説明を、そういう、いまもうしばらく時間をいただきたいということも含めて、やはり説明をしていただくような会合をやっていただきたいと思います。

一つひとつをきちんきちんと解決していただかないと、地元の不満というか、不安が非常に大きくなってくると、やはりせっかくのいいすばらしい企業が誘致できたということで思っておりますので、そのことはきちんと対応をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは次に、十八外城跡の整備の現状と今後の取り組みについて、お尋ねをいたします。

十八外城跡の整備につきましては、合併後の市議会議員選挙後の初めての平成１８年６月の定例会において、合併により旧七城町の町名の由来となっております、七つの城跡と旧菊池市の十一の城跡が一緒になり、晴れて菊池市の十八外城となりましたので、歴史的観光資源としての価値を認識していただき、整備のお願いをし

てまいりました。

その後も一般質問等で要望を続けてまいりましたので、これまでに、一部は説明板、標柱、案内板の設置はできましたが、本格的な整備としては、平成２３年度に戸崎城跡への階段の整備が完了しております。その後も十八外城跡につきましては、整備の要望を続けておりますが、特に旧菊池市においては整備ができていない状況であります。

これまでの一般質問でも申し上げましたが、十八外城跡の所在地は、それぞれ持ち主が個人であったりして、今後の管理、整備をしっかりしなければ、場所によっては立ち入ることもできなくなる可能性も考えられます。

先般、「絵で見る幻の都 城下町菊池」という本が発刊されておりますが、元地域おこし協力隊の橋本氏の絵と文によるものであり、もちろん十八外城跡のことも掲載されており、想像画ではありますが、市民はもちろん、市外の歴史に興味のある方々も、ぜひ現地を訪ねてみたいという気持ちになられると思います。

しかしながら、現実はまだまだ未整備な城跡が多く、見に行かれた方はがっかりされるのではないでしょうか。そのような観点からも、早急な整備が必要だと考えられます。

そこで、お尋ねをいたしますが、十八外城跡の整備の現状と今後の取り組みをお示しいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、木下徳幸君。

［登壇］

○教育部長（木下徳幸君）　それでは、木下議員の質問にお答えさせていただきます。

今回は、十八外城の整備状況についてのご質問ということでありましたので、先日、全ての外城を見て回ったところでございます。ご質問のありました平成２８年度以降の十八外城の整備といたしましては、平成２９年度に、熊本地震で被災しました黄金塚城跡の石碑修復に対する補助、それと老朽化しました葛原城跡の案内板の立てかえを行っております。また、平成３０年度には、同じく熊本地震で被災しました元居城跡の石碑修復に対する補助を実施したところでございます。

今後の整備につきましては、文化財の管理は、議員もおっしゃいましたとおり、基本的には所有者が行うことが原則であります。十八外城は多くが個人所有でありますので、所有者や地元の方々のご協力やご理解が必要であります。また、遺跡としての価値や景観を損ねないことも重要でありますので、これからも現地の状況を把握しつつ、老朽化しました案内板の立てかえや、わかりにくい箇所への案内板設置等、必要に応じて実施していく予定でございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　答弁ありがとうございました。教育部長におかれましては、私が通告をいたしましたので、早速現地を全部回っていただいたということでございます。感謝を申し上げたいと思います。

そこで、もう１点お伺いしたいと思いますけれども、現実的にその現場をちゃんと見て回られたということでございますが、部長として、その状況も含め、また、整備の必要も含め、お答えをいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　教育部長、木下徳幸君。

［登壇］

○教育部長（木下徳幸君）　それでは、再質問にお答えさせていただきます。

回ってみての感想はどうであったかということでございますが、戸崎城、それから亀尾城、台城、それから、増永城、こちらにつきましては、整備はされておったというふうに感じております。先ほども申し上げましたとおり、個人所有のところが多く、手入れができていないというところもございました。

また、水源、龍門方面の外城につきましては、山の頂上付近にあるために、途中の道幅等も狭くて、たどり着くのも一苦労であったというふうに思っております。こちらにつきましては、ＰＲの仕方等を工夫しながら、今後、行っていきたいというふうに感じたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　ありがとうございました。

やはり現地を見ていただいての感想という形で、非常にありがたいと思います。やはり現場を見ていないと何も語れませんので、私もちゃんと十八外城は全部回っております。その思いの中から、これまでずっと質問させていただきました。

特に、菊池市のああいう渓谷の上のほうの市成城とかそういうところは、やはり昭和１９年に大映がつくった菊池千本槍というその石塔が建っておるんですね。それが全部、十八外城には建っておるんですが、それかなければ、もう雑草だらけで、全然その場所も確認できないようなところがたくさんございます。そういうのも含めて、やはり個人の土地であれば、ある面では、今のうちに市のほうで買い求めて、やっぱり相続とかそういうふうになると、やはり今の方は、ああ、いいですよと、入られてもいいですよとおっしゃっても、相続とかいろんな関係で、もう、いや私はもうここには立ち入ることは許可できませんという形になれば、十八外城を全部

回ることは基本的には無理になりますので、そういう観点も含めて、やはり整備もしていただきたいと思います。

もう１点、戸崎城というのが、あそこの片角のほうの入り口のところに、コンクリートの擬木で建っておるんですが、ああいう擬木がそれぞれの地域にも建っているんですが、もう物すごく、もう全然城跡というのが見えないような看板もたくさんございます。そういうのは、１本当たり、何かちょっと確認しましたら、十何万円でできるということでございます。

先ほど紹介した橋本さんの本は７，０００部つくられて、１６１万円かかっているということでございますので、そういうのも含めて、やはりＰＲに使っていただきたいと思います。

この件については、市長にも、先般の質問で十八外城はぜひとも登っていただきたいということを申し上げておりましたので、登ったか、その現地に行かれたか行かれなかったかも含めて、お尋ねをしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　十八外城に関するご質問でありますが、私が行ったか行かないかという点でよろしいわけですか。

〔「今後の整備についてもお願いします」と呼ぶ者あり）〕

○市長（江頭　実君）　わかりました。

木下議員からご意見をいただいた後、私も十八外城の幾つかを訪れまして、中にはぜひ見に来てくれというところがございまして、行きましたら、大変見事な一本桜がその城跡のところにあって、びっくりしたところもございました。木下議員もそれはご存じだと思います。

ご存じのとおり、十八外城は、菊池一族の時代に本城を守るために築かれたとりで、山城でございます。そういう意味では、当時の防衛戦術をしのばせる貴重なコンテンツであるなというふうに考えております。

既に整備されているものにつきましては、ウオークラリーのコースに既に組み込むなどして活用しておりまして、観光客や市民双方にとって、散歩をしながら歴史を、あるいは文化を知る格好の場所となってきているんではないかなというふうに思います。

ただ、十八外城の多くがいわゆる山城でありますので、今、部長が申し上げましたように、必ずしも気軽に行くことができない箇所も多くございます。そのような城跡については、今、議員のほうからは、例えば買い上げて全部市が整備してはどうかという話もございましたけども、整備のコストの問題、それから費用対効果の

問題、それから大変山奥になりますと、もう山登り的なところもございますから、事故等の危険性も考えなければいけませんし、特に昨今では、そういう箇所はイノシシとの遭遇が考えられるということで、ちょっとリスクもございますので、そこら辺については、整備がいいのか、あるいは今は大変通信技術、映像が進んでおりますので、スマホのようなもので、危険な箇所についてはご紹介をするような仕組みの組み合わせがいいのか、そのようなことを考えながら進めていきたいというふうに考えております。

現在、菊池一族のこうした歴史的価値に焦点を当てまして、市の活性化につなげるべく、さまざまな施策を練っているところでございまして、特にことしは１５代の武光公生誕７００周年ということでございますので、庁内に菊池一族プロモーション室というものを設けまして、さまざまな機会で周知を図っていこうと。そして、より大きな考え方としては、やはりここに来ていただかなければいけませんので、それから、菊池に残っている十八外城も含めてですけども、その史跡だけではなかなかアピール度が弱い場合もございますので、今進めておりますのは、福岡県内にあります菊池一族の戦の跡であるとか、お墓であるとか、そういう史跡の残っている自治体と、今、連携をして、大きな菊池一族歴史の街道というものをつくっていこうではないかというふうに考えておりまして、そうした中で、十八外城の幾つかが安全で、かつ当時のよすがをしのぶ様子をうかがえることができれば、非常に皆様の興味が増してくるのではないかというふうに考えております。こうした交流的な、交流人口増加の策の中で、十八外城の活用を考えていきたいというふうに考えておるところでございます。以上。

〔「全部行かれましたか」と呼ぶ者あり〕

○市長（江頭　実君）　全部行ったと思いますけども、あるいは、一つ、二つ、まだ漏れているのはあるかもしれませんが、私のほうでは一つひとつはつけておりませんのでわかりませんが、あらかたは行ったのではないかなというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　丁寧な答弁ありがとうございました。

先般、龍門の雪野にあります五社尾城跡を訪ねてこられた方がいらっしゃって、その方が菊池市はこういう歴史的ないろんな史跡があるけれども、なかなか案内板とか、そういうのが不備であると、そういう指摘もいただきました。せめて看板ぐらいはきちんとした形で新しいのにかえていただきたいというふうに要望をしてお

きたいと思います。

それでは次に、公用車の車検切れに対する市民への対応と、道路運送車両法違反についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、昨年の１０月２２日の議会月例会において、市役所職員が不適切な事務処理をしたとして、減給処分の報告があり、また、公用車２台が、特に１台は１００日間以上車検切れだったことも報告がありました。

安心・安全の癒しの里をスローガンにしている菊池市が、公用車を車検切れで乗り回していたということがいかに大変なことであるか、私も含め市民の安全を預かる立場として重く受けとめなければなりません。

熊日新聞にも掲載されましたので、私にも市民の方々から、市の管理体制に対して厳しい意見の連絡をいただいたり、いろいろな会合でも指摘をいただいております。

昨年の議会報告会でも最初の質疑で、公文書偽造とともに車検切れ公用車の問題に対して、議会として謝罪の記者会見をするように申し入れをするのかしないのか、市民には新聞報道等がないとわからない、議会としても厳しく指摘をしないとだめである、今後は議会は慎重に市民目線に立って議会を運営していただきたいとの意見をいただきました。

このような意見を受けて、平成３０年第４回定例会において質問をいたしましたが、そのときの答弁では「防止策として、全庁的な公用車管理体制、チェック体制を強化してまいります。また、公用車の車検切れの道路運送車両法違反については、担当課及び運転した者に対して警察による事情聴取が行われており、今後、この動向を踏まえて、必要な対応を行ってまいりたい」とのことでありました。

そこで、改めてお尋ねをいたしますが、公用車車検切れに対する市民への対応と、道路運送車両法違反の現状について、お示しをしていただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田敏雄君。

［登壇］

○総務部長（上田敏雄君）　木下議員お尋ねの公用車の車検切れの件につきましては、市民の皆様、市議会議員の皆様には、大変ご心配とご迷惑をおかけしております。

現在の公用車の管理体制としましては、公用車所管課におきまして、担当者の選任や公用車運転日誌に車検日を記入するなど、責任の明確化・見える化などにより、失念防止を図っております。

また、施設マネジメント課において、公用車所管課に車検満了日の１カ月前に通知するなど、二重のチェックを行っているところでございます。

議員お尋ねのその後の経過としましては、全庁的な状況把握を行った後、菊池警

察署に事実関係の報告を行い、警察署により、担当課及び車検切れ期間中に運転した者への事情聴取が行われた結果、立件は困難で捜査保留との判断が示されたところでございます。

本件につきましては、本市としましては、大変重大な法令違反であると認識しておりますので、職員の処分なども含めて必要な対応を現在進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　ありがとうございました。

捜査保留、立件はしないということでありますけれども、やはり先ほどから申し上げますように、やっぱり市民に対しての責任は重いものがあると思います。そのことに対して、市のトップである市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　公用車の車検切れの件に関するご質問でございます。

まず、ご指摘をいただいております公用車の車検切れの件でございますが、私自身、大変重く受けとめているところでございます。この場をもちまして、改めて皆様におわびを申し上げたいというふうに思います。

先ほど部長答弁にもありましたように、本件につきましては、大変重大な法令違反であるというふうに認識しておりまして、これまで警察の捜査完了を待っていたところでございます。つい先日、保留という一つの結論に至ったということでございますので、その結論を踏まえまして、ただいま適切な対応を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　それでは次に、水迫地区の活性化、九州産廃溶融キルン式焼却施設の閉鎖に伴う水迫地区への対応の現状について、お尋ねをいたします。

これまで、長年にわたり、水迫地区の住民に対して、九州産廃への反対運動も含め、多大な迷惑をかけてきた焼却施設が、昨年１１月１３日に九州産廃株式会社立ち会いのもと、熊本県と菊池保健所、本市環境課において、現地確認が行われ、溶融キルン式焼却施設が完全に廃止をされました。

これによって、全ての補償金の支払いも終了しております。地元住民はもとより、

長い間、環境問題に取り組んでこられた市民の方々に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

私も平成９年から議員として、ともに取り組んでまいりましたので、長い道のりであったと実感しております。しかし、焼却施設閉鎖後も、最終処分場に伴う浸出水処理など、今後も緊張感をもって取り組んでいかなければなりません。

そこで、お尋ねをいたしますが、これまでの九州産廃への経緯、現在の積立金の状況、特に平成３０年第４回定例会で指摘をいたしました地域住民への今後の埋め立ての期間の状況、維持管理、環境整備基金の運用等の説明会を開催されたのか、お示しをしていただきたいと思います。

特に、環境整備基金の運用については、旧迫水小跡地が民間企業に売却されましたので、これまで水迫地区の緊急避難場所として体育館を使用していましたが、利用できなくなりましたので、里山の家を避難所として利用しなければならなくなりましたので、具体的な施設の整備の要望が地元住民から出ております。緊急な対応が必要であります。その点も含め、現状をお示しいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　市民環境部長、古田浩敏君。

［登壇］

○市民環境部長（古田浩敏君）　ただいまの木下議員の質問にお答えいたします。

まず、九州産廃株式会社に対する補償金の支払い状況につきましては、産業廃棄物最終処分場の操業短縮及び埋立処分の終了に伴います補償金としまして、平成２７年度から平成３０年度までの４カ年におきまして合計１２億６６９万１，０００円、溶融キルン式焼却施設の閉鎖に伴います補償金として１億７，９１４万２，９２７円を支払っており、平成３０年度をもちまして補償金の支払いが全て終了したことになります。

次に、水迫地区住民の皆様を対象とした説明会につきましては、ただいま答弁しましたとおり、補償金の支払いが全て終了しましたことから、水迫地区環境保全協議会の会長と開催に向けた協議をさせていただいているところでございます。

次に、環境整備基金の積立状況でございますが、本年３月末日現在での積立額については約１億８６０万円となっております。

最後に、水迫里山の家に関します、避難所としての利用に伴います整備につきましては、水迫地区の住民の皆様の意見・ご要望等をお聞きし、施設所管課等との協議などを踏まえまして、各年度における積立状況を見ながら、環境整備基金条例に基づいた活用を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　ありがとうございました。

まだ地元の説明会は終わってないということでございますけれども、とにかくこれまで、もう長い間、本当に水迫地区の方々にはご迷惑をかけておりますので、しっかり環境整備基金の活用といいますか、そのことについても協議をしていただきたいと思います。

里山の家の整備については、もうちゃんと具体的に要望が出ておりますので、対応をお願いしたいと思います。

先ほど戸豊水大柿線のほうも、その関連ということで、環境整備基金を活用してやっていただいておりますけれども、いずれにしても、環境整備基金の条例に基づいてのあれは、九州産廃の周辺地域の活性化、そういうのにちゃんと使途目的が決まっておりますので、それに基づいての整備が基本だと思っておりますので、しっかり受けとめてやっていただきたいと思います。

今度の地元への説明会については、ぜひとも水迫地区の皆様に対しても、市長みずからが出席をしていただいて、今後の環境整備基金の運用についても、しっかりと説明をしていただきたいと思いますので、その考えもお聞きしたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　環境整備基金の活用の件でございますが、水迫地区への活用につきましては、地域住民の皆様のご意見・ご要望等、それを踏まえまして、各年度における基金積立状況を見ながら、条例に基づいた活用を行ってまいりたいというふうに考えておりますし、報告会が決まれば、私が行って説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　よろしくお願いしておきたいと思います。

それでは、菊池市交流促進センター龍龍館、テナント業者への対応と龍門地域の活性化について、お尋ねをいたします。

この件につきましては、竜門ダムの市町村交付金の活用も含め、何度も質問、要望を続けておりますが、今回は、特に改めて５月１日からスタートした龍龍館のテナント業者、株式会社ＭＯＦＦへの対応についてお尋ねをいたします。

先日、平議員より、竜門ダムとその周辺の利活用について質問がありましたので、重なる点があるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

今回の龍龍館の件は、先般、龍門地域の方より、龍龍館を地元出身の若い人たちがテナント業者としてスタートしたが、市に対しての要望があるので、話を聞いてほしいとの連絡がありましたので、５月１日の午後に龍龍館を訪ねました。話を聞いてみますと、設備等の改善の問題、エントランス広場でのキャンプ場としての活用等の提案がありましたので、改めて要望書として提出されるように申し上げ、５月１０日に担当課に現地で提出していただきました。

そのときに、執行部に、議会として龍龍館のテナント業者が変わったことの報告を受けていない旨の指摘をし、議会に対して報告をするように申し上げ、５月２１日の月例会での報告となったのであります。

私の龍龍館の報告の指摘によって、議員の皆様にも龍龍館に対する問題点も含め注目をしていただき、先日の平議員の質問につながったと思われます。ほかの議員の皆様にも、龍門地域、龍龍館への応援をよろしくお願いいたします。

それでは、月例会のときにも申し上げましたが、テナント業者に対しての質問をさせていただきますが、先ほども市に対する要望書について述べましたが、現時点で改善できたものがあれば、お示しをしていただきたいと思います。

次に、平議員からも指摘がありましたが、これまでの３年間は祐和會がテナント業者として営業してこられましたが、はっきり申し上げて、利益が出なかったから継続をされなかったのであります。私も月例会で指摘をいたしましたが、これまでの祐和會と同じ条件では経営は無理だと考えます。この点について、市として改善の考えも含めどのように対応されるのか、お尋ねをいたします。

次に、休館日についてお尋ねをいたしますが、テナント募集要項を確認してみますと、原則無休とするとなっておりますが、祐和會のときはどのようにされていたのか、今回のテナント業者はどのように営業されるのか、お示しをしていただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　経済部長、笹本義臣君。

［登壇］

○経済部長（笹本義臣君）　それでは、私のほうから、新しく入りましたテナント業者についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、１点目、テナント業者から要望書が出されているということで、改善できたものはあるかというところでございます。

テナント業者より、エントランス広場のキャンプ場としての利用を初め、施設の修繕の要望や提案があっております。この中で、キャンプ場については、平議員のご質問の中でもお答えしましたように、現在、関係機関と協議を行っているところでございます。

あと、施設の修繕につきましては、館内の自動ドアや屋外の水銀灯が故障しておりましたので、この点につきましては、早急に対応する必要があるというところで、修繕費用について、今回の議会で補正予算を計上させていただいているところでございます。

また、木下議員も質問の中で言われましたとおり、テナント業者につきましては、地元出身の若手の方が中心となって設立された会社でございます。龍門地区の魅力を再構築し、新しい観光ニーズに応え、地域の活性化に貢献できることを目的として運営されているということも認識をしているところでございます。

続きまして、それを受けまして、２問目の質問で、市としての改善、前回、祐和會が経営が芳しくなかったために撤退したというところで、市としての改善の考え方はというご質問だったと思います。

現在のテナント事業者につきましては、今後、集客を図るための新たな事業展開も計画されておられます。市としても連携を図りながら、竜門ダム周辺の特性を生かし、今後の集客につながるような取り組みを一緒に検討してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、現在の開館日というところでご質問だったと思います。

前回までのテナント業者の方につきましては、議員おっしゃるように、条例の中では無休となっておりましたが、平日の来客数が少ないことから、火曜から木曜までの３日間を閉館いたしまして、金曜日から月曜日までの週４日間で営業されておりました。

今回のテナント事業者、株式会社ＭＯＦＦさんにおかれましても、前回のテナント業者と同様に、金曜日から月曜日までの週４回の営業が現在行われているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　ありがとうございました。

なかなか部長の答弁では納得できないと、そういう気持ちでおりますけれども、平成２７年度に約５，０００万円かけて、これまで龍門振興会とか、そういう方々が第一弾、第二弾とずっとやられましたけど、結局は赤字で、もうできなかったんですね。それをまた５，０００万円の莫大な投資をして改修をして、ある面では祐和會はプロですよね。プロの方に、言うなれば、テナントとしてやっていただいて、３年間やって、結局はまた赤字でだめだったということの結果が出ているわけですね。だから、本来であれば、そういうやり方でやってもまた無理なんですよ。

そして、この営業、私も観光業に携わっておりましたので、営業の日数を例えば４日間、一週間のうち４日間営業なんかで、言っちゃいかんけど、もうお客さんが来るような状況にはなりません。やはりある面では、もういつもあいている、この状態をつくり上げなければ、ちゃんとした営業のあれにはなっていきません。だから、そういうことも含めて、今回は２年間ということですけども、早急に抜本的にそのテナントの取り組みも変えるような気持ちでやっていただきたいと思います。

私は、水源きらり村の、先般、１６期の総会に行っておりますが、１６年も続いておるわけですね。あそこは指定管理料が１，５５０万円、やっぱり市のほうから委託料として払ってあるからこそ、やっぱりあそこの人件費はもう全部出ているわけですよ。

だから、先般、平議員の答弁の中で、売り上げが６００万円の入り込みが１万人というふうに答えて、目標ですね、なっておりましたけど、実際、祐和會のときは５，０００人ぐらいしか来とらんだったということを私は把握しております。だから、やっぱりそういう状況で、同じ条件でまたテナントを任せても、絶対に無理です。これはもう断言できます。

だから、そういうことも含めて、やはり行政として、じゃあ、最初、どういう目的であの龍龍館ができたということも含めて、やっぱり抜本的に考えを変えていかなければ、やっぱりいけないと思うんですね。やっぱりダムができて、龍門地域の方々の少しでも活性化につながるようにということの目的で、あの龍龍館はできておりますので、私がもう何回もダム交付金の一部を龍門地域の振興基金として設立できないかということをずっと申し上げておりますけど、もうそういう財政的な基盤をつくった上で、ある面では、指定者管理みたいにして、もうその全ての管理、除草から全ての管理を地域の方々にお任せして、その中で、やっぱり活力を見出していただくような、そういうふうにしないと、私は絶対無理だと思います。

もう時間が余りありませんので、宝の山といつもおっしゃっている市長が、その龍門地域をどのように考えていらっしゃるのか。

それと、私、もう１点、もう必ずこの議会で聞いておかなければいけないということで思っとるのが、先般、月例会で、私は、５月１日から基本的にスタートしておりますが、市長は見に行かれましたかという形で尋ねました。そのとき、市長は、はっきりと「見に行っております。もちろんです。見に行っております。以上です」ということでお答えになりましたけれども、そのことは、いつ行かれたのかも含めて、お答えをいただきたいと思います。それと、龍龍館に対する考えもお答えをいただきたいと思います。

○議長（柁原賢一君）　市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　龍龍館に関するご質問でありますが、まず簡単なほうから、まず見に行ったのかということに対して、見に行っております。

〔「いつですか」と呼ぶ者あり〕

○市長（江頭　実君）　日にちまでは私も管理しておりませんけども、何か重要でございますか。

〔「それは確認して言うことです」と呼ぶ者あり〕

○市長（江頭　実君）　ちょっとわからないですね。恐らく私は土日を利用して行っておるんじゃないかなと思いますし、それは後ほど、必要であれば調べてみます。

〔「確認をしてください」と呼ぶ者あり〕

○市長（江頭　実君）　しかし、一般質問の大変貴重な時間を使って、私の行動管理までご心配をいただいて、大変恐縮でございます。

〔「通告をしてるんです」と呼ぶ者あり〕

○市長（江頭　実君）　さて、龍龍館を今後どう、あるいは竜門ダム周辺をどう考えるかということでございますけども、これはもう私は就任の当時から、竜門ダム周辺の活性化策としては、やはりアウトドアスポーツであると。プラスボートであると。こういうことを申し上げておりました。そのことは変わっておりません。

特に最近では、キャンプというものが大変ブームになっておりますし、それから、水上を使うスポーツも、ウオータースポーツということで、大変新しいものも若い人の間ではやっておりますし、サイクリング、登山等も引き続き盛んになっております。こういう面においては、大変竜門ダム周辺というのは格好の場であるというふうに考えております。

これまで、地元の人を中心に龍龍館の経営をなさったわけですが、ある意味、これはレストランだけで、あの引っ込んだ場所で成功させようと思えば、これはなかなか難しいことだと思いますよ。それは誰がやっても、多分成功の確度が低くなるんじゃないかと思いますが、スポーツアクティビティ等々の組み合わせで、必ずやそれが集客につながるというふうに思ってますし、それがファンにつながると、リピーターにつながるというふうに考えております。

そういう意味では、今回、大変すばらしい若いプレイヤーの方が見つかったということで、私、大変頼もしく感じております。これだったらいけるんではないかなというふうに手応えを感じております。

龍龍館に期待したいこととしては、その飲食は当然としまして、さまざまなスポーツをやりたいときに、一体どこに行けばいいんだろうというふうに、恐らくお客さんは戸惑うわけであります。ですから、必ずあの龍龍館に皆さんがお寄りになる

と思いますけども、そこで、今申し上げたようなさまざまなスポーツ、アクティビティの受け付けができて、用具が必要であればその貸し出しもできる。それから、その周りには聖護寺ですとか、八大龍王神社ですとか、あるいは菊池渓谷へもつながっているわけでございますから、そうしたものをまた紹介していただけるような、今はやりの言葉で言えば、コンシェルジュ機能でありますけども、道の駅的な、そういうアドバイザーの役割も果たしていただければ、菊池全体の発展にもつながるものだというふうに考えております。

そういう意味では、人を得て、私ども、これから官と民と地域で役割分担していくということが、大変明快になってまいりますので、冒頭に申し上げたこの自然を生かしていくという路線を自信を持って進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君）　木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　ありがとうございました。

先ほどの見に行ったことについては、きちんと確認をしていただきたいと思います。

それと、５，０００万円をかけて投資をされて、改修されたのは江頭市長になってからでございます。その後、祐和會にテナントとして委託をされて、そのことについては、今おっしゃったようなことはもう最初からわかっているんであれば、今回のテナントのときにきちんとした確認をした上で、やっぱり契約をしたほうがよかったんじゃないかというふうにして、私は指摘をしておきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（柁原賢一君）　これで、木下雄二君の質問は終わります。

以上で、一般質問は終わります。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第２　議案第３０号　上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（柁原賢一君）　次に、日程第２、議案第３０号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　それでは、ただいま上程されました追加議案について、ご説明を申し上げます。

追加議案書の１ページをお願いいたします。

議案第３０号、令和元年度菊池市一般会計補正予算（第３号）でございます。

今回の補正は、平成２９年度に納付された退職所得に対する市県民税に還付金が発生したこと、また、予定納税された法人市民税に関し、法人における当初の見込みとの相違により、還付金が発生したことによる過誤納還付金の増額でございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（柁原賢一君）　総務部長、上田敏雄君。

［登壇］

○総務部長（上田敏雄君）　それでは、追加提案いたします議案第３０号につきましてご説明いたします。

追加議案書の１ページをお願いいたします。

議案第３０号、令和元年度菊池市一般会計補正予算（第３号）でございます。

あけていただき、３ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に１，３８７万８，０００円を増額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ２８９億１，１３１万４，０００円とするものでございます。

７ページをごらんください。

補正の内容につきましては、先ほど市長も申しましたとおり、平成２９年度に納付された退職所得１件に対する市県民税で、退職所得の申告が税務署不受理となったため、納付されていた市県民税の還付が必要となったものでございます。

また、複数の法人市民税の予定納税分で、法人それぞれにおいて見込みとの相違により、多額の還付が生じたため、過誤納還付金の増額でございます。

なお、歳入につきましては、財政調整基金繰入金で調整をするところでございます。

内訳でございますけども、歳出の予算１，３８７万８，０００円のうち、退職所得にかかわる分が４７０万円、残りが法人市民税となります。

以上、議案第３０号の説明とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、委員会付託を行います。

議案第３０号は、予算決算常任委員会に付託します。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　以上で本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、７月１２日の午前１０時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。傍聴席の方も、よろしかったらご起立をお願いいたします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

散会　午後３時０８分

第　６　号

７ 月 １ ２ 日

令和元年第１回菊池市議会定例会

議事日程　第６号

令和元年７月１２日（金曜日）午前１０時開議

第１　各常任委員長報告・質疑・討論・採決
第２　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

追加議事日程（第６号の追加１）

第１　議案第３１号　菊池市長等の給料の特例に関する条例の制定について
　上程・説明・質疑・討論・採決
第２　決議案第１号　菊池市中央図書館の閲覧用椅子購入に関する調査に関する決議
　上程・説明・質疑・討論・採決

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

日程第１　各常任委員長報告・質疑・討論・採決
日程第２　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
追加日程第１　議案第３１号　菊池市長等の給料の特例に関する条例の制定について
　上程・説明・質疑・討論・採決
追加日程第２　決議案第１号　菊池市中央図書館の閲覧用椅子購入に関する調査に関する決議
　上程・説明・質疑・討論・採決

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

出席議員（２０名）

１番　田中教之君
２番　福島英徳君
３番　緒方哲郎君
４番　後藤英夫君
５番　平　直樹君
６番　東　奈津子さん
７番　坂本道博君
８番　水上隆光君
９番　猿渡美智子さん

１０番	松　岡　　譲	君
１１番	荒　木　崇　之	君
１２番	柁　原　賢　一	君
１３番	工　藤　圭一郎	君
１４番	城　　典　臣	君
１５番	大　賀　慶　一	君
１６番	水　上　彰　澄	君
１７番	二ノ文　伸　元	君
１８番	泉　田　栄一朗	君
１９番	木　下　雄　二	君
２０番	山　瀬　義　也	君

○

欠席議員（なし）

○

説明のため出席した者

市　　長	江　頭　　実	君
副　市　長	芳　野　勇一郎	君
政策企画部長	元　島　加奈子	さん
総　務　部　長	上　田　敏　雄	君
市民環境部長	古　田　浩　敏	君
健康福祉部長	泉　　大　助	君
経　済　部　長	笹　本　義　臣	君
建　設　部　長	中　村　喜　範	君
七城支所長	上　村　雅　一	君
旭志支所長	岩　根　卓　士	君
泗水支所長	梁　池　哲　也	君
財　政　課　長	山　田　哲　二	君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	中　尾　孝　浩	君
市長公室長	前　川　幸　輝	君
教　育　長	渡　邉　和　博	君
教　育　部　長	木　下　徳　幸	君
農業委員会事務局長	坂　本　高　秀	君
水　道　局　長	大　塚　忠　康	君

監査委員事務局長	山　口　浩一郎　君

○

事務局職員出席者

事　務　局　長	徳　永　裕　治　君
事務局課長	歌　岡　憲　一　君
課　長　補　佐	松　寺　盛　親　君
議　会　係　長	安　武　則　貴　君
議　　会　　係	吉　岡　結加里　さん

○議長（柁原賢一君）　全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午前１０時００分　開議

○議長（柁原賢一君）　ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

日程第１　各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君）　日程第１、去る６月２６日及び７月１日の会議において各常任委員会に審査を付託しました議案第９号から議案第１８号まで及び議案第２４号から議案第２８号、議案第３０号並びに陳情第１号について、各常任委員長から審査結果の報告があっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員長、水上隆光君。

［登壇］

○総務文教常任委員長（水上隆光君）　皆さん、おはようございます。それでは、総務文教常任委員会委員長報告を行います。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案１件、議決案３件です。

２日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第１３号については、執行部より、この条例は市の庁舎等の建設に要する経費の財源に充てることを目的に制定しており、平成２７年度事業分から基金を財源に充て、整備最終年度の平成３０年度において基金の残高全額を事業財源とし、整備が完了しており、条例を廃止するものであるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第２４号については、現在ある泗水庁舎を活用し、支所と母子等保健センターとの複合施設として改修を行うものであり、一体で改修を行うことから一つの工事として発注をしている。主な工事概要としては、内部の改修のほか、照明のＬＥＤ化、トイレ及び空調機器の更新等を計画しているとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、落札率はどのくらいかとの質疑に対し、執行部より、９９．７％であるとの答弁がありました。

また、委員より、完成予定はいつごろかとの質疑に対し、執行部より、令和２年３月１３日を期限としているとの答弁がありました。

さらに、委員より、母子等保健センターの予算割合はとの質疑に対し、執行部より、施設マネジメント課と健康推進課の予算配分割合は面積割で配分しており、支所分の予算が約７５％、母子等保健センター分が約２５％であるとの答弁がありました。

次に、議案第２５号については、支所における各種会議を、併設する旭志多目的研修センターの会議室を利用する計画であることから、多目的研修センターに隣接し、規模を縮小し建てかえを行うものである。鉄筋コンクリート造、金属板ぶき、平家建てで計画しているとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、特定ＪＶとは何かとの質疑に対し、執行部より、特定建設工事共同企業体で登録が行われている工事については、設計金額がおおむね１億５，０００万円以上のもの。ただし、特殊な技術等を要する工事であって、技術力等を特に集結する必要があると認められるものについては、特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができ、種類としては特定建設工事共同企業体、経常建設共同企業体の２種類があるとの答弁がありました。

また、委員より、議案第２４号が９９．７％、議案第２５号が９９．８％という落札率のところが一番ひっかかる。そこをもう一回考察するところはなかったのかとの質疑に対し、執行部より、この入札は、条件付一般競争入札で行っており、応札については三つの共同企業体が参加され競争原理も働いている。その中で、予定価格の範囲内で落札がなされており、落札者の参加資格要件についても条件を満たしており、問題はないことからこの入札については有効かつ適正なものと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員より、当然そのように進まないと議案として上がってこないことはわかる。ただ、執行部とするなら、前提として、なるべく税金を使わずに工事を進めなければいけない。中小企業振興基本条例を考えているかという話もあるが、お金を節約することが優先ではなかろうかとの思いで尋ねている。おかしいことをしているとの思いで聞いているのではなく、地元を認めてあげたいからこそ、地元にも頑張ってもらいたいという思いであるとの意見がありました。

議案第２４号及び議案第２５号について、委員より、それぞれの最低制限価格は幾らか。また、工事価格等の積算根拠はとの質疑に対し、執行部より、いずれも税抜きの額で、泗水支所改修建築工事の予定価格が１億７，４５１万７，０００円、

最低制限価格が１億５，８２３万７，００７円、応札額が１億７，４００万円。旭志支所の建設建築工事の予定価格は１億７，３１３万２，０００円、最低制限価格が１億５，６８０万６，６９１円、応札額が１億７，２７０万円である。工事価格等の積算根拠については、県の積算基準に基づいて積算している。単価がないものについては規定に基づき適正に積算しているところであるとの答弁がありました。

次に、議案第２６号については、取得する６台の小型動力ポンプ積載車については、平成２７年度に作成した更新計画に基づき順次購入しているものであるとの説明を受け、当積載車更新計画の資料を請求し審査しました。

委員より、入札は何者あったのかとの質疑に対し、執行部より、９者の指名で、応札は８者であったとの答弁がありました。

また、委員より、８者で９９．９４％の落札率はおかしいのではとの質疑に対し、執行部より、１回目の入札では、全て予定価格をオーバーしていたため落札しなかった。そのために２回目の入札を行い、８者中３者が辞退し５者が応札したが、同様に予定価格をオーバーし不落となった。２回実施し不落となったため、最低価格を提示した業者との協議により決定したとの答弁がありました。

さらに、委員より、積載車の耐用年数はどれくらいかとの質疑に対し、執行部より、明確な規定はないが、一般的には２０年とされているとの答弁がありました。

議員間討議では、議案第２４号及び議案第２５号について、行政の仕事としては何ら問題なく入札が行われ決定していると思う。ただ、落札率を市民に説明しにくいという観点である。この状況は見過ごせない気でいるとの意見や、入札に関しては総務文教常任委員会でも議論したほうがいいのではないかと思うとの意見がありました。

以上、議員間討議を踏まえ、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第１３号及び議案第２６号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論のあった議案第２４号について申し上げます。

委員より、９９．７％という高い落札率が、どうしても納得できないとの反対討論がありました。また、委員より、確かに落札率は高いが、過程において問題があったわけでなく、契約の議決を求めるものであり、それについて審査して決めるべきとの賛成討論がありました。

次に、議案第２５号について申し上げます。

委員より、９９．８％という落札率が余りにも高いとの反対討論がありました。また、委員より、落札率は９９．８％だが、過程において特に問題はなく審査しているので賛成したいとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第２４号及び議案第２５号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

○議長（柁原賢一君）　次に、福祉厚生常任委員会委員長、猿渡美智子さん。

［登壇］

○福祉厚生常任委員長（猿渡美智子さん）　本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案２件、陳情１件です。

２日にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第１０号は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、年３％に固定されている災害援護資金の貸付利率について、市町村の判断でこれよりも低い利率に設定できるようになったこと、また、保証人要件の緩和及び償還方法の拡充が図られたことなどを踏まえ、市の条例について所要の規定の整理をするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、条例を変えることで、被災者の人たちが借りやすくなるということだが、現在、菊池市でこれを借りている方は何人くらいいるのか、また、金額はどれくらいなのかとの質疑に対し、執行部より、返済が終わっていないものは４件で、残額は４５１万１，７８０円であるとの答弁がありました。

また、委員より、今後借りる予定の方はいるのかとの質疑に対し、執行部より、今借りている方は合併前に貸し付けを受けた方で、熊本地震の際に貸し付けを受けた方はいない。ただ、今後大規模な災害等が生じた場合には、利用する方もいると思うとの答弁がありました。

さらに、委員より、市民への周知はどうなっているのかという質疑に対し、執行部より、熊本地震の際にも災害に伴うさまざまな支援制度の中で、ホームページ等で周知をした。また、熊本地震相談室等において相談があった場合に、いろいろな制度を紹介する中で、必要と思われる方には紹介するようにしている。ただ、これまで実際に相談はあっていないとの答弁がありました。

次に、議案第１１号は、児童福祉法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、陳情第１号は、執行部より、インフルエンザ予防接種に関する本市の支援の現状について、菊池市のインフルエンザ予防接種は、原則満６５歳以上の方を対象とし、予防接種法に基づいて実施する定期予防接種と、満１歳から６５歳未満の方を対象として、市の行政措置で任意接種を実施する定期外予防接種がある。接種

期間については、より効果的な時期ということで、毎年１０月１日から１２月３１日を接種期間としている。接種料金については、予防接種委託料金４，２００円に対し、個人負担金は定期予防接種が１，３００円で、市が約７割の助成を行っている。任意接種である定期外予防接種は個人負担金が１，８００円で、市が約６割の助成を行っている。生活保護を受給されている方には無料で実施しているとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、陳情は、菊池南中学校ＰＴＡ会長の名前で出されているが、ほかの全ての学校をまとめて、総合的な意思として出されているのかという質疑に対し、執行部より、２月に市長宛てに同じ陳情書が上がっているが、持ってこられたのは菊池南中学校ＰＴＡの方で、総意かどうかは確認していないとの答弁がありました。

議員間討議では、陳情第１号に対し、委員より、提出者は菊池南中学校ＰＴＡ会長だが、菊池南中学校が学級閉鎖になった場合でも、塾等には行かれると思う。そこには市内各校から集まってこられる。そういう観点から、全市的なＰＴＡの意思統一が必要になってくるのではないかとの意見や、インフルエンザ予防接種の補助金は２市２町の広域で決められていることであり、仮に菊池市ＰＴＡ全体で上がっているということであれば、それを広域にも諮る必要があると思う。今回、菊池南中学校ＰＴＡ会長からだけの陳情ということであれば、もう少し全体に諮るべきではないかという意見がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第１０号及び議案第１１号については討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論のありました陳情第１号について申し上げます。

委員より、この陳情書は菊池南中学校単独で提出されているが、このことは全市的な取り組みということで、菊池市ＰＴＡ連絡協議会にも相談していただき、また２市２町とも足並みをそろえるということで、菊池郡市ＰＴＡ連絡協議会にも諮ってもらい、もう一度陳情書を提出していただければよいのではないかと思う。現状としては、不採択という判断をするとの反対討論がありました。

採決の結果、賛成少数により不採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、福祉厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

○議長（柁原賢一君）　次に、経済建設常任委員会委員長、坂本道博君。

［登壇］

○経済建設常任委員長（坂本道博君）　おはようございます。経済建設常任委員会委員長報告を行います。

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案２件、議決案２件です。

２日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第９号については、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、関係条例を改正するものである。今回の改正にかかわる条例は、菊池市地域生活排水処理施設条例、菊池市浄化槽市町村整備推進条例、菊池市下水道条例、菊池市農業集落排水処理施設条例があるが、消費税等の一部改正に伴う同一案件であることから、一括した条例の提案とするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、議案の新旧対照表の中にある使用料について、事業所の業務料金や、１人当たりの超過料金が、旧七城町区域と旧泗水町区域とで違っているが、基本料金は同じなのに、なぜそこだけ違っているのかとの質疑に対し、執行部より、合併前の料金でずっときており、これは合併後、速やかに見直すこととしていたが、実際にはできておらず、そのままの料金体系できているためであるとの答弁がありました。

さらに、委員より、同じ下水道を使っていて金額が違う状況であるので、経営状況もあると思うが、もし料金を下げられるなら下げて、料金を統一すべきではないかとの質疑に対し、執行部より、今後、企業会計移行等もあるため、全体的な料金の見直しについて検討していきたいとの答弁がありました。

議案第１２号については、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、条例を改正するものであるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

議案第２７号については、新村田島線及び新村鎌刈線については、それぞれ道路改良工事により起点が変更となるため、市道認定を廃止するもの。穴川２号線については、県道改良工事で発生した残地部分を市に移管しているが、かなりの落石もあっており、道路の用に供していないため、市道認定を廃止するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、穴川２号線について、防災行政無線の送信局が置いてある箇所だと思うが、今回の予算で送信局の場所も移すので、今後は人が通れないようにして、落石があった状態のままにするということかとの質疑に対し、執行部より、今言われたとおりの対応となるとの答弁がありました。

議案第２８号については、新村田島線及び新村鎌刈線について、廃止した路線の起点を変更し、改めて市道認定をするものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第９号、議案第１

２号、議案第２７号及び議案第２８号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。

○議長（柁原賢一君）　次に、予算決算常任委員会委員長、平直樹君。

［登壇］

○予算決算常任委員長（平　直樹君）　去る６月２６日及び７月１日の本会議において、予算決算常任委員会に付託された議案について、７月２日、３日に予算決算常任委員会分科会、６月２６日、７月１日及び９日に予算決算常任委員会を開催し、慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

本委員会に付託されました議案は、議案第１４号から議案第１８号及び議案第３０号の６議案です。

各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主な内容について報告します。

まず、議案第１４号について申し上げます。

総務費の菊池一族プロジェクト事業について、執行部より、当初予算は教育費で計上されていたが、総務省の関係人口創出・拡大事業モデル事業の採択を受けたことに伴う事業の推進及び予算の適切な執行管理と、あわせて４月の機構改革による予算の組み替えをお願いするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、関係人口創出とは、具体的にはどういうことかとの質疑に対し、執行部より、今回、委託事業として採択されている内容は、国のモデル事業として行っている事業だが、外国人の拡大事業としての内容で委託の採択を受けている。ただ、外国人の誘致ばかりでなく、関係人口の創出につなげていき、菊池市をより多くの方に知っていただく事業となっているとの説明がありました。

さらに、委員より、この委託金は、全て菊池一族プロジェクト事業に充てられている。外国人誘致と言いながらも、菊池一族関連の関係人口の創出に使われていると理解していいのかとの質疑に対し、執行部より、委託事業については、国の委託要綱に沿って事業を推進したい。基本的には菊池一族関係のサムライブランド化を推進したいと考えているとの答弁がありました。

また、委員より、菊池一族プロジェクト実行委員会における活動内容はとの質疑に対し、執行部より、菊池武光公生誕７００周年記念事業を主に実行委員会の事業として行いたいとの答弁がありました。

次に、消防費の防災管理費１，４６８万円中、工事請負費１，２４５万２，０００円については、執行部より、平成２８年の熊本地震により穴川区の防災行政無線

付近一帯への進入ができない状況である。現在も稼働はしているが、点検等は実施できない状況が続いている。道路復旧は困難との結論に達したので、防災行政無線、穴川再送信局を新たに設置する費用を計上するものである。設置箇所は落石の影響がない市道敷に設置し、財源については災害復旧事業債を充当するとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、教育費の図書館費６８万５，０００円について、県からの委託金をもとに行う事業で、子どもの読書活動を発達段階において推進するためのものであり、本年度、隈府小学校で取り組んでいただくとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、今も読み聞かせのボランティアはある。別に旅費を組むということは、もっとたくさんの方に来ていただくということか。また、運営協議会のメンバーはどういった方たちかとの質疑に対し、執行部より、読み聞かせのボランティア団体はたくさんあるが、その方たちにもかかわっていただく考えである。運営協議会の委員は、熊本市森都心の図書館長や大学教授の方に委員として入っていただく。県と一緒に行う事業であり、一年かけて取り組んでいき、うまくいけばほかの学校に広めていければと考えているとの答弁がありました。

次に、教育費の保健体育総務費について、本年度構築する公共施設予約管理システムに関して、当初予算ではシステム構築に係る委託料と運用に係る備品購入費で計上していたが、システムの設定業務と一貫して行う必要があることから、組み替えを行うものであるとの説明を受け、システムの概要がわかる資料を請求し審査いたしました。

執行部より、資料に基づく主な説明内容は、現在は、紙の台帳が存在する窓口のみで受け付けている施設予約が、本庁、各公民館等で予約が可能になる。さらに、インターネットを通して各施設の空き状況を確認することができるようになり、将来的には、パソコンやスマートフォンから予約が行われることも検討しているとの説明がありました。

委員より、このシステムをうまく使えない方々へのフォローはどう考えているのかとの質疑に対し、執行部より、窓口の職員による対応はもちろんだが、使い方等をお知らせしながら進めたいとの答弁がありました。

次に、滞納処分対策事業１００万５，０００円については、市税滞納者の死亡により本来相続人に引き継がれる財産が、相続放棄等によって相続人不存在となった土地の維持管理等で問題があったりするものを、裁判所に相続財産管理人選任の申し立てを行い、財産を処分し市税の回収を図るためのもので、主に印紙代・予納金等の経費であるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、相手は亡くなられているが登記はできるのかとの質疑に対し、執行部

より、現時点では相続放棄されている土地のため手のつけようがないが、裁判所に申し立てをし、選任された相続財産管理人が処分を行い、売却をする際には登記が行えるものであるとの答弁がありました。

また、委員より、今後、相続放棄地というのが年々ふえてくると思うが、行政としての取り組みとして考えていることはとの質疑に対し、執行部より、相続財産の放棄は毎年ふえているので、まずは換価可能な財産から着手し、換価ができなかった財産に関しての国庫帰属等は、その後、最終的に判断していきたいとの答弁がありました。

次に、歳入で社会福祉費補助金３８万８，０００円については、歳出に計上している障がい者自立支援給付費審査支払い等システム改修費に対する１０分の１０の補助分であるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、障がい者自立支援等諸費補助金とあるが、主にどのような内容のことを行うのかとの質疑に対し、執行部より、障がい者に対する通所サービスや入所サービス等、さまざまなサービスにかかる給付費支払いのシステム改修費であるとの答弁がありました。

次に、同じく歳入における農林水産業使用料の加工施設土地使用料１７万８，０００円については、執行部より、まるごと市場加工場の土地使用料に関して、平成３０年１０月に工事着工にあわせて行政財産として貸し付けを行っていたが、普通財産として貸し付けを行うことが適当であると判断し、本年４月１日付で分類がえを行い、今回、改めて補正予算として上程している。本来であれば、工事着工前に普通財産に変更しておく事案であったと深く反省している。今後については、法令を十分に確認しながら業務を遂行していく所存であるとの謝罪がありました。

その後、執行部より、平成２９年度地方創生拠点整備事業により、市の土地に七城町特産品センターが建設した加工施設の土地使用料であるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、行政財産から普通財産に変えたということだが、それはなぜか。そのまま行政財産でよかったのではないか。また、契約の相手方はどこかとの質疑に対し、執行部より、確かに行政財産でも使用することはできたが、将来的に、指定管理事業者が別の業者が入った場合に、物産館を運営する目的を遂行できるかどうかが懸念されるため、普通財産に変更するほうがより適切であると判断して変更したものである。また、契約の相手方は、有限会社七城町特産品センターであるとの答弁がありました。

さらに、委員より、各物産館の状況を見てみると、それぞれ共同加工場に出資しているので、契約を結ぶのなら四つの物産館と結ぶべきではないかとの質疑に対し、

執行部より、当初の計画段階では、四つの物産館の連絡協議会である、菊池市第３セクター連絡協議会での事業実施を検討していたが、法人格のない任意団体であるため、事業実施者になることができなかった。そのため、加工施設を利用する四つの物産館の代表として七城町特産品センターが事業主体となっているとの答弁がありました。

また、委員より、何年間で行政財産使用料の賃借を決めているのかとの質疑に対し、執行部より、普通財産として２０年間の契約をしているとの答弁がありました。

さらに、委員より、指定管理は平成３６年３月３１日で切れるのに、契約期間は２０年というのはおかしいのではないか。平成３６年４月１日から別業者になった場合、七城町特産品センターが２０年間使用する契約なので、工場を使用できなくなるのではないかとの質疑に対し、執行部より、菊池市の公有財産取扱規則の貸付期間の最長２０年で今回契約している。今後、指定管理の契約が終了し、次の指定管理者とならなかった場合でも、現在の七城町特産品センターが加工施設の所有者であり、加工品の生産を継続することは可能であると考えているとの答弁がありました。

さらに、委員より、四つの各物産館と契約することと、２０年の契約を５年ごとの契約にすることはやっていただきたいとの要望がありました。

観光施設整備事業の測量設計等委託料７５０万円については、菊池渓谷内の遊歩道整備や転落防護柵のつけかえ等の整備を行う工事に係る測量設計等委託料であるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、できれば設計を指名競争入札ではなく、プロポーザル方式でやれば、ある程度、地元や協議会の声も反映されると思う。金額ではなくて提案で業者を決めるということは検討しているのかとの質疑に対し、執行部より、今回の工事は、まず安全性を重視したものであり、景観を損なわない状態で安全性の確保を目指すものであるため、今回の場合、プロポーザル方式は考えていないとの答弁がありました。

議員間討議では、議案第１４号の菊池一族プロジェクト事業について、委員より、大事な事業であることは理解するが、まず、菊池の歴史・文化であることを地元の人たちがしっかり認識してもらって、それから、市外の人たちに発信し来てもらうことで、本当の交流が生まれると思う。地元の人たちが理解して、みんなで喜びみんなで盛り上げようという気にならないと、ただイベントがふえたとならないか懸念しているとの意見や、菊池一族となると、どうしても旧菊池市となるが、旧１市２町１村の歴史もかかわっているという配慮があっていいと思うとの意見がありました。

また、委員より、本年度当初予算の中で、教育費の図書館費で文化研究所への負担金がある。中身は菊池一族の歴史の調査である。ことしから始まっているのにちぐはぐな感が否めないとの意見もありました。

次に、教育費の補助教員配置事業については、委員より、日本語指導委託については、今後ふえていくと思う。もちろん日本語を知ってもらって、学校、地域に溶け込む施策はしなければならないが、予算も伴うことであり、考えなければならないと思うとの意見がありました。

さらに、委員より、企業で働く人も今後不足し、研修・実習生がふえてくると思う。大人に対する支援も必要となり、学校教育と一貫して考えていくならと思うとの意見がありました。

次に、システム改修委託全般について、委員より、互換性の問題や専門職の職員がいないなどのことから、外部委託になっていると思うが、情報漏えいなどセキュリティの問題も関係するので、できる限り早急に庁内に情報システム室といった部門を設けて一元管理をするほうが、費用的にも雇用的にもセキュリティの面においても、これからの時代に即していると考えるとの意見がありました。

次に、メロンドームの加工場について、委員より、やはり契約は四つの物産館と結ぶべきではないか。また、契約期間にしても、なぜ指定管理期間で切らないのか。もし、次に七城町特産品センターが指定管理者になれず、次のところに貸し付けることになった場合や、法人が解散することになった場合を考えても、非常にこんがらがっており、後づけ理由に聞こえる。今はよくても、第三セクター同士の仲が悪くなったりした場合には、もめごとの種になるのではないかとの意見がありました。

また、委員より、ルール上問題なければよいが、単純に考えて、これは又貸しにならないのかとの意見がありました。

次に、菊池渓谷内の工事請負費とその測量設計等委託料について、委員より、この事業に限らず、現場をよくわからない人がやって来て設計して、お金を払った後になって、これは要らなかったんじゃないかとなるような状況だけは避けたい。そこで、どういった経緯でこのデザインをしたのかという報告を受けることはできないのか。例えば、菊池渓谷を美しくする会の方々や、よく行かれる方々からいろいろな意見を吸い上げて、このデザインに反映したという報告を受けたいと考える。ぜひ、そういった方々の意見も反映させてつくってもらいたいとの意見がありました。

次に、議案第１５号及び議案第１６号については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第１７号において、起債対象事業の工事請負費２，０６５万４，０００円については、下水道区域内に一般住宅の建築計画が上がったため、下水道本管

の延伸工事２カ所が必要となったことから、工事請負費を増額するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、民間による宅地分譲のときには、下水道というのは必須である。場所によっては、ある程度幹線があっても、計画区域に入っていなければできない。今回の場合は、そういった計画区域に入っていたから工事ができるのかとの質疑に対し、執行部より、今回の場合、下水道の認可区域として取り込んであり、以前から計画があったため実施できる。建築計画が年度途中で発生したため、年度途中での予算計上となっているとの答弁がありました。

次に、議案第１８号については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第３０号については、平成２９年に退職所得に対する市県民税の納付があっていたが、その退職所得の申告が税務署で不受理となったことにより、市県民税の還付が発生したため、また、法人市民税の還付については、一昨年の実績に応じて予定申告として前年の半分程度を半年前に行い、確定申告で実績に応じた増減を行うが、今回業績悪化による大きな金額の減額が数件あり、それに伴う還付金の発生により、過誤納金還付金の予算を大きく上回ったためのものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、一般的には予定納税をするが、予定納税されていたものが還付されるということかとの質疑に対し、執行部より、法人の場合、一昨年の確定申告で業績が上がれば法人税を支払い、次年度ではその半分程度を予定納税として納税し、その後の確定申告で、業績悪化等で所得が上がらなかった場合は税額が変更となり還付となる。今回がそのような状況であるとの答弁がありました。

次に、分科会審査における総括質疑が経済建設分科会よりありましたので報告いたします。

議案第１４号、令和元年度菊池市一般会計補正予算（第２号）中、歳入の農林水産業使用料の加工施設土地使用料１７万８，０００円について、執行部より、平成２９年度地方創生拠点整備事業により、七城町加工品センターが建設した加工施設の土地利用料であるとの説明を受け、審議を行った。しかし、市が契約をしているのはあくまで七城町特産品センターであり、そこから四つの物産館で設立したまるごと市場合同会社に対して加工施設を貸し出しているという状況は、又貸し行為にはならないのか、また、法的な問題はないのか、市の見解を問うとの総括質疑がありました。

以上が各分科会長からの経過報告となります。

経過報告に引き続き、経済建設分科会からの総括質疑に対して執行部からは、借地上の建物の賃貸については、土地を借りた人が借りた土地の上に建設した建物を

第三者に貸しても、借りた人は建物所有のためみずから土地を使用しているものであり、借りた土地を第三者に又貸ししたとは言えないと、昭和８年１２月１１日の大審院の判例から定説となっており、このことから、又貸しには当たらないと考えている。また、顧問弁護士にも確認したが、借りた土地の上の建物の所有者が当該建物を貸しても、又貸しにはならないと考えているとの回答を得ているとの答弁がありました。

次に、各分科会長に対する質疑では、委員より、議案第１４号における菊池一族プロジェクト事業について、事業の具体的な内容と予算の内訳と６５１万９，０００円の委託先について確認したか。また、十八外城跡の整備は、地域の活性化に直接関係あると思うが、意見はなかったのか。平成２８年度に行われた菊池さんいらっしゃいというイベントの費用対効果の確認はされたかとの質疑に対し、総務文教分科会長より、予算の内訳については、節ごとに詳細な説明があっている。事業の主な審議内容は報告のとおりである。委託先の確認及び十八外城の整備についての質疑は、分科会では行っていない。菊池さんいらっしゃいの費用対効果の確認についても行っていないとの答弁がありました。

また、委員より、議案第１４号中の公共施設予約管理システムについて、備品管理も含んだ上でシステム導入をされるのかとの質疑に対し、総務文教分科会長より、分科会では確認は行っていないとの答弁がありました。

以上、慎重に審議しました結果、議案第１４号から議案第１８号及び議案第３０号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、本委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果についてご報告いたします。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、速やかに御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、予算決算常任委員長報告といたします。

○議長（柁原賢一君）　以上で委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

福島英徳君。

［登壇］

○２番（福島英徳君）　皆さん、おはようございます。ただいまの報告がありました経済建設委員長にお尋ねいたします。

議案第９号について、議案の新旧対照表の中にある使用料について、事業所の業務料金や１人当たりの超過料金が、旧七城町地域と旧泗水町地域とで違っているが、基本料金は同じなのに、なぜそこだけ違っているのかと委員から質疑されています。

それに対して執行部からは、合併前の料金でずっときており、これは合併後、速やかに見直すことにしていたが、実際にはできておらず、そのままの料金体系できているためであるとの答弁です。

どうして、合併後、速やかに見直しをせず、１０年以上もそのままで放置され続けたのか。また、その後、委員から、経営状況もあると思うが、もし料金を下げれるなら下げて、料金を統一すべきではないかという質疑に対して、執行部よりは、企業会計移行等もあるため、全体的な料金の見直しで検討していきたいとの答弁があります。本当にこういうふうになっていくのか疑問ではありますが、このあたりの質疑はされなかったのでしょうか。

○議長（柁原賢一君）　経済建設常任委員長、坂本道博君。

［登壇］

○経済建設常任委員長（坂本道博君）　それでは、ただいま福島議員からの質疑に対してのお答えをいたします。質疑通告書の内容に対してだけについてお答えをします。

経済建設常任委員会での審議において、ただいま福島議員が質疑されました、どうして合併後、速やかに見直してないのかといった点につきましては、質疑はあっておりません。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　ほかにありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第９号から議案第１８号まで及び議案第２４号から議案第２８号、議案第３０号並びに陳情第１号、以上１７案件について、討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子さん。

［登壇］

○６番（東　奈津子さん）　皆さん、おはようございます。議席番号６番、日本共産党、東奈津子です。

議案第９号、消費税法の一部改正に伴う下水道関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第１２号、菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

まず最初に、議案第９号についてです。

反対の理由は、本条例の制定によって消費税が増税されれば、その分がそのまま市民の負担となる点であります。ご承知のように、市民の暮らしは厳しく、とりわ

け５年前の消費税８％増税を境に、その実態は深刻さを増しています。下水道はライフラインそのものであり、ここへの負担増は市民の暮らしを直撃します。

そもそも消費税は所得の低い層に、より重くのしかかるものであり、とりわけこの景気悪化の中で増税を強行すれば、経済も暮らしもどん底になります。１０％への増税はきっぱり中止すべきであります。大企業や富裕層にもうけに応じた当たり前の負担増を行うことなど、消費税に頼らない別の道で暮らしの財源確保をしていくべきであります。

地方自治体は、国の下請機関ではありません。国が市民の暮らしを壊すような政策を押しつけるとき、そのまま従うのではなく、地方自治体本来の役割を独自に発揮すべきであります。

以上の理由から、議案第９号には反対であります。

次に、議案第１２号についてです。

反対の理由は、議案第９号と同様に、本条例の制定によって上水道料金が消費税増税に伴って値上げとなる点であります。下水道同様、上水道は市民のライフラインであります。ここへの負担増は認められるものではありません。

以上の理由から、議案第１２号にも反対であります。

以上です。

○議長（柁原賢一君）　ただいま議案第９号、議案第１２号に対する反対討論がありました。

議案第９号、議案第１２号について、賛成者の発言を許します。ありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　これで、議案第９号、議案第１２号に対する討論は終わります。

ほかに討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　これで、討論を終わります。

これより議案第９号から議案第１８号まで及び議案第２４号から議案第２８号、議案第３０号並びに陳情第１号について採決します。

ただいま討論がありました議案第９号、議案第１２号及び委員長報告が不採択であります陳情第１号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第１０号、議案第１１号、議案第１３号から議案第１８号まで、議案第２４号から議案第２８号及び議案第３０号までの１４案件については、各常任委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　異議なしと認めます。よって、以上の１４案件については、各常任委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

討論がありました議案第９号、議案第１２号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第９号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君）　起立多数です。よって、議案第９号は、可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第１２号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君）　起立多数です。よって、議案第１２号は、可決することに決定しました。

次に、お諮りします。陳情第１号、インフルエンザ予防接種の推進に関する陳情書については、本案に対する委員長の報告は不採択であります。

可を諮る原則により、原案について採決します。

陳情第１号について、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君）　起立少数です。よって、陳情第１号は、不採択することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

休憩　午前１０時５４分

開議　午前１１時００分

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

○議長（柁原賢一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

日程第２　委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（柁原賢一君）　次に、日程第２、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

議会運営委員会 　１　議会運営等に関する諸問題の調査について 総務文教常任委員会 　１　一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について 福祉厚生常任委員会 　１　福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について 経済建設常任委員会 　１　農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について 　２　土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について 予算決算常任委員会 　１　予算及び決算に関すること 議会広報特別委員会 　１　議会広報に関すること 熊本地震からの復旧・復興特別委員会 　１　熊本地震からの復旧・復興に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出一覧表のとおり申し出があっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

追加日程第１　議案第３１号　上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君）　次に、追加日程第１、議案第３１号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

［登壇］

○市長（江頭　実君）　改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、ただいま上程されました追加議案について、ご説明を申し上げます。

追加議案書その２の１ページをお願いいたします。

議案第３１号、菊池市長等の給料の特例に関する条例の制定についてでございます。

提案理由につきましては、本市職員が車検切れの公用車を使用したことにより、市民の皆様の信頼を損なうこととなった責任を重く受けとめ、市長及び副市長の給料を減額するため、条例を制定するものでございます。

なお、職員分限懲戒審査委員会の審査結果を受け、７月８日付で当該公用車の管理責任及び使用責任者であります職員の処分を行ったところでございます。

本議案につきましては、組織全体の代表者である私と副市長が、みずからを律し、減給処分を行うものでございます。

職員は起立をお願いします。

市民の皆様及び菊池市議会の皆様に、心よりおわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

職員はなおって、着席してください。

それでは、条例の内容といたしましては、２ページをお願いいたします。

令和元年８月１日から８月３１日までの１カ月間、市長及び副市長の給料の１００分の１０をそれぞれ減額するものでございます。

なお、この条例は、令和元年８月１日から施行し、８月３１日限り、その効力を失うこととしております。

今後は、市民の皆様の信頼回復のため、公用車の管理体制を徹底し、業務改善と再発防止に全力で取り組んでまいる所存でございます。

議員各位におかれましては、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（柁原賢一君）　以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

荒木崇之君。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　それでは、議案第３１号について質疑を行います。

この減額の額が高いとか安いとか、そういうのは私は判断すべきではないと思っていますので、それについては申しませんが、今回、これが起きた原因というのが、職員計２３名の方が最長１１８日間にわたって車検切れの車に乗っていたということであります。

今回、さも初めてのように、この事件が起きたかのように言われますけども、私の記憶では、平成２４年ぐらいに健康福祉部関係で同じような車検切れの車に乗ったという報告がされていて、それに対して職員を雇うとまで、その当時、やられて

て、結局、雇われてなくて、そのとき、それは財政課の管財係が、管財によってデータベースを一元化して、二度とこのようなことが起きらないようにと言われて、今回、再び起きたわけであります。

そこで、お尋ねいたします。

再びじゃないですね。三たび起きないように、今後の対応策をお尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君）　上田総務部長。

［登壇］

○総務部長（上田敏雄君）　それでは、荒木議員の質疑にお答えいたします。

公用車所管課においては、担当者の選任や公用車運転日誌及び車内に車検満了日を明記するなど、責任の明確化、見える化等により失念防止を図っております。

また、全庁レベルでのチェック体制として、施設マネジメント課から毎月初めに翌月分の車検予定車両を周知しております。所管課による車検実施後は、車検証の写しを施設マネジメント課に提出を求め、車両リストの車検満了日を更新し、漏れがないように二重チェックを行っております。

今後もこれらを継続、徹底し、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（柁原賢一君）　ほかにありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　これで質疑を終わります。

議案第３１号については、会議規則第３７条第２項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第３１号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　異議なしと認めます。よって、議案第３１号については、原案のとおり可決することに決定しました。

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

追加日程第２　決議案第１号　上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君）　次に、追加日程第２、決議案第１号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

福島英徳君。

［登壇］

○２番（福島英徳君）　それでは、決議案第１号、菊池市中央図書館の閲覧用椅子購入に関する調査に関する決議案の提案理由を説明いたします。

元号も令和に変わりましたので、改めて提案させていただきます。

この菊池市中央図書館の椅子に関しましては、平成３０年６月に発行された機関紙で初めて知りました。掲載されていた指名競争入札の経緯は以下のとおりです。

まず、入札は、１３者指名に対して９者が入札辞退で、４者が応札。

次に、入札した業者は、指定された椅子、地場業者が独自に発注することが困難な外国製で、１者限定の特注、これを納入できないばかりか、菊池市は、もともと同等品不可としながらも、代替椅子、価格は２割増の納入を認めた。さらには、その落札業者にその費用負担をさせないどころか、納期優先とのことで、空輸運賃まで支払っている。これが事実であれば、発注者と受注者の関係を疑わざるを得ません。

しかしながら、これまで荒木議員から二度提案されましたが、市の執行部の答弁は問題ないとの一点張りで、入札経緯について納得できる説明はありません。

また、市は、入札前に在庫確認をした落札業者に瑕疵はないと答えていたにもかかわらず、監査においては、入札前に受注生産だが納入できることを確認したと主張されています。受注生産品の在庫確認ができるはずはなく、明らかに答弁が矛盾しています。

指名競争入札の条件として、指定された椅子に対して同等品不可としているにもかかわらず、納期に間に合わないからとの理由で、指定した椅子とは別品の納入を認めるばかりか、追加費用まで市が負担すること自体、常識を逸しています。

また、市民の方から全議員に対して公開質問状まで要求されました。これは怪文書でもなく、正式に議会経由で求められたものです。このように、市民の方々も大変疑問に思われております。

私は、このような不透明な入札経緯や、矛盾している答弁に対して、徹底的に業者を含めた関係者から当該調査を行うことによって、真実を市民に伝えるべきだと考えております。

以上を提案理由として、別紙決議案の内容を読み上げて説明いたします。

１、調査事項

地方自治法第１００条の規定により、次のとおり菊池市中央図書館の閲覧用椅子購入に関する調査を行うものとする。

２、特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第１０９条及び委員会条例第６条の規定により、委員８名で構成する「菊池市中央図書館の閲覧用椅子購入に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託して行う。

３、調査権限

本会議は、１に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第１００条第１項及び同法第９８条第１項の権限を「菊池市中央図書館の閲覧用椅子購入に関する調査特別委員会」に委任する。

４、調査期間

「菊池市中央図書館の閲覧用椅子購入に関する調査特別委員会」は、１に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

５、調査経費

本調査に要する経費は、予算の範囲内とする。

以上、議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げ、決議案第１号の説明といたします。

○議長（柁原賢一君）　以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第１号については、会議規則第３７条第２項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

後藤英夫君。

［登壇］

○４番（後藤英夫君）　議席４番、後藤英夫です。決議案について、反対の立場から討論します。

私が反対する理由は、２点あります。

一つ目は、これまで図書館の椅子の問題は総務文教常任委員会で時間をかけて十分審議されて、そして、承認されたこと。加えて、本議会でその決算を賛成多数で可決し、改めて調査する必要がないことです。

二つ目は、この件について、住民監査請求が行われ、監査委員が棄却したことです。そして、その棄却の理由について、問題ないと考えています。

以上の２点により、本決議案に反対します。

○議長（柁原賢一君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

木下雄二君。

［登壇］

○１９番（木下雄二君）　皆さん、おはようございます。決議案第１号、菊池市中央図書館の閲覧用椅子購入に関する調査に関する決議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

図書館の椅子購入に関しましては、これまで熊日新聞に何度も掲載され、また、昨年の議会報告会でも多くの市民の方より、海外メーカーの１脚１０万円もする椅子を購入する必要があったのか、怒りを感じる等の厳しい意見が噴出いたしました。

これまで、荒木議員、今回は福島議員の提案理由でも述べられましたが、一般質問の答弁と公文書が食い違うどころか、公文書自体が偽造である疑いも出てきております。私も不適切な入札であり、疑義を強く感じております。

住民監査請求をされた市民の方も、監査委員の棄却の結果に対して、唖然とした、証拠となる文書も出してほしい、今後も市民が納得できる形で税金が使われているか、議会でしっかり審議してほしいと、熊日新聞のインタビューにも答えておられます。

菊池市の市民感覚とかけ離れた価値観、金銭感覚に疑問を持っている市民の方々がたくさんおられるのではないでしょうか。少子高齢化で将来的に厳しい財政状況の中で、高額な椅子の購入、ましてや、地場産業育成を考えなければならないのに、海外製を選択している問題、他市ではあり得ない入札後の業者への対応等、また、菊池市中小企業振興基本条例の市内に事務所、または事業所については、従業員が常駐していることが条件等も再確認する必要がありましたので、落札業者の教育産業社菊池営業所については、一般質問等でも指摘をしておりますが、入札の同等品不可の問題とともに、さらに調査の必要があります。

また、先日は、菊池をよくする会より、全議員に対して、この件の賛否を問う公開質問状が正式に求められました。その結果については熊日新聞に掲載されておりますので、市民の皆様もよくご存じだと思います。

よくする会の代表の方は、市民は真実を知りたがっていると強く述べておられます。現在の菊池市は、先般の職員の公文書偽造や、公用車の車検切れの問題、西郷南洲公園の土砂の損害賠償等のたび重なる不祥事で、市民との信頼関係は崩れております。

私たち議員は、市民の代弁者として、税金の使途を監視することが仕事であります。今回の図書館の椅子の購入問題は、先ほども申し上げましたが、市民の住民監査請求、全議員への公開質問状もありましたように、市民は徹底的な調査を望んでおります。

市の不適切な事務処理による税金の無駄遣いの真相究明によって、市民に納得していただき、議会としての説明責任を果たすためにも、これらのことを重く受けとめて、採決に臨んでいただきますようお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（柁原賢一君）　ほかに討論はありませんか。

二ノ文伸元君。

［登壇］

○１７番（二ノ文伸元君）　皆さん、おはようございます。議席番号１７番、是は是、非は非がモットーの二ノ文でございます。よろしくお願いします。

私は、決議案第１号、菊池市中央図書館の閲覧用椅子購入に関する調査に関する決議案に賛成の意を表明するとともに、その立場で討論をさせていただきます。

せんだっての５月８日に、菊池市をよくする会より、本市議会議員に対して公開質問状が提出されました。質問状は、百条委員会設置に賛成なのか、反対なのか、また、その理由について、議長を含む全議員２０人に回答を求めるものでありました。結果は、２０人中１０人が回答し、百条委員会設置に賛成が４人、反対が５人でありました。

なお、柁原議長においては、議長職として中立公平の立場であり、賛否の表明はできないと、教科書にあるような回答を出されております。

賛成者の理由として、不適切な事務処理による税金の無駄遣いがあったとして、強い調査権をもって真相解明をすべきと回答したのに対し、反対者の理由として、住民監査請求においても問題なしとの結論に至っていると回答がありました。また、このことについては、過去の討論の際、決算認定で議会が認めており、監査委員が監査をやり直す必要がないとしたという旨の反対討論をされております。

ここで、もう一度確認していきます。

住民監査請求に対する監査結果では棄却としながらも、監査時の意見として、市の発注作業が十分できていなかった、適正な事務執行を求める、適正な契約事務を徹底させたいと、不適切な事務処理についての指摘があっております。

さらに、平成３０年９月議会の一般質問において、江頭市長は、図書館の椅子入札問題については何ら問題ないという答弁でしたが、１点、平成３１年３月議会では、発注作業については、大変お粗末であったとして、真摯におわびを申し上げたいと答弁になり、市の不手際を認めたことになります。

また、決算認定は、住民監査請求が起こる以前に認定されたものであり、決算認定後に発覚した新たな事実を見逃す行為は不適切な事務処理を容認することであり、ひいては、市民の疑念、不利益を見て見ぬふりをすることになります。まさに、このことが決算認定を覆すに値するものと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

最後に、公開質問状に回答しておられない議員さんが１０人おられます。反対の趣旨がわかりかねますので、その議員の方々に申し上げます。

恐らく賛成か反対かで、反対に回られることが予想されます。次の議会でもこの決議案は提出されるでしょう。これまでのように反対ありきではなく、平成３０年９月議会と平成３１年３月の荒木崇之議員の一般質問に対する市執行部とのやりとり、つまり、議事録をいま一度見直し、チェックしていただきたい。ご判断いただきたい。本来なら暫時休憩をここで１時間ほどとり、ここで判断していただきたいものですが、議会運営上、難しいと思います。議事録の再確認をしていただき、賢明なご判断をお示しください。

ただただ真実が知りたい市民のためにも、百条委員会設置に賛成していただけるようお願いをいたしまして、私の賛成の討論とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君）　ほかに討論はありませんか。

荒木崇之君。

［登壇］

○１１番（荒木崇之君）　決議案第１号、菊池市中央図書館の閲覧用椅子購入に関する調査に関する決議案に対する賛成討論を行います。

私は、この決議案を平成３０年１２月議会と平成３１年３月議会に二度提出しましたが、残念ながら否決となりました。提出者は賛成討論ができなかったので、今回、賛成討論ができることをうれしく思います。

反対討論された議員の方で、司法と議会をごちゃまぜに考えておられるようですので、ここで整理したいと思います。

前回の反対討論の中で、この図書館の入札問題については、司法の手によって行うべきとの討論がありましたが、そもそも議会は、主権者である住民にかわって、執行機関を監視、評価し、執行機関の独走をチェックする機関であることを忘れてはなりません。

百条委員会の目的とは、警察、検察の捜査のように、犯人を検挙することを目的

とはしておらず、地方公共団体の事務に係る範囲で行った不祥事事件等に対して、発生した原因、その背景、今後の再発防止をするために調査を目的としています。つまり、この目的に沿った議会の調査は、犯人の検挙を目的とする警察や検察の対象外であり、議会にしかできないもので、そこにこそ、百条委員会の意味があると、全国市議会議長会の廣瀬氏はこの１００条調査ハンドブックの中で述べています。

また、市民の方が住民訴訟をすればよいとの反対討論もありましたが、本来、行政と市民の間に立って、紛争にならないようにするのが議員の務めだと私は考えます。多額の費用を市民に負担させ、住民訴訟をあおるような、そんな発言は無責任であると私は思います。

最後に、総務文教常任委員会の中で数度にわたって調査をした結果、おおむね問題ないとの結論に至ったとの反対討論がありました。先ほども後藤議員から何度もされたと、時間をじっくりかけてされたということでしたので、総務文教常任委員会の議事録を請求し熟読しましたが、時間としては４０分と３０分、数度調査されたとされていますが、正確には二度であり、そのうちの１回は正式な委員会ではなく協議会で、執行部からの資料提出はおろか、この議事録さえもありません。音声しかありません。

また、平成３０年９月１２日の総務文教常任委員会の議事録を見てみますと、執行部の説明を一方的に聞くだけで、私が情報公開請求した資料も取り寄せず、答弁と公文書の整合性についても指摘をされておらず、とても調査を行ったとは言いがたいものであります。

的確な調査をして、問題を認識しているのであれば、総務文教常任委員長が市民に向けての議会報告会において、市民の前で、大津町も１０万円の椅子を購入しているなど、大津町に事実の確認もせずに、全くの事実誤認を平然と言うはずもありません。

議員の皆さん、市民からこの椅子問題を聞かれたときに、ちゃんと事実を話すことができますか。

１脚１０万円の高額な椅子を購入した菊池市の金銭感覚も問題ですが、もっと大きな問題は、その購入に係る入札について、不透明な点が数多く存在していることであります。

私たち議員には真実を市民に知らせる責任があります。議員の皆様が良識ある判断を下していただくことをお願いしまして、百条委員会の設置に対する賛成討論といたします。

○議長（柁原賢一君）　ほかに討論はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（柁原賢一君）　これで討論を終わります。

討論がありましたので、起立により採決します。

お諮りします。決議案第１号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君）　起立少数です。よって、決議案第１号は、否決することに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和元年第１回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

閉会　午前１１時３２分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長　柁　原　賢　一

菊池市議会議員　坂　本　道　博

菊池市議会議員　水　上　隆　光

付　　録

令和元年第１回定例会付議事件一覧及び審議結果表

（６月２０日・７月１２日議決）

議案番号	件　　名	審議結果
議案第　９　号	消費税法等の一部改正に伴う下水道関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第１０号	菊池市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第１１号	菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第１２号	菊池市給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第１３号	菊池市庁舎建設基金条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第１４号	令和元年度菊池市一般会計補正予算（第２号）	原案可決
議案第１５号	令和元年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）	原案可決
議案第１６号	令和元年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）	原案可決
議案第１７号	令和元年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）	原案可決
議案第１８号	令和元年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第１号）	原案可決
議案第１９号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第２０号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第２１号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第２２号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第２３号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第２４号	工事請負契約の締結について（泗水支所改修建築工事）	原案可決
議案第２５号	工事請負契約の締結について（旭志支所建設建築工事）	原案可決
議案第２６号	財産の取得について	原案可決

議案番号	件　　名	審議結果
議案第２７号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第２８号	市道路線の認定について	原案可決
議案第２９号	熊本県市町村総合事務組合規約の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	原案可決
議案第３０号	令和元年度菊池市一般会計補正予算（第３号）	原案可決
議案第３１号	菊池市長等の給料の特例に関する条例の制定について	原案可決
陳　　情		
陳情第　１　号	インフルエンザ予防接種の推進に関する陳情書	不採択
決議案		
決議案第１号	菊池市中央図書館の閲覧用椅子購入に関する調査に関する決議	原案否決
報　　告		
報告第　３　号	継続費繰越計算書について	原案報告
報告第　４　号	繰越明許費繰越計算書について	原案報告
報告第　５　号	事故繰越し繰越計算書について	原案報告
報告第　６　号	継続費繰越計算書について（菊池市水道事業会計）	原案報告
報告第　７　号	専決処分の報告について（市営住宅に関する訴えの提起）	原案報告
報告第　８　号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告
報告第　９　号	専決処分の報告について（道路管理瑕疵）	原案報告
報告第１０号	専決処分の報告について（庁用車車両事故）	原案報告
報告第１１号	菊池市土地開発公社経営状況報告について	原案報告

議案番号	件　　名	審議結果
報告第１２号	有限会社きくち観光物産館経営状況報告について	原案報告
報告第１３号	有限会社ファームきくち経営状況報告について	原案報告
報告第１４号	有限会社七城町特産品センター経営状況報告について	原案報告
報告第１５号	有限会社七城町振興公社経営状況報告について	原案報告
報告第１６号	有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について	原案報告
報告第１７号	有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について	原案報告
報告第１８号	有限会社有朋の里泗水経営状況報告について	原案報告